

平成22年 2 月宮崎県定例県議会（当初）  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成22年 3 月 9 日～12日

場 所 第4委員会室

平成22年3月9日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計予算
- 議案第4号 平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第5号 平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第6号 平成22年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第10号 平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計予算
- 議案第11号 平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第20号 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について

- 議案第31号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	松村	悟郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		外山	三博
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		濱砂	守
委員		囷師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬	和明
環境森林部次長 (総括)	豊島	美敏
環境森林部次長 (技術担当)	黒木	由典
部参事兼 環境森林課長	飯田	博美
計画指導監	水垂	信一
部参事兼 環境管理課長	堤	義則
環境対策推進課長	大坪	篤史
自然環境課長	河野	憲二
森林整備課長	徳永	三夫
山村・木材振興課長	森	房光
木材流通対策監	小林	重善
工事検査監	濱砂	金徳
林業技術センター所長	楠原	謙一
木材利用技術センター所長	有馬	孝禮

---

事務局職員出席者

議事課主査 本田 成延

政策調査課主査 坂下 誠一郎

---

○外山衛委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、平成22年度当初予算関連議案の審査の進め方についてであります。

お手元に配付しております「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となり、審査が長時間となることが予想されます。そのため、委員会審査の進め方(案)のとおり、3～5課ごとにグループ分けをして、説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと考えております。審査の進め方については以上でございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時4分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成22年度当初予算関連議案について部長の説明を求めます。

○吉瀬環境森林部長 おはようございます。環

境森林部でございます。よろしく申し上げます。

お手元に配付してあります常任委員会資料の表紙をお願いしたいと思います。本日説明する事項は、1の予算議案4件、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計予算」、議案第4号「平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計予算」、議案第5号「平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算」、議案第6号「平成22年度宮崎県林業改善資金特別会計予算」でございます。それから、下のほうに特別議案を書かせていただいておりますが、これにつきましては、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第23号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、議案第24号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第25号「宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」、議案第30号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収」についての5件をお願いしております。

それでは、1ページをめくっていただきたいと思っております。

予算議案といたしまして、初めに、1ページの環境森林部施策のポイントについてでございます。環境森林部におきましては、新みやざき創造計画の分野別施策に掲げてあります、(1)自然と共生した環境にやさしい社会づくり、(2)安全で安心な暮らしの確保、(3)林業の振興、この3つの施策の基本方向に沿いまして施策の展開に努めているところでございます。

具体的には、そこの表の中に掲げておりますけれども、平成22年度におきましては、ごみ処理等の身近な地域の問題から、森林の減少や地球温暖化といった地球規模の問題に至るまで、

広範かつ複雑化しております環境問題や、依然として厳しい状況に置かれております林業の現状などを踏まえまして、県の重点施策であります低炭素社会の実現、中山間地域の活性化、及び新たな産業の展開などのテーマにつきましまして、重点的に取り組んでいくこととしております。そのポイントのところには、主な新規事業あるいは改善事業を掲げておりますけれども、右側のほうの【低炭素社会】というのは、低炭素社会の実現の関連事業ということでございます。【雇用の確保】や【中山間地域】と書いてありますのは、中山間地域の活性化、そういう形でそれぞれ事業の後ろに重点施策の項目を入れております。

右の2ページをごらんいただきたいと思っております。平成22年度の環境森林部の歳出予算（課別）でございますが、この表は、環境森林部の一般会計、特別会計の平成22年度歳出予算を課別に集計したものでございまして、一般会計につきましましては、小計の欄にございますように、250億2,935万4,000円、平成21年度当初予算と比較いたしますと、112.8%となっております。また、特別会計につきましましては、下から2段目の小計の欄にございますように、5億6,188万5,000円で、同じく対前年度比96.3%となっております。この結果、環境森林部の平成22年度当初予算は、表の一番下の合計の欄にございますように、一般会計、特別会計合わせまして255億9,123万9,000円、対前年度比112.4%となります。

次に、その下の3の平成22年度債務負担行為の追加でございます。これは、森林整備課が所管しております山のみち地域づくり交付金事業費につきましまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。平成22年度の部の主要な新規・重点事業の一覧表でございます。これは主なものを新みやざき創造計画の分野別施策に沿って整理をしたものでございます。参考にしていただければと思っております。

それでは、再度、資料の表紙に戻っていただきたいと思っております。表紙の下のほうに特別議案を書いておりますが、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましましては、土壤汚染対策法の一部改正に伴いまして、汚染土壌処理業の許可の更新及び変更の許可申請に係る手数料の新設をお願いするものでございます。

次に、議案第23号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましましては、市町村合併に伴いまして、県の公の施設であります宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の位置表示の改正を行うものでございます。

次に、議案第24号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましましては、事務処理の効率化等の観点から、知事の権限に属する事務のうち、市町村から希望のあった事務を新たに移譲するための改正となりまして、そのほか、法令等の改正に伴います関係規定の改正もあわせて行うものであります。環境森林部関係では、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づく事務を初め、合わせて3つの法律等に基づく事務につきましまして、取り扱いを希望する市町村への権限の移譲等を行うものでございます。

次に、議案第25号「宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」につきましましては、自然公園法の一部改正に伴いまして、県立自然公園におきます自然環境の保全対策の強化等を図るた

めに、関係規定の改正を行うものでございます。

また、議案第30号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」につきましては、市町村にかわって県が開設します平成22年度の林道事業に要する経費に充てるために、市町村から一定の割合で負担金を徴収するものでございます。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

**○外山衛委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。これより、環境森林課、環境管理課、環境対策推進課の審査を行います。環境森林課から順次説明を求めます。なお、委員の質疑は、3課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○飯田環境森林課長** 環境森林課の平成22年度の当初予算について御説明をいたします。

お手元に分厚い冊子があるかと思いますが、平成22年度歳出予算説明資料の赤いインデックスの環境森林部の次にあります青いインデックス、環境森林課のところ、ページでいきますと181ページをごらんください。環境森林課の当初予算といたしましては、左から2列目の当初予算額の欄にありますように、一般会計で26億3,237万6,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明をいたします。

1枚お開きいただきまして、183ページの中ほどの(目)環境保全費の(事項)環境保全推進費2,644万3,000円であります。説明欄の中にあります、6の幼児期におけるリサイクル等環境学習推進事業では、エコ幼稚園・保育所に係る取り組みの拡大を推進するため、これまでの

環境教育のノウハウや実例の紹介、森林を題材とした学習内容等を掲載しました手引書を作成しまして、環境学習の取り組みの拡大を図るものであります。

次に、9の宮崎県環境基本総合計画改定事業であります。環境基本総合計画は、環境基本条例で策定が義務づけられますとともに、新みやざき創造計画の分野別施策を具体化する計画と位置づけておりますが、現在の計画期間が平成18年度から平成22年度までとなっていることから、平成23年度以降の新たな計画を策定するものであります。

次に、1枚お開きをいただきまして、184ページの下欄でございます。(目)林業振興指導費、185ページの上段に移っていただきまして、(事項)森林計画樹立費5,644万2,000円あります。これは、森林法に基づきまして、県内の民有林を5つの流域に区分いたしまして、毎年1流域ずつ地域森林計画を策定しておりますが、平成22年度は耳川の森林計画について計画を策定するものであります。

次に、その下の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費5億8,822万3,000円あります。この事業は、適切な森林整備を推進するため、森林所有者等による森林情報の収集活動や、森林施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化作業、森林の天災などによる被害状況等の額に対しまして、交付金を交付するものであります。

次に、一番下の(事項)森林資源活用温暖化対策費979万9,000円と、お手数でございますけれども、1枚お開きいただきまして、一番上にあります(事項)林業普及指導費1,566万1,000円のうち、説明欄の中にあります、6の持続可能な林業経営推進事業につきましては、後ほど

常任委員会資料のほうで御説明させていただきたいと思います。

次に、その下の（目）林業試験場費の（事項）林業技術センター管理運営費8,623万9,000円であります。これは、美郷町にあります林業技術センターの管理運営に要する費用でございます。説明欄の2、試験研究費では、林業の振興と山村地域の活性化を図るため、（1）の育種育林技術の改良開発試験から、（6）の森林経営に関する研究までの6つのテーマで計10の課題を設け、本県の地域特性に応じた試験研究に取り組むものであります。

それでは、お手数でございますが、お手元に配付しております委員会資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、森林資源活用温暖化対策推進事業であります。

1の事業目的にありますように、低炭素社会の実現を図るため、森林の二酸化炭素吸収機能や、木質バイオマスの化石燃料代替による二酸化炭素削減に向けた取り組みを進めますとともに、環境省が創設しましたJ－VER制度を活用して、山元に利益を還元するシステムをモデル的に構築するものであります。

事業内容につきましては、右のページにありますように、①の森林吸収活用モデル事業では、J－VER制度を活用いたしまして、間伐を実施することで、増大する二酸化炭素吸収機能に経済的な価値を与えて、山元に利益を還元する取り組みを県有林で実施するものであります。②の木質バイオマス循環システム構築モデル事業は、間伐等で発生する林地残材を木質ペレットに加工し、農業分野での利用推進を図るとともに、J－VER制度を活用して、化石燃料から木質バイオマスへの代替を促進するもの

であります。③のJ－VER制度促進事業につきましては、当制度を導入するための検討会の開催、制度普及のためのPR活動などを実施するものであります。

次に、7ページをごらんください。持続可能な林業経営推進事業であります。

1の事業の目的にありますように、持続可能な林業経営を推進するため、経営指導に必要な施業計画書などを作成するシステムを開発し、活用し、効率的で効果的な普及指導を行います。これによりまして、林業経営者の意欲を喚起し、森林の整備を進めるものであります。

事業内容につきましては、2の（4）にありますように、①の林業経営指導推進事業では、森林所有者に対しまして、森林の現況や間伐等の森林施業に係る収支予測、将来的な資源の姿を提示するためのシステムを開発するとともに、指導用機器——パソコンの整備を行うものであります。②の養成研修開催では、林業普及指導員、森林組合職員などを対象に、開発しましたシステムの操作研修を行うものでございます。

環境森林課の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○堤環境管理課長** 環境管理課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の青いインデックスの環境管理課のところ、187ページをお開きください。環境管理課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で8億7,940万5,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、189ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）地球

温暖化防止対策費 1 億5,574万3,000円であり  
ます。説明欄 4 の地球温暖化対策に係る地方公共  
団体実行計画推進事業につきましては、都城市  
が行う公園の照明施設改修事業や、高鍋町、新  
富町が行う庁舎の省エネ改修事業に対して補助  
を行うものであります。

次に、（事項）大気保全費7,915万9,000円  
であります。説明欄 1 の大気汚染常時監視につ  
きましては、大気汚染の未然防止を図るため、  
県内13の測定局で二酸化硫黄や二酸化窒素な  
どの常時監視を行うものであります。2 の大  
気汚染常時監視テレメータースystem運  
営につきましては、測定局からデータを収集し、  
大気汚染の状況や花粉・紫外線に関する情報  
提供を行い、県民の健康保護や生活環境の保  
全を図るものであります。

次に、1 枚おめくりいただきまして、190  
ページをお開きください。（事項）水質保全費  
1 億132万7,000円でありませんが、河川  
等の公共用水域や地下水の状況の監視、工場  
や事業場の排水規制を行うことなどにより、  
水質の保全を図るものであります。説明欄 1  
の（3）新規事業、大淀川水質浄化対策事  
業につきましては、大淀川上流域における水  
質改善に係る効果的な対策に取り組むため、  
汚濁要因の詳細な把握を行うものであり  
ます。（4）の新規事業、地下水常時監視に  
係る井戸の利用状況等調査事業につきましては、  
後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、（事項）騒音悪臭等対策費395万3,000  
円であります。この事項につきましては、騒  
音、振動、悪臭について、規制地域の指定や  
監視を行うことにより、騒音等の公害の防止  
を図るものであります。

次に、191ページをごらんください。2 番目

の（事項）化学物質対策費724万8,000円  
であります。説明欄 1 のダイオキシン類対  
策事業につきましては、大気や河川等のダイ  
オキシン類の調査を行い、ダイオキシン類  
による環境汚染の未然防止を図るもので  
あります。

次に、中ほどの（事項）公害保健対策費の  
1 億485万2,000円であります。この事  
業は、高千穂町土呂久地区に係る公害健康  
被害者への補償給付と指定地区住民の健康  
観察検診などを行うものであります。

次に、一番下の（事項）河川浄化対策費  
505万7,000円であります。説明欄 2 の  
未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事  
業は、県民が水辺環境に触れ合い、水辺の  
魅力を再発見する機会をふやし、だれもが  
触れ合い、親しめる水辺環境づくりを推  
進するものであります。

192ページをお開きください。（事項）合  
併処理浄化槽等普及促進費 4 億203万6,000  
円あります。説明欄 4 の浄化槽整備事業  
であります。説明欄 4 の浄化槽整備事業  
は、地域の特性に応じた生活排水処理設  
施の整備を促進するため、合併処理浄化  
槽の整備に対する助成を行うものであり  
ます。5 の新規事業、浄化槽適正管理強  
化事業につきましては、緊急雇用創出事  
業臨時特例基金を活用して、浄化槽の  
適正管理を促進するため、法定検査を  
実施していない浄化槽設置者に対し、  
文書や電話により適正管理の必要性を  
周知し、啓発を行うものであります。

最後に、（事項）環境保全の森林整備  
費1,533万3,000円あります。これは一  
ツ瀬川及び小丸川の濁水長期化を抑止  
するため、県、市町村、電気事業者で  
拠出する資金及び民間募金による両河  
川上流域の森林整備の促進等を行うた  
めの負担金等であります。

それでは、お手元の常任委員会資料の 9 ペー

ジをお開きください。地下水常時監視に係る井戸の利用状況等調査事業であります。この事業も緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る事業の一つであります。

1の事業の目的であります。地下水の常時監視の効率化を図るとともに、地下水汚染が生じた場合に、汚染範囲の把握や県民の健康被害の防止に迅速に対応するため、県内の井戸の設置・利用状況を調査し、井戸台帳を作成するものであります。また、この井戸台帳により、災害時等に生活用水の確保等の情報を提供することが可能となります。

2の事業の概要ですが、予算額は6,465万3,000円であります。

事業内容は、右側の10ページのイメージ図で御説明いたします。雇用した失業者等の調査員は、各保健所を拠点に、井戸所有者を戸別訪問し、井戸の所在を確認するとともに、飲用されているか否かなどの利用状況を聞き取り、調査結果を受託機関に集め、井戸台帳を整備するものであります。調査する対象井戸は約2万4,400本で、雇用創出人数としては49名を予定しております。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。常任委員会資料の33ページをお開きください。議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の許可の更新及び変更の許可に係る規定が、平成22年4月1日から施行されるため、これらの申請手数料を新設するものであります。

改正の概要は、表にありますように、許可更新申請手数料が22万4,000円、変更許可更新手数料が22万2,000円であり、平成22年4月1日

からの施行としております。

次に、35ページをお開きください。議案第24号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。改正の理由につきましては、先ほど部長が説明したとおりであります。

(1)のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例関係の事務の移譲についてであります。①の移譲する事務の内容及び移譲市町村であります。みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく化学物質取扱事業者に対する報告の徴収及び立入検査の事務を追加し、宮崎市に権限を移譲するものであります。②の施行期日ですが、平成22年4月1日より施行することとしております。

環境管理課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○大坪環境対策推進課長** それでは、再度、歳出予算説明資料に戻っていただきまして、環境対策推進課のところ、193ページをごらんください。環境対策推進課の当初予算の総額につきましては、左から2列目にありますように、一般会計で12億7,938万1,000円をお願いしております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。

195ページをお開きください。まず、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費2,542万7,000円であります。説明の欄の3の新規事業、海岸漂着物の処理に関する地域計画策定推進事業についてですが、これは、昨年7月に施行されました海岸漂着物処理推進法という法律に基づきまして、今年度、国のほうが定めます予定の基本方針に沿いまして、来年度は本県の地域計画を策定しようとするもので

ございます。

次に、（事項）産業廃棄物処理対策推進費11億8,594万9,000円であります。主なものについて御説明をいたしますが、まず、説明の欄の2の産業廃棄物処理監視指導の（3）、新規事業、産業廃棄物適正処理監視体制強化事業373万8,000円についてであります。本県の産業廃棄物に関する監視指導業務につきましては、法律に基づきまして、宮崎市内の分は宮崎市が、その他の地域の分は県がそれぞれ行っております。このうち、県が行う分につきましては、従来より、その費用を県税であります産業廃棄物税で措置をいたしておりますが、来年度は、宮崎市が行う分につきましても、産廃税で補助を行おうとするものでございます。

次に、6ですが、公共関与推進事業8億5,735万9,000円あります。この中の（2）の公共関与支援事業につきましては、エコクリーンプラザみやぎきの運営主体であります財団法人宮崎県環境整備公社に対しまして、運営費の補助や、現在施工中の浸出水調整池の補強工事に要する費用の単年度貸し付け等を行うものでございます。また、（3）の新規事業、エコクリーンプラザみやぎきを活用した環境学習啓発事業につきましては、エコプラザの施設全体をフルに活用しまして、本県における廃棄物に係る環境教育や啓発の推進を図ろうとするものでございまして、同公社に全額委託して実施することといたしております。

続きまして、196ページをお開きください。7番、産業廃棄物税基金積立金の2億247万円につきましては、22年度の産業廃棄物税の税収から徴税費用を除いたものを、産業廃棄物税基金に積み立てるというものでございます。10の産業廃棄物処理施設適正化支援事業につきまし

ては、産業廃棄物税の課税の公平化、適正化等を図るために、産廃処理業者が設置しますトラックスケール、これは産廃の積載量を見る機械でございますが、その設置費用の一部を補助するものでございます。

次に、（事項）廃棄物減量化リサイクル推進費6,800万5,000円についてであります。1の廃棄物処理施設等における再生利用促進事業868万9,000円につきましては、廃棄物処理施設から排出されます焼却残渣、これを土木資材として有効活用するための研究開発を行うものでありまして、来年度が3カ年事業の最終年度となります。具体的には、エコクリーンプラザみやぎから排出されます熔融スラグ等につきまして、その強度や安全性を調査・研究しまして、土木資材として活用するためのガイドラインを作成することといたしております。

最後に、2の新規事業、循環型社会形成のための総合対策推進事業5,799万1,000円についてであります。これは別冊の常任委員会資料のほうで説明させていただきたいと存じます。お手数ですが、常任委員会資料の11ページをごらんください。

この事業は、重点施策、低炭素社会の実現の一つでございまして、1の目的の欄にございませうように、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや経済活動を見直しまして、廃棄物の排出量や最終処分量を抑制した循環型の社会づくりを進めるために、計画策定や意識啓発、リサイクルの推進のための施策を総合的に実施しようとするものでございます。

2の事業の概要ですけれども、予算額は合計で5,799万1,000円となっております。事業期間は、来年度から3カ年間を予定いたしております。

具体的な事業内容ですが、(4)になります。まず、①の計画策定事業につきましては、現行の宮崎県廃棄物処理計画が22年度で終了しますことから、今回は、廃棄物の適正処理にとどまらず、循環型社会形成のための将来目標、各種対策、そういったものを盛り込んだ新たな5カ年計画としまして、宮崎県循環型社会推進計画を策定することといたしております。次に②の意識啓発事業につきましては、循環型社会を形成するためには、何よりも、県民や事業者の理解を深めて、具体的なアクションを起こしていくことが重要でございますので、各種広報啓発事業を実施するとともに、県が環境研修を実施したり、企業や市民団体等が研修を実施する場合には、その支援を行うことといたしております。次に③の産業廃棄物リサイクル推進事業につきましては、産業廃棄物のリサイクルを推進するために、宮崎県産業廃棄物協会が行いますリサイクル製品認定制度の創設やPR事業に対する支援を行いますとともに、リサイクル製品生産のための施設整備を行う事業者に対しまして、その整備費用の一部を支援することといたしております。

環境対策推進課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○外山衛委員長** 説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑がございますれば、お願いいたします。

**○十屋委員** まず、森林資源活用温暖化対策で、森林吸収源活用モデル事業ですけれども、具体的に、今年度新しい事業を取り組まれるときに、どのくらいの企業を対象に目指してこのJ-V E R制度を導入しようと考えていらっしゃるのかというところをお示しいただけますか。

**○飯田環境森林課長** 企業につきましては、今のところ、明確にどこということはありませんけれども、宮崎県はキャンプをたくさんやっていますので、野球関係とかサッカー関係、それ以外にも、北海道等でもやっているんですけども、航空会社もやっておりますし、ある意味、ある程度大きな会社をターゲットに私たちは売り込みを行っていきたいというふうに考えております。

**○十屋委員** ということは、次の木質バイオマスも、対象事業者としては同じように考えてよろしいんですか。

**○飯田環境森林課長** 木質バイオマスというのは、ペレット化して、ボイラーで焼くことによってできるクレジットについてそういうことを想定して、同じような形で考えているということでございます。

**○十屋委員** 次に7ページ、GIS、この前、新聞に載っていたと思うんですけど、すばらしいシステムだと思うんですけど、それにあわせて養成研修開催の説明をいただいたんですが、システム操作研修というのは、どなたに向けてどういうふうな形でされるのかということをお聞きしたいと思います。

**○飯田環境森林課長** これは、基本的には、システムをまず開発いたしまして、収支が見える形で森林所有者等に示していきたいということでありまして、8ページに書いてございまして、作業路をここに入れたらこういうふうになりコストダウンになります、間伐を隣とまとめればコストダウンになりますということを数値化して行って、所有者に対して見える形で提示して経営意欲を喚起するというものでございます。対象は森林所有者等ということでございます。

○十屋委員 その説明、今、丁寧にいただいたんですが、経営感覚を植えつけるというか、身につけていただこうと。システム操作研修も森林所有者ということでいいんですか。システム操作研修はだれを対象にされるのか。

○飯田環境森林課長 これは、基本的には、林業普及指導員とか森林組合の職員を対象にシステムを研修させていただくと。その方々が林家のほうにそういうものを使って経営意欲を喚起していただくということでございます。

○十屋委員 続けていきます。予算書192ページの浄化槽適正管理強化事業で、雇用対策も含まれているというんですが、実施主体はどこがされるのかというのと、地下水の調査では49名というのがあったんですが、調査員の方を雇用されるというふうに理解するんですけど、どの程度の方をされて、全県下どういうふうな形でされるのか、御説明いただければ。

○堤環境管理課長 実施主体でございますけれども、委託で行いたいと考えております。委託事業者は、今年度浄化槽の台帳整備を行っております法定検査機関に随意契約でお願いしたいと考えております。雇用創出人数ですが、54名を予定しております。県下全保健所に配置して事業を行いますが、少ないところで2名、多いところで、都城保健所ですけれども、16名ということで、浄化槽の多いところが人数が多くなっております。

○十屋委員 195ページの一般廃棄物の中で、ごみ処理広域化計画推進事業540万、これは、以前からごみ処理計画をやっていたらっしゃると思うんですが、現在どういうふうになっているのか、内容を説明いただいてよろしいですか。

○大坪環境対策推進課長 委員おっしゃいましたように、ごみ処理計画、その広域化推進とい

うことで、計画に沿って今、段階的に整備を進めておりまして、今年度は、委員会の視察でも行われましたけれども、延岡の県北のほうの焼却施設がオープンをいたしております。そして、来年度は、都城のほうで新たに焼却施設の整備が始まります。さらに、都城では最終処分場の整備もあわせて行われる予定でございまして、実は、今回の540万円の補助金につきましては、新たに整備されます都城・三股ブロックの焼却施設に対する補助ということで予定をいたしているものでございます。

○十屋委員 議案第24号、資料の35ページ、宮崎市のほうに権限移譲するというので、化学物質取扱業者というのは、これはクリーニング屋さんでしたか、この事業者の中身をお知らせいただきたいのと、これまで県がやっていたことを宮崎市に全部権限移譲していくんですけど、それによって事業者の方の事務処理が簡単になるというのか、そのあたりを具体的に説明いただけますか。

○堤環境管理課長 この条例に基づく権限移譲ですけれども、実は、11月議会で法律に基づく権限移譲を行っております。化学物質を取り扱っている事業者が国に報告をする規定がございまして、県を経由していたのを宮崎市を経由して出す。その法律では立入権限等が規定されておりません。したがって、17年に制定しました条例でそういった事業所に立ち入りができるように整備したところでございます。その立入権限を移譲するというものです。化学物質は非常に広範にわたっているんですが、旭化成であるとか日向製錬所、そういった大きな事業所から、ガソリン中にベンゼンなどが含まれているものですから、ガソリンスタンドも対象になっています。宮崎市の対象になる事業所数で

すけれども、宮崎市と清武町合わせて116ございます。その中でガソリンスタンドが82ございますので、実質立ち入りする事業所としては34事業所になります。

**○十屋委員** ありがとうございます。それと、もう一枚戻りまして、議案第21号の汚染土壌処理業の許可というので、新たに許可更新手数料、22万4,000円と22万2,000円を新設されたんですけれども、よくわからないのは、県内にどれだけの事業者さんがいらっちゃって、この金額の根拠が全くわからないので、どういう金額の根拠なのかというのをお知らせいただけますか。

**○堤環境管理課長** この手数料につきましては、9月議会で新規許可についてお願いをしたところでございます。基本的には、国が新規許可について示しておりますのが、産廃の処理施設を使うものですから、産廃の処理業の許可と産廃の施設の設置許可をあわせたものということになっております。今回、更新と変更許可について新たに規定いたしますけれども、これについても、産廃の更新許可と設置の施設の変更許可、こういったものをあわせて、九州管内で統一して定めたところでございます。

**○鳥飼委員** 林業技術センター、環境森林課ですけど、予算全体をみますと、先ほど部長から説明がありました中では、環境森林課がマイナス、自然環境課がマイナス、あとはプラスということで、環境対策推進課は248%、環境管理課は144%ということで大幅にふえているんですけれども、環境森林課の予算は減額となっております。林業技術センター管理運営費が、21年の当初と比較をしますと、約700万減額になっておりますけれども、林業技術センターの概要について御説明をいただきたいと思

います。

**○楠原林業技術センター所長** 今、美郷町にあります林業技術センターですけれども、平成4年に宮崎市から移転をしております。既に18年目を迎えております。今現在、スタッフは、研究員が9名、職員を入れますと14名のスタッフで、研究部門と研修部門をメインにやっております。今、概要と言われましたが、うちにとりまして課題といいますのは、より現場ニーズに応じた研究をしていこうというのを主体にしております。低コスト森林造成でありますとか、今、植栽未済地問題が出ておりますけれども、いかに植栽未済地対策を把握してその更新につなげていくかといったこと。それから、山村地域の短期換金作物でありますシイタケ、本県は大分県に次いで第2位なんですけど、原木シイタケの生産向上あるいは菌床シイタケ、あるいはそれ以外の特用林産物はないかといったようなことに今、研究を集中しております。何とかして林業の振興に役立てたいということを中心にしております。あわせまして、病害虫ということ。それから、もう一つ大きいのが、先ほど申しました担い手の研修、これは山村・木材振興課さんとも連携をしておりますが、センターは約40ヘクタールのフィールドを持っておりますので、そこで機械の研修ということをやっております。

なお、先ほど委員おっしゃいました減額ですけれども、昨年、空調設備で約1,300万ほどあったものですから、その分が21年度で終わったということで、かわりまして、生シイタケの発生舎が古くなっているものですから、その改修工事をプラスしてございまして、その差額が約700万近く減額になってございまして、研究体制としては、実質ほぼ昨年並みで実行できると

考えております。以上であります。

**○鳥飼委員** 平成4年に移転・新築されたということで、宮崎市内にありまして、施設の老朽化ということもある、さらには林業の振興ということで、地元の皆さん方の誘致活動もあって移転をしたということでもあります。研究員の方が9人ということですが、研究員の方は当初からしますと充実されてきているのか、それとも現状維持できているのか。昔のことになりますけれども、場長が知っておられる範囲で結構ですので、お尋ねします。

**○楠原林業技術センター所長** ピーク時は、研究員は約12名ほどいたかと思えます。現在、副所長を入れて9名ということで減っております。若干減っておりますけれども、職員体制につきましては、若い人も幾分入れかえております。以上であります。

**○鳥飼委員** 次長も2年おられていたわけですが、不適正な事務処理の関係でかなり事務の合理化というのがありますし、行財政改革2007ということで人員の削減も今進められているということで、都城のことで話題にしたんですけれども、日向の総合庁舎からかなり離れていますね。いろんな物品の注文といいますか、支出負担行為なり事務的なものがあると思うんですけれども、それは今どんなふうにしておられるのでしょうか。

**○楠原林業技術センター所長** 当センターは日向から約20キロほど離れているんですが、備品とか消耗品を買う場合は、うちのセンターの総務関係の職員あるいは研究員が予算執行同等を行いまして、日向市にあります総務事務センターのほうに連絡をしまして、総務事務センターで一括購入という形をとっております。ただ、品物によりましては、例えばちょっとした研究

皿とか、通常のと違って研究用の特殊な場合があったりします。そういう場合については当センターで購入したりするケースもできるということによってしております。

**○鳥飼委員** 可能な限りといいますか、できるだけ研究員の方は研究に没頭していただきたいという思いがあります。研究成果というのは、行政の上のほうから、結果出せ、結果出せと言われるので、大変なところもあるかと思うんですけど、ある程度長期的なスパンといいますか、期間で研究をしていただく。それが宮崎県の林業の振興につながる、シイタケとかそういう特産物の振興につながっていくというふうに思います。そこは場だけではどうにもなりませんので、部としてもそういうことも十分議論しておいて、これは要望にしておきますけど、課長が答えたがりそうですけど、要望でいいですけれども、答えていただきますか。では、お願いします。

**○飯田環境森林課長** おっしゃるとおり、研究員の方については、できるだけ長い期間、基本的には、私どものほうで5年というふうに考えておりますけれども、ただ、研究に向いている方、向いていない方も中にはおられると思いますので、その辺を基準にして、新しい方に研究してもらって、今おる方々に技術移転というか、育ててもらおうということで、全く知らないところにぽんということではなくて、やはり2人体制ぐらいでテーマについては共同で研究しながら、片一方の方が抜けても指導ができるような体制で研究していただくようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○鳥飼委員** 要員といいますか、研究員の確保については十分配慮をお願いしたい。

先ほど十屋委員から、浄化槽のことについて

はお尋ねがございましたので、地下水の議案のところ、資料でお尋ねしたいと思います。今回、緊急雇用対策ということで、事業化といえますか、予算計上されておるんですけれども、この地下水の検査、状況把握というのは、法的な根拠というものがあればお示しをいただきたいと思います。

**○堤環境管理課長** 水質汚濁防止法によりまして、都道府県知事は常時監視をする義務がございます。また、結果については公表する義務がございます。

**○鳥飼委員** ということになりますと、今までの監視の状況ですよ。井戸ではなくて地下水と言われましたね、地下水について知事が監視をする責務があるということですね。これまでの地下水は、例えば清武川の伏流水なり、伏流水は地下水と言えるかどうかわかりませんが、いろんなところに地下水はありますし、都城地域が畜産廃棄物の汚染で、亜硝酸とかそういうことで汚染をされているというのでいろいろ議論をされてきたわけですけれども、これまでの検査といえますか、チェック体制についてはどのようになっていたんでしょうか。

**○堤環境管理課長** 毎年、河川の監視と同じように地下水の測定計画をつくります。地下水の監視は、概況調査とモニタリング調査というのがありまして、概況調査は、5キロメートルごとにメッシュを区切りまして、そのメッシュの中で一つずつ井戸を探していきます。すべてのメッシュを毎年度できませんので、44本ぐらい実施いたします。もう一つの概況調査の方法としましては、有害物質を使用している事業場の周辺の井戸、毎年違う井戸を測定いたします。これが概況調査になります。それから、過去において基準を超した井戸については、継続して

モニタリングをするようになっております。昨年は137本ほど測定しまして、27本が基準を超しているという状況になっております。これは6月の常任委員会のほうで御報告をいたしました。

**○鳥飼委員** 今回、調査対象井戸2万4,400本ということですが、県内で井戸と言われるものは、これが全部というふうに見ていいんでしょうか。

**○堤環境管理課長** 実は、平成14年度に一度調査をしております。宮崎市は除いて調査をしているんですけれども、宮崎市も他の方法で調査をしているんですが、県内に大体3万本という把握をしております。宮崎市、清武町を除く14年度調査ですと、県だけで2万800本ほどですが、2万4,400本としたのは、実際に概況調査等を行うときに、保健所で井戸があるかどうか実態を調査するんですが、うちの台帳に漏れている部分とか、あるいは利用状況等が変わっているといった状況があるものですから、今回もう一回整備し直すということがございます。

**○鳥飼委員** そうしますと、井戸の悉皆調査ということで理解していいだろうと思うんです。地下水の調査をして、ここに目的が書いてありますけれども、例えば新規に井戸を掘った場合なり、井戸を掘削するときに届け出は要るようになっていっているんでしょうか。

**○堤環境管理課長** 届け出とか許可とかそういったものはございません。

**○鳥飼委員** そうしますと、把握がなかなか困難な面がある中での調査ということになりますね。大体わかりました。今回はたまたま緊急雇用対策ということもあってこういうのが出てきた。何年か後にはまたやらずにやらないと

いうことで、悉皆でやるとするならば、届け出の事務的な手続なり、そういうものを定めておく必要もあるのかなというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○**堤環境管理課長** 今のところ、そこまでは考えておりません。

○**鳥飼委員** 考えていないようですから、どうかと聞いているんですけど。

○**堤環境管理課長** 環境の立場から、井戸を掘ることが届け出が必要かどうかということもありますので、現在の段階では、そういった届け出等については考えていないところでございます。

○**鳥飼委員** ちょっと確認で。環境対策推進課、11ページですけれども、循環型社会形成のための総合対策推進事業の中で、宮崎県循環型社会推進計画を策定するということになっています。これまでの宮崎県廃棄物処理計画というものがこれに包含されるという理解でよろしいのでしょうか。

○**大坪環境対策推進課長** 宮崎県廃棄物処理計画という5カ年計画を策定しておりまして、これが18年度から22年度までの現計画でございます。これは法定計画になっていますので、5カ年ごとに策定しなくちゃなりません。これにさらに、循環型社会推進という要素を付加しながら新しい計画を来年度策定したいと。そして、再来年度、23年度からスタートさせる5カ年計画としたいということでございます。

○**鳥飼委員** わかりました。今、県の長期計画の議論が進められておりまして、将来のビジョンというところでは2030年、当面の計画は5年間ということで行われているようですけど、20年後のことはどうかなというふうな気がするんですが、この場合は5カ年計画ということでは

けれども、長計との整合性といいますか、そのあたりについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○**大坪環境対策推進課長** 当然、長計との整合性は図っていかなくちゃならないというふうに思っております。全体で言いますと県の長計がございます。その中に環境サイドの部門別計画ができます。そして、その一部としてこの循環型社会形成の計画というのも実質的には包含されようかと思っておりますので、そこは十分に連携を図りながら進めていきたいというふうに思っております。

○**鳥飼委員** 関連しまして、最後になりますけど、産業廃棄物の中で、家畜については除くと書いてあるんですけども、家畜は70%ぐらいあったかと思うんです。現行の計画の中でもそういうふうな表現がされて、残りの30%近くについていろいろと記載をされているんですけど、都城なんかは特に、先ほど申し上げたような畜産廃棄物の影響で地下水が汚染をされているということもあるわけですから、ここもやはり取り上げていくべきではないかという気もするんですけど、それについての考え方をお聞きします。

○**大坪環境対策推進課長** 家畜排出物も産業廃棄物に状況によってはなるわけですので、そこは当然含めながら検討すべきだというふうに思っております。ただ、統計的に、委員おっしゃいましたように、宮崎県の場合は全体の7割が家畜ふん尿ということで、全国から見ると特殊な県ということになりますので、統計的にはその分を除いて計算をしているということでございます。

○**鳥飼委員** 宮崎県民が110万として、大淀川近辺に50~60万住んでいると。牛や豚を入れた

ら、2,000万か3,000万人ぐらい住んでいる計算になるんじゃないかということがあるんです。ですから、畜産廃棄物についても、確かに農政のという考え方が一つあるにしても、その目標数値なり、県内の中でこういうふうな位置にあるとか、減少していく取り組み、そういうものを農政のほうと連携をとってうたい込んでいていただきたい。そのことで、県民にとっても、また、農業関係者といいますか、畜産業者の方にとっても、問題点が見えてくることになると思います。そこは要望にかえておきたいと、思います。よろしくをお願いします。

**○外山三博委員** 2～3お聞きをします。今の鳥飼委員の質問と関係がありますから、それから聞きます。井戸水の調査、宮崎市を除くというのは、何で宮崎市が除いてあるんですか。

**○堤環境管理課長** 宮崎市は中核市ということで、常時監視の義務も宮崎市に課せられているということから、宮崎市を除いて調査をすることにしております。

**○外山三博委員** 理屈はそうなのですが、県が宮崎県全体の井戸台帳をつくるときに、宮崎市が調査した分もそこに入れた形での井戸台帳じゃないと、それは宮崎市に聞いてくださいというのでは、ちょっとおかしいような気がするんですが、どうなんですか。

**○堤環境管理課長** この調査をする場合に、宮崎市のほうにも、調査を一緒にしませんかというふうにお話をしております。宮崎市としましては、22年度は調査できないけれども、23年度に計画したいということでございますので、その結果、県下全域調査は終わるといふふうに考えております。

**○外山三博委員** 今おっしゃったような方向であれば、宮崎市のデータも入れた県内の井戸台

帳ということができると思いますから、よろしくをお願いします。

それから、雇用対策の事業で49名雇用をされて、こういう調査をする。この雇用はいつまでですか。

**○堤環境管理課長** 保健所ごとに雇用していくんですけれども、保健所ごとの井戸の数によって何カ月雇用かが決まることになっています。ほぼ1年間雇用するところもあれば、例えば中央保健所ですと、2名を4カ月採用して、さらに違う2名の方を4カ月ということで、常に2名が8カ月採用という形になります。

**○外山三博委員** 臨時雇用対策ということではわかるんですが、雇用対策のためにこういうことをやるのか。こういうことをやりたいから、それが雇用対策になるのか。そのところが明確じゃないとちょっとおかしくなると思うんです。

**○堤環境管理課長** 私どもは常日ごろ、地下水の監視のために井戸調査は必要だと、やりたいと思っていましたけれども、非常にお金がかかるということできないう状況にございました。今回こういった事業があるということで、どちらかといえば、事業をやりたいというのが優先しているというふうに考えております。

**○外山三博委員** それが本当だろうと思うんです。そこで、こういう調査をやって井戸の実態がこうだとわかって、その先の目標ですね。一応目的はここに書いてあるけど、例えば、将来は井戸水で生活を全部賄うというところまで持っていきたいとか、ただ監視をして、今、状況はこうだということがわかっておるだけの調査なのか。どうなんですかね、この井戸の実態調査をして。私は、理想は、汚染された井戸を

全部除去していくという目的がそこにあって初めて、この事業というのは生きてくると思うんです。行政がやる事業としては。どうでしょう。

**○堤環境管理課長** 環境監視の中で地下水の監視をしております。基準を超えたものについては、原因事、工場等があれば、浄化をやっただいて、基準をクリアするよという目標を持って事業をやっております。先生言われましたように、将来は井戸で全部を賄うということについては、井戸水を飲むか飲まないか、これについては、私どもの所管ではなくて福祉保健部の所管でございますので、控えさせていただきたいと思ひます。

**○外山三博委員** やっぱり事業をやる目的、何のためにこの事業をやるかということ、そこを見据えた事業の展開じゃないと事業は生きてこないと思うんです。私は、こういう井戸台帳ができるということであれば、宮崎の生活の大半は井戸水で賄うことができるというぐらひの地下水にしたいと、そういうような県の一つの理念というのはあってもいいと思うんです。将来に向けては。そのことは要望として言っておきます。

その次に、190ページ、新規事業の大淀川水質浄化対策事業ですが、何が汚濁の原因かを調査する事業というよな説明だったですね。今までは、何が汚濁の原因になっておるかということは、県としては把握していなかったということなんですか。

**○堤環境管理課長** 生活排水対策の基本計画等をつくるときに、大まかには、生活排水が何割、工場排水が何割といった調査はしてきているんですけども、今回、大淀川の詳細な調査を行いたいと考えておりますのは、都城の市街

地に志比田橋があるんですけども、ここが17年度ぐらひから若干上昇傾向になっております。志比田橋に流れてくる生活排水あるいは畜産排水や工場排水、こういったものが具体的にどの部分がどのぐらひ寄与しているのか、場合によっては、下水道区域であっても下水道につないでいない人たちがどのぐらひいるのか、そういったことをもっと細かに調査をして対策につなげていくと、こういった事業でございます。

**○外山三博委員** あと1点、192ページの合併浄化槽のところですか。これは本会議でも質疑があったんですが、公共下水、合併処理、単式浄化槽、くみ取り、この実態ですよ、パーセントで結構ですが、どういふパーセントに今なっていますか。

**○堤環境管理課長** 20年度の生活排水処理率ですけれども、県全体の処理率が66.9%でございます。そのうち、公共下水道で処理されているものが43.8%、浄化槽によって処理されているものが19.5%、農業集落排水施設等が3.7%となっています。

**○外山三博委員** 浄化槽で合併処理とトイレだけを処理する単式との割合は。

**○堤環境管理課長** 浄化槽設置の中で、累計で今把握しているのが19年度末でございますけれども、14万7,922基でございます。そのうち、合併浄化槽が5万4,239基、単独浄化槽が9万3,683基となっております。

**○外山三博委員** くみ取りは。

**○堤環境管理課長** くみ取りと単独の割合ですけれども、66.9%の処理をしている残りの33%ぐらひはくみ取りもしくは単独ということになりますが、現在あるのが半々ぐらひというふうには思っております。

○外山三博委員 浄化槽の設置というのは、なかなかお金がかかって大変なんですね。将来の県の長期計画というか、見通しというか、これはあるんですか。将来どういう姿にするか。

○堤環境管理課長 生活排水対策総合基本計画というのがございまして、平成22年度に県全体で71.2%、26年度がこの計画の最終年度であります。78.1%を目指しております。

○外山三博委員 78%というのは、合併処理と公共下水と農村集落排水を合わせた数ですか。

○堤環境管理課長 そのとおりでございます。

○外山三博委員 単式は26年度までに全部合併に持っていくということですか。

○堤環境管理課長 単独処理であっても、下水道区域内であれば下水道処理で行うことになります。

○外山三博委員 私が聞いているのは、トイレだけ処理する単独処理を、合併にすればほかの雑排水まで全部処理するわけですね。そこに持っていきこうということですか。

○堤環境管理課長 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽にするか、もしくは公共下水道の区域であれば公共下水道で処理するということになります。

○外山三博委員 確認しますが、計画としてはそこに全部持っていきこうと。

○堤環境管理課長 最終的には、合併処理か公共下水道、もしくは農集排で処理するということになります。

○外山三博委員 78%の目標年次が何年だったのですかね。

○堤環境管理課長 26年度でございます。

○外山三博委員 今、この進捗状況は予定どおりいっておるんですか。

○堤環境管理課長 現在のところ、予定どおり

進捗しております。

○鳥飼委員 今に関連しまして、新規につけるときの、単独をつける、合併をつける、公共下水だったら公共下水をつけるんですけども、建築確認の際にそういうものを持っていきこうという法改正の議論もあったという記憶もあつたりするんですけど、そこらあたりについてはどんな議論になっているのでしょうか。

○堤環境管理課長 現在、新規に浄化槽を設置すれば、以前は単独でも合併でもよかったんですが、現在、法律によって合併処理浄化槽しかつけられないようになっております。

○緒嶋委員 続きですが、やはり合併浄化槽は市町村関与型に持っていかんや、適正管理強化というけど、市町村関与にすれば、当然、適正な管理になるわけです。市町村が管理するわけで。そういう方向に持っていかんと、個人が合併浄化槽をつけて、後の管理が徹底していないということに問題があるし、浄化能力が低下して、ある意味では河川の汚濁にまでつながるわけです。そういうことであれば、県の指導は、市町村に対して、市町村関与型の合併浄化槽を推進するような指導を強くやらんやいかんのかなと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○堤環境管理課長 私どもも市町村設置型の浄化槽にすべきだと考えております。先日、国の浄化槽対策室長に来ていただきまして、市町村の首長さんとか議会議員の方にも声をかけたんですけども、議員の方は3人ほどでしたか、首長さんはいらっしゃいませんでしたが、その中で、今後、浄化槽と下水道を比べた場合に、維持管理ももちろんですけども、公共下水道の場合、今後、人口が減ってくる可能性がある。そうなりますと将来の負担が非常に大きく

なる。したがって、浄化槽のほうがいいという話であるとか、あるいは国の制度が、市町村設置型については、モデル事業なんです。22年度、23年度のモデルで、これまで全費用の3分の1を国が出していたものを2分の1にするという動きがございまして、2カ年ありますが、それ以降についてはまた考えるということでございました。そうなりますと、公共下水道と補助率が一緒になりますので、現在も市町村を回っていますけれども、首長さんにお会いして、そういった情報提供に努めていきたいと考えております。

**○緒嶋委員** 最終的には、1戸1戸の家庭の負担が軽ければこれをやるわけです。個人負担が重いというところで、単独にしておる人は合併に持っていくのはなかなか、切りかえるのに場所の問題もあります、隣との関係もある。そういう点で支援を高めれば相当進むと思うんです。そのあたりは市町村と、起債をもって補助率を上げるとか、それを交付税で補てんするとか、いろいろなことを含めながらやらんと浄化槽の問題はなかなか前に進まん。やらにゃいかんということはわかっておっても、結果として前に進まんのじゃないかと思うので、そのあたりの制度設計というものを含めて、一般家庭の負担ができるだけ軽減されたものの中で普及が進むというようなことでないと、その78%というのは、今からのほうが骨折るのが残っておるわけですね。今までの人はそういう理解をしながらやっておった。今からの人は、何か説得力がなきゃ上がってこんというような気がしますので、そのあたりは努力していただきたいというふうに思います。

6 ページ、森林資源活用温暖化対策推進事業、この中で、間伐することによって森林の二

酸化炭素の吸収量が増大すると書いてあるわけですが、具体的にどれだけの面積によって増大するか、数値目標というか、炭酸ガスを何グラム吸収する指数というのはいないんですか。

**○水垂計画指導監** このフィールドにつきましては、木質バイオマスペレット工場が県北と県南に2カ所ございまして、その周りには県有林がございまして、一つには、どちらで事業を展開するというのをまだ決めておりません、今、検討中でございます。その中で、例えば県北にした場合、県有林が近くにはございまして、その県有林78ヘクタールで試算をしております、その中でCO<sub>2</sub>を幾ら吸収するということは見込みで出しております。県南の場合ですともう少し面積が上がります。

**○緒嶋委員** その見込みで出しているのを教えてください。

**○水垂計画指導監** 森林吸収源活用としまして、間伐を78ヘクタール実施する予定でございますが、合わせて1,125CO<sub>2</sub>トン吸収するという試算をしております。

**○緒嶋委員** やはりこういう説得力のある数字が、これが本当にそうかどうかというのは疑問のあるところがあると思うんですけど、こういう数値目標を出すことによって具体的な説得力が出てくると思うんです。吸収量が増大しますということじゃなくて、こういうような数字も入れてやるということも必要じゃないかというふうに思います。

それと、J-VER制度を入れた場合、これに理解を示す企業がなければ前に進まんわけですね。これをどう進めるかということは、具体的にどう考えておられるんですか。

**○水垂計画指導監** 全国ベースで関心のある企業の方を、環境省が指導してつくった団体がご

ざいまして、協議会なんですが、そちらのほうに大手の企業等も参画しております、そちらを通じて働きかけ、先ほど課長が答弁しましたように、県内にゆかりのある企業あるいは球団等、そういったところにも働きかけていきたいと考えております。

○緒嶋委員 これはある程度進み始めれば、こういうことで企業も協力して、山元に利益還元までできておるといようなものが具体的に出てくると、諸塚がこれを受け入れて今やっておるということですが、そういうPRも含めて進むと、やはり私の会社もこれをやらにゃいかんという形のものが出てくるんじゃないか。特に、国は25%の温暖化防止を、森林に3.8%というのは、具体的には二酸化炭素の吸収量からいけばどのくらいですか、相当なものでしょう。それはわかりますか。

○飯田環境森林課長 目標で\*1,300万二酸化炭素トンということで計画しております。

○緒嶋委員 具体的にどれだけか想像もつかんわけですが、相当な量だと思えます。そういうことをすると、国も支援ももちろんなければならんし、企業等の理解というか、企業はなかなか大変だということも言っておるわけですので、森林の吸収力をPRすることによって、宮崎県の活性化、山村の活性化にもつなげていかんわけですので、ぜひこれが定番になるように努力していただきたいというふうに思います。

それから、エコクリーンのところで、195ページ、公共関与支援事業、8億4,140万4,000円、これは、貸し付けるから後で返ってくるという理解でいいんですか。そのあたりはどうですか。

○大坪環境対策推進課長 これは大きく3つご

ざいます。1点目が、従来から補助金として8,000万交付しております。産廃会計に資するためということで補助金を8,000万支出しているんですが、これは従来どおり入っております。新たに入りました要素としましては、現在工事をやっていますので、6億8,000万の単年度貸し付け、これは本年6月議会で補正で御承認をいただきましたけれども、これが来年度も入っております。もう一つは、新たに8,000万円の貸し付けを入れております。産廃のほうがこういう状況でして、営業収入がかなり減ってきておりまして、産廃会計がきつい状況になってきております。ざっと申しまして、償却前の状況で申しますと、1億円ぐらいの黒字にはなるんですけれども、年間1億8,000万ほど長期の貸付金を償還しなくちゃならない部分がありまして、実は県が損失補償をいたしていますので、この分を新たに貸し付けをするということにしました。したがって、委員がおっしゃいました単年度貸し付けで返ってくる分といいますのは、2つ目と3つ目の分、6億8,000万と8,000万の部分、合計7億6,000万が単年度貸し付けで返ってくるという性格のものでございます。

○緒嶋委員 具体的に、返ってくる手法というのはどういう形で返ってくるわけですか。

○大坪環境対策推進課長 年度末に公社のほうが一たん市中銀行からその分を借りまして、県、参画市町村に返済をします。そしてまた、翌年度当初にそれぞれの議会で御承認いただいた分を貸し付けるという格好になります。

○緒嶋委員 その中で、この前も説明があつて、半年ですか、工事がおくれるということですが、その工事費の負担割合というのは

※21ページに訂正発言あり

どうなるわけですか。

**○大坪環境対策推進課長** これは一昨年から随分市町村と協議したんですけども、結局、今回提訴しますけれども、訴訟ですね、裁判の結果である程度法的な整理をして、そこで最終的には負担割合を決定しましょうということになっております。したがって、それまでの間は、同様に折半しながら単年度貸し付けをしていくということになりまして、最終的に裁判が確定した段階で、お互いに負担割合を決定して精算をするということになります。

**○緒嶋委員** そうすると、最終的には、負担割合だけでも当面決めておくということではできなくて、金額が決まった段階で負担割合を決めるということになるわけですか。その手法はどうなるんですか。

**○大坪環境対策推進課長** 民事訴訟ですから、民間企業に請求するわけですけども、裁判で全額それが認容されれば結構ですけども、一部公社の負担として残った分があるとすれば、それをどんなふうに案分して負担するかということになります。それは、裁判の確定判決の中身に沿って、どこにどれだけ責任があったのかというのを、完璧には出ないでしょうけれども、その結果でもってお互いに決定をしようということ合意したところでございます。

**○緒嶋委員** その裁判がどれくらいかかるかもわからんわけですね。それに不服があれば次の手続に進むということで。そうすると、このことは、今後において、解決というか、最終結果をつけるまでには相当時間がかかるということですね。

**○大坪環境対策推進課長** 責任問題の決着というのは、やはり裁判が確定するまで要するだろうというふうに考えております。

**○緒嶋委員** その中で、私も前から言っておるんですけど、産業廃棄物と一般廃棄物の責任区分を明確にしなければ、県の広域処理の中ではここだけが特異な姿になっているわけです。その姿のままですとずっといくことが本当にいいのかどうか。逆に言えば、県がかんでおるから、県が半分は責任を持てとか、そういう責任区分の明確化もなかなか合意が取りつけられんのかなと思うんですけども、このあたりの形が、今になってみれば、本当によかったのかどうかというのは、私は疑問に思うわけです。このあたりはどう考えておられますか。

**○大坪環境対策推進課長** 本会議でも知事が答弁しましたけれども、当面、まず現在問題になっていることを解決するというのが大事ですので、これは現在の組織体制の中でやっていくということになるかと思っております。その後、本来の姿はどうあるべきなのかという、あるべき論を十分に関係市町村とも議論しながら、公社をどういう組織体制に持っていくのかという抜本的な議論をするということになってまいろうかと考えております。

**○緒嶋委員** それと、宮崎市の下水道につながるという形が生まれた場合には、今、復旧事業とか、補強事業をやっておられることとの関係はどうなるわけですか。

**○大坪環境対策推進課長** それは両方しないと抜本的な解決にはなりませんので、現在の補強工事と並んで、タイミング的には、補強工事が済んでから着工というふうなことになるかと思っておりますけれども、早ければ、来年度中に下水道接続についても着工したいというのが公社の意向でございます。両方ちゃんと整備しないと抜本的な解決にはなりません。

**○河野委員** 189ページ、地球温暖化防止対策

費で4番、実行計画推進事業ということで1億5,000万プラスになっていますが、このスケジュールを含めて内容を確認したいんです。

**○堤環境管理課長** これは、地域グリーンニューディール基金によって、都城市、高鍋町、新富町の省エネ化を進めるものがございます。3カ年の事業でございます。

まず、都城市におきましては、21年度から、高城町の公園の街灯のLED化、現在の水銀灯をLEDに変える。3カ年で実施することとしております。高鍋町につきましては、空調システムの改修、太陽光発電装置の導入、庁舎の屋上の断熱改修、こういったものを3カ年で行いますが、まず、21年度は設計委託を行っております。22年度が空調システムの改修、23年度が太陽光発電装置の導入と庁舎屋上の断熱化でございます。新富町につきましては、ガラス窓を高遮熱性ガラスに塗装する事業、空調設備の改修、太陽光発電装置の設置でございます。21年度は高遮熱性ガラス塗装を行いました。22年度が空調設備の改修でございます。23年度が太陽光発電装置の設置となっております。以上でございます。

**○飯田環境森林課長** 先ほど緒嶋委員に対しての、京都議定書に基づく森林の吸収量について訂正させていただきたいと思っております。私は、先ほど1,300万二酸化炭素トンと申し上げましたけれども、これは1,300万炭素トンということになりますので、それに係数を掛けてやりますと、4,767万二酸化炭素トンということになりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

**○十屋委員** エコクリーンプラザの話で、新規事業で、環境学習啓発事業ということがありますが、今までもいろんな団体とか小学生も

含めて環境の学習をしてもらいましたね。改めてここで1,500万県が出してやるということは、今までの経緯があって、県民に理解をさせていただくためにやるものなのか。先ほど緒嶋委員が言われたように、一般廃棄物と産業廃棄物の関係でいうと、県が1,500万出してほかの市町村はどうなのという話になってくると思うんです。そのあたりはどういうふうな状況でこの新規事業を組まれたのか。それと、1,500万財政措置していますけれども、他の市町村の負担はあるのかどうか。

**○大坪環境対策推進課長** 従来1,250万円の予算で実施していた事業をリフォームしたものでございまして、実は、従来から、全額産業廃棄物税で措置をいたしております。今回は、特にエコクリーンプラザ、こんなことで非常にマイナスのイメージを受けていますけれども、本来は、宮崎県の環境啓発、環境学習の中核的な施設であるべきだというふうに思っています。したがって、再度中身をリフォームしまして、もっと県民へ啓発ができる、事業者に啓発ができる、そんなふうな仕掛けをしていきたいというふうに思って策定をしたものでございます。例えば、エコクリーンプラザの焼却施設の道路向こう側にお風呂がございます。お風呂と公園があるんですが、あれもエコプラザの温熱を利用したお風呂、そして、公園の駐車場のアスファルトには溶融スラグが入っているんです。そういうことで、エコプラザで出てきたものをうまく再利用した公園になっているんですが、そういうことすらもなかなか県民には啓発がされていませんので、そういったことも含めて、あそこの施設全体をうまく活用しながら啓発を図っていきたいということでございます。全額産業廃棄物税ですので、市町村から一般会

計で出してもらおうということはないです。

**○十屋委員** 溶融スラグの話も、私たちもできた当初、見に行かせていただいたんですけれども、余熱の利用はお風呂というのが定番でもあります。処分場が目前にありますね、反対側に。将来的な展望として、ああいうあたりを市民農園のハウスにするとか、今回の処理が終わった後に、一般廃棄物と産業廃棄物の長期的な考え方の中では、そのあたりをきちんと整理して、新たに市民なり県民なりに開放していく。迷惑施設ではあるんですけど、ある種理解していただくためには、その辺まできちんと絵をかいていくようなことを今後進めていかないと、今までの負の部分が一挙に解決していくというのはないと思うので、そのあたりでぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

**○鳥飼委員** ごみ処理広域化計画について先ほど質問があったんですが、ごみ処理広域化推進計画の一環としてエコクリーンもあつただろうと思うんです。この計画がスタートしてから、3ブロックから6ブロックだったと思うんですけども、修正をされた。今の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

**○大坪環境対策推進課長** 委員おっしゃいましたように、現在、基本的には6ブロックです。県央を西都・児湯と東諸に分ければ7ブロックということになるんですが、そういうブロックで現在いろんな施設整備を行っております。21年4月現在のデータですけれども、全部で35の施設を位置づけましたところ、その時点までに整備されているのが23施設ございます。残りが12施設でございます。おおよそ平成30年度までに整備をしていくという計画でございます。

**○鳥飼委員** 35施設の中で23整備をしてきたということで、残る12の中に、先ほど説明があり

ました都城のも入ってくるだろうと思うんですが、都城の計画で、この540万については焼却施設に対する補助ですという説明があつたんですけれども、都城の廃棄物の処理の進捗状況といますか、今後の整備の計画といますか、わかっておれば御説明いただきたいと思います。

**○大坪環境対策推進課長** 都城に関しましては、今後、焼却施設と最終処分場を整備するということになっております。焼却施設につきましては22年度から25年度に、旧山田町で整備をします。最終処分場につきましては23年度から24年度に、都城市の志和地で整備をするという計画になっているところでございます。

**○鳥飼委員** そうしますと、今回は焼却施設に対する補助ということですが、最終処分場の整備の段階でもそれなりの補助をしていくということになるのでしょうか。

**○大坪環境対策推進課長** 県の補助要綱に沿ってするわけですが、最終処分場は対象になっていませんので、焼却施設のみすることになります。

**○鳥飼委員** 今までに延岡、日向も終わったんですか、まだですか。延岡と宮崎と終わって、35施設でということの説明があつたんですけど、ブロック別で御説明いただけますか。

**○大坪環境対策推進課長** 各ブロック別で申しますと、県北から申しますと、焼却施設は、延岡・西臼杵ブロックは既に供用開始になっておりますので、終了ですが、延岡・西臼杵ブロックでは最終処分場の整備が残っております。それから、日向・入郷ブロックでは、焼却施設、リサイクルプラザ等につきましても、まだ計画がはっきりなっていません。一応計画はあるんですけれども、どんなふうにするかということ

の最終決定がなされていませんで、現在の施設の延命化といったことも検討されているというふうに伺っております。県央地区に関しましては、予定されていたエコクリーンプラザ等が整備済みですので、終了しております。それから、県南地区につきましては、西諸ブロック、日南・串間ブロックの焼却施設が今後整備されていくだろうというふうに思いますが、これも具体的にはまだ伺っておりません。それから、リサイクルプラザにつきましては、都城ブロック、日南ブロックとも既に整備されております。それから、最終処分場につきましても、一部まだ未整備が残っているということで、今後、都城ブロック、日南・串間ブロックで整備される計画というふうに伺っております。したがって、全体で申しますと、35施設の中で23施設が既に整備されて、残りが13ということでございます。

**○鳥飼委員** わかりました。未整備のところを平成30年ごろまでと言われたと思うんですが、あと8年から9年程度で整備をしていこうというのが県の考え方で、地元の市町村含めての計画の熟度も含めてやるんですけれども、いずれにしてもその範囲内でやっていきたいというのが県の計画ということでよろしいでしょうか。

**○大坪環境対策推進課長** 現在のごみ処理広域化計画はそういうことでございます。ただ、市町村によっては、財政事情がこういうことですので、当初予定したとおりに進んでいなくて、先ほど申しましたように、現在の施設の延命化を図るとか、あるいは場所によっては民間施設をうまく活用できないかとか、そういう検討をされているところもあります。

**○堤環境管理課長** 先ほど浄化槽設置基数を19年度末で申し上げましたが、20年度末が最新で

ございますので、修正をさせていただきたいと思っております。20年度末で全体が14万8,209基ございます。そのうち、単独浄化槽が9万1,239、合併浄化槽が5万6,970基でございます。失礼いたしました。

**○松村副委員長** 森林吸収源活用モデル事業の県有林を使うモデルケースの場合に、78ヘクタールで1,125CO<sub>2</sub>トンということでしたが、これは山元にお返していくというような形になると思うんですけれども、今回、山元というのは、モデル事業で県有林ということですので、資金を森林整備に返していくということですが、クレジットとして上げたものがどれだけの資金にこのモデルではなるんですか。

**○水垂計画指導監** 幾らで売れるかということにつきましては、確たるものはございませんが、これまでの事例でいきますと、3,000円から5,000円、直近では1万500円という事例もございます。私どもとしましては、機運も高まっているということから、1万円程度で売れないものかなという皮算用はしております。

**○松村副委員長** 78ヘクタール分の間伐で起こったCO<sub>2</sub>の吸収量というのが、1万円ぐらいに換算されますよということですね。

**○水垂計画指導監** 数字上の話ですが、1,125CO<sub>2</sub>トン吸収するわけでございますが、それが仮に1万円で売れたとしますと、1,125万円の収入になると。

**○松村副委員長** トン当たりですね。

**○水垂計画指導監** 1CO<sub>2</sub>トン当たりです。森林整備に充てようと考えております。

**○松村副委員長** もしこのシステムで企業が、ある程度相場で決まるのかどうか、その買い上げというのは。

**○水垂計画指導監** 単価決定は相対取引で決定

されます。

○松村副委員長 相対ですから、その都度違うということですね。わかりました。こういうシステムがある程度はつきりしてくると、山元も、森林資源にプラスになりますので、より積極的になるのかなと思います。いい形でこのモデル事業がお金になって森林整備につくような形にできるだけ持っていただけるようお願いをしておきたい。

もう一点、地下水常時監視に關しての井戸水の件ですけれども、調査員の方が2万4,400本の調査をされていくんですけど、汚濁に關しては調査しないんですね。それともう一つ、利用状況調査というのはどういう内容の調査なのかということですか。

○堤環境管理課長 今回は濃度がどうという調査はいたしません。所在と利用状況のみでございます。利用状況というのは、飲んでいらっしゃるのか、工業用水等であるのか、あるいは庭にまくだけの雑用水であるのか、こういったのを調査いたします。飲んでいらっしゃる場合には、もし、周辺で環境基準を越す有害物が検出された場合には、飲んでいらっしゃる方に飲用をまずやめていただくと。緊急の健康上の問題がありますので。まず、飲んでいらっしゃるか、飲んでいらっしゃらないか、それが非常に重要でございますので、そういう調査をいたします。

○松村副委員長 わかりました。水質汚染等に関するということであると、専門的な知識も必要だと思うので、調査員の方の研修等はどうするのかなど思っていたので。単純な調査ということなので、一般の方にも雇用の枠は広がるかなと思っております。よろしくお願ひします。

○濱砂委員 木質ペレットにしてボイラーに入

れる。木質ペレットにしなくちゃいかん、原木のままじゃいかんという理由は何だったんでしょう。

○水垂計画指導監 ペレットを燃料としました燃料ボイラーというのがありまして、実際、農家の方で使われております。木のままで燃やしてももちろん熱量は発生しますが、ペレット化したほうが効率よく燃やせて、なおかつ熱量も高いということでございます。

○濱砂委員 ボイラーは熱量を高くする必要性というのがあるんですか。山に残った材を直接燃やすというのと、経費の問題ですよ、新しくつくるものよりリサイクルしたほうが高くつくものもある。その辺が基準になるんでしょうけど、この場合については、山地残材を直接燃やすのとペレットにして燃やすのとどちらが効率的なのかということなんです。素朴な質問で申しわけないんですけど。

○水垂計画指導監 林地残材をそのまま燃やすということ、いわゆるまきストーブみたいなイメージだと思うんですけど、確かに有効活用という面ではいいんでしょうけれども、熱量が小さいということでありまして、農家が使っておりますボイラーで直だきといいますか、そういったものの製品は今のところないと思います。

○濱砂委員 昔はやっていたんですよ。材木が高いころには、国有林なんかの根っこをもらってきて、それを燃やしてハウスの加温にやっていたんですよ。実質的に、木質ペレットにしなくちゃいけない理由というのは、カロリーを上げるため、熱量を上げるためということですか。

○水垂計画指導監 そういうことでございます。

○濱砂委員 直接のやつは効率が弱いと。それ

を試算した場合には、木質ペレットのほうが効果的だということなんです。

○水垂計画指導監 ペレット化した製品というのは、取り扱いの面でも容易に取り扱うことができる。なおかつ、もちろん熱量も高いということですので、そちらのほうが進んでいるんじゃないかと思っております。

○濱砂委員 それだけの熱量が加温施設に必要なのかということなんです。それを加工して高い価値をつけて売る木質ペレットを燃焼して加温するのと、直接山地残材を持って加温するのと、どちらが受益者というか使う人たちにとって有効に、これは県でやることですから、有効に提供できるかということです。本当に単純な考えなんです、ここまでしてするのと直接燃やすのとどう効果が違うのかということなんです。

○水垂計画指導監 今、使われておりますボイラーといいますのが、投入口にペレットを投げ入れまして、それが自動で行われると。燃料として自動供給されると。それから、温度調節もしやすいということがございます。一方、林地残材をそのまま燃やすとなりますと、水気を含んでいるわけですし、乾燥もかかりますし、なおかつかさばるということから、使い勝手はどうなのかなという点があります。

○濱砂委員 乾燥はすればいいことで、どこまでやって燃やすかということです。ここまでやって燃やすのか、途中の段階で燃やすのか、どこが一番効率的かということ、研究した結果がここが一番効率的だと、農業施設に対する加温の燃料としてここが一番経済的にも効率的にもいいという判断なのかということなんです。言っているのは。

○飯田環境森林課長 確かにそのことについて

のコスト比較というのは、今回は特にやっておりません。ただ、先ほど指導監がおっしゃるとおり、いろんな便宜性の問題、それと、より活用するためには、搬出の量の問題とか、例えば、木材をそのまま運んだらそれだけ搬出する経費がかかるとか、そういうのもあるわけです。そのままボイラーのほうに持っていくと。それと、もう一点は、木質ボイラーというのが、基本的には、ペレットをたぐような形で農業のほうでボイラーを考えていらっしゃるものですから、そういうことを踏まえて今回こういう考えを持ったということもございます。

○濱砂委員 まあ、いいです。なるだけ利用者が低コストで使えるような効果のいいものをしていただきたいという思いからなんです、結構です。

○外山衛委員長 では、以上で、環境森林課、環境管理課、環境対策推進課の審査を終了いたします。

入れかえとなりますが、13時再開といたします。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時1分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

これより、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を行います。自然環境課から順次説明を求めます。なお、委員の質疑は、3課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野自然環境課長 自然環境課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス、自然環境課のところ、197ページをごらんください

い。自然環境課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で44億3,878万4,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

なお、途中で出てまいります、新規事業の「みやざき森づくりコミッション」体制整備事業と鳥獣被害対策関連の事業につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

2枚めくっていただきまして、200ページをごらんください。中ほどの(目)林業振興指導費でございます。その下の201ページに目を移していただきまして、中ほどにあります、

(事項)森林づくり応援団育成・支援事業費3,865万6,000円でございます。これは森林環境税を活用した事業でありまして、森林づくりボランティア団体に取り組む森林づくり活動の支援や、苗木や資材の提供を行うほか、県内の19の団体で組織されておりますみやざき森林づくりボランティア協議会の活動を支援するほか、企業による森林づくりを推進するものであります。

次に、1枚めくっていただきまして、202ページをごらんください。上から2段目の(事項)わが町のいきいき森林づくり推進事業費1,600万円でございます。これも森林環境税を活用した事業ですが、水源地や集落の上流域など公益保全上重要な森林を市町村が公有林化する際に支援を行うものであります。

その下の203ページをごらんください。一番上の(目)治山費でございます。その下の段の(事項)山地治山事業費24億517万4,000円でございます。これは、崩壊した山地を復旧する復旧治山事業や、災害の未然防止を図る予防治山事業などの事業を実施するものであります。

次に、めくっていただきまして、204ページをごらんください。上から2段目の(事項)保安林整備事業費3億5,363万円でございます。これは保安林機能の維持強化を図るために、植栽や下刈り、本数調整伐等の森林整備を行うものでございます。

その下の205ページをごらんください。一番上の段に㊦山地災害危険地区関連調査事業費3,903万7,000円でございます。これは、効率的な治山施設の設置や森林の保全を図るために、山地災害危険地区や治山施設の現況把握調査を行うものであります。

次に、上から2段目の保安林管理事業費でございます。その下の説明の欄の4にあります㊦保安林管理適正化事業159万4,000円でございます。これは保安林の指定図に、地籍調査により得られた地番界などのデータを反映させまして、より精度を高めた管理図として整備をするものであります。

次に、めくっていただきまして、206ページをごらんください。下から2段目の(目)公園費、その下の(事項)自然公園事業費4,973万5,000円でございます。説明の欄の7の㊦自然公園等利用施設整備事業2,734万5,000円は、自然公園施設のリニューアルやバリアフリー化を行いますとともに、市町村が実施します自然公園施設の整備に対して助成をするものであります。

その下の207ページの8の㊦えびの高原パトロール事業801万3,000円は、県が管理します霧島登山道において、利用者が安全かつ快適に登山できるように、登山道の維持補修や安全のパトロールを行うものであります。

下から2段目の(目)林業災害復旧費でございます。その下の段の(事項)治山施設災害復

旧費3億円ではありますが、これは、治山ダム等の治山施設が被災した場合に、早急な復旧を図るための経費でございます。

続きまして、先ほど説明を後回しにしました事業について御説明いたします。お手元の委員会資料の13ページをお開きください。まず、改善事業の特定鳥獣保護管理計画推進事業893万円です。この事業は、農林作物への被害が深刻化しておりますイノシシ、シカ、猿について、生息実態調査などを行うことによりまして、適正な保護管理を推進し、野生鳥獣と人の共存を目指すものであります。

右側のフロー図をごらんください。県では、被害の多いイノシシ、シカ、猿について、特定鳥獣として保護管理計画を策定しておりますが、実行した各種施策につきましては、専門家から成る保護管理検討委員会によって点検・評価を行っていただき、再び計画にフィードバックすることにしております。

恐れ入りますが、左側の13ページにお戻りいただきまして、事業内容については、2の(4)にありますように、①のシカや猿の生息実態調査、狩猟者によるイノシシやシカの捕獲状況調査、②の学識経験者等を委員とする保護管理検討委員会による点検・評価、保護管理研修会を実施するものであります。

次に、15ページをお開きください。改善事業の市町村有害鳥獣捕獲促進事業2,754万8,000円です。

この事業は、1の事業の目的にありますように、野生鳥獣による農林作物への被害を防止するため、市町村が行う捕獲活動に対して助成を行うものであります。

事業の内容としましては、2の(4)にありますように、①から④と4つございますが、説

明は、右の16ページの3、主な改善内容の欄をごらんください。まず、①の有害鳥獣捕獲班活動支援事業ですが、従来は、県が直接市町村の有害鳥獣対策協議会へ定額の補助を行っておりましたが、22年度からは、市町村を經由して、市町村にも同額の負担をお願いしまして、捕獲班への支援を強化し、捕獲体制の充実を図ってまいりたいと考えております。1つ飛ばしまして③のシカ捕獲促進事業ですが、棒グラフをごらんください。これまで、有害捕獲したシカ1頭当たり5,000円を助成しておりましたが、捕獲促進を図るために助成単価を8,000円へ増額しまして、さらに雌については、1,000頭を上回る分については2,000円を上乗せし、1万円を助成しまして、雌ジカの捕獲促進を図っていきます。また、全体の捕獲頭数も1,000頭ふやしまして4,000頭を捕獲することとしております。また、④の有害鳥獣捕獲わな購入助成事業では、これまでは猿の捕獲わなに対してのみ助成を行っておりましたが、今回、すべての野生鳥獣のわなを対象とすることとしております。

次に、17ページをお開きください。新規事業の有害鳥獣(シカ・サル)被害防止緊急対策事業1億8,321万2,000円です。

この事業は、緊急雇用創出基金を活用して実施するものでありますが、1の事業目的にありますように、シカ、猿の有害捕獲を効率的に行って、被害の軽減を図るために、対策指導捕獲員を配置して、あわせて、集落において被害防止対策の普及啓発を推進するものであります。

2の(4)の事業内容であります。まず、①のシカ・サル対策指導捕獲員設置事業では、シカや猿の多い22の市町村で、狩猟免許を保有する48名の対策指導捕獲員を配置しまして、わ

などによりシカや猿の捕獲に当たるものであります。実施は、地元の森林組合や農協への委託によって行いたいと考えております。次に、②の普及啓発事業は、県の出先事務所の各担当が連携しまして、モデル集落において鳥獣被害対策の講習会を実施いたします。

それでは、右側の18ページ、被害対策の連携図をごらんください。左上をごらんください。今回、副知事をチーム長として鳥獣被害特命チームを設置しまして、県民政策部、農政水産部とも連携しながら、部局横断的な取り組みを行うこととしたわけでありましたが、この図は、この事業と特命チームとの連携をあらわしたものであります。事業の実施に当たりましては、真ん中に書いてありますけれども、招聘します鳥獣被害対策のスペシャリスト、その下の市町村の有害鳥獣対策協議会とも連携を図りながら、有害捕獲やモデル集落での研修会の開催、また、対策指導捕獲員による他の集落への普及啓発を行うこととしております。

次に、19ページをお開きください。新規事業、「みやざき森づくりコミッション」体制整備事業644万5,000円であります。

この事業は、1の事業目的にありますように、最近、企業やNPOなど社会貢献活動の一環として森づくり活動への関心が高まっておりまして、県内でも、企業が資金を提供して森づくりに取り組みます、いわゆる企業の森づくりが行われるようになっております。こうした企業などに対して、森づくりに関するノウハウや活動フィールドなどの情報提供を行いまして、森づくり活動へ参加しやすいようにサポートするための組織として、このみやざき森づくりコミッションを整備するものであります。コミッションは、森づくりを行うフィールドのデータ

ベース化や、ホームページ「森づくりナビ」による情報の発信を行うほか、森づくり誘致セミナーの開催などに取り組むこととしております。

当初予算の説明につきましては以上でございます。

続きまして、提出議案について御説明いたします。35ページをごらんください。議案第24号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。説明は右の36ページからになります。

(2)の自然公園法関係の事務の移譲についてであります。①の移譲する事務の内容につきましては、アにありますように、自然公園法の改正により条項ずれなどが生じたことから、条例別表の4の項を改正するものであります。次に、イにありますように、自然公園法の改正により条項ずれが生じたため、条例別表の4の2の項を改正するとともに、公園事業の施設変更等の同意及び認可など新たに2つの事務を追加するものであります。また、ウにありますように、条例別表の4の3の項に規定します自然公園施行令の事務については、自然公園法に整備されたため、削除をするものであります。②の施行期日については、公布の日から3カ月を超えない範囲で施行することとしております。

2枚めくっていただきまして、39ページをごらんください。(3)の県立自然公園条例関係の事務の移譲についてであります。①の移譲する事務の内容につきましては、アにありますように、条例の改正により条項ずれが生じたため、条例別表5の項を改正するものであります。次に、イにありますように、同じく条例の改正により条項ずれが生じたため、条例別表の

5の2の項を改正しますとともに、公園事業の同意及び認可など新たに12の事務を追加するものであります。また、ウにありますように、条例別表の5の3の項に規定します施行規則に基づく事務については、条例のほうに移行し、整備しましたため、削除をするものであります。②の施行期日については、公布の日から3カ月を超えない範囲で施行することにしております。

次に、41ページをお開きください。議案第25号「宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」についてでございます。

(1)の改正の理由にありますように、自然公園法が、より積極的に生物の多様性の確保に寄与する観点から、改正されたことを踏まえまして、宮崎県立自然公園条例につきましても、自然環境の保全対策の強化等を図るために改正するものであります。

(2)の改正概要についてであります。右のページで御説明したいと思います。一番上の第1条の条例の目的の欄ですけれども、アンダーラインを引いてありますが、「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加しております。

次に、中段の左側、網かけの部分にあります②の公園事業の執行に関する規定の整備であります。その下の改正理由及び改正内容にありますように、公園事業の適正な執行を確保するために、原状回復命令など監督機能の強化を図る規定を定めております。また、その下の⑤の罰則の追加にありますように、原状回復命令に違反した場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金など、新たな罰則規定を設けております。

次に、右端にあります③の特別地域内における行為規制の項目の拡充についてであります。

現行では、工作物の新築など許可制にいたしておりますが、改正理由と改正内容に書いてありますとおり、風致景観の保護や生物多様性を確保するために、木竹の損傷から動植物の放出などについても許可を必要とする行為に新たに追加するものであります。

次に、真ん中の④の生態系維持回復事業の創設であります。創設理由にありますように、シカによる食害の深刻化、他の地域からの動植物の侵入による生態系への被害を防ぐために、創設内容にありますように、生態系維持・回復するための維持回復事業計画の策定についての規定を設けております。

左に戻っていただきまして、(3)の施行期日については、公布の日から3カ月を超えない範囲で施行することとしております。

また、(4)に施行前の行為についての経過措置も設けております。

自然環境課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○徳永森林整備課長 恐れ入りますが、歳出予算説明資料に戻っていただきまして、森林整備課、209ページをお開きください。森林整備課の当初予算につきましては、左から2列目、当初予算額の欄にありますように、110億771万6,000円をお願いしております。その内訳は、一般会計で107億41万6,000円、特別会計で3億730万円であります。

それでは、一般会計の主な事業について御説明いたします。

211ページをお開きください。4行目、(目)林業総務費の(事項)公共工物品質確保強化対策費1,197万7,000円あります。これは、公共工物品質確保のために、現場や営業所等の施工体制の点検、指導を行うものであり

ます。

次の（目）林業振興指導費の（事項）ひなもり台県民ふれあいの森等管理費3,167万1,000円であります。これは、ひなもり台県民ふれあいの森などの管理委託等を行うものであります。

次に、212ページをお開きください。2つ目の（事項）県営林機能強化促進事業費2億4,960万円であります。これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、県営林の整備とあわせて雇用・就業機会の創出を図るもので、来年度は約100名を新規雇用する計画であります。

次に、下のほうの（目）造林費の（事項）森林整備事業費20億8,811万円であります。これは、新たに創設された農山漁村地域整備交付金等を活用し、造林や間伐などの森林整備に助成し、引き続き、植栽未済地対策等に取り組むこととしております。

なお、次のページ、説明の欄の4の新規事業、奥地共同間伐促進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、中ほどの（事項）林業公社費12億1,264万8,000円であります。これは、林業公社の日本政策金融公庫等への償還金の一部を県が貸し付ける経費等であります。

次に、その下、（事項）森林機能保全対策総合整備事業費7億5,670万6,000円あります。これは、森林整備加速化・林業再生基金を活用いたしまして、間伐への定額助成を行うとともに、2の新規事業にあります森林路網整備専門技術者養成事業では、建設業等の離職者を対象に、低コストで災害に強い作業道を計画・施工できる技術者として養成いたしまして、森林組合等への就業を促進するものであります。

次に、214ページをお開きください。一番

上、（事項）水を蓄え、災害に強い森林づくり事業費1億7,754万4,000円あります。この事業は、森林環境税を活用いたしまして、植栽未済地への広葉樹の植栽等を行うものであります。

その下、（事項）花粉の少ない森づくり事業費300万であります。これは、花粉の少ない杉林へと転換するため、植栽のための苗木代を助成するものであります。

次に、その下、（目）林道費の（事項）森林保全林道整備事業費9億6,319万8,000円あります。この事業は、農山漁村地域整備交付金等を活用いたしまして、小林市の林道西木場・山仁田線ほか9路線を整備するものであります。

次のページの（事項）道整備交付金事業費12億2,799万4,000円あります。これは、地域再生計画に基づきまして、市町村道や農道と一体となって山村地域の交通のネットワーク化等を図るため、高千穂町の黒原煤市線など29路線を整備するものであります。

次に、216ページをお開きください。一番上、（事項）山のみち地域づくり交付金事業費4億2,105万8,000円あります。これは、西米良村の緑資源幹線林道小川棚倉峠線ほか1路線を県営事業に移行して実施するものであります。

次に、中ほどやや下の（事項）県単林道事業費4億3,621万9,000円あります。これは、森林整備加速化・林業再生基金を活用して、幅員4メートルの中核作業道等を整備するものであります。

一番下の（目）林業災害復旧費の（事項）林道災害復旧費25億2,465万2,000円あります。これは、平成21年度の過年災分と平成22年度現年災分の復旧見込み額であります。

次に、218ページをお開きください。特別会計について御説明いたします。

まず、山林基本財産特別会計であります。総額で8,987万9,000円をお願いしております。上から5行目、(事項) 県有林造成事業費2,222万2,000円ですが、これは、県有林の除間伐等を実施するものであります。

下のほうにあります(事項) 元金5,113万2,000円、及び次のページの(事項) 利子1,652万5,000円ですが、これは日本政策金融公庫への償還金であります。

次に、220ページをお開きください。拡大造林事業特別会計であります。総額で2億1,742万1,000円をお願いしております。上から5行目、(事項) 県行造林造成事業費1億4,564万円ですが、これは、県行造林の整備と立木販売による収益を森林所有者等へ交付する経費等であります。

その下にあります(事項) 元金5,004万7,000円、及びその下、(事項) 利子2,173万4,000円ですが、これも日本政策金融公庫への償還金であります。

続きまして、主要新規・重点事業について御説明いたします。恐れ入りますが、委員会資料の21ページをお開きください。奥地共同間伐促進事業であります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、集約化を進めながら、奥地林など地理的条件の悪い森林の間伐経費に支援し、高齢級間伐の促進と間伐材の有効利用を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は4,680万円、事業期間は平成22年度からの3年間で、森林組合が事業主体となり、実施いたします。

事業内容であります。右のページの中ほどに間伐推進団地のモデル図というのがございます。一定規模以上、30ヘクタール以上を原則として間伐推進団地を設定いたしまして、林道や作業道までの距離が200メートルを超える森林の割高となる間伐材の搬出経費を助成するものであります。これによりまして、適切な森林の整備や森林所有者の所得の向上が図られるものと考えております。

森林整備課の当初予算については以上であります。

続きまして、資料の34ページをお開きください。議案第23号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。今回の改正は、小林市と野尻町の合併に伴い、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の位置表示を改正するものであります。改正の概要ですが、別表第一の位置表示から「大字」の文字を削除するものであります。なお、施行期日は、合併の日である平成22年3月23日を予定しております。

続きまして、一番最後のページになりますが、43ページをお開きください。議案第30号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、林道事業の県営で実施する工事について関係市町村に負担を求めるもので、森林保全林道整備事業、道整備交付金事業、及び一番下の県単林道災害復旧事業について、事業費の100分の10を、また3番目の山のみち地域づくり交付金事業については事業費の100分の5の負担を求めるものであります。平成22年度につきましては、県内5市町村が対象となっております。

森林整備課からは以上であります。

○森山村・木材振興課長 山村・木材振興課長

係の当初予算につきまして御説明をいたします。

もう一度歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、青いインデックス、山村・木材振興課のところ、223ページをお願いいたします。平成22年度当初予算額は、表の左から2列目、当初予算額の欄にありますように、一般会計で50億9,899万2,000円、その下の特別会計で2億5,458万5,000円、合計で、一番上の行にありますように53億5,357万7,000円をお願いしております。

それでは、主な事項について御説明をいたします。

めくっていただきまして、225ページをお開きください。ページ中ほどの(目)林業振興指導費で、(事項)乾燥材供給システム整備総合対策事業費1,652万8,000円であります。これは需要者ニーズの変化に対応いたしまして、人工乾燥材生産の振興に要する経費でございますが、説明欄の新規事業、3の木材産業連携サポート推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、下の(事項)林業・木材産業構造改革事業費21億1,742万4,000円ですが、めくっていただきまして、226ページをお開きください。6の木材産業構造改革事業費補助金7億4,692万6,000円でございますが、木材加工施設や人工乾燥機等の整備への支援、11の森林整備加速化・林業再生事業では、昨年度の補正に引き続きまして、基金を取り崩して実施するものでございます。平成22年度は、前回の補正の常任委員会で御報告いたしました宮崎ウッドペレット株式会社の加工施設を初め、木造公共施設等の整備、間伐材の流通経費等を支援するものでございます。

次に、一番下の(事項)県産材流通促進対策費2,102万6,000円でございますが、1の日本一「みやざきスギ」県外セールス強化対策事業では、大消費地の大口需要者に対しまして、県産製材品を積極的にPRするとともに、新たな販路開拓、効率的な出荷体制づくりへの支援などを行うこととしております。

次に、(事項)木製材品普及促進費2,630万円あります。これは、県産材を活用した木造住宅の普及を通しまして需要拡大を図るものでございますが、新規事業の1の大きな「みやざきスギ」活用の家パイオニア事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、(事項)木材需要拡大推進対策費4,951万9,000円あります。これは、広く県民へ木材利用の意義あるいは重要性等の理解を深めようとするものでございます。説明欄の新規事業、3のみやざき木づかいプロジェクト推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

めくっていただきまして、228ページをごらんください。(事項)木材利用技術センター運営事業費1億121万円あります。説明欄の1及び2にありますように、維持管理や試験研究などに要する経費であります。当センターは、平成13年度の開設以来、木構造技術の開発、人工乾燥技術の開発、その他の技術移転など、地元の企業ニーズに即した実用的な研究に取り組んでいるところでございまして、杉に特化した研究機関としての役割を果たしているところでございます。

次に、その下の(事項)森林組合育成指導費3億2,724万1,000円あります。これは、地域林業の中核的担い手であります森林組合の育成

指導を行うものでありますが、説明欄の4の新規事業、原木新供給システム構築モデル事業につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

下のページ、229ページでございますが、上から8行目の（事項）林業担い手対策基金事業費1億1,033万3,000円でございます。これは、宮崎県林業担い手対策基金を活用いたしまして、林業への就業を希望する高校生への育英資金の貸与の人づくり、あるいは適正な森林整備と通年雇用の確保に不可欠な森林境界明確化活動を支援する基盤づくりに加えまして、林業労働者を雇用する事業者が負担する社会保険などの助成を行う就労環境づくりの3つの柱によりまして、林業担い手の確保・育成を推進することとしております。

次に、（事項）改善事業、林業労働安全衛生総合対策事業費270万円でございます。林業は、労働災害の発生頻度が他産業に比べて高く、死亡災害も毎年発生しているため、リスクアセスメント研修の実施などによりまして、労働安全衛生の確保を推進するものでございます。

次に、（事項）しいたけ等特用林産振興対策事業費3,301万4,000円でございます。説明欄にありますように、特用林産物の振興を図るため、1の特用林産物生産振興総合対策事業1,989万6,000円により、シイタケ生産の拡大に向けた基盤整備や新規参入の促進などに取り組むこととしております。

めくっていただきまして、230ページをごらんください。説明欄の5の改善事業、特用林産物獣害等被害防止事業につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、その下の231ページをごらんください。林業改善資金特別会計につきましては、議

案第6号にございますけれども、説明はこの資料でさせていただきます。

5行目の（事項）林業・木材産業改善資金対策費2億5,458万5,000円でございます。説明欄にありますように、林業・木材産業経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対し、無利子の資金貸し付けに要する経費などがございます。

続きまして、先ほど説明を後回しにしておりました新規・改善事業につきまして御説明させていただきます。

委員会資料の23ページをお願いいたします。新規事業、木材産業連携サポート推進事業についてであります。

この事業は、1の事業目的にありますように、中小の製材工場が相互に連携して乾燥材を生産する取り組み、あるいは企業間のコーディネート活動を支援して、県産材の加工・流通の効率化を図ろうとするものであります。

次に、2の事業概要でございますが、予算額は675万円をお願いしております。

（4）の事業内容でございますが、①の木材加工流通合理化連携事業では、右のページの対策のフロー図にありますように、中小製材工場の連携によりまして人工乾燥機等の共同利用や人工乾燥の受委託、さらには空き土場を活用した天然乾燥材の共同生産の取り組みを支援することとしております。次に、②の木材需給高度化促進事業では、新たな分野における木材需要調査、あるいは他県産材との差別化を図るための合法性証明の普及や、木材利用技術センターとの連携強化など、県木材協同組合連合会が行う中小工場のためのコーディネート活動を支援することとしております。

次に、25ページをお開きください。新規事

業、大きな「みやざきスギ」活用の家パイオニア事業であります。

この事業は、1の事業目的にありますように、資源の充実に伴い、増加する杉などの大径材を有効に活用するため、木材業界と住宅業界が共同して行う家づくりを支援することによりまして、県産材の需要拡大を図るものでございます。

予算額は、2の(1)にありますように、2,000万円をお願いしております。

事業内容は、2の(4)及び右ページの下の写真にもありますように、①の「みやざきスギ」活用の家先導事業では、木材業界と住宅業界から成るグループが共同して、アの大径材を活用したみやざき型木造住宅の提案や、イの魅力ある製品の開発などの新たな取り組みを実施する場合、最大100万円を8グループを対象に支援しようとしております。また、これまでの家づくりの経験を生かしまして、ウの家づくりの連携促進に取り組む場合、1棟20万円、最大5棟で100万円までの10グループを対象に支援していきたいと考えております。②の「みやざきスギ」活用推進事業では、①の事業に取り組むグループの公募などを行うこととしております。

次に、27ページをお開きください。新規事業、みやざき木づかいプロジェクト推進事業であります。

この事業は、1の事業目的にありますように、国民運動として展開されている木づかい運動などの理念に基づいて、県民を対象に、環境に優しい木材利用の意義などをわかりやすく普及啓発する木育活動を支援しまして、県産材の需要拡大を推進するものでございます。

予算額は、2の(1)にありますよう

に、729万円をお願いしております。

事業内容は、2の(3)にありますように、①のみやざきウッド楽フェスティバルなどの開催では、小中学校を中心とした木育の普及や、県民を対象とした木づかいイベントの開催などを支援することによりまして、木材利用の意義や重要性をわかりやすく普及啓発しようとしております。また、②の木づかい推進地区協議会の実施では、県内7地区に設置する協議会を開催いたしまして、杉の新たな利用方法などについての提言や要望などの意見交換を行うものでございます。

次に、29ページをお開きください。新規事業、原木新供給システム構築モデル事業でございます。

この事業は、1の事業目的にありますように、森林組合と素材生産事業体が連携して効率的に間伐を実施する取り組み、あるいは原木市場が木質バイオマス加工施設等で利用される木材の安定供給の体制づくりを支援することによりまして、間伐から丸太の生産流通に至る木材供給システムの構築を目指すものでございます。

予算額は、2の(1)にありますように、2,005万円をお願いしております。

事業内容は、2の(4)にありますように、①の素材生産コーディネート事業では、右ページの左側の対策フロー図にありますように、森林組合が森林所有者の意向を反映して間伐の取りまとめを行い、その実施を素材生産事業体に橋渡しする取り組みを支援することによりまして、間伐を促進しようとするものでございます。また、②の原木供給システム変革事業では、原木市場が、集成材工場、木質バイオマス加工施設などとの間で価格や量などを定めた協

定を締結し、安定供給する取り組み、あるいは曲がり材などB材、C材などの市場取り扱い経費の一部を減免しまして、原木出荷を促進する取り組みを支援することによりまして、出材量や価格の底上げを図ろうとするものでございます。

次に、31ページをお開きください。改善事業、特用林産物獣害等被害防止事業であります。

この事業は、1の事業目的にありますように、本県における乾シイタケを初めとする特用林産物は、山村地域の貴重な現金収入源でございまして、地域の振興に大きく寄与しております。しかしながら、近年、猿、シカなどの野生獣、シイタケの原木を食害するハラアカコブカミキリなどによる被害が増加しておりまして、生産意欲が低下する原因となっております。このため、獣害等を未然に防ぐ施設整備を支援することによりまして、特用林産物の安定した生産を図ることを目的としております。

予算額は、2の(1)にありますように、640万円をお願いしております。

事業内容は、2の(4)及び右ページの写真にもありますように、①の野生獣の侵入防止ネット、人工ほだ場の設置、②のハラアカコブカミキリの防虫ネットの設置、③の集落周辺の竹林などをシイタケほだ場へ転換する取り組みを支援していきたいと考えております。

山村・木材振興課の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○外山衛委員長** 説明が終了いたしました。委員の皆さんから質疑がございましたら、お願いいたします。

**○函師委員** 2～3点お伺いしたいんですが、まず、委員会資料の16ページでございまして。市

町村有害鳥獣捕獲促進事業の内容を少し詳しく聞いていきたいんですが、まず、捕獲頭数を1,000頭多くされているというのはよく理解できる場所なんですけど、1,000頭多く捕獲させるというのは、16ページの2のシカのうち、有害捕獲の部分を1,000頭ふやしたというような理解でよろしいのでしょうか。

**○河野自然環境課長** 16ページの③、グラフが書いてありますけれども、全体でふやしたということで理解していただければと思っております。ただ、雌も力を入れなくちゃならないというところで、個体数を減らすためには雌ジカの強化にも努めたということです。

**○函師委員** 真ん中の2の部分のシカのうち、狩猟と有害捕獲という形で枠がくくってありまして、平成20年度は、合計で9,000頭以上捕獲されているわけですが、ここの総体数をプラス1,000頭上乗せしたいとか、そういう基準があって1,000頭上乗せなのか。それとも、この4,000頭というのは、9,000頭以上捕獲されているんですけれども、そのうちの4,000頭部分だけが補助の対象になっているというのか。どういうとらえ方をしているのか、説明していただきたいんです。

**○河野自然環境課長** 2の捕獲頭数の推移のグラフですが、一番右端の20年度、これはシカがトータルで9,233頭、そのうち有害捕獲でされたのが2,302頭ということでございます。今回、捕獲促進事業でトータル4,000頭といいますのは、有害捕獲の2,302頭に当たる部分でございます。

**○函師委員** わかりました。つまり、有害捕獲の部分が20年度でいうと2,302頭であったのを、来年度については4,000頭まで目標値を持っていくというような事業内容で理解してい

いんですね。

○河野自然環境課長 そのとおりでございます。

○図師委員 その目標値をどういう状況を踏まえて出されたのかなんですが、1ページ戻っていただいて14ページ、2番に生息状況とあるんですが、シカが20年度調べで7万7,000余の頭数があるということです。このうち、繁殖能力のあるシカの頭数、また、その繁殖能力のあるシカの頭数が年間何頭——聞くとところによると年2回繁殖できる能力があると聞きますし、年間どれぐらいの増頭といえますか、頭数がふえているというか、そういうものの推計は出されているんでしょうか。

○河野自然環境課長 シカの生息調査については、県内を流域ごとに分けまして、6ブロックを毎年1～2ブロックずつやっています、4年間で県内全体が調査できる格好になります。今、お尋ねのありました、どういった目標をもってシカの保護管理をやっているのかという話ですけども、昨年、適正管理をするための専門家による検討会を立ち上げまして、その結果、当面5カ年間の中で、5年後に3万8,000頭まで減少させると。25年度末、26年3月までに3万8,000頭まで管理していこうというような目標を立てております。

それから、雌がどのくらいという話ですけども、生息調査の中では、数だけを把握する調査でございます、ふん粒法と言いますけれども、ふんの数から数を推定するという調査をやっておりますので、全体の中で雌を幾らとつてという話は、今のところ難しいという話です。ただ、専門家とか研究機関によりますと、雌は1年経過して2年目に入ったら必ず出産を

始めると。ですから、1頭ずつしか産みませんが、繁殖力はかなり高いと。環境がよければ爆発的に繁殖するというような話も出ておりますので、やはり、初期の段階で雌の捕獲に努めなければ、なかなか個体数管理は難しいという意見をいただいております。

○図師委員 現在の生息数が7万7,000頭余りで、その半分が雌とした場合、雌を有害の部分で2,500頭捕獲するように予算をつけられているんですが、要は何が言いたいかと申しますと、繁殖能力とこの捕獲目標が、個体数を5年間で半分の頭数にするというのに迫っているのかなという気がしているんですが、そのあたりの計算はいかがですか。

○河野自然環境課長 先ほど5年間で半減という話をしました。初年度、21年度については2万頭余りの捕獲目標を立てております。ことし6月の補正予算でお願いしました適正管理事業、この事業で1万2,500頭の予算を認めていただいたわけでございます。これは1頭当たり8,000円を助成するという事業ですが、9月過ぎあたりから、市町村の準備が整ったところからスタートしておるんですが、1月から2月でこの1万2,500頭はほぼ達成できたというふうに思っております。加えて有害捕獲の事業をやっておりますし、プラス、3月15日まで狩猟は続きますけれども、その数を上乘せできれば、狩猟者が特別捕獲に回った分もありますので、それを差し引きますと、よくわかりませんが、1万5,000頭から2万頭の間の実績は積み上がるのかなというふうに考えております。

○図師委員 もちろん、この数字どおりの捕獲にならない場合もあるでしょうし、多くとれる場合もあるでしょうから、一概にこの机上の数

字が現場にそのまま落とし込めるとは私も思っていない。また、それぞれの年度の経過を見ながら予算の増減というのはされていかれると思います。ぜひその目標の頭数、半減に即するような形で今後の予算を考えていかれればと思いますし、何より、16ページが一番上にあります、農作物の被害額が年々増加しておるといところは、やはり個体数が減っていないといところに起因してくるんだろうと思います。ぜひこの事業が効果を上げますように、現場と密に連携をとって、また、これはとるといことであれば、今度はとる側の人間の育成なり、チームといいますか、捕獲する方々への指導というのあわせて必要になってこようかと思えますので、そのあたりがうまく事業効果が上がりますように指導していただければと思います。

今度は、予算の説明資料の227ページ、お聞きしたいのは、木材需要拡大推進対策費の2番、みやざき材海外輸出活動促進事業ですけれども、トライアル事業等が計画されておるようですが、具体的には、どこにどれだけの内容での事業になるのでしょうか。

**○小林木材流通対策監** 御質問のございました木材輸出の関係のトライアル事業でございます。こちらにつきましては、22年度につきましては3団体を予定しております。その主な内容といたしましては、韓国等を想定しておりますけれども、そちらでの展示・商談会、サンプル輸出の実施、宮崎県産材のPR冊子の作成、そういったものを想定しております。

**○凶師委員** 今後、宮崎県産材のターゲットは韓国に絞られた——今までは中国等への輸出も重ねられてきておったかと思うんですが、中国からは撤退、今後は韓国にというような理解でよろしいのでしょうか。

**○小林木材流通対策監** ただいま御説明いたしましたこの事業につきましては、韓国をターゲットとしまして事業を進めていくということでございます。それから、もう一点ございました中国の関連でございますが、今年度も中国への輸出につきましては、県の事業では支援はしておりませんけれども、国の農林水産省の事業の中で、調査事業などを実施できるものがございまして、そちらのほうにつきましては、宮崎県森連のほうがそれを実施したいということでございましたので、その事業を獲得いたしまして、中国向けの輸出、これも確かに現状では木材価格の差などで大変苦勞しておりますけれども、いずれにしましても、市場規模が非常に大きいこともございますので、当面そういった事業を活用しながら、引き続き、調査検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○凶師委員** では、韓国、中国、中国は民間ということで、ほかの海外市場への調査等はかけられる予定はないのでしょうか。

**○小林木材流通対策監** 現在のところ、その2カ国を検討しておるとい状況でございます。

**○外山三博委員** 2点お尋ねをしたいんですが、まず、229ページのシイタケの対策事業、今、人工のシイタケがありますね——菌床栽培とほだ木でできるシイタケの割合、全国的、宮崎県でわかればお願いします。

**○森山村・木材振興課長** 生シイタケは、おっしゃるように、原木の生シイタケと菌床のシイタケとございまして、本県では、平成20年の生シイタケの生産量が1,682トンのうち、菌床シイタケが1,455トンということで、約86.5%が菌床シイタケとなっております。

**○外山三博委員** これは全国ベースもわかりますか。

○森山村・木材振興課長 しばらくお待ちください。全国では、平成20年度で7万342トンの生シイタケができておまして、菌床シイタケがこのうち5万5,426トン。

○外山三博委員 もう一回言って。宮崎県と全国。

○森山村・木材振興課長 本県が、生シイタケの全体が1,682トン、菌床シイタケが1,455トン、菌床の比率が86.5%となっています。全国では、生シイタケの全体量が7万342トン、菌床シイタケのトン数が5万5,426トン、菌床比率が80%。

○外山三博委員 菌床とほだ木の割合は、最近の傾向として、菌床はまだふえていっているんですか、横ばいなんですか。

○森山村・木材振興課長 菌床の比率は年々増加傾向にございます。

○外山三博委員 菌床シイタケは、環境森林部の所管になるんですか。

○森山村・木材振興課長 生産までは環境森林部の所管になっております。販売は、JAが販売をしております。

○外山三博委員 ということは、どうなんでしょうね、昔からのシイタケの生産者というか、分野を、現状として、菌床シイタケが圧迫をしておるといことになるんですか。

○森山村・木材振興課長 確かに菌床ブロックで生産されるものについては、原木の生シイタケを圧迫しているという部分はございますけれども、できるだけ県内産の原木のおが粉を使ってブロックをつくっていただくように、今お願いしているところでございます。

○外山三博委員 非常に難しい問題ですね。県の姿勢として、菌床の生産をフォローする立場なんですか、それとも、これはいいというの

か、どうなんですか、その辺の対応は。

○森山村・木材振興課長 原木のシイタケの生産振興、確かに中山間地域の振興のために重要なポイントであると思っています。ただ、市場のニーズからしたり、それから、高齢化された方々がどうしても菌床ブロックに走っているという部分は、平地を中心にございます。したがって、何らかの形で山元に還元できるような対策がとれるような菌床シイタケの生産振興に我々も支援していきたいというふうに思っております。

○外山三博委員 菌床栽培をやっておられる生産者は、もともとシイタケ生産者が多いんですか。

○森山村・木材振興課長 そればかりとは限らないようです。

○外山三博委員 菌床の占める割合が全体の中では非常に大きいですね。そして、市場関係者に聞いても、数がそろろう、大きさがそろろう、食味もわからないぐらいだというようなことを言っているんですが、食味はどうなんですか、専門的に見て。

○森山村・木材振興課長 生シイタケで比較しますと、菌床よりも原木の生シイタケのほうが味はいいと、個人的には思っています。

○外山三博委員 シイタケ以外にも人工栽培のいろんなキノコがありますね。これは生産まではやっぱり林務所管ですか。

○森山村・木材振興課長 特用林産物のシイタケ以外の菌床のキノコについても、林野庁所管で統計等々を行っております。

○外山三博委員 最後に聞きたいんですが、菌床シイタケ、そのほかのキノコに対して、県が事業としてバックアップする事業は何かあるんですか、ないんですか。

○森山村・木材振興課長 事業としては、林業構造改善事業で実施ができるようになっております。

○外山三博委員 現状として、何か補助を入れるとか、事業でバックアップしておるといふことは。

○森山村・木材振興課長 来年度の予算要求の中にも、都城市でエコマッシュという事業協同組合をつくりまして、菌床シイタケの生産施設を支援するという事で予算に計上させていただいております。

○外山三博委員 非常に難しい問題だと思うんです。キノコの世界でこれから先行きどういふ志向が求められてくるかということをご所に置きながら、県としてはどういふスタンスをとっていくかということ。山のシイタケも大事にせんといかん。ところが、菌床シイタケがこれだけ伸びてきておるといふのは、それなりの理由があるわけで、非常に難しい問題だろうけれども、少しその辺は整理をしながら、研究もしながら、今後の事業に取り組んでもらいたいと思います。

次に、有害鳥獣の被害防止、17ページ、猿の被害についてお尋ねをしたいんですが、猿の被害を食いとめるためには、猿の持つておる本能とか本性を知ることが非常に大事ですね。幸い、幸島に京都大学の猿の研究所が昔からあります。あそこはそういう専門機関ですが、あそこに行かれたか、いろんな研究の結果を聞かれたとか、そういうことはありますか。

○河野自然環境課長 幸島の研究機関とは直接的な接触はしておりません。

○外山三博委員 私は非常に興味がありましてね。というのは、大分前ですが、あそこに三戸サツエさんという方がおられまして、あの人の

話を聞く機会があつて、どういふ話を聞いたかという、戦後、アメリカ軍が来てあそこで猿を、アメリカにはニホンザルがいないということで珍しいからとり始めたんです。ところが、あその適正猿、猿人口といふのかな、100匹ちょっとぐらいが適正だと。ところが半減して50匹ぐらいになったんです。何が起きたかといつたら、猿の初産が4歳が3歳になったといふんです。そして、あそこに京都大学が来て、研究するに、とらんでくれといふことをアメリカに言つて、そのうちに猿はまたふえてきた。そしたら初産がまた4歳になった。これは少子化の問題と絡む話でそういう話を聞いたかつたんですが、ここでそのことは議論しませんが、そういう猿の生態といふか。この前、実は私もそこに行つて、三戸さんが90歳以上で会うことができなかつたものですから、京都大学から来ている研究者にいろいろ話を聞きました。いろんな猿の特性があるんですね。学習能力が非常に高いとか、ちょっと悪さした人間のことはいつまでも覚えておるとか、猿の特性といふのがあるといふ話を聞きました。ですから、一度あそこで話を聞かれると、猿の特性を利用できるようなことがあるんじゃないかと思つたんです。お願いしたいんです。

それと、この議論とは関係ないんですが、おもしろいと思つたのは、一昔前は、猿の中でも海を渡つて、こちらの別の社会に出ていく冒険心のある猿が毎年結構いたと。最近、あその猿にそういうチャレンジ精神を持った猿が全くなくなつたといふんです。これは人間社会を映しておるといふような氣もしたんです。これは全然関係ないんですが、余談ですが、そういう話もあそこでこの前聞いてきました。ぜひ一度、せつかく専門の研究者がおられますから、聞

かれて、何か参考になることがあるんじゃないかと思えますから、よろしく願います。以上です。

○河野自然環境課長 先ほど御説明しましたけれども、今回、スペシャリストとして国の独立法人機構の井上さんという方、鳥獣被害防除の専門家ですけれども、そういった方から鳥獣の生態等も学ぶことにしておりますので、その防除の中で、必要があれば、幸島のほうにも足を運びたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 中山間地で今何が一番怖いかというところ、こういう有害鳥獣の被害に悩まされておられるわけです。今度それを強化されたということは大変ありがたいわけですが、シカ捕獲の、県が2分の1、市町村が2分の1というこの頭数を、8,000円が1万円になるときの基準というのか、各町村のトータルを足したときに1万円にしますという時期はどういう形で決めるわけですか。8,000円から上乗せの分。

○河野自然環境課長 8,000円から1万円の雌の単価アップのタイミングといいますか、その部分ですね。全県一区で進捗を同時に把握するのはなかなか難しいと思うんです。ですから、雌ジカについては、ある程度区域ごとに、市町村ごとが一番いいのかもしれませんが、基準目標のところを定めておいて、その時点で超えたところということで把握したいと思っています。市町村と密接な連携をとりながらこの事業は進めていかなくちやならんというふうに思っております。

○緒嶋委員 それを明確にせんと、8,000円のまま、1万円の枠が全然見えないから8,000円しかやりませんというような形に町村によってはなると思うんです。これは本当から言えばすべて1万円にすれば一番いいわけです。そう

いう矛盾がないわけだから。そのほうがいいんじゃないですか。

○河野自然環境課長 個別の捕獲に対する報奨金制度みたいなものですが、高いほうはその気持ちになるというのは重々承知しておるんですけども、インセンティブといいますか、そういったものも確保しながら、なおかつ予算の範囲で執行するとなると、こういった仕組みとしてなるかなというふうに思っています。

○緒嶋委員 選択と集中という言葉が今あるが、今、一番被害を被っているのはこういうことなんですよ。そうなれば、ストレートに、1万円でやりますと。ちょっと聞きますが、ほかの県はどうなっておりますか。

○河野自然環境課長 隣県の熊本県が8,000円というふうに聞いております。大分県も本年度までは8,000円というふうに聞いております。

○緒嶋委員 これは、1万円にして、集中的に適正数量まで減らすというのが一番わかりがいいわけです。何頭まで8,000円でそれを超したら1万円にしますと。今、例えばの話で、中をとって9,000円にしたらどうかという話も出たけど、基準が明確じゃないわけです。何頭とったときに、これ以上とったら1万円にしますということは。最初から、ことしはこうしましたということで適正にやるほうが政策としてははっきりする。そういう点で、予算的なことは当然あるけど、そこに集中して、選択と集中、それこそ仕分けだが、そういう仕分けをすることによって政策の明確化を打ち出すというのが、私は大変重要ではないかというふうに思いますので、今後検討していただきたいと思います。

それと、猿は、猿知恵と言われるだけあって知恵があるし、対策というのはなかなか難しい

わけです。何十匹かまとまって集団でいるから、ある意味では、捕獲班が明確に撃ち殺すとか、捕獲する意思を強く持ってやれば、私は捕獲はできると思うんですが、捕獲する人がちゅうちょするというか、追っ払うだけになる可能性がかなりあるんです。そうなれば、これをどうして減らすかというのは、専門家を招致してやるというような形でありますけれども、本当に減ったところとか、猿を減少させた知恵なんかもお互いにもっと調べてやらなければ、今は80集団の4,000匹でありますけれども、まだ相当ふえるおそれがある。田舎に行けば、集落によっては、人間の数より猿のほうが多いというのは間違いありません。その辺ももうちょっときめ細かい政策をとっていただきたいということを要望しておきます。

それと、イノシシなんかでは、わなと電気さくがまだ欲しいという意見がかなりあるんですけど、そういうことは今後どうなりますか。

○河野自然環境課長 電気さくについても、私も環境森林部が持っています設置事業もごさいます。それは鳥獣保護区の周辺、野生鳥獣を保護するための区域ですから、その周辺は被害が出やすいということで、その分については、シカ、猿、イノシシ、それぞれ電気さくの補助事業が準備されております。

○緒嶋委員 具体的にはどの事業でやられるわけですか。

○徳永森林整備課長 シカにつきましては、予算資料の212ページ、森林整備事業費というのがございますが、この中で、植栽した後のシカネットということで、今まで年平均180キロほどのシカネットを張っておりまして、180キロといたしましたら、宮崎から大分までを毎年ネットを張っているような状況にあります。メータ

ー当たり1,000円ぐらいかかっておりますので、最近では、造林費に加えて、先ほど自然環境課長が言われたように被害も増大しておりますので、このネット代が非常に高くて森林所有者の負担になっているという状況にありますので、この辺も今後とも支援していきたいというふうに思っています。以上です。

○河野自然環境課長 206ページをごらんいただきたいんですが、上から3番目に鳥獣保護区被害防止対策事業、1,602万3,000円ということでごさいます。年間196キロメートルの電気さくを設置する予定にしております。あと、猿用として爆音器を20器予定しております。

○緒嶋委員 これは、県費と市町村費、補助率は半々ですか。

○河野自然環境課長 補助率は、県3分の1、市町村3分の1、受益者3分の1です。それ以外にも、農政水産部が、それぞれの農作物を守るための防除のための電気さく等の事業もごさいます。

○緒嶋委員 今の電気さく等については、市町村の要望も取りまとめて、その後の予算化ですか。どういう手法ですか。

○河野自然環境課長 予算については、次年度の要望額調べ等踏まえた上で予算措置をしているということです。

○緒嶋委員 226ページ、(事項)木材産業振興対策費の木材産業等高度化推進資金13億5,468万7,000円、この事業内容を教えてください。

○森山村・木材振興課長 これは、国の予算を活用しまして、2分の1の国費を合わせまして、県の予算を加えまして、年間取扱量3,000立方を超える事業体等を対象にしまして、低利の資金を貸し出すものでございます。

○緒嶋委員 それぞれの施設の充実のための資金ということですか。

○森山村・木材振興課長 そのとおりでございます。それから、間伐を取り扱うときの運転資金ですとか、乾燥材を生産するために必要な資金、こういったものに活用されております。

○緒嶋委員 今からは、グリーン材ではなくて乾燥材中心であります。宮崎県は全国一そういう施設が整備されておりますけれども、乾燥材のそういう施設もまだ十分ではないということになるわけですか。

○森山村・木材振興課長 私どもの山村・木材振興課調べでは、本県の平成20年の乾燥材の生産量が26万立方となっております、製材品の生産量が70万立方ですので、約3分の1の割合にとどまっております。全国的にはレベルの高い位置におりますので、さらに乾燥材の生産に向けた施設の整備ですとか、先ほど御質問にありましたような資金の活用によりまして、乾燥材の生産を振興していきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 今、木材価格が低迷しておること、山村の振興また生活の安定に一番苦勞しておるわけですが、森林整備加速化・林業再生事業、これは大変ありがたい事業であります。木造公共施設整備事業は3億6,123万であります。これは一つの基金で行う事業だから、これをふやすということはなかなか困難なわけですか。

○森山村・木材振興課長 ことしにつきましては、委員御承知のように、昨年度の補正で、3カ年で51億円を取り崩しながらやるということで、計画的に実施しておりますけれども、公共施設の木造化・木質化につきましては、来年度は、日之影町の公民館ですとか、諸塚の診療所

とか、施設としては11施設を予定しております。再来年度も計画的にやるようにしておりますので、事業の全体の枠としては有効に活用していきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 それと、山村の担い手の基金事業ですけれども、担い手対策といっても、山村で生活ができなければ担い手になり手もないわけです。所得の安定がなければ。この事業は、担い手の数の予想は立てておられるわけですか。

○森山村・木材振興課長 担い手の対策の現状としましては、平成17年現在で2,311人というふうになっておりますが、現在立てている本県の長期計画の中では、2,800人を目標にしておりますけれども、なかなか現実的には難しい状況にあるだろうと思っております。

○緒嶋委員 後継者がいなければ、将来は山林の管理もできなくなるわけです。作業班は今頑張っておられますけれども、高齢化してきておるわけでありまして、どうしても所得というか生活をどう、雇用対策が今度、基金等でやられますけれども、これは一時的な対策であって、恒久的な雇用対策ではないわけですから、将来的に山村で生活ができるようなものを目指した雇用対策というのを取り入れなければ、目先の雇用対策だけでは継続性がないというふうに思うわけですが、そのあたりはどう考えておられますか。

○森山村・木材振興課長 他産業との所得の格差というのが非常に大きいというふうに思っております。そのようなこともございまして、昨年度から、森の担い手新規参入等支援事業というのをお願いしております。その中で、緑の雇用担い手対策事業で研修されて、継続して雇用される事業体に対しまして、1年目3万円、

2年目が2万円、3年目が1万円という報奨金を出しまして、継続雇用につなげていくという事業をお願いして、現在実施しているところでございます。

**○緒嶋委員** それだけで十分ではないわけですが、いずれにしても、今度民主党政権ができて、農業の場合は米の所得補償ということを進めると。来年あたりは、畜産とか林業とか水産業もやるというような、それはありがたい政策でありますけれども、具現性というか、実現性というのと、林業で所得が補償できるような木材価格にするためには、立米当たり1万5,000円ぐらいないととてもじゃない。今の価格からいけば、単純に言えば、立米当たり5,000円以上、6,000円ぐらい補てんしてもらわなければなかなかできない。そうなれば、とてもじゃない、林業だけでも何千億かの金が要るような形になるだろうと思うんです。それが本当は理想かもしれませんが、裏づけというものがなければどうにもならない中であれば、やはりコストを削減しながら、流通も含めて、山床というか生産者に所得が残るようなことを考えて、作業道の整備とか林道の整備をやって、間接的に林業振興を図るような政策が今の政策ですね。これもなかなか限界があるということだし、その中で長伐期の事業が進められて、それは今、木材価格が安いから、長伐期の施策を林業公社を含めてやらざるを得ない。ところが、長伐期にしたが、大きな木の使いようがない。今度、大きな木を使って家をつくりますよというけれども、それを製材する製材所も余りないじゃないかということと言われる人もおるわけです。そして、木が大きくなると、自然災害、台風等に弱くなる。そういうことになると、長伐期はかえって山の崩壊につながるんじゃないか。適

正な林業は、40年か50年で切ってから再植林する。循環することによって二酸化炭素の吸収量も、生育のいい木のほうが二酸化炭素の吸収力もあるというようなことになると、今は、それと逆のことばかりやっているような気がするわけですね、林業政策は。今後においては、山で生活でき、山で生きがいを見出すような政策をどうつくっていくかというのが、私は、環境森林部の最も大きな、これは日本全体のことですけれども、課題ではないかという気がするわけですが、そのあたりのことを何か具体的に、そういう方針で進むというようなものが予算的に見えてきたものがこの中であるのかなという気がするわけですが、これはだれか教えてください。

**○徳永森林整備課長** トータル的な話は私ではできませんで、これだけ木材価格が低迷いたしますと、あしたの1,000円よりきょうの500円が欲しいという現状に山村はあります。そういうこともありまして、先ほど御説明しました奥地共同間伐促進事業、緒嶋委員のほうから、5,000円か6,000円必要だという話ですが、この事業によりまして、立方当たり大体1,500円のコストを手助けするということになります。切ってしまうと資源がなくなるんですね。また植える力があれば短伐期で回すのが一番いいと思いますが、今の材価では切ってまた植えるという、木材が1立方当たり昭和50年には3.6人ぐらい雇用できたんですが、今は0.4人ぐらいしかできないという状況の中では、短伐期でやってまた造林するということができませんので、長伐期に持って行って、補助金をもらいながら間伐をしてそれで収入を上げていくと。70年したら、そこで資産を上げて造林するような価値になりますので、それで植えるという方向で行く

しか今のところないんじゃないかと。あした、あさって1万5,000円に上がってくれば別なんですけど、なかなかそういう状況にございませんで、今は、一步一步打てる手を打ちながら今の状況を打開していくという方法かなというふうに思っております。以上です。

**○緒嶋委員** そのとおりだと思うんです。今の中でできる現実的な手法を考えながら前に少しでも進む。その中で、今度は環境税とかいろいろ言われておる中で、そういう財源の中でこういう価格補償、デカップリング的なものが出てきて山村が振興されれば、私はそれでいいのかなという気がしますけれども、皆さん知恵を出してそれこそ頑張っておられるけど、目に見えた、本当にこれはメリットのある政策だというのがなかなか見えてこないというのは、皆さんのほうが私以上に悩んでおられるだろうと思うんです。しかし、それぞれの立場で努力されておることは評価しますので、今後ともそういう悩みを抱えながら頑張っていくかざるを得んと思っておりますので、今後ともさらに山村の振興のために予算的な意味も含めて頑張ってもらいたいというふうに思います。

特にことしの予算は、全体的には環境森林部はプラスなわけですね。それは皆さん方の努力でそれだけプラスの予算、本当は厳しい中ではマイナスでも仕方がない。農政の予算はマイナスである。そういう意味では、環境森林部の皆さんは頑張られたということは評価します。

**○十屋委員** 大きな話から小さな話に。31ページの特用林産物鳥獣等被害防止事業ですが、ハラアカコブカミキリの食害の影響、南下してきているということなんですけど、このあたりをもう少し詳しく御説明いただきたいのと、この虫による昨年の被害状況をお話していただきたいの

です。それともう一点は、ここは事業内容として3つ挙げられているんですけど、シカによる分とこの虫による分と、どちらがどの程度の被害の状況なのかというのも教えていただけますか。

**○森山村・木材振興課長** まず、ハラアカコブカミキリなんですけど、大きさが15ミリから20ミリぐらいの、名前のとおり、裏返すと腹が赤いというカミキリムシです。当初、長崎県の対馬に生息していたようでございまして、対馬から大分県のほうに原木を移入する際にくっついてきたんだらうと推測されています。昭和52年に大分県で初めて生息が発見されまして、その後、昭和63年に五ヶ瀬町で、大分県のほうから回ってきたんだらうと思うんですけど、発生しまして、今、県下9市町村に南下しているというような状況にあります。あと10年もしますとこれが児湯地域あたりに。飛んでいくわけですね、小さい原木にしか卵を産まない。原木の皮と身の間産卵しまして、それが羽化していく際に原木を食い荒らす。被害木からも生産はできるらしいんですけども、生産量が落ちるという状況にあります。ハラアカコブカミキリによる被害額が、平成20年度で約2,000万円ほどございまして。これはもちろん、とれただらうということ想定しての被害額となっております。

それから、特用林産物の獣害の被害なんですけど、平成20年度で、猿の被害が420万円、シカが440万円、イノシシが680万円というふうになっています。イノシシの場合はどちらかといいますとタケノコのほうの被害になっております。以上でございます。

**○十屋委員** 今聞いただけでも、この虫の被害が額的に一番大きい。ということは、長崎のほ

うから入って、ずっと南下していくと、いずれは全県下に広がる可能性が大きいんですね。この対策としては、ここには侵入防止ネットとしか書いていませんが、ほかにはないんですか。

**○森山村・木材振興課長** 現在、虫の世界の方のお話を聞くんですけれども、枯れた原木というか、切り取った後に産卵するものですから、生木のほうに被害が起きないものですから、今のところ、これといった被害対策がないんです。どっちかという防止をするだけで、原木の駒打ちをしたものをネットで覆って産卵されないようにするという、ちょっと引いたような対処になっております。

**○十屋委員** そうですと、この予算も640万なんですけど、それに対する研究もやってみないと、全県下に拡大していくといけないし、他県との協力も必要でしょうから、それはぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それから、27ページに「木育」という言葉が出てきたんですけれども、子供たちのためということなんですけど、このインストラクターというのは、県内各地にいらっしやったというのは存じ上げていなかったんですが、どういう活動をして、どういう方々がやられているのか、教えてください。

それと、小中学校に木育教育というので、普通、スチール製の机やいすを割安ということを使って、一部木製の机やいすを使っているところも見られたんですが、今はそういう方向になるのかどうか、わかれば教えてください。

**○森山村・木材振興課長** 木育といいますが、平成18年の9月にできました森林・林業基本計画の中で、読み上げてみますと、「市民や児童の木材に対する親しみ、木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しな

がら、材料としての木材のよさやその利用の意義を学ぶ木材利用に関する教育活動」と、長い文章になっていますが、いわゆる食育というお話がございましたけれども、それを木に変えたということで木育という言葉が使われております。

それから、木育インストラクターですが、木育活動を実践するためのスキルを身につけた、木育を普及・啓発する指導者というふうに位置づけておりまして、養成は、NPO（特定非営利活動法人）の「いきいき森ネットワーク」というところが、国の委託を受けてインストラクターを養成されております。本県で今\*3名ほど木育インストラクターはいらっしゃいまして、この事業の中でも今後\*3名ほど養成していこうと思っております。

それから、市町村への木製机・いすですけれども、これは別途事業を仕組んでおりまして、木のある暮らし創出推進事業の中で、本年度も、日向市の財光寺小学校だと思っておりますが、32セット、えびの市の6校で230セットということで、合計7校の262セットの机・いすの購入に対する支援を行っております。来年度も机・いすを、市町村名等々はわかりませんが、301セットを支援していこうというふうに考えているところでございます。

**○十屋委員** 木育インストラクター、3名ということで少ないと思うんですが、徐々に広がっていくのかなと思うんですが、木のある暮らし創出推進事業の中で、住宅用に杉、県産材を使って普及拡大をというものがあって、手っ取り早いといったらおかしいんですけど、その辺のところも学校が一番対象になりやすいのかなというふうに思っていたので、これはぜひ

※53ページに訂正発言あり

進めていただきたいと思います。

そして、次のページのスギ活用の家、先ほど緒嶋委員からもあったんですが、大径材の活用とあるんですけど、大径材を製品にする製材所が県下に何事業所あって、どの程度の生産ができるのかというのと、この事業とのバランスがとれているのかなというのはあるんですが、大径材をすることは余り多くないと思うんですけど、課長としてどういうふうに考えていらっしゃるのか。

**○森山村・木材振興課長** 大径材といいますのは、JASの規定では、径級30センチ以上の素材というふうにしておられまして、大径材の活用を促進するためには専門の工場が必要だということで、今、何工場あるかというのは、大変申しわけないんですが、私、データを持っていませんけれども、平成19年度から、新生産システムの事業の中で、大径材も加工できる工場の整備を進めてきたところございまして、その中でもたしか4工場ほど大径材がひける工場ができております。

**○十屋委員** 両方セットでいかないと、片方でいくとバランスとれなくなって、せっかくだということをやろうとしてもなかなかそこが進まないというのがあるので、今、課長が言われたように、例えば新生産システムの中で4工場というのであれば、それをどの程度まで広げて、最終的には生産をどこまで持っていくか、数字的にこれは出てくると思うんです。そういうあたりも目標を持ってやっていただきたい。これは要望にさせていただきたいと思います。

それから、次に、17ページの有害鳥獣（シカ・サル）被害防止緊急対策事業で、この前から説明いただいて、スペシャリスト、井上雅央さんという方が来て、マイスターがいらっしやっ

て、リーダーがいる。この中に、有害鳥獣といえますか、猟友会の位置づけというのは、どういふふうにかかわってくるのか非常に関心がありまして、猟友会の方々が最終的なところで現場で働いていただくので、そのあたりはどういふふうになっているんでしょうか。

**○河野自然環境課長** 猟友会の位置づけですが、捕獲につきましては、やはり猟友会の協力抜きには一つも進まないというのが実態でございまして、左のほうに特命チームというのがございまして、下の段ですけれども、各地域の有害鳥獣特命チームの中の主要なメンバーとして猟友会の方には参加いただくということにしています。

**○十屋委員** といいましたのも、前のページに戻ってくると、生息状況の調査で、いつも言われるように、シカと猿は生態系がつかみやすいということでわかって、シシの行動範囲は広くてわかりにくいということですが、猟をされる方々は、シシの一頭一頭の通り道を把握されて猟をされるわけじゃないです。そういうところの意見交換をするなり、例えば一つの山があって、シシの通り道が幾つかあって、そこにはぬた場という生活する場所があって、そこに何頭いるというのを、猟をされる方はほとんど知っていらっしやるんです。いつも答弁であるように、猟友会の方々の意見を聞いて、山をみんな知っていますので、そういうことをまず大まかでも把握されて、数は正確じゃなくても、生息している分布を調べないと、シシの実態調査というのはなかなか難しいので、そのあたりをぜひ猟友会の方々と話をしていただきたいというふうに思います。

ここは3事業とも全部関連する話なので、一括してお話ししますけれども、15、16ページに

あります捕獲班、毎回言うように高齢化してなかなか大変なんですね。たくさんの班員がいらっしゃるんですけども、年齢構成は前も一回聞いたことがあると思うんですが、もっと若い人がやっていただけるような仕組みができないのかなというふうに思っているんです。

**○河野自然環境課長** 個体数調整するにしても、被害防除するにしても、狩猟免許を持っていらっしゃる方が高齢化、減少しているというのが一番悩みと申しますか、問題でございまして、現在、狩猟免許を持っておられる方は、平成20年度で6,911名、このうち60歳以上の方が68%となっていて、大半は60歳以上の方が有害駆除班で御活躍いただいているといった実態でございまして。狩猟者をふやすためにどういった手だてを講じているかという問題ですけども、若者をターゲットとしてふやしていくというのなかなか難しい面もあるんですが、受けやすい機会をつくるというのが一つあるかと思っておりますので、土日での狩猟免許の開催とか、試験会場をふやすとか、そういったものは現在やっていますし、来年の試験会場の増加について検討しているところです。

**○十屋委員** もう一つは、16ページのわなの話ですけど、有害鳥獣で猿とシカ、イノシシ、22年以降とあって、わなというのはいろんな形があるんです。かごみたいなものがあつたり、輪っかのものがあつたり。輪っかの場合、1人が何十丁とかけるんです。だから、2分の1の補助というのが……。

**○河野自然環境課長** 今、委員おっしゃったように、シカとかイノシシは、ワイヤーでしたくくりわなでございまして、ここで考えている猿については箱わなということでございまして。もちろん箱わなのほうが工事単価が高いんです。

わなはどれぐらいかけるかという話ですが、狩猟の中では1人30という制限がございまして。先ほど説明しました17、18ページでやっていますけれども、捕獲員を配置します。48名配置しますけれども、この人たちには一日通じて捕獲活動に当たってもらいますので、40頭程度は設置してもらいたいというふうに考えております。

**○十屋委員** 多分、実際とちょっと違うと思うんです。名前と住所をわなに書いてしまいますね。何十丁という数でかけるので、六千何百人いてわなの免許を持っていらっしゃる方が何人いらっしゃるかわかりませんが、そうしたときにはかなりの数があつて、2分の1の補助というのがあるんですけど、これも申請主義でしょうから、当然申請したら補助を出されるわけですね。そうなってくると、額的にどのくらいの予算でどうなるのかわからないんですけど、かなりふえちゃうんじゃないかという財政的な心配もあるんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

**○河野自然環境課長** 予算的には、県費が90万ほどですから、事業費としては市町村が手当てして180万ということですから、わなの数としてはさほど膨大な数に上るというものではありませんし、この部分については、市町村に害鳥獣対策協議会の捕獲班がございまして、そこが使うわなというふうに限定していて、通常の狩猟用には用いないということでございまして。

**○十屋委員** それはわかりました。それでお願いしたいと思います。一つだけ、「平成22年度当初予算案の概要について」の220ページ、昨年の実績を教えてくださいんですが、山村・木材振興課の木材建築促進連携モデル事業、プレカット工場のCADによる図面作成機能を高

め、県産材を利用している中小工務店との連携支援強化というので、どのくらいの実績があったのかということだけ教えていただけますか。

○森山村・木材振興課長 2つのグループで実施しております、1つのグループで5つの工務店が連携してやっております。合計で10の工務店が2つのプレカット工場と連携しまして、CADとCAMの連携作業を実施しているような状況になっております。

○十屋委員 何軒建てられてどうなったというその実績を。

○森山村・木材振興課長 ことし導入したものですから、3月末で実績が出てきます。申しわけありません。

○十屋委員 かなり実績は上がっているというふうに理解すればいいんですか。

○森山村・木材振興課長 上がっていると思っています。

○鳥飼委員 松林の景観の点と保安林の維持ということで、関連してお尋ねをいたしたいと思えます。200ページの「未来へつなぐ森」保全対策事業費ということで、事業を御説明いただきたいと思うんですけど、まず、巨樹古木等保全対策事業100万ということになっていきますけれども、対象の古木数と概要についてお尋ねをします。

○河野自然環境課長 巨樹古木等保全対策事業は、衰弱しました巨木・古木について、樹勢を回復させるための外科手術をやります。また、人が踏み入らないような防護さく等も設置できるといった事業であります。巨樹百選というのをつくっておりますけれども、指定した時点では100あったんですが、台風災害や古損で枯死しまして、今80幾つかに減少しているかと思えます。それと、その百選で選ばれた木と、市町

村長さんが推薦されました由緒あるといいますが、いわれある樹木がございますけれども、そういったものを守るための事業ということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば椎葉村に2本ありましたけど、あんなのも対象に入っていると思うんですけど、残っているのが80本と、市町村で指定をしているところに、要請があれば、樹勢の回復とか、外科的な手術じゃないそんなことを行うという事業なんですか。

○河野自然環境課長 今言われました八村杉とか大久保のヒノキ、椎葉村に立派なものがありますけれども、これについては天然記念物にされていまして、きちりと法律で守ることが決まっていますので、そういったものは除くということで巨樹百選は選んでおります。

○鳥飼委員 わかりました。それから、景勝松林保全対策事業というところで、高度公益機能松林保全事業、県営松林保全対策事業、それぞれ100万組んであるんですけど、概要を、簡単に結構です。

○河野自然環境課長 これは、一ツ葉の県有林、保安林がございます。人家が近くに迫って、有料道路もありますけれども、あそこあたりの、空中散布も控えなくちゃならない、地上散布も飛散で被害が心配されるというようなところは、樹幹注入ということでやっております、これはどうしても守らなくちゃいけない保全すべき松林に限っての話ですが、樹幹注入をやる事業でございます。

○鳥飼委員 2つともですか。

○河野自然環境課長 失礼しました。下のほうの県営松林保全対策は、有料道路周辺に、夏前には松毛虫が時折大発生いたします。この害虫を防除するための経費として100万円組んでご

ざいます。

○鳥飼委員 昨年は619万でことしは300万というところで、300万減額になっているんですけど、主たる理由についてお尋ねします。

○河野自然環境課長 来年から廃止する事業があるわけですが、市町村が行います松くい樹幹注入についての助成事業があったわけですが、今回、来年から市町村独自でお願いするようにしたということでございます。

○鳥飼委員 松くい虫防除の散布の時期がもうすぐ、ヘリコプターで2回、一ツ葉から住吉のほうにかけてやられています。中に散歩道路があるものですから、私は時々あそこを散歩していきまして、よく利用させていただき、非常に素晴らしいところで、樹幹注入のところだと書いてあるところもありますので、そうだろうと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次のページに、森林病虫害防除奨励費ということで5,800万組んでありますけれども、この事業が、今申し上げたヘリコプターで防除液を散布するという事業というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○河野自然環境課長 この事業が、特別防除と申しますか、空中散布と地上散布に当たる事業でございます。

○鳥飼委員 ちょっとお尋ねしますが、5番に養蜂というのがあるんですけども、これは私も初めて見たような感じがして、前から載っているんでしょうけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○河野自然環境課長 これは、地上散布、空中散布を含めてですけども、散布区域内に養蜂業者の方が箱を置いておられる場合がございますので、空散の被害が及ばない期間移転する、

そういった経費でございます。

○鳥飼委員 運動公園のところも、いろんな大会があって私ども行くときに、枯れ松があったりして時々気づいたり、今はないと思うんですけども、ずっと上って行って、宮崎市の住吉から行って、延岡のほうに行くところに、宮崎県は海岸沿いに素晴らしい松林があったんですけど、特に延岡のところは今は松林がないような感じ、車で通るだけですからわからないんですけど、そんな感じになっているんです。ここ10年程度でいいんですけども、松林の保全の現況は、大まかで結構なんですけれども、どういうふうになっているのでしょうか。

○河野自然環境課長 被害の推移と申しますか、そういったことでしょうか。

○鳥飼委員 ここは立派だったのになくなってしまったとか、そんな大まかなことで結構なんです。

○河野自然環境課長 最近の状況としては、近いところでのピークは平成3年です。これが1万4,500立方ほど被害を受けておりましたが、昨年の被害が3,300立方ということで、ピークからしますとかなり減少してきておる。被害も沈静化してきているというような状況でございます。

○鳥飼委員 松林を維持していくためには、松葉かきをやって整備していくというのも非常に大事な作業ではないかと思っているんですけども、それがここ2年ぐらいいろくろくやられていると。松くい虫——何とかザイセンチュウですね、あれをなくすには、枯れた松を粉碎するというのが一番、それが飛び立つ前ですから、今からということになるだろうと思っておりますけれども、今、対策の事業として特に力を入れておられるという状況なんでしょうか。

**○徳永森林整備課長** 松葉かきにつきましては、歳出予算説明資料の212ページですが、宮崎県の県有松林は、串間から日向まで317ヘクタールございまして、延岡等の松等が枯れておるのは、あれは国有林でございまして。国有林が主でございまして、国有林が途中で松くい虫の空散をやめたということがありまして、ほとんど延岡等につきましては松林が残っていないと、広葉樹が繁殖しているという状況であります。日向市等についてもそうなんです、日向市等につきましては、県有林はちゃんと残っているんですが、国有林がやられているという状況です。串間のほうはうちのほうも悪くはなっているんですが、そういう状況であります。松葉かきにつきましては、8年ほどやっておりますんで、212ページの県営林機能強化促進事業で、20年度の1月補正から、一ツ葉を中心に松葉かきをやっております、海岸松林はきれいになっているんじゃないかと思えます。22年度につきましても、この事業によりまして、宮崎市を中心に80ヘクタールやりまして、これで松葉かき自体が終わるということになろうかと思えます。

**○鳥飼委員** 私、帽子をかぶって顔もわからんようにして、「御苦労さんです」「ありがとうございます」と言って通るんですけど、最近では整備されていまして、立派な松になって、市民の皆さんにあそこをぜひ散歩していただきたいなと思えます。特に、太陽の光が樹間から斜めに差してくる光景というのは、本当に素晴らしいものですので、大いに県民の皆さんにも利用していただくといいなというふうに思っています。

それで、いろいろ議論が出ていますけれども、住吉海岸からずっと、海岸の浜がけ、侵食

がかなりひどくなっていて、今、国土交通省では、民間の団体も入れているいろんな対策をやる。砂を運ぶというんですか、ポンプで、サンド何とかとって、いろんなことをしておられるわけですけども、県有の海岸保安林もそういう状況に置かれつつあるのではないかと思っているんですけども、現状はどういうふうになっているのかお尋ねします。

**○河野自然環境課長** 海岸の前線部、県有の保安林がございまして。有料道路から汀線が海側のほうにも残っておりますが、昨年の10月の台風による波浪で、宮崎市佐土原町で、サイクリングロードに面したところが約160メートルほど流失をいたしまして、年々進んできておると。それ以外のフェニックス自然動物園あたりも、徐々に保安林の前面近くまで浜がけが進んできておるといようなこととございまして。フェニックスの周辺が約600メートルにわたり浸食被害を受けているということとございまして。

**○鳥飼委員** 防風さくというんですか、ずっと立ててあるんですけども、あの防風さくも県有保安林保全のためにつくってあると思うんです。土木関係で扱うところもあるかと思うんですけども、そこらのすみ分けといいますか、管理の担当は交差をしているとか、どんなふうになっているんですか。

**○河野自然環境課長** 浜がけは、先ほど言いましたように、保安林の前面部まで進んできております。それ以前というか前は、海岸保全区域とって砂浜があったわけなんです。そこについては国交省所管で、今、河川課のほうが所管しておりますけれども、どこまでが保安林でどこから先が海岸保全区域かというのは、いつも連携しながら、どこの部署はどこが守っているといえますか、保全施設をつくるというふうなもの

は打ち合わせしながらやっていますし、今回、佐土原町のほうでやるのは、まさしく私どもの保安林そのものがやられていますので、私どものほうで復旧を手がけるというようなすみ分けをしたところですよ。

**○鳥飼委員** その辺の関係があるでしょうから、あそこの海岸を守っていくということについては、環境森林部も一緒にやっていただくということですが、それに関連して、砂浜にウミガメがかなり卵を産むんですけれども、ヨットハーバーから北側のほうに焼き肉ができるところもつくってありまして、海浜レジャーもできると。そこから奥の北側のほうですけど、ほとんど清掃がしていなくて、あれから北側のほうに向かって、アカウミガメが上陸して卵を産むというところで、車が入れるようになっているんです。わだちがそのまま残っているということもありまして、やはり何らかの規制をしていく、監督する人たちはそういうもので移動する必要があるのかもしれませんが、そうでない人たちも入っているようですから、その対応について何か考え方なりあれば、教えていただきたいと思います。

**○河野自然環境課長** 砂浜で繁殖をする動物、鳥類もおりまして、今言われたウミガメもそうですし、コアジサシというのも、特定の場所で、砂浜で産卵して子育てもいたします。そういった保護活動をやっているボランティアの方の団体がございますので、私どもそういった団体と連携しながら、車どめを入れたり、立ち入り禁止の協力の看板を設置したり、そういった活動はやっているところです。

**○鳥飼委員** コアジサシの話が出ましたけれども、昨年、私も行きまして、竹とか棒とか木切れを取り除いたりという作業をしてきたんです

けれども、私が申し上げたところは、ジープでなくても結構入っているようなので、やはり何らか規制をしていただきたいというのがありますので、また現地視察等やっていただいて対応を考えていただきたいと思います。これはお願いをしておきたいと思います。

**○河野委員** 確認なんですけど、さっき十屋委員のほうからありましたけど、市町村の有害鳥獣捕獲班活動支援事業です。まず、捕獲班212班とあるんですけど、21年度の実績もこの程度の班だったんですか。

**○河野自然環境課長** この捕獲班・員数は現在の体制でございます。

**○河野委員** これは全市町村が行う云々という助成なんですけど、実績として、全市町村が21年度はこの事業を行ったんでしょうか。

**○河野自然環境課長** すべての市町村に有害対策協議会は設けてありまして、そこに本年度は定額で直接協議会のほうに助成をしております。

**○河野委員** 定額ということは。

**○河野自然環境課長** 協議会の頭割りとは有害駆除許可件数の件数割りで算出しております。

**○河野委員** 今回は2分の1補助ということは、何に対してというのか。

**○河野自然環境課長** 2分の1補助といいますと、予算額540万8,000円の倍を市町村のほうにも手当てしていただくということでございます。

**○河野委員** ということは、市町村に負担が生じるということになるんですね。

**○河野自然環境課長** 実際、そういった予算措置をお願いすることにしております。

**○河野委員** ということは、十屋委員もさっきおっしゃいましたけど、捕獲班の高齢化とか、

これは猟友会に委託されていることですね。  
メンバーは猟友会が決めているんじゃないんですかね。

○河野自然環境課長 市町村に置いています有害鳥獣協議会に設置する捕獲班については、もちろん市町村も入っていますし、猟友会の方も入っておられます。そこでの班の選定といいますか、人選については、猟友会の意見を聞きながら、市町村が判断して編成しているということでございます。

○河野委員 市町村が判断するという事は、結局負担が発生するという事で、例えば高齢化とかをかんがみて、自治体のほうが負担が生じたということで班を減らすとか、そういう心配というのは考えていらっしゃるんですか。

○河野自然環境課長 幸いなことにここ数年、5年ぐらいを見てみますと、有害捕獲班の班数、捕獲員数は減少しておりませんで、全体の狩猟者免許をお持ちの方はかなり減ってきておりますけれども、市町村がその必要性を感じて維持をしているんだというふうに思っております。

○河野委員 もしかすると、これが市町村のほうにおいていったときに、額的にどうなのかというのがあると思うんですけど、負担が生じるということで減少させる心配が生じるのかなというのがあったものですか、ちょっと確認だったんです。

○河野自然環境課長 確かに、細かいところでは、市町村にはこういった県の事業の組みかえの内容については説明しておりませんが、私も有害対策の協議会の中で話す中では、一市町村、多いところで恐らく60万とか、少ないところでは10万円ちょっとぐらいにしかないとい

思います。その倍の手当てですから、やはり市町村としても、そういった支援をいただければ、もう少し捕獲班の活動体制が強化できるというふうな意見が多うございましたので、理解していただけるというふうに思っています。

○河野委員 別件で。森林整備の中で、県の重点施策として植栽未済地の解消ということで、記憶違いかもしれませんが、20年度から3年間やっていくという中で、未植栽の予算が幾つか組まれていますけど、この予算で、22年度が終わったときに大体解決している計画であるのかということをお尋ねします。

○徳永森林整備課長 20、21年と進みましたが、今、計画どおりいておりますので、来年度につきましても、計画どおりの数量と事業費を充てておりますので、来年度にはゼロにしたいというふうに思っております。

○河野委員 了解しました。

○外山衛委員長 その他よろしいですか。

○森山村・木材振興課長 先ほど十屋委員から御質問があったことについて、つけ加えさせていただきます。大きなスギ活用の家ということで、大径材の製材加工ができる工場数ということで、新生産システムで4工場ほど整備をしましたということだったんですが、別途、資料を調べましたところ、送材車つき、いわゆる大径材を載せて送材してひける工場という調べがございまして、25工場ございます。このうち150キロワット以上、出力数が大きいところが量産工場というふうに考えていいと思うんですが、その工場が16工場ございます。したがって、供給体制についてはかなりの量が供給できると思います。

もう一点つけ加えさせていただきます申しわけありませんが、みやざき木づかいプロジェ

クトの中で、私、木育インストラクターの養成数を3名と言ってしまいましたけれども、1地区3名で、7地区ありまして、21名の間違いでございました。訂正させていただきます。

○外山衛委員長 では、以上で自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後3時16分休憩

---

午後3時23分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。環境森林部の当初予算関連議案全般についての質疑がございましたら、お願いいたしますと思います。

○外山三博委員 総括ということじゃないんですが、さっき聞いておけばよかったんですけど、あえてここでいいですか。214ページの針広混交林のことで、前に、将来の針葉樹と広葉樹の割合を、余りにも針葉樹林帯になり過ぎたので、これを混交林にしていったら6対4ぐらいが理想かなという話を聞いたような記憶があるんですが、どうなんですか、県としては、将来の針葉樹と広葉樹林の割合。

○徳永森林整備課長 この事業の針広混交林とは別の話で、針葉樹が幾ら、広葉樹が幾らという将来的な見通しの話ですか。

○外山三博委員 そうです。

○徳永森林整備課長 今、本県の民有林の60%ぐらいが人工林になっているわけですが、その状況で、年間2,000ヘクタールぐらい伐採をされておりまして、植栽されているのが大

体1,500ということで、75%ぐらいは、将来的には広葉樹に返っていったらいいという状況です。杉を切ってまた全部植えるということも今後どうかなということは考えているんですが、その辺も含めて、将来的に人工林と広葉樹をどういうふうな割合で持っていくかというのは、数的な目標がまだ立っていない状況であります。一応、県として森林整備の指針をつくりまして、山の尾根づたいは切った後は広葉樹に戻すと。中腹部については杉を植えると。杉を植えるにしても、再投資して将来的にペイできるようなところは人工林に変えましょう、経済林にしましょう。災害の多い河川、溪床部分は広葉樹に戻しましょうということで、森林整備の補助金の条件としてもそういうことをやって、自然林に戻すところは戻していくと。どこでもここでもまた植えるということは今やっていない状況なんです。将来的に数字を幾らにするというのは、今、長計も検討しておりますので、その中でいろんな検討はしていきたいというふうに思っております。

○外山三博委員 今現在、県としては、将来像は具体的にまだ設定していないということですね。しかし、余りにもどこでもここでも針葉樹を植え過ぎたので、これが災害のもとになっておるという反省は当然あるわけですから、長期的な一つの考え方はつくっていく必要があると思うんです。

未植栽地の話がさっき河野委員から出ましたが、未植栽地が来年はほとんど埋まっていくという話ですが、植栽をせんでほっておけば、自然に5年、10年たてば山になるんです。これはほとんど針葉樹は生えませんが、広葉樹林帯になりますね。だから、無理して針葉樹を、未植栽地対策という事業を抱えたから植えていか

んといかんというものでも私はないような気がするんです。その辺の選定も考えて、この事業があるから、何が何でも未植栽地をゼロにしていくんだというようなところじゃなく、少し幅を持って考えられてもいいんじゃないかと私は思っていますが、どうでしょうか。

**○徳永森林整備課長** 植栽未済地対策につきましては、おっしゃるとおり、2つの視点から考えておまして、森林の公益的機能を維持する、早目に回復してやるということから造林するという意味と、もう一点は、森林資源というのを確保していくという観点から、今の植栽未済地対策につきましても、もう一遍植栽して、投資をしてペイできるところ、いわゆる道が入っているところについては、杉を植えたり人工林を植えているんですが、そのほかについては、委員おっしゃるとおり、自然の力を活用して自然に戻すと。これ以上投資してもペイできないところは自然に戻すと。そういう方針で今進めているところです。

**○濱砂委員** 環境森林部の一般会計予算が250億円、昨年度からすると112%の増加です。30億ぐらいふえているんですが、毎年300億近くのお金を林業予算に、もちろん人件費とかいろんな固定経費もあるんですが、費やして投資をする。しかし、これが現在にどう生かされているのかというのは、目に見えて山村に活気が出ているわけでもない。収入がよくなっているわけでもない。どう生かされているかというのが、これだけのお金を投資しながら、しかも毎年毎年、いい話が出てこない、頭をひねっているというような状況です。そして、その中に、低炭素社会というようなことも出てきて、再度見直されているというような状況の中で、猿やイノシシやという問題もあるんですけれども、

今こそ、何か光が当たるようなものがないのかなという気がするんですけど、みんな毎年同じことを繰り返して、同じことを言って、1年が終わって、また新しく新規事業に返っていく。そういうものを繰り返しながらなかなかでき上がっていないというのが現状のようで、ぜひひとつつそういったものをもう一度、私どもも当然なことなんですが、皆さん方はプロですから、今年度の予算の中でも、事業としてはいい事業がたくさん盛り込んでありますので、ぜひ効果が上がるように頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

**○緒嶋委員** 木材利用技術センターの所長さんはおいでですか。関東に藤島建設というのがあるんです。その人が言われるのは、岩手県のカラマツを使った集成材じゃないと、杉の集成材はカラマツには勝てないと。串間出身の人ですが、埼玉のほうで、毎年100何十棟新築をやっておられるんです。そういう人が言われるんですが、技術的にカラマツに負けないような集成材というのはできないものかどうか、そのあたりお聞きいたします。

**○有馬木材利用技術センター所長** 材としての強さ、たわみやすさということになりますと、基本的にはカラマツのほうはどうしても上でございます。ただ、材としてではなくて、建築物というのは必ずしも材ではありませんので、それに応じて設計ができるということ。それから、大きさを増すことによって補うことは幾らでもできるわけです。したがって、それは設計の問題になるわけです。同じ断面でどうだと言われると負けるということもあるんですけれども、現実には必ずしもそうっておりません。むしろ杉のほうが有利な場合もありますし、それから、木材の場合には、特にボリュームが大

きいということが非常に価値として出ることがあるんです。見た目が立派だと、我々が感激するというのもございますので、そういう点では、大きくてでかいというのは、これは他の材料にない特性でございます。そういうことを考えますと、設計を含めての配慮ということが大事だろうと思っておりますし、現実には宮崎のいろんな例を見た方々は、例えば木の花ドームにいたしましても、西米良の木橋にしましても、杉でこんなことができるのかというのがむしろ評価の対象になっておりますし、先ほどお話もございましたように、韓国、中国等の視察、それから外国の視察の方々も、こんな軽い材で、軽いというのが特徴でございますので、むしろそれが特性になっているということで評価されることが多々あるということでございます。例えば日向の駅舎なんかまさにそういうことで賞をいただいたような側面がございます。

**○緒嶋委員** いえ、それが杉の特徴であり、長所というふうにとらえなければならぬということだろうと思うんですが、そういう中で、宮崎県の木材は、ことして18年日本一ということは、今のところ、そういう長所がありながら、日本一杉の生産が多いということは、価格がこれだけ低いということは、逆に日本一悩みが大きいわけです。長所を生かしてそれだけの収益が上がれば、名実ともに日本一の杉大国と言えるけど、今は、生産大国であって所得大国になっていないわけです。そこがやはり今後の宮崎県林業の大きな課題だと思う。それを何とかクリアするために長伐期に移行しようと。木材需要が少ないから、仕方がないということで長伐期に持っていく。ところが、長伐期の木は単価とすれば安くなる。だから、悩みを解決する手段は、逆に悩みを大きくする一面があるわ

けですね、今のところ。

その中で、今後は杉の国内消費を50%にしようという施策が国から打ち出されつつあるわけです。そういうのに連動すれば、木材の政策というのは、林業政策というのは、宮崎県だけではどうにもならないという側面があるわけです。そうすると、国との連携の中で、やはり、国の政策として林業政策の中で、農山村、山村で生活できるような政策を県としても国に求めながら、県独自の政策を高めていく。そういう中に、宮崎県の林業を進めていく方法として、それぞれ林道をつくり、間伐をやります、何をやりますと、すべて日本一の施策をやっておられると思う。ところが、それでも所得が上がらないし、山村は、過疎化、鳥獣害による被害まで起きれば、生活の場すら失いつつあるわけです。

そういうことを考えた場合に、国に対して、我々も申さなきゃならんけれども、県はこれだけ政策をやっております、国の補助ももらってやっておりますけれども、どうにもならない、国の林業振興政策として、長期政策として何とか解決の方法はないかということ、やはり県としても強く求めていかなければ、私は、林業県宮崎、日本一杉宮崎県という言葉を出すこと自体が矛盾であると思っています。それだけ所得が上がり、生活が豊かになりゃいいけど、杉は多いけれども、生活は厳しいわけです。宮崎県の所得もしりから2～3番目。そういう中で林業活性化とうたっても、何か空しいという気がするわけでありますので、今後の宮崎県の林業政策の原点は、林家の方の所得がふえる政策を基点に置いて考えていかなきゃならぬというふうに私は思うんですけれども、このあたり、環境森林部長はどう考えておられるか。

**○吉瀬環境森林部長** 先ほども来年度の予算についていろいろと質疑があったわけでございますけれども、今おっしゃるように、山元にどれくらいお金を返すのかというのが、我々も一番今気にしているところでございまして、ことしの補正予算のときに、市場のストック機能の予算を通していただいたり、来年度も市場価格を何とか高目に持っていく新規事業も組みわせてもらっているところでございます。そういうある程度カンフル剂的なもので少しでも材価が上がり、そして、需要拡大の施策も入れておりますので、そういうものである程度先を見通した宮崎県の材の需要がふえるような施策が入れ込んでいるわけですが、そういうのをひっくり返して、来年度、林業の長期プランをつくりたいというふうな整理してやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○緒嶋委員** その中で、国の財政的な支援も含めて、環境税というようなもの、炭素税とかいろいろ言われますが、そういうものの中で、温暖化防止対策というのは、25%というのは一つの国の方針であります。それを達成する。3.8%の森林吸収率を高めるためにも、山村、森林に対する支援がなければ、国がどんなに叫んでも前に進むものではないわけですので、山に対する、山林、森林に対する支援策というのを、今後とも、税財源の問題も含めて、強く政策として国に要求して、我々もですが、県としても要求していかなければ、手だてる財源すらない。ある意味では、価格補償的なものもやってもらえば所得が上がるわけです。木材価格の問題とか。それとともに、景気がよくなると木造建築が進まない。そこも問題があるし、今度、エコポイントの問題で、木造でつ

くっても、二重ガラスにするとか、木を使うことによってエコポイントが上がればいいけど、あれは木を使うことじゃなくて、断熱材、そういうものを使うことによってエコポイントがカウントされるということは、木造化することによって環境問題にも関連するから、それこそ、木造住宅に支援をしますという方針のほうがわかりがいいと思うんです。こういうあたりも我々考えないと、家をつくっても、断熱材を使ったらポイントをあげますというのも、ちょっと相反する。産業政策として温暖化防止ということになると、山の管理がうまくいって初めて、3.8%の吸収率も生まれるわけですので、何か政策の矛盾も感ずるわけですか、そのあたりは部長は感じられませんか。

**○吉瀬環境森林部長** 今回の住宅エコポイント、いろんな観点から取り組まれているようにすけれども、おっしゃるように、木材を使ってもらおうと、我々としては、CO<sub>2</sub>をそこにためるということで非常にいいと思っているわけです。いろいろありますけれども、本県は、杉の生産日本一を18年続けているという県でございますので、やはり本県から国に対してもいろいろといい意見を言って、山元に活性化が生まれるような施策をこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○有馬木材利用技術センター所長** 今、委員のおっしゃられたとおりだと私も思っておりますが、若干、私どもが、国産材の位置づけを国際的な面から見てみますと、材価が下がったとよく言われるんですけども、基本的に大きな流れとしては、為替レートの問題であることは間違いないわけで、250円時代だったら2万5,000円だったのが、今は9,000円ですから、結局9,000円で勝負するという状況になっている

わけでございます。したがって、これは国の政策そのものだろうと思っております。ただ、かといって、泣き言を言っているわけでもありませんので、どうやったら国際的に戦えるかということが基本になっているかと思っております。そのときに、国際的なものと、国際的でなくて円ベースで戦えるものとの明確に考えていかなくちゃいけないだろうというぐあいに考えております。それが木材のどこに線引きがあるのかと。チップは、多分、国際的な世界でしょうから、これはどうにもならないと思っておりますけれども、先ほど申し上げました大きさ、大径材というのはそれなりに価値があるということを考えますと、円ベースで勝負するためには、大径材のあたりがきちっとしたことにならないといかんということ、我々のいろんなプロジェクトでも考えているところでございます。以上でございます。

**○鳥飼委員** 22年度の当初予算案の概要の中で、低炭素社会の実現というのが重点目標の中に入っております。その中には、住宅用太陽光発電システムの融資・補助、EV-PV構想、メガソーラーとか、いろいろございますし、先ほど御説明のありましたみやざき森づくりコミッション、木質バイオマスの利活用、それから、外山委員からありました植栽未済地対策というものを盛り込んでいるわけです。そこで、委員会資料の11ページに、先ほど環境対策推進課長にお尋ねをしました宮崎県循環型社会推進計画を策定するというのが、そのほかの事業と合わせて5,700万円組んであります。先ほどお尋ねした段階では、廃棄物処理計画をこの中に組み込んでいくということでございましたけれども、予算資料の中にも、環境基本総合計画なり、排水対策計画、いろいろあります。それを

この中に盛り込んでいくような形になるのか。今議論がされていると思うんですけども、循環型社会推進計画の論点とか、部として課として思い描いているようなことについて、ありましたら、お示しいただきたいと思っております。

**○大坪環境対策推進課長** 循環型社会といいますが、平成12年に国で法律ができていますので、そこで循環型社会とは云々という定義づけがなされております。一言で申しますと、天然資源の消費をできるだけ抑制して、環境への負荷ができるだけ低減化されるような社会づくりをしようということでございます。それに基づきまして、国のほうでは全体的な基本計画が定められていまして、現状と課題の分析ですとか、循環型社会のイメージですとか、具体的な数値目標、そんなことが定められております。本県でも、現在の廃棄物処理計画の中に、リサイクルという要素が入っていないということはないんですが、それを一歩先に進めて、単に廃棄物を適正に処理するというだけではなくて、一歩前に進めて、いかに循環型社会に資するような施策を打っていくかということを含めた計画づくり、施策の推進をしたいというふうに思っているわけでありまして。当課も来年度の組織改正で、環境対策推進課ではなくて循環社会推進課というふうに名称も変更しますし、そういった組織体制になってまいります。そんな方向で作業を進めてまいりたいと思っておりますし、当然ながら、先ほども言いましたように、全県的な計画、そして、環境森林部で策定する部としての計画とも十分に整合性を図りながら、低炭素社会の実現、循環型社会の実現に頑張っていきたいと思っております。

**○鳥飼委員** 今回の当初予算でも、総合政策本部なりそれぞれのところで、低炭素社会、いわ

ゆる循環型社会づくりのためのいろんな施策が打たれていると思うんです。その調整といいますか、全体的な把握といいますか、進行役、コーディネートをしていくのが環境森林部になるのではないかというふうに思っております。計画はたくさんあって、我々もそうですけれども、あれを見る、これを見るという形になってしまっているのが現状ではないかと思うんです。県の総合長期計画というのももちろん一つあるわけですけれども、持続可能な循環型社会をつくっていく低炭素社会、グリーンエネルギー、アメリカでもこれで何百万の雇用を生み出していこうというのが議論されておりますので、こういう計画の中に盛り込んでいただくと、宮崎県が何を求めて、何を考えて、どういうふうな方向に進めていこうとしているのか、県民も含めてわかりやすいと思いますので、そういう意味での議論をしていただければということでお尋ねをしているわけです。

具体的にこの計画を策定する段階で、県民の意見なり、産業界の意見なり、そういうものを組み込んでいくといいますか、調整をしていく場というのが当然必要になってくると思うんですけど、この計画を策定するためにどんな手順で進めていこうとしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

**○大坪環境対策推進課長** 計画づくりですから、単に机上の空論であってはならないわけがありますので、当然ながら、県民の方の御意見とか業界の御意見は十分に踏まえながら作成をしていこうと思っております。なお、環境の全体の計画もありますし、県の総合計画もありますので、その進捗とも十分に連携をとって、例えば議会に説明するときは、同時並行的に進捗状況が説明できるとか、いろんな連携も図りな

がら作業を進めていきたいと思っております。

**○飯田環境森林課長** 全体的には、おっしゃるとおり、環境基本総合計画というのがございまして、その中で、例えば地球温暖化に関することにつきましては、地球温暖化対策地域推進計画を織り込んでおりますし、環境学習指針ということも今の計画にはございます。補正のときに御説明申し上げたと思うんですけれども、今言ったようなことを踏まえながら、施策の基本方向となるものにつきまして、環境に係るものについては、基本的には環境森林部のほうで取りまとめ、進行管理をやりながら、低炭素社会、循環型社会の形成、生物多様性の保全、そういうものを円滑に施策を絡めながら推進していきたいというふうに考えておるところでございます。

**○鳥飼委員** 県民にわかりやすいように計画をつくっていただきますように大いに期待をしておりますので、よろしく申し上げます。

**○松村副委員長** 先ほども質問したところなんですけれども、森林の二酸化炭素吸収量をお金にかえるというクレジットの件です。木材の原木の値段がいつまでたっても上がらないというところで非常に林家は困っているんですけれども、もう一つのビジネスチャンスとして環境という分野、両方で稼げる山にしていけばいいというのは、皆さん一緒の考えだと思います。これだけ二酸化炭素の削減目標を国は打ち出しているんですけれども、これから先、クレジットを買っていただく企業というのは、今のところ義務じゃないし、企業のイメージアップになるわけですけれども、いずれ、企業で目標を達しなさいというような、半分義務感みたいなことが出てくるのではないかと思うんです。そのときに、自分の会社で直接削減できない量は、よ

そこから排出量を買うという形になる。その排出量を買う量が多くなればなるほど、山の二酸化炭素の吸収量は大きくなるんじゃないか。宮崎県の山にどれぐらい価値があるのかちょっとわからないんですけども、きょうの説明の中では、78ヘクタールで、トン当たり1万円と換算すると、1,125万というような金額ですね。それが本当の数字なのか、それともトン当たり3,000円なのかわかりませんが、そういうことをこれからの林家の目標にしていくことで、環境と木材生産という2つの方法で所得を得て、もうかる林家にしていきたいとか、そういう具体的な目標をするためにも、今回の森林吸収源活用モデル事業というのは、いい成績で、いい形で終わってほしいと思うんです。そのことを今度国に対しても、こういう事業として、森林資源の最先県である宮崎県のルールとしてこういうことでありますから、こういうことを環境の吸収量としての企業あるいは団体に対する目標値として提案できませんかという施策の中でもう一度フィードバックしていく。そのためにこの事業を達成していくんだというような感じで進めてもらいたいという要望なんですけれども、もし御意見があれば。

**○飯田環境森林課長** このJ-VER制度というのは、環境省が平成20年度に創設したということで、ノウハウとか、登録とか、認証のやり方というのが余りされていない。ただ、申請につきましては全国で30件ぐらいございまして、既に登録済みのところが15件、認証済みのところが2件。認証済みのところはクレジットとして売れるというところございまして、我々としてはこういう制度を、例えば諸塚村さんとかそういうところはやっぺらっしゃると思うんですけども、宮崎県下の山の中で普及してい

くためのモデル的なことで、障害や支障をクリアするというので今回お願いしている事業でございますので、その辺の成果を踏まえて、今後、山元に還元していく施策を考えていきたいというふうに考えております。

**○外山衛委員長** そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山衛委員長** それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時54分散会

平成22年3月10日（水曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	松村	悟郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		外山	三博
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		濱砂	守
委員		囗師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	伊藤	孝利
農政水産部次長 （総括）	緒方	哲
農政水産部次長 （農政担当）	原川	忠典
農政水産部次長 （水産担当）	関屋	朝裕
農政企画課長	上杉	和貴
ブランド・流通対策室長	加勇田	誠
地域農業推進課長	山之内	稔
連携推進室長	山内	年
営農支援課長	土屋	秀二
農業改良対策監	井上	裕一
消費安全企画監	小川	雅行
農産園芸課長	郡司	行敏
畜産課長	山本	慎一郎
家畜防疫対策監	児玉	州男

部参事兼  
農村計画課長  
国営事業対策監  
農村整備課長  
工事検査監  
水産政策課長  
漁業調整監  
漁港漁場整備課長  
漁港整備対策監  
総合農業試験場長  
県立農業大学校長  
畜産試験場長  
水産試験場長

矢方道雄  
三好亨二  
西重好  
溝口博敏  
鹿田敏嗣  
成原淳一  
山田卓郎  
坂元政嗣  
村田壽夫  
米良弥  
荒武正則  
那須司

事務局職員出席者

議事課主査	本田	成延
政策調査課主査	坂下	誠一郎

○外山衛委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成22年度当初予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○伊藤農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、一言お礼を申し上げたいと存じます。

先日開催いたしました県立農業大学の卒業式につきまして、外山委員長、松村副委員長、囗師委員におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきました。まことにありがとうございました。お礼を申し上げたいと存じます。

それでは、恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、1ページの説明項目をごらんいただきたいと存じます。

Ⅱにございますように、本日、農政水産部からは、議案といたしまして、第1号から第31号までの9件を予定しております。

それでは、まず、議案第1号から第11号までの平成22年度宮崎県当初予算に係る部全体の概要について説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。説明項目Ⅰの平成22年度農政水産部予算編成の基本的な考え方についてでございます。このページから5ページにかけまして、基本的な考え方の詳細を記載しておりますけれども、7ページのフロー図のほうにまとめてございますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、最上段にございますように、本県の農水産業・農漁村につきましては、食料の安定供給あるいは地域経済発展への貢献など、大変重要な役割を担っておりますけれども、取り巻く情勢と現状認識にございますとおり、構造的な課題としまして、担い手の減少、高齢化の加速化、さらにはWTO交渉など農業問題のボーダーレス化などの課題を抱えておりまして、大変厳しい経営環境となっております。加えまして、昨今の農業を取り巻く状況は、向かい風や追い風に示しておりますように、急激な情勢の変化や、新政権によります戸別所得補償制度の導入あるいは公共事業予算の大幅な削減など、施策の見直しや制度改正によりまして、非常に先行きが不透明な状況となっております。しかしながら、生産現場のほうでは、日々生産活動が展開されておりました、本県農水産業を今後とも持続的に発展させていくためには、本県農

水産業の持つポテンシャルを最大限に発揮できる生産構造への改革が大変重要であると考えております。

このため、平成22年度におきましては、真ん中の点線で囲っておる部分でございますけれども、農水産業者の所得の向上と農水産業を核とした地域経済全体の活性化を図るといったことを目的にしまして、未来への戦略的な投資として、施策の集中・重点化を図りながら、4本の柱を基本に推進してまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、まず、Ⅰの収益性の向上といたしましては、品目別経営安定対策や、農商工連携によりますIT化の促進、さらにはコスト低減やブランド対策など、これらをさらに強化していくこととしております。

次に、Ⅱの食料自給率の向上といった面では、輸入資源への依存を低減する産地構造改革のための施設整備や農地対策あたりの取り組みを強化していくこととしております。

次に、Ⅲの資源のフル活用といった面では、本県農水産業を支える担い手の育成や、就業・雇用対策の強化を図りますとともに、総合的な鳥獣害対策あるいは耕作放棄地対策を強化していくこととしております。

最後に、Ⅳの環境負荷の軽減でありますけれども、低炭素社会実現に向けまして、農水産業が貢献できる対策や、宮崎ならではの環境保全型農水産業を展開していくこととしております。

本日は、この4本の柱にぶら下がっております事業の中から、新規事業を中心に、アンダーラインを引いております20本の事業につきまして、後ほど関係課長のほうから説明をさせていただきます。

次に、8ページをお開きいただきたいと存じます。平成22年度の当初予算についてであります。（1）平成22年度歳出予算課別集計表（当初）につきましては、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計予算」、議案第10号「平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計予算」、議案第11号「平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」につきまして、一括して掲載をしております。

まず、議案第1号の一般会計予算についてでありますけれども、表の中ほどの列、網かけをしておる部分でございますが、当初予算額の合計の欄でございますように、376億3,070万円をお願いしております。また、議案第10号、第11号の特別会計予算につきましては、同じ列の下から2段目の合計の欄でございますように、4億3,611万1,000円となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせました農政水産部全体の当初予算額は、一番下の段の網かけの欄でございますけれども、380億6,681万1,000円となりまして、対前年比92.4%となっております。

なお、ここで、資料はつけてございませんけれども、公共事業関係につきまして若干説明をさせていただきます。

御案内のように、国の平成22年度の農林水産公共予算につきましては、対前年比65.3%ということで大幅に削減される中で、今回、農政水産部の公共事業当初予算につきましては、対前年比70.2%の約99億円を計上させていただきました。また、この公共事業予算につきましては、先般の補正の委員会でも御説明申し上げましたけれども、補正予算におきましても、来年度に予定しておりました農道整備事業など、前倒しで実施できる地区につきましては、国の2

次補正で創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用、これが9億7,000万円余でございます。あるいは国の補助事業の追加割り当てが10億5,000万円余でございます。それらによりまして取り組みを進めることとしたところでございます。この結果、当初予算と補正予算を合わせました合計で見ますと、対前年比84.6%、約119億円を計上させていただいているところでございます。今後は、さらに国に対しまして予算の重点配分等を強く求めながら、必要な予算の確保に向けまして最善の努力をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、9ページをお願いいたします。債務負担行為についてでございますけれども、一覧表にございます事項につきまして、今回追加としてお願いをするものでございます。

なお、当初予算の詳細並びに10ページ以降の議案第20号「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例」外5議案につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○外山衛委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。これより、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課、農産園芸課、畜産課の審査を行います。農政企画課から順次説明を求めます。なお、委員の質疑は、5課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○上杉農政企画課長** 農政企画課より御説明をさせていただきます。

まず、平成22年度当初予算について御説明をさせていただきます。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の287

ページの農政企画課のところをお開きいただきたいと思います。それでは、主な内容について御説明をさせていただきます。農政企画課の平成22年度当初予算につきましては、一般会計のみで、23億7,962万3,000円をお願いしているところでございます。

次に、289ページをお開きください。まず、下段の（事項）農業情報・技術対策費の7,152万4,000円についてであります。次の290ページの3番、新規事業、儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業につきましては、本県の農水産業者の所得向上及び2次産業、3次産業への経済波及による地域活性化を図るため、革新的な技術シーズの利活用に向けた本県試験研究機関と民間企業との連携でありますとか、共同研究等の取り組みを推進するものでございます。

次に、中段の（事項）新みやざきブランド推進対策事業費の3,537万9,000円についてであります。2番目の新規事業、「みやざきブランド」連携型プロモーション強化事業につきましては、後ほど別冊の「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の中で御説明をさせていただきます。

次に、3番目の改善事業、機能性成分分析対策事業につきましては、本県農産物の機能性成分の体系的調査や、新たな機能性成分の分析技術の開発に取り組むことにより、健康に着目した新たな付加価値向上を目指す事業でございます。

次に、その下の（事項）農産物流通体制確立対策費の5,022万1,000円についてであります。7番の改善事業、みやざき型集約物流体制確立事業につきましては、青果物の合理的輸送体制の確立に向け、産地での集約化とコールドチェ

ーン体制を強化するとともに、一層の大量輸送機関の利用を促進し、延着なく、鮮度の高い青果物を確実に供給する体制を構築するためのものです。

次に、291ページの中ほど、中段、（事項）総合農業試験場管理費の2億9,229万4,000円から、次のページ、292ページが一番最後の（事項）農業研究機能高度化推進対策費の54万円3,000円までにつきましては、総合農業試験場の管理運営費用や、試験場で行います試験研究費用などがございます。

それでは、お手元に配付しております「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明をさせていただきますと思います。資料の2ページから4ページにかけましては、農業及び水産業の長期計画の施策体系に基づき、その柱ごとに各事業を整理しております。本日は、この網かけをしている部分の事業につきまして、各課より御説明をさせていただきますと思います。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思っております。「みやざきブランド」連携型プロモーション強化事業についてでございます。

本事業につきましては、1の目的にございませうように、「連携」をキーワードに、さまざまな業態との協働による情報発信力の強化を図るものでございます。

予算額につきましては、2,250万円、事業期間につきましては、平成22年度から24年度までの3年間をお願いしております。

事業内容でございますが、まず、①「みやざきブランド」連携型情報発信対策事業につきましては、右側のページのフロー図の上段にございませうように、商工、観光などさまざまな業態と連携した取り組みをさらに強化するととも

に、その下段にございますように、パートナーシップの強化などを旨とした市場・量販店との連携や、売り場の確保、携帯サイトの充実に取り組み、情報発信力及びブランド力の強化を図ることとしております。

次に、6ページに戻りまして、②のみやざきブランド連携型輸出促進事業につきましては、商工、観光と連携した海外フェアの実施などの取り組みにより、県産農産物の輸出促進に努めるものでございます。

最後に、③の情熱みやざきサポーター活用促進事業につきましては、宮崎にゆかりのある著名人を選定し、旬の農畜産物を提供することにより、広くPRを行っていただくものでございます。

これらの取り組みにより、これまで以上にみやざきブランドの認知度向上が図られ、本県農産物の有利販売、農家所得の向上が図られるものと考えております。

農政企画課の主な重点事業については以上でございます。

続きまして、公の施設に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。提出議案第23号になりますが、内容につきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料となります。11ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、改正の理由についてでございます。当該施設につきましては、現在、小林市及び野尻町に設置されておるものでございますけれども、平成22年3月23日の小林市と野尻町の合併に伴い、施設の位置の表示を変更するものでございます。

具体的な内容でございますけれども、宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センターの位置

の表示を、「西諸県郡野尻町大字東麓」から「小林市野尻町東麓」に、また、宮崎県西諸県農業改良普及センターの位置の表示を、「小林市大字細野」から「小林市細野」に変更するものでございます。施行期日につきましては、公布の日からとなります。

次に、卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。提出議案第26号になりますが、内容につきましては、同じく環境農林水産常任委員会資料となります。資料の16ページをお開きいただきたいと思っております。

1番の改正の理由にございますように、宮崎県行財政改革大綱2007の趣旨や、市場を取り巻く環境変化などを踏まえまして、市場開設者などの事務の簡素・効率化を図るとともに、規制の見直しを行うものとなっております。

改正の具体的な概要でございますけれども、まず、①買受人名簿の知事への提出義務と、次の②受託契約約款の知事への提出義務についてでございます。まず、現行の条例におきましては、卸売業者から卸売を受けようとする者は、市場開設者から買受人としての承認を受ける必要がありますが、市場開設者につきましては、この承認を行った場合に、知事に対して買受人名簿を提出する義務が課されております。また、現行の条例におきましては、卸売業者には、生産農家などから販売の委託を引き受ける際には、受託契約約款を定め、これを知事に対して提出する義務が課されております。

しかしながら、この条例が制定されてから既に40年近くが経過し、全国的にも市場の再編整備による縮小が進む中、本県におきましては、市場の新規開設や買受人の新規参入、また、卸売業者の増加が見込まれない中、市場開設者や

卸売業者に対してこれらの提出義務を課しておく必要性が乏しくなったと考えております。また、他県の状況なども踏まえまして、この2つの提出義務につきましては廃止をし、市場開設者や卸売業者の事務の簡素化を図ることといたします。

なお、受託契約約款のほうにつきましては、出荷者である生産農家などに対してその内容を周知しておくことが重要でありますことから、従来の知事への提出義務に変えまして、市場内の見やすい場所に掲示をさせることという新たな仕組みに変更をいたすこととしております。

次に、下の③地方卸売市場外にある物品の卸売の禁止についてでございます。現行の条例におきましては、市場外での卸売につきましては、一定の例外的な場合を除き、原則として禁止をしているところでございます。しかしながら、昨今の市場の流通におきましては、相対取引の拡大など、市場内に物品を持ち込まず、直接販売するケースがふえている状況にございます。このような全国的な状況などを踏まえまして、市場外での卸売の禁止規定を廃止し、自由化するものであります。

最後に、施行期日についてでございますけれども、平成22年4月1日から施行することとしております。

以下、17ページ、18ページにつきましては、ただいま御説明した内容につきまして、新旧対照表を添付しているものでございます。

農政企画課からの説明は以上でございます。よろしく御説明いたします。

**○山之内地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。

平成22年度の歳出予算説明資料、293ページをお開きください。地域農業推進課の当初予算

額は、一般会計で36億352万5,000円、特別会計で1億8,081万円、合わせまして37億8,433万5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

295ページをお開きください。一般会計でございます。まず、中ほどの(事項)農業会議・農業委員会費2億1,892万5,000円についてでございますが、これは、県の農業会議や市町村農業委員会が実施いたします、農地の利用調整や農業法人等に対する指導活動促進のための国からの交付金等でございます。

次の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費8,188万1,000円についてでございますが、これは、就農希望者に対する就農啓発から定着までの総合的な支援や、青年農業者の育成に関する経費でございます。

続きまして、296ページをお願いいたします。(事項)女性農業者育成総合対策事業490万1,000円でございますが、これは、農山漁村における女性の社会参加等を促進することによりまして、女性が活動しやすい環境づくりを推進するものでございます。

次の(事項)中山間地域活性化推進費9億7,334万4,000円でございますが、このうち、2の中山間地域等直接支払制度推進事業につきましては、後ほど別の資料で御説明いたします。

それから、次でございますが、(事項)農業経営構造対策事業費3億4,444万円でございますが、これは、地域の担い手となります経営体の育成・確保を図るため、生産、加工、流通等の施設の整備を支援するものでございます。

次に、(事項)担い手育成総合対策事業費3,894万4,000円でございます。みやざき担い

手経営資源継承総合対策事業につきましては、後ほど別の資料で御説明いたします。

続きまして、297ページをお願いいたします。（事項）農業大学校費 2億6,037万2,000円でございます。これは、県立農業大学校におきまして、これからの本県農業を担うすぐれた農業経営者や農業指導者を養成するための研修教育、県民の農業に対する理解を深めるための体験学習等を行うものでございます。

その下の（事項）構造政策推進対策費 6億2,184万5,000円でございますが、これは、農地流動化の促進、耕作放棄地の解消等、構造政策を総合的に推進するものでございます。このうち、2のみやざき優良農地面的集積推進事業につきましては、後ほど別の資料で御説明いたします。

それから、下の6でございますけれども、みやざき農業「見える化」プロジェクト推進事業は、国が整備を進めております農地地図情報システムを活用し、担い手等に対し、多様な情報発信を行うための情報基盤を整備するものでございます。

その下、7の農地利用集積円滑化促進事業でございますが、これは、今般の農地法等の改正に伴い、全市町村に設置される農地利用集積円滑化団体の円滑な立ち上がりや、業務を支援する農地集積サポーターを国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして配置するものでございます。

その下の（事項）農地保有合理化事業費 5億8,875万5,000円でございますが、これは、農地保有合理化事業に取り組みます農業振興公社等の事業推進に要する経費でございます。

299ページをお開きください。議案第10号、農業改良資金特別会計でございます。（事項）

就農支援資金対策費 1億8,081万円でございますが、これは、就農希望者が新たに農業経営を開始するために必要な資金を無利子で貸し付け、就農促進を図るものでございます。

次に、お手元の「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明いたします。

8ページをお願いいたします。中山間地域等直接支払制度推進事業でございます。

1の事業目的ですが、中山間地域等におきまして、農業生産の維持を図りつつ、耕作放棄を防止し、農業・農村の多面的機能を確保するため、地域振興5法等の地域の集落に対し、交付金を支払うものでございます。

2の予算額でございますけれども、5億8,479万円、事業期間は、平成22年度から26年度までを予定しております。

この事業は、平成12年度から1期対策、17年度から2期対策として取り組んでおりますけれども、中山間地域の活性化を図る上で極めて重要な施策となっておりますことから、制度の継続や中山間地域の実態に即した見直しにつきまして、国に対し、強く要望してきたところでございます。その結果、平成22年度から26年度までを3期対策として継続することとされ、3期対策におきましては、9ページの1の（1）にございますように、中山間地域での高齢化の進行が著しいことから、①でございますけれども、1ヘクタール以上の一団の農用地要件の緩和や、高齢農家の方々も安心して参加できるよう、集落の農用地を共同で支え合う集团的サポート型の新設、小規模・高齢化集落支援加算の新設等、高齢農業者にも配慮した取り組みやすい制度に内容の充実が図られたところでございます。

続きまして、資料の10ページをお願いいたし

ます。みやざき担い手経営資源継承総合対策事業でございます。

1の事業目的でございますけれども、担い手が減少し、高齢化が進行する中、産地みずからが確保すべき認定農業者、集落営農組織など担い手を明確化いたしまして、その担い手に経営資源を継承する仕組みを構築し、地域農業の維持発展を図ることとしております。

2の予算額は、3,894万4,000円で、事業期間は、平成22年度から24年度までの予定としております。

事業内容でございますけれども、①の経営資源継承モデル事業といたしまして、地域の担い手協議会が選定いたしましたモデル産地におきまして、農地やハウス等の経営資源につきまして、継承計画を策定し、円滑に引き継ぐ仕組みづくりを支援いたします。それから、継承計画に位置づけましたハウス等につきましては、J A等が移設・補修等を行いまして、リース方式により、新規参入者に対し、貸し付ける取り組みを支援いたします。

②の経営資源継承円滑化事業でございますけれども、こちらのほうでは、新規就農相談センターを中心といたしまして、就農マッチングに取り組みますとともに、認定農業者の育成や集落営農組織の法人化といった担い手の経営力強化に向けた取り組みを進めていくこととしております。

続きまして、12ページをお願いいたします。みやざき優良農地面的集積推進事業でございます。

1の事業の目的でございますけれども、農地を手放す高齢農業者の増加が見込まれます中、農地を担い手に集積することによりまして、経営基盤の強化や産地づくりを一体的に推進いた

しまして、食料供給基地としての生産基盤の強化を図ることとしております。

2の予算額でございますけれども、1億5,505万3,000円で、事業期間は25年度まででございます。

事業内容でございますけれども、①の面的集積推進組織整備事業では、市町村ごとに農業委員会、J A等で組織いたします面的集積推進組織の活動を支援いたします。

②の農地利用集積事業では、昨年の農地制度改正によりまして創設されました委任代理方式に基づく農地集積に対しまして、面積に応じた交付金、10アール当たり2万円でございまして、そういった交付金を交付することとしております。それから、集落を主体とした農地利用を促進するため、農用地利用改善団体等の設立を支援することとしております。

③でございますけれども、農地の面的集積は基盤整備とともに実施することが効率的でありますことから、畑地かんがい整備地区を重点モデル地区といたしまして、土地改良区等の活動を支援いたします。

それから、環境農林水産常任委員会の資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。9ページでございます。地域農業推進課から1件の債務負担行為をお願いしております。表の一番上の欄でございますけれども、県農業振興公社が農地保有合理化事業によりまして農地取得等を行うために必要な資金を借り入れるため、4億3,100万円を限度に損失補償を行うものでございます。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○土屋営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の301ページをお開きください。営農支援課の当初予算額は、一般会計分が24億279万円、農業改良資金特別会計分が5,318万9,000円、合計で24億5,597万9,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

303ページをお開きください。中ほどの（事項）農畜水産物加工体制確立対策費の2番、地域農産物加工推進モデル事業513万1,000円についてでございます。当事業は、地域の加工グループが中心となりまして、生産・加工・販売関係者が連携して、地域農産物を活用した加工開発に取り組む体制を構築し、企業体として自立を目指す産業振興型加工グループへの誘導、育成に向けた総合支援を行うものでございまして、加工活動を通じて地域産業の活性化を図るものでございます。

次の（事項）新農業振興推進費のうち、1番、みやざき食の安全・安心確保総合対策事業326万6,000円についてであります。当事業は、食品関係者の食の安全・安心に対する意識の醸成を図り、食品の品質表示の適正化を推進するため、食品関係者に対する法令遵守の徹底や、県産品の表示状況に対する監視指導体制の強化など、生産から販売に至る食の安全・安心を確保する取り組みを実施するものでございます。

次に、2番、みやざきモデル食育・地産地消推進事業1,546万6,000円についてであります。当事業は、農業県宮崎にふさわしい食育・地産地消を推進するため、地域ごとの課題へ迅速に対応できる推進体制の整備を促進するとともに、民間と連携した幅広い活動の展開や、県民の自発的かつ継続的な取り組みを支援するもの

でございます。

次に、304ページをお開きください。一番上の（事項）協同農業普及事業推進費のうち、3番、目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦656万5,000円についてであります。当事業は、各地域に課題解決のためのモデル集団を設置し、県と経済連及び各地域の普及センターとJAが連携したサポートチームによる重点的な支援によりまして、収量、品質の向上、生産コストの削減などを図り、農家所得の向上を目指す事業でございます。

次の（事項）農業改良普及活動特別事業費のうち、1番、活力ある担い手・産地をつくる普及活動強化事業917万円についてであります。当事業は、地域を支える担い手の育成、革新的な技術導入支援、集落営農の推進などの課題に的確に対応するため、直接農業者に接する普及指導員の能力向上を図るとともに、普及指導協力員の活用により、農業者ニーズの多様化や高度化に対応した円滑な普及指導活動を展開するものでございます。

次に、305ページをお開きください。一番上の（事項）農業経営改善総合対策費のうち、1番、元気な農家をつくる経営健康診断事業3,586万6,000円についてであります。当事業は、本県農業を支える経営改善意欲の高い農家に対して、将来の経営の目標となる経営革新プランの作成や、毎年の計画と実績を定期的にチェックする経営健康診断の実施及び経営コンサルティングに基づく重点指導によりまして、本県農業の担い手の育成・確保及び経営体質の強化を図るものでございます。

次の（事項）農業金融対策費についてであります。当事業は、農業制度資金融資の円滑化を図るための利子補給等に要する経費でございま

す。このうち、1の利子補給金・助成金の(1)みやざき農業振興資金利子補給金・助成金につきましては、後ほど、当初予算案の重点事業説明資料により御説明をいたします。

次に、306ページでございます。上から2番目の(事項)環境保全型農業総合対策費のうち、2番、「宮崎産なら安心」産地体制確立事業1,550万8,000円についてであります。当事業は、本県農業全体を環境保全重視の農業に転換しつつ、農産物の品質、安全性及び信頼性向上を図るため、エコファーマーの認定や、環境保全型農業技術の集団的な取り組みを推進するとともに、適正な農業生産工程管理手法(GAP)の導入を支援し、消費者が、宮崎なら安心とする産地体制の確立を図るものでございます。

次に、一番下の(事項)重要病害虫防除対策事業費についてであります。当事業は、急激な蔓延が予想される病害虫の防除や、近年増加しております鳥獣の被害対策に要する経費でございます。このうち、2番の鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業につきましては、後ほど、重点事業説明資料により御説明を申し上げます。

次に、307ページをお開きください。一番上の(事項)農産物高品位生産指導対策費のうち、1番、農産物安全・安心日本一推進事業1,987万8,000円についてであります。本県が消費者から信頼される食料供給県としての役割を担っていくため、すべての食品に残留農薬の基準値を設定するポジティブリスト制度に的確に対応するとともに、適正な農薬使用の推進と安全・安心な農産物を確保する産地体制の確立を図るものでございます。

次に、308ページでございます。農業改良資金特別会計でございます。(事項)農業改良資

金対策費5,318万9,000円でございますが、担い手が、農業経営の改善を目的として、新たな分野等にチャレンジすることを支援するための無利子の資金として、5,000万円の融資枠を設定しております。融資枠につきましては、国は、平成22年度から、農業改良資金の貸し付けを、県のほうから日本政策金融公庫に変更することとしておりまして、ただいま関係法令の改正を行うこととしておりますが、改正法令の施行までの約6カ月間は、これまでどおり、県からの貸し付けが必要とされることから、過去の実績等を踏まえました所要の額としたところでございます。

次に、主な新規・重点事業を御説明いたします。資料が変わりまして、「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」をお願いいたします。

14ページでございます。鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業でございます。当事業は、県民政策部、環境森林部との3部共管で取り組みます鳥獣被害対策緊急プロジェクトの一環として実施するものでございます。新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、鳥獣被害対策スペシャリストによる指導者の育成や、被害防止技術の開発などを行い、本県における鳥獣被害対策に係る地域力の向上を図ることを目的としております。

具体的な内容につきましては、15ページをらんください。この事業は、IからIVまでの4つの事業で構成しております。

まず、Iの鳥獣被害対策緊急推進事業でございます。副知事または支庁長・農林振興局長をチーム長とした鳥獣被害対策特命チーム体制を、本庁及び地域段階に整備をいたしまして、組織的な鳥獣被害対策の取り組みを支援すると

ともに、現在、独立行政法人近畿中国四国農業研究センターの鳥獣害研究チーム長を、本県の鳥獣被害対策スペシャリストとして招聘いたしまして、地域の被害対策指導員の育成などに取り組むこととしております。

次に、下のほうになりますが、Ⅱの鳥獣被害防止技術開発事業でございます。有害鳥獣による被害内容は、同じ種類の鳥獣でも、地域によって、栽培される作物によって異なるものがございますので、宮崎大学や地元企業等との連携により、現場の被害実態に即応した本県独自の被害防止技術についての研究開発に取り組むこととしております。

また、中ほどのⅢ、鳥獣被害防止技術実証展示圃設置事業についてでございますが、スペシャリストと地域特命チームが連携しまして、被害防止技術等の体系的な実証展示を行うこととしております。

最後に、Ⅳの鳥獣被害防止対策支援事業についてであります。本事業は、市町村等地域みずからが実施する被害対策を支援する補助事業でありまして、えさ場の除去や追い払い活動などのソフト事業と、被害防止フェンスの設置などのハード事業で構成しております。

予算額につきましては、前のページをごらんください。2番の事業の概要の(1)のとおり、国の鳥獣被害防止総合対策交付金4,000万円、中山間保全ふるさと基金550万円を含めまして、全体で6,501万9,000円をお願いしております。

次に、16ページをごらんください。みやざき農業振興資金利子補給金・助成金であります。当事業につきましては、イメージ図で御説明いたしますので、17ページをごらんください。

左側に表示しておりますとおり、既存の基本

となる農業制度資金といたしまして、上のほうから、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営負担軽減支援資金及び宮崎県農業安全・安心対策資金の4資金がございます。これらの資金を、右側の大きなくくりで囲んでおりますみやざき農業振興資金として一つの資金とし、これまで資金ごとに定めておりました借り入れ手続や様式をできる限り統一するなど、意欲ある農業者の経営を全面的にバックアップしたものでございます。

さらに、新規事業といたしまして、みやざき農業振興資金のくくりの中にあります中期投資資金及び長期投資資金を活用した農業用施設等への投資に要する資金について、中ほどの新規事業と書いてございます表の中の左の資金の内容等にありますように、後継者対策など5つの対策を対象といたしまして、当初の5年間を無利子とし、農業者の経営改善資金計画達成のための利子補給等を行います。

予算額につきましては、前のページをごらんください。2番の事業の概要の(1)のとおりでございますが、全体で3,260万3,000円、そのうち新規事業といたしまして、投資資金(特別)と表示しております375万円をお願いしております。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。環境農林水産常任委員会資料でございます。9ページをお開きください。債務負担行為の追加になります。営農支援課分でございますが、これは、平成22年度における宮崎農業振興資金の融資に対する22年度以降に必要な利子補給額を債務負担行為として設定するものでございます。

営農支援課は以上でございます。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございま

す。

お手元の歳出予算説明資料の309ページをお開きください。農産園芸課の当初予算額は、32億9,078万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

311ページをお開きください。中ほどの（事項）強い産地づくり対策事業費についてであります。この事業は、国の強い農業づくり交付金関係の事業でありまして、22年度は、農業団体の行います野菜等の冷凍加工施設、米の処理加工施設、優良種子の選別・調製施設、さらに、ピーマン・マンゴーの選果施設、営農集団の行う低コスト耐候性ハウスの設置等を実施することにしております。予算額は23億8,106万4,000円をお願いしているところであります。

次の（事項）、新規事業、園芸産地基盤強化緊急整備事業費についてであります。1の園芸産地基盤強化緊急整備事業ですが、この事業は、施設園芸におけるリース方式を活用したハウス整備の促進や、露地園芸における加工業務用野菜等の産地育成のための機械化体系の導入支援、さらには、高冷地の立地を生かした新品目・新技術の導入のための展示圃の設置等により、競争力の高い産地育成を図るものであります。予算額は9,137万6,000円をお願いしております。

2のメロン産地改革緊急支援事業ですが、この事業は、平成25年に全廃が予定されております土壌消毒剤、臭化メチルの代替技術の普及定着化や、県下共同販売体制の構築など、競争力の高い高品質メロン産地の育成を図るものであります。予算額は500万円をお願いしております。

3の産地加工施設対応畑作農業推進事業につ

きましては、資料により後ほど説明いたします。

続いて、312ページをお開きください。一番上の（事項）挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業費についてであります。本事業は、重油価格高騰を受け、高コスト構造にある施設園芸の振興を図るため、さらなる省エネルギー化を推進するとともに、バイオマス熱源等のクリーンな新エネルギーへの転換や、低温性品目などの導入等につきまして総合的な支援を進め、持続的な生産が可能な、環境に優しい脱石油型農業への転換を進めるものであります。予算額は6,732万4,000円をお願いしております。

続いて、上から2番目の（事項）活動火山周辺地域防災営農対策事業費についてであります。この事業は、桜島の降灰による農作物への被害を防止するための防災営農施設の整備を行うものであります。降灰防止、降灰除去施設等の整備事業といたしまして、5,371万3,000円をお願いしております。

次に、すぐ下の（事項）主要農作物生産対策事業費の稲作等生産構造改革促進対策事業につきましては、後ほど資料により説明をいたします。

次に、313ページをお開きください。一番上の（事項）青果物価格安定対策事業費についてであります。本事業は、野菜価格の低落時に、生産者に価格差補給金を交付し、農家経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図るものであります。予算額は2億5,101万4,000円をお願いしております。

続いて、下から2段目の（事項）花き園芸振興対策事業費についてであります。2の新規事業、「みやざきの花」産地パワーアップ推進事業ですが、この事業は、小面積でも収益確保が

可能で、比較的低温でも栽培できる花卉を中山間地域において振興するとともに、環境に配慮した花卉生産への取り組みを推進することで、本県花卉産地体制の強化を図るものであります。予算額は1,889万8,000円をお願いしております。

続きまして、一番下の（事項）果樹農業振興対策事業費についてであります。2の新規事業、緊急！みやざきの中山間果樹産地再構築事業につきましては、後ほど資料により説明いたします。

続いて、314ページをお開きください。一番上の3、新規事業、果樹ブランド力向上産地戦略推進事業ですが、この事業は、マンゴー、完熟キンカン、日向夏などの果樹ブランド品目において、さらなる信頼確保や品質向上対策を進めるとともに、マンゴーに次ぐ新たな亜熱帯果樹品目の導入に向けた取り組みにも着手することにしております。予算額は1,353万4,000円をお願いしております。

最後に、（事項）茶業奨励費についてであります。1の新規事業、茶業経営構造改革総合対策事業であります。現在の茶業を取り巻く大変厳しい状況を踏まえ、本県の茶業の構造改革を、生葉生産対策、荒茶加工対策、流通販売消費対策の3つの柱を総合対策として実施するものでありまして、みやざき茶技術支援チームによる生産管理技術の総点検や、製茶技術研修センターを活用した荒茶加工の高度化、さらには、みやざき茶サポーターを活用した消費拡大対策等、生産から流通販売に至る総合的な取り組みを支援し、茶業経営の安定化を目指すものであります。予算額は2,579万4,000円をお願いしております。

それでは、次に、22年度の新規・重点事項に

ついて説明させていただきます。

お手元の重点事業等説明資料の18ページをお開きいただければと思います。稲作等生産構造改革促進対策事業についてであります。

当事業は、今回、国のほうで打ち出されました米の戸別所得補償制度等に対応した本県の米づくりを推進する観点から取り組むものでございまして、19ページのフロー図の一番上の段、本県の稲作の現状にありますように、近年の米価や食味・品質の低下、規模拡大のおくれによる生産コストの増加など、全国と比較して経営的に厳しい状況にあります本県の稲作農家の所得拡大を図ることを目的として取り組む事業でございます。

事業の内容につきましては、中段の支援の内容にありますように、収入向上に対する支援と担い手の規模拡大に対する支援、この2つの対策を柱立てとしております。

まず、農家の収入向上を図る対策といたしましては、温暖化に対応した良食味・高品質米の生産に向けた高温耐性品種の導入や、焼酎原料用等の新たな米需要に対応した加工品種の導入を支援しますとともに、県産米の安定販売に向けた契約取引を推進することとしております。また、担い手の規模拡大に対する対策といたしまして、生産コストの低減を図るため、地域の担い手として水田の有効活用や規模拡大に取り組む営農集団等に対しまして、機械・施設の導入を支援いたします。

これらの事業を実施いたしますことで、一番下の段、成果目標にございますように、販売価格の10%増加、生産コストの10%削減を行い、戸別所得補償のメリットを生かせる経営体の育成を図りますとともに、担い手によります水稻作付面積のカバー率を40%に引き上げ、生産性

の高い水田農業経営の確立を図ってまいりたいと考えております。

18ページのほうに戻っていただきまして、事業期間は、平成22年度から24年度までの3カ年間で、予算額は5,168万3,000円をお願いしております。

次に、20ページをお開きください。新規事業、産地加工施設対応畑作農業推進事業についてであります。

21ページのフロー図をごらんいただければと思います。一番上の段、現状にありますように、現在、県内主要畑作地帯で新しい農産加工処理施設の設置が進んでおります。本事業は、これらの産地加工処理施設の設置を契機に、これらの加工処理施設に安全で安心な本県農産物を安定的に供給できる産地づくりを推進するものでございます。

事業の内容といたしましては、フロー図の中段にありますように、3つの柱立てをしております。1つ目は、圏域での連携情報発信機能強化対策といたしまして、処理加工業者の参画も得ながら畑作農業推進協議会というものを設置し、加工・業務向け野菜等の生産技術向上等に係る研修や連携の強化を図るものでございます。2つ目に、原材料の安全・安心強化対策といたしまして、残留農薬検査の強化や、農薬の適正使用に係る研修会の開催による安全・安心な加工農産物の生産強化を図ってまいりたいと考えております。3つ目に、地域での生産供給体制強化対策では、省力機械化体系によります効率的な大規模畑作経営の実践に係るモデル圃場の設置の支援を進めてまいります。

これらの取り組みを通じまして、加工・業務用野菜等の産地拠点を育成いたしまして、将来的には、新たな産地加工施設の誘致促進である

とか、雇用機会の増大を目指してまいりたいというふうに考えております。

21ページに戻っていただきまして、事業期間は平成22年度から3カ年間、予算額は758万8,000円をお願いしておりますところでありませ

続きまして、22ページをお開きください。緊急！みやぎきの中山間果樹産地再構築事業についてであります。

23ページのフロー図をごらんいただきたいと思

います。宮崎県の果樹といたしますと、マンゴー、キンカン、日向夏等のブランド品目に目が行きがちでございますけれども、本県の中山間地域には、クリ、平兵衛酢、ユズ等の地域特産果樹の産地化が図られておりまして、本県の中山間地域におきましては、これらの果樹は貴重な所得源となっております。しかしながら、1の現状のところにありますように、担い手の減少や高齢化の進展が著しく、近い将来、一気に生産者が減少して産地が崩壊するのではと懸念されているところであります。また、圃場が小規模で点在している上、作業道の整備や機械化等のおくれが目立っている状況でございます。

このような厳しい状況の中で、本事業では、今回、果樹版集落営農という考え方を提示しております。具体的には、2のビジョンにございますように、比較的条件のよい園地を青果出荷用園地として集約管理を行う。その他の園地は加工出荷用園地として省力・低コスト管理を行うというふうに園地区分を明確にする中で、園地全体を一農場と見立てた組織形態の育成を図っていこうというものでございます。具体的には、それぞれの産地において、みずからの実態を把握して再構築プランというものを作成す

るなど、生産から販売に至るまで産地全体で戦略を構築する果樹版集落営農組織を育成し、これまでの個々の対応では難しかった園地の集約化や基盤整備等を進めることで、将来に向けた産地の維持確保を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

22ページに戻っていただいて、事業期間は平成22年度から24年度までの3カ年間、予算額は2,100万円をお願いしているところでございます。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○山本畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の315ページをお開きください。畜産課の平成22年度当初予算額は、一般会計で37億6,944万5,000円をお願いいたしております。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

あけていただきまして、317ページをお開きください。下から2番目の(事項)畜産経営環境保全事業費であります。1の耕畜連携による資源循環型農業確立事業につきましては、後ほど「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」により御説明をいたします。

次に、2の良質たい肥生産利用機能強化事業の1,595万7,000円についてであります。この事業は、耕畜連携の強化を図るため、ニーズに即した堆肥生産技術への支援や、流通情報の提供、たい肥センター協議会の運営支援を図るものであります。

次に、318ページをお開きください。下段の(事項)肉用牛改良対策費であります。1の肉用牛総合改良推進事業の4,516万5,000円についてでございますが、本県の基幹産業であります

肉用牛の集団的な育種改良によりまして、本県肉用牛の改良進度を向上させることで、肉量や肉質、いわゆる産肉能力及び均一な発育、いわゆる斉一性の向上を引き続き図ってまいります。特に、(6)宮崎牛資質向上緊急対策事業2,335万5,000円につきましては、県内各地域の繁殖雌牛群の能力をレベルアップするため、低能力雌牛群を優秀な繁殖雌牛群に更新させることによりまして、宮崎牛の資質向上と子牛価格の低下防止を図ってまいります。また、その下、(7)全国和牛能力共進会連覇対策事業622万8,000円につきましては、平成24年度に長崎県で開催されます第10回全国和牛能力共進会での2連覇に向けた対策事業であります。21年度に設置いたしました県推進協議会を中心に、生産農家や関係団体、行政が一丸となり、最高の出品牛作出のための計画交配や飼養管理の指導などに取り組んでまいります。

その下、次のページになりますけれども、2の優秀種雄牛安定確保対策事業の1億4,633万3,000円についてでございます。この事業は、本県肉用牛生産の基盤であります繁殖雌牛の改良や優秀な肥育素牛を生産するために、候補種雄牛の発育等を見る直接検定、及び候補種雄牛の産子による産肉能力等を見る後代検定などを実施いたしまして、すぐれた種雄牛を安定的に確保するための事業でございます。

次に、その下の(事項)肉用牛生産対策費であります。2の改善事業、山間地域肉用牛生産システム支援事業の500万円についてでございます。この事業は、山間地域の肉用牛経営における中核的な担い手の育成と地域ぐるみでの肉用牛生産システムを構築することによりまして、肉用牛生産基盤の強化を引き続き図ってまいります。また、3の肉用牛繁殖基盤強化対策

事業の1億961万1,000円については、遺伝的能力の高い繁殖雌牛の県内保留推進や受精卵移植技術を活用した改良促進によりまして、肉用牛生産基盤の強化を図るものであります。

次に、その下の（事項）肉用牛導入対策費であります。2の改善事業、肥育牛生産振興支援対策事業の1,000万円についてであります。この事業は、県内肥育農家の経営基盤強化を図るために、肉質の上物率向上のための優秀肥育素牛の導入や増頭に対する助成を行いまして、肥育経営の基盤強化を図ってまいります。

次に、一番下の（事項）酪農振興対策費であります。2の新規事業、酪農経営基盤強化総合対策事業については、後ほど御説明をいたします。

3の新規事業、第13回全日本ホルスタイン共進会対策事業の294万6,000円についてでございます。この事業は、本県乳用牛の改良を推進するために、10月に北海道で開催されます全日本ホルスタイン共進会への出品について支援を行うものであります。

続きまして、320ページをお開きください。一番上、（事項）養豚振興対策費であります。2の新規事業、温暖化に対応した新しいハマユウW造成事業2,029万9,000円についてでございます。この事業は、現在利用されておりますニューハマユウWの後継として、新しいハマユウWを造成するために、その基礎となる豚を導入するものであります。暑熱に影響する酸化ストレスマーカという数値を豚の選抜の中に取り入れ、暑さに強い豚の系統造成を目指すものであります。

次に、下の（事項）養鶏振興対策費であります。4の「みやざき地頭鶏」生産販売人材確保緊急対策事業の7,024万6,000円についてであり

ます。この事業は、みやざき地頭鶏の販売先の拡大や新製品等の開発を行い、需要の増大を図るため、新たな人材を確保し、生産規模の拡大や農家の経営安定を図り、全国トップブランドの定着化を目指すものであります。

次に、321ページをお開きください。一番上の（事項）食肉鶏卵流通対策費であります。3の宮崎県産牛肉流通販売対策事業の1,192万2,000円についてであります。この事業は、全国の有名ブランド牛に打ち勝つため、宮崎牛の中に新たなブランド化を進め、有利販売体制の整備及び東アジアへの輸出強化に取り組むとともに、宮崎牛以外の県産牛肉等についてもこだわりをもった生産販売を推進することによりまして、宮崎県産牛肉の総合的な認知度アップを図るものであります。

次に、2段目の（事項）畜産物価格安定対策事業であります。改善事業の2、肉用牛肥育経営安定対策事業と3の肉豚価格差補てん特別対策事業については、後ほど御説明をいたします。

次に、一番下の（事項）公共畜産基盤再編総合整備事業費であります。次の322ページをお開きください。1の畜産基盤再編総合整備事業の1億7,014万8,000円についてでございます。この事業は、飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成を図るため、霧島南部地区、西都・児湯地区、宮崎中央地区で、草地造成整備や牛舎整備などを行うものであり、22年度は、27ヘクタールの草地改良と関連する牛舎等を建設いたします。

次に、323ページ、一番上の（事項）家畜衛生技術指導事業費についてでございます。3の改善事業、家畜疾病危機管理サーベイランス事業323万6,000円であります。この事業は、牛の

ウイルス性異常産などについて、近年の地球温暖化によりまして、このウイルスを媒介するヌカカの活動期間が長期化傾向にあることや、近年、日本では見られなかったウイルスが分離されていることから、サーベイランスの拡充を図り、発生予察や発生防止対策を強化するものでございます。

次に、別冊の平成22年度予算案の主な重点事業等説明資料の24、25ページをお開きください。耕畜連携による資源循環型農業確立事業についてでございます。

まず、事業の目的であります。当事業では、畜産・耕種部門で全国をリードする本県が、さらなる耕畜連携を強化し、家畜排せつ物の良質堆肥化やエネルギー化による資源循環農業を実践できる施設整備等によりまして、家畜排せつ物の適正処理・利用に加えまして、化学肥料や二酸化炭素の削減など、地球環境に配慮したクリーンな農業の展開を図ることとしております。

右側の25ページをごらんください。左の上段にありますように、社会環境におきましては、地球温暖化の防止や低炭素社会への貢献、循環型社会の形成等が叫ばれる中、農業・農村においては、規模拡大や省エネ型農業への転換、他産業との連携が求められております。また、本県においては、全国トップクラスの農業産出額を誇りますとともに、本県が有する豊富なバイオマス資源や、温暖な気候や農地、農業技術等の農業に必要な豊富な資源を生かしまして、具体的な取り組みといたしまして、下段にありますように、家畜排せつ物の堆肥化利用による資源循環型農業の推進といった従来の耕畜連携から、今後は、畜ふん等の焼却により発生した熱や電気エネルギーを工場等への動力として供給

するなど、低炭素社会への貢献といった他産業との連携を築くことといたしております。

左側の24ページに戻っていただきまして、2の事業概要ですが、堆肥化施設の整備及び畜ふん焼却発電施設の21年度からの継続分、県の環境指導にかかわります推進指導費を合わせまして、予算額7億2,787万5,000円をお願いいたしております。

次に、26、27ページをお開きください。改善事業の肉用牛肥育経営安定対策事業についてであります。

肉用牛肥育経営の安定を図るため、所得の補てんを行います既存対策、いわゆるマルキン事業及び補完マルキン事業は、平成21年度をもって終了することとなっております。平成22年度からの新たな次期対策につきましては、2月24日に国より公表されたところではありますが、その概要は、両事業を統合し、引き続き所得の一部補てんを行うこととしております。

そこで、まず、事業の目的であります。肉用牛肥育経営は、素牛の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、素牛価格と枝肉価格の動向によりましては、肥育経営の悪化が懸念されることから、国、生産者、県で基金を造成いたしまして、四半期ごとの肥育牛1頭当たりの全国平均粗収益が生産費を下回った場合に、その差額を補てんするものであります。

右側の27ページをごらんください。現在、景気低迷によりまして消費の減退により、枝肉価格が低迷しておりまして、加えて、配合飼料価格が高どまりをしていることから、肉用牛肥育経営は大変厳しい状況にあります。そのような中、国の新マルキン事業は、粗収益が生産費を下回った場合に、生産者と国が1対3で造成した基金によりまして、その差額の一部を補てん

することにより、セーフティネットとしての機能を果たし、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的にいたしております。しかし、粗収益が生産費を下回る現状では、新たな対策での基金造成の生産者積立金の支出も肥育農家には大きな負担となっております。県といたしましては、生産者積立金の一部を助成することで肥育経営の負担軽減を図ることといたしております。

26ページに戻っていただきまして、予算額は、平成22年度1億4,094万2,000円を計上いたしております。平成22年度から24年度の3年間の事業期間で、総額1億7,228万1,000円を予定いたしております。県といたしましても、肉用牛肥育経営の厳しい現状や地域の実情を踏まえて、引き続き、次期対策への円滑な推進に努めてまいります。

次に、28ページ、29ページをお開きください。改善事業の肉豚価格差補てん特別対策事業についてでございます。

事業の目的は、生産者等が行っております宮崎県肉豚価格安定基金に対する補てん準備財産の一部助成を引き続き行いまして、養豚農家の経営継続と安定を図るものであります。当事業は国の事業でありまして、平成22年度からその仕組みが変更されることとなっております。

29ページをごらんください。右側の上の図をごらんください。当事業では、マルキン同様に、豚枝肉が、家族労働費を含めた生産コストが保証基準価格、平成22年度は460円となっておりますけれども、これを下回った場合に、その差額の8割を補てんすることとなっております。また、下の図のように、補てんの財源は、国と生産者で1対1の割合で造成した基金を県段階で造成いたしまして、肉豚価格が低下した

場合に発動することとなっております。県といたしましては、生産者負担分の一部を補てんすることといたしております。なお、平成22年の国の事業内容の変更点といたしましては、生産者の負担割合が4分の3から2分の1に軽減された点や、これまで県段階で定めていた保証基準価格や積立単価などが全国統一になった点ですが、具体的な運用については現在検討されているところでございます。

28ページに戻っていただきまして、2の事業内容であります。予算額は8,600万円で、平成22年度から24年度の3年間、事業主体は宮崎県畜産協会、条件や積算等の事業内容は4のとおりでございます。

次に、30ページ、31ページをお開きください。新規事業の酪農経営基盤強化総合対策事業についてでございます。

まず、事業の目的であります。酪農経営の基盤強化及び牛乳の消費拡大を図るため、性判別技術や高能力受精卵を活用いたしました効率的な後継雌牛確保対策や、和牛受精卵の活用による所得向上対策、県産牛乳の消費拡大対策を総合的に推進するものでございます。

31ページをごらんください。酪農を取り巻く情勢につきましては、ほかの畜種と同様、高齢化や後継者不足による戸数並びに飼養頭数が減少しておりまして、特に近年は、牛乳の生産量も、昭和55年度から続いておりました10万トン割りを割り込み、今年度も昨年比で98%の状況にあります。また、経産牛1頭当たりの乳量につきましては、全国との格差がここ数年拡大傾向にあります。そこで、乳用牛の後継牛対策につきましては、短期・中期対策といたしまして、搾乳牛の導入助成や、性判別ストローや受精卵の性判別技術を活用した効率的な後継牛生産のた

めの助成を、さらに、長期的な対策といたしまして、高能力受精卵の導入による牛群の改良促進を図ってまいりたいと考えております。和牛受精卵の活用による所得向上対策につきましては、継続して実施するものでございます。

さらに、学校給食用牛乳供給事業と、昨年から本県独自に取り組んでおります「毎月1日は牛乳の日」の活動への助成を行うことによりまして、県産牛乳の消費拡大を図り、生乳生産基盤の強化を図るものであります。

30ページに返っていただきまして、2の事業概要であります。予算額は5,022万4,000円で、事業期間は平成22年度から24年度までの3年間で、事業主体は経済連、JA等でございます。事業内容は、先ほど説明したとおりであります。

畜産課の主な事業については以上でございます。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。お手元の環境農林水産常任委員会資料の9ページをお開きください。中ほどの畜産課の欄であります。1つ目は、平成22年度に金融機関が宮崎県農業振興公社に整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補てんであります。2つ目は、平成22年度における畜産特別資金融通助成事業等の利子補給について、期間及びその限度額を設定するものであります。3つ目は、平成22年度産業動物関連獣医師確保修学資金給付事業において、獣医系大学の学生に給付する修学給付金の債務負担をお願いするものであります。

畜産課は以上であります。よろしくお願いたします。

**○外山衛委員長** 説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

**○十屋委員** まず、説明資料のほうでお聞きしたいんですが、6ページの「みやぎきブランド」連携型プロモーション強化事業で、フロー図であるんですけども、計画づくりのときに、水産も農政も、販売まで消費者の目線ということをこの前から私、言わせていただいたんですが、そのとおりにやっていたら思っているんです。前回、県外調査で市場に行ったときに、市場を通さない量販店との関係が進んでいて、契約生産ですれば安定はするんですけど、価格の問題とか、大都市の市場で物が通らなくなっている市場業者さんの心配とかあったんです。今回、このプロモーションの中では、フロー図の中で、市場・量販店との連携というところがあるんですけど、どちらも大事だというのは十分わかるんですが、どちらに軸足を置くのかと。宮崎の農政として、経営安定のために量販店に重心を置くのか、市場を通していくのか。先ほど宮崎の市場の条例改正にもあったんですけども、場外で売ってもいいですよとなってくると、流通経路自体、卸さんとか仲卸さんがなくなってきて、消費者にとっては価格が下がっていいことなのかもしれないんですけど、どこに力点を置くのかなど。ちょっと教えていただけますか。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** 市場と量販店との関係もあるかと思っておりますけれども、基本的には、ここにございますように、市場、量販店、両方とも重視していくという話でございます。お話ございましたように、現在、相対取引というのが市場流通の中でふえてきている状況にございます。ただ、相対にしましても、すべて市場を通らないのかと申しますとそうでもございまして、市場の中の仲卸さんでも、やはり相対取引でやっていらっしゃる部分もかなり

あるということでございます。我々としましては、最終的に、消費者に買っていただくといったところをにらみながら、一つは、現在は量販店の意向が強いということもございますけれども、その量販店の意向も踏まえながら、市場との関係もうまく——経済連と市場との関係、量販店との関係といったこともあるかと思っておりますけれども、産地・販売連携会議の中に市場も入っていただくことにしておりますので、そういった中でうまく調整をしていきたいというふうに考えております。

**○十屋委員** キーワードが連携とあるので、今までの系統流通、経済連とかそこを無視することではなくて、どちらに軸足を置くかと。生産費の中で割合を7対3にするのか、6対4にするのか、そこはわかりませんが、どちらも大事というのはわかるんですけど、ネット販売が有利な場合もあるし、市場を通したほうが有利な場合もあるし、物によって選別をしていくという視点も大事なのかなと思っておりますので、そこはまた十分検討していただきたいと思っております。

それから、③の情熱みやぎきサポーターの、PRのための旬の農畜産物の提供で、著名人等というのは、芸能人なのか、スポーツ選手なのか、いろんな方がいらっしゃると思うんですが、どういうことをされるのか、何人ぐらいを想定されていらっしゃるのか。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** 情熱サポーターにつきましては、これまでも取り組んできております。どういった方々かといいますと、宮崎県はキャンプが非常に多いということがございますが、プロ野球やサッカーの代表者の方とか監督とか、あるいは芸能人の方々も、例えば島田紳助さんとか、みのもんたさんとか、非

常に有名な方々、それと、県内の誘致企業の社長さんや代表者の方、そういった非常にPR力を持った方々を選定しております。この選定に当たりますと、団体、経済連、あるいは観光サイド、物産サイドから推薦をいただいて、こういった方々でPRしていこうといった形で選定をいただいているところでございます。

**○十屋委員** これは何人ぐらいまでふやすんですか。拡大していくのか、ある程度限定されるのか。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** 現在、119名の方がサポーターになっていただいております。入れかえは当然出てきますけれども、これ以上ということは考えてございません。むしろ、どちらかといいますと、PR力を考えながら絞っていく方向にしていきたいと思っております。余り広げてしまいますと、ただ農産物を提供するだけでその後のPRが期待できないということがございますので、そういったところも踏まえながら、推薦をいただきながら、関係団体と協議しながら人選はやっていきたいというふうに考えております。

**○十屋委員** サポーターになったメリットというのは、宮崎の農産物がただでいただけるとかそんなのがあるんですか。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** サポーターの方々には、ただPRをお願いしてもなかなかしていただけないということもございます。今PRしたい農産物をこちらのほうから送りまして、実際に味わっていただくことをやっております。以上でございます。

**○十屋委員** 次に、10ページ、みやぎき担い手経営資源継承総合対策事業というので、高齢化が進んで農業を離れる方がいらっしゃるということですが、この経営資源は、ハウスとか農地

とかいろいろあると思うんですが、どのくらいあるかというのは、県として把握されていらっしゃるんですか。

**○山之内地域農業推進課長** ハウスにつきましては、全体で1,800ヘクタールとなっております。

**○十屋委員** ハウスだけなんですか。資源の概念としてハウスだけなのか。土地、機械等ほかに何かまだあるんですか。

**○山之内地域農業推進課長** 農地につきましては、耕地面積は7万ヘクタールぐらいでございます。機械等については把握していないという状況でございます。

**○十屋委員** ここに書いてあるように、資源が農地とハウスとあるんですけど、機械も入るといふふうに考えていいわけですね。

**○山内連携推進室長** もともと県内に農地は6万9,300ヘクタール、ハウスは、今、課長が申し上げましたように1,800ヘクタールでございます。しかしながら、今回のこの事業につきましては、そういった農地あるいはハウス、さらには、現在有効に使われております農業機械というのが、後継者不足の中で遊休化していきたくらうと。そういった資源を、地域において継承計画を策定して、円滑に無駄なく、効率的に将来の担い手に集積していこうと。そういう仕組みづくりをつくっていこうというねらいとなっております。

**○十屋委員** 農地約7万ヘクタールとハウスが1,800ヘクタールとなってきた場合に、計画は今からつくられるのでわからないかもしれませんが、どのくらいの担い手なり地域でそれを担っていくというふうに考えていらっしゃるんですか。

**○山之内地域農業推進課長** この事業は、少々

細かく説明いたしますと、県内に13の地域担い手協議会というのがございます。その協議会から1つずつモデルの産地を選定していただきます。モデル産地というのは、JAのいろんな部会がございすけれども、そういったイメージでございます。そのモデルの部会のほうで経営継承計画をつくっていただくわけでございますけれども、私たちがイメージしているのは、これはあくまでもモデルでございますから、経営資源継承計画というのは3年間で40、1年間に13地域ずつでございますから、3掛ける13で約40と。それから、継承施設等につきましては、おおむね1年間に160アールほど、3年間で480アールぐらいをイメージしているところでございます。ちなみに、JAの産地部会は県下に257あるというふうに聞いてございます。以上でございます。

**○十屋委員** 次に行かせていただきます。みやざき優良農地面的集積推進事業ですが、大変勉強不足で悪いんですが、優良農地の定義は何ですか。

**○山内連携推進室長** 事業名称としては優良農地ということなんですけれども、これからの農地の活用ということを考えたときに、面的に集積して法人等担い手が効率よく利用できる、あるいは基盤整備等も整ったということで、コスト低減等に資するような農地という観点で、優良農地という定義といたしますか、言葉遣いになっております。

**○十屋委員** 一番基本となる基盤整備の段階で、先ほどの課題の中でも大きく体系図の中にあつたように、部長が説明されたように、基盤整備がおくれている宮崎県という言葉が使われていて、ここに優良農地となってくる場合に、面的には半分課題があつて、こちらで優良農地

を集積しましょうという話が出てきて、大もとが課題としてあるのに、これがうまくいくのかなという素朴な疑問を持ったんです。まだ基盤整備をしなきゃいけないところはたくさん県内にあって、これからいろんな事業が集約化、効率化、拡大をしていくといういろんなことが出てくるんですけども、その基盤整備のところはきちんとできない中で、いろんな事業が政策展開していくときに、本当にそこがうまくいくのかなというちょっとした不安があったものですから、お伺いしたんですが、ここにあるように、農地利用集積円滑化団体とかわからない言葉があるので、この辺を説明していただけますか。

**○山内連携推進室長** 農地利用集積円滑化団体といいますのは、今般の農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、新たにでき上がった制度でございまして、具体的には、13ページに書いてございますけれども、農地所有者代理事業ということで、従来の保有合理化事業等にかわる仕組みということで、農地利用集積円滑化団体が農地所有者と農地の貸し付け等について委任契約、貸し出す方々と委任契約を結びまして、利用者を確保した上で、農地所有者を代理して貸借等の契約を結ぶという方式で、いわゆる委任代理方式というか、農地を貸し出す人が仲介に立った組織に貸し付け方式の委任を行うということでございます。県内では、この農地利用集積円滑化団体に予定しておりますのが、現在、県下全域で12JAと2つの市町公社がございまして、これがそのまま円滑化団体に移行する予定になってございます。ちなみに、全国的に見ましても、全市町村を網羅するような形でこういった組織づくりが整っているのは、本県は全国的にも先を行っているのではないかと

いうふうに思っております。

**○十屋委員** 宮崎のおくれた基盤整備が、後からもいろいろ出てくると思うんですけど、心配なので質問させていただきました。

次に、利子補給の関係なんですが、17ページのフロー図でいくと、最後のところに、他県にない本県独自の対策ということであるんですけども、いろんな融資制度を受けている方々が経営しやすくなるように、一括してまとめるというふうに簡単に理解させていただいて、すばらしいなと思うんです。その中で、農家の方がたくさんいらっしゃるんですけども、こっちに移行するときに、事務手続がいろいろ煩雑というか必要になると思うんですが、それは農協さんとかがこちらのほうに誘導されるように指導されるんですか。それともう一つは、経営をきちんと把握しないと振興資金のほうに誘導されないと思うんですが、実際そうした場合に、農家と接して、あなたのところは経営が悪いからこちらを使ったらどうですかというのは言いにくいかもしれないですね、人間関係として。そのあたりはどういうふうな取り組みをされるのかお伺いしたいんです。

**○土屋営農支援課長** 新しい農業振興資金というものに統一するということですが、今までの制度資金の制度そのものはそのまま継承するということですので、JAとかほかの金融機関につきましても、我々のほうから、今度こういうふうな新しい資金に組みかえたときの混乱が起きないようにということは、今、実際に現場を回りまして十分検討しているところでございます。それから、名称が変わると、農家の方々に混乱が起きないかというような質問もあるんですけども、例えば、近代化資金を中期投資資金というふうに名称を変えたりいたしま

すけれども、これにつきましては、今までも便宜的にといいますか、実際の資金の中身等を考えた場合に、こういうふうな名称を現場段階では使ったりしておりますので、それほどの混乱は起きないだろうというふうに考えております。

**○十屋委員** 途中で一たんやめますが、畜産に行きます。先ほど説明がありました補完マルキンと新マルキンのところで、これは牛、豚、両方一遍に考え方としてお答えいただきたいんですが、今までは、牛の場合は6割ぐらいまでしか補てん金として出なかったわけです。それが8割になって、一つのわかりやすい制度になったということでは農家の方も理解されると思うんですが、反面、基金に出す一戸一戸の負担が、先ほど説明があったように、県の補助が一部あるということで、今までやってきた制度とこれから新しくなる制度のときに、養豚農家なり肥育農家の負担がふえるのかふえないのか、そこはどうなんですか。

**○山本畜産課長** 今ありましたように、もともとマルキン事業という事業がありまして、これは、生産者の負担が1、国が3ということで措置をされておりました。収益がさらに悪化した場合は補完マルキンということで、これは国が全額負担をする。6割と今おっしゃいましたけれども、そういう形になっておりましたものを今回、両制度を一本化いたしまして、下がった分の8割を負担することになったということで、基本的には、制度の詳細な設計でありますとか詳しい具体的な内容が、今検討中ということでわかっていない状況で、具体的な農家負担がどういった形になるかというのはまだ試算ができない状況にあるんですけれども、少なくとも、今おっしゃいましたように、これまで国が

6割見ていた部分が8割に上がるということになりますと、若干生産者の負担が伴ってくるということで、現在のマルキン制度に加えまして補完マルキンの分の負担が、一部生産者の負担という形でふえてくるのではないかというふうに思っております。ただ、マルキン自体が、生産者が1、国が3という形になっておりますし、この制度が3年間このまま続くのかどうか不透明なところはあるんですけれども、基本的には無事戻しということで、発動がなければ返ってくるということになっております。若干生産者の負担はありますけれども、ちょっと言葉は悪いんですが、発動があれば3倍になって返ってくるということで、現在でも肥育農家の経営安定に大きな役割を果たしております。若干の負担はあると思っておりますけれども、非常に大事な事業でありますし、私どもも、できるだけ簡素化して一本化してほしいという要望をこれまでも上げてきておりましたので、今後、制度の設計等がどういった形で出てくるのかわかりませんが、いろいろな形で要望してまいりたいというふうに思っています。

養豚につきましては、これまで国の積立額が、牛のマルキンとは逆で、生産者が3で国が1という割合であります。そういったことでいいますと、1対1、生産者の負担が数字上は半分になるということでございます。制度上も、今お聞きしている範囲では、これまで認定農業者を中心にとということでありましたけれども、基本的には、一定の取り組みをすれば、ある程度幅広く養豚農家を拾っていききたいというような意向が国のほうにあると聞いておりますので、かなり負担軽減につながるのではないかと、いうふうに今のところは見ておるところです。以上です。

○十屋委員 宮崎県の生産額の半分以上を占める畜産で、今、高齢化も含めて、養豚農家も肥育農家もだんだん少なくなっていく中で、どこかでそこを支えておかなきゃいけないということを感じるわけです。ですから、国のほうに要望として、生産農家のほうに負担がないように県としても強く求めてほしいというふうに思います。

最後に、もう一点は、配合飼料の関係で、321ページ、飼料価格高騰緊急対策事業で4,800万あるんですが、課長も御存じのように、基金がなくなって、これからいろんな返済も含めて大変になるわけです。それをどうするかというのがあると思うんです。それはどのように考えていらっしゃるんですか。借り入れしている180億円を払っていかなくちゃいけない分も積み立てなくちゃいけないわけでしょう。それを入れると負担がふえるわけじゃないですか。そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○山本畜産課長 配合飼料につきましては、平成18年からじわじわと上がり続けておりました。平成20年の第3・四半期が一番ピークでありました。その後、若干下がりはありますが、依然として、安いところに比べますとトン当たり1万円程度高いということで、畜産経営の大きな重荷になっているところがございます。今、十屋委員おっしゃいましたように、ここ1年ほど基金は発動されておられませんけれども、それまでかなり基金の発動が続いたということで、国の段階での制度でありますので、生産者と飼料メーカーが積み立てております、通常補てんと言われます基金のほうはかなり逼迫している状況になっているというのは聞いております。国のほうも、基本的には、無利子で貸

し付けをいたしましたりというようなことで、今回の畜産物の価格関連対策の中でもそういった措置がされているというふうに聞いておりますので、なるべくそういった形で、これは国のほうである程度やっていただかないと、県としてはなかなか難しいものですから、そこは地域の実態を踏まえた上で、今後、また国のほうにもいろんな形で要望していきたいというふうに思っております。

○十屋委員 最終的に、カロリーベースにしる何にしる、食料自給率を50にするという話の中で、動物たんぱくの中で言うと、酪農にしる、畜産にしる、どうしても輸入してこななければならない現状があつて、それは鹿児島も宮崎もそうですが、そういうところと連携して、国のほうに強くそのあたりを要望として上げていただきたいということ。

○外山衛委員長 委員にお諮りしますが、時間もあれですから、お昼を挟んで午後再開したいと思います。よろしいでしょうか。

では、暫時休憩しまして、午後1時再開いたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時1分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

午前中の議案等についての質疑をお願いいたします。

○鳥飼委員 絞ってお尋ねしたいと思いますが、その前に、農政企画課長からありました議案第26号の卸売市場法の関係ですけれども、買受人名簿の知事届け出廃止、受託契約の知事届け出義務を廃止して掲示と、それから、物品の卸売の禁止を市場外の卸売を自由化ということで御説明があったんですけど、これは実

態にあわせたというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

**○上杉農政企画課長** 結論から申し上げますと御指摘のとおりでございます。まず、買受人の名簿の提出義務にいたしましても、受託契約約款の知事への提出にいたしましても、実は、年1回あるかどうかといったような実績の状況でございます。あと、もう一つ、先ほど私のほうからの説明が言葉足らずで、十屋議員からの質問に要点をついた回答になっていなかったかもしれませんけれども、地方卸売市場外にある物品の卸売の禁止につきましては、相対取引が最近ふえていると。この場合の相対の意味なんですけれども、書類上は市場の中を通るんですけれども、物品そのもの、青果物そのものは、直接量販店が指定する場所に行くような場合、そういったものが今主流になっているという中で、この条例に書いてありますのは、必ず市場の中に青果物を一回持っていきなさいという前提の規定なんですけれども、これが今、世の中の実態に合っていないということで、今回見直しをします。特に、卸売市場外にある物品の卸売の禁止につきましては、今、国のほうで卸売市場のあり方の研究会というのをやっておりますけれども、この中でも、実態に合っていないということで見直しの方向で検討がなされているものでございます。

**○鳥飼委員** そうしますと、いわゆる相対取引というものはこの中には入っていないというふうに思っているのでしょうか。市場には物を持ち込まないで、市場は全く関与しない形での相対というのがあると思うんです。

**○上杉農政企画課長** 委員がおっしゃっている、市場が価格形成の観点からも一切入らない、いわゆる産直みたいなものかと思うんです

けれども、それはこの卸売市場法また卸売市場法の施行条例で規制するようなものではございませんので、この中に入っておりません。

**○鳥飼委員** 買受人名簿というのは、いわゆる買参人のことでしょうか。

**○上杉農政企画課長** ここで言っている買受人というのは、買参人のことでございます。

**○鳥飼委員** 実質的に買参人、例えば宮崎の中央卸売市場では300ぐらい昔はおられたんですが、今は急激に減少していて、おっつけいなくなるんじゃないかというような感じになっているんですけど、どんなふうな現状になっているんですか。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** 買受人の現状でございますけれども、現在、中央卸売市場と地方卸売市場、県内にあるすべての市場を含めると、小さな八百屋さんとかそういったところも買参人に入っていらっしゃることもありますので、すべて含めると1,500名ぐらいいらっしゃるということでございます。条例施行当時はその倍以上いただろうという推定はできますけれども、現在、全部で1,500軒あるということでございます。以上でございます。

**○鳥飼委員** わかりました。かなり買参人の人たちも少なくなっていて、閑散といったら語弊がありますけれども、そんな感じになっています。そこで、後の質問とも関連するんですけれども、宮崎県の野菜なり、青果物、果樹とかいろいろあると思うんですけれども、系統で取引されているもの、市場で取引されているもの、産直みたいな形で相対で取引されているもの、大まかに分けると、畜産のほうは1,800ぐらいでしょうか、耕種といいますか、野菜のほうは1,300ぐらいですけれども、大まかに言うとうるぐあいの比率になっているんでしょう

か。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** 県全体の青果物の量からしますと38万トンぐらいございますけれども、その中で経済連、団体の分が14～15万トンぐらいになります。市場を通す分がやはり15万トン前後あるかと思えます。残りの分が市場を通らない分ということになるかと思えます。そういった構成になってございます。

**○鳥飼委員** そうしますと、系統、市場が15万トン、大まかに言ってそれぐらいで、残りの産直みたいな相対取引が8万トンというふうな理解でよろしいのでしょうか。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** そういった状況になってございます。

**○鳥飼委員** 先ほど部長から、22年度の農政水産部の予算編成の基本的な考え方ということで、7ページの図で御説明をいただきました。先ほど十屋委員からも、みやざきブランド連携型プロモーション強化事業とか、ブランド関連についての質問がございました。これを見ますと、みやざきブランド、みやざき野菜、これの視点というものが、もうちょっと前の分については、上のほうに大きく、みやざきブランドを評価していこうということがうたってあったように私は覚えているんですけども、ブランド対策、付加価値をつけていく、みやざきブランドを売り込んでいく、そういうことについて、部としてどのような考え方を持っておられるのか、お尋ねしたいと思えます。

**○上杉農政企画課長** ブランドの対策につきましては、今御指摘にありました資料の見開きの7ページのことをおっしゃっているのかと思うんですけども、収益性の向上の中の一つの柱といたしまして、ブランド・物流対策等の充実強化の中で位置づけておりますけれども、いず

れにいたしましても、今、農政水産部が取り組んでいる最大の課題であります農業所得の向上というのが、何といたしましても課題でございますけれども、それを実現するための一つの大きな手段といたしまして、ブランドによる付加価値の向上でございますけれども、農業所得の向上を図る大きな手段といたしまして、重要な柱として位置づけているということでございます。

**○鳥飼委員** その次の自給力の向上の中にも、④のところに果樹ブランドというのがありますし、環境負荷のところ、①に環境と健康に寄与するみやざきブランド新戦略、そういうものがあります。キュウリとかピーマン、宮崎のキュウリは非常に有名といたしますか、評判がいいということですけども、MR Tで5時ちょっと前に、どこが出しているのかわからないですけど、「宮崎の野菜は安全です。どんどん食べてください」というのがあります。そういうものが農政水産部の農業政策の中でちょっと弱くなってきているのかなというような、課長のお答えはございましたけれども、そんな感じがするんです。部長、ちょっとお尋ねします。

**○伊藤農政水産部長** 私、最初のブランド対策監をやっています、従前は、ブランドを御旗に、宮崎の認知度を高めるという視点が非常に強かったんです。これまでは、宮崎の青果物というのは、大消費地に行っても名前が通っていないというところもあって、どちらかといいますと認知度の向上を基本にブランド対策、セールスポイントを持たせながら売っていくという感じでの取り組みが中心でした。これがある程度ブランドが、マンゴーとか御案内のとおりある程度認知度が高まってきて、それを今度はどうやって農家の所得に結びつけるかという視点がかかなり出てまいりまして、はっきり言い

まして、定番・定着化をさせて農家の所得にどう結びつけるか。そのためには、先ほどから流通の話が出ていますけれども、契約取引は農家のメリットにつながる。それなりの商品であれば直に売れるはずだ。市場を通さんでも売れる部分もあるはずだということで、いかに所得に結びつけるかという視点に変わってきました。その中で、安全・安心、環境という中で、セールスポイントがだんだん広がってきました。ここにありますように、収益性の向上なり、環境なり、そういうところにブランドの視点が広がってきたという感じに今なっています。スタートは、ブランドを御旗に農業政策を展開するという強いところがあったんですが、今はもう少し突っ込んで、定番・定着化、所得というところに置きながら、さらに、ブランドも定番・定着化を図っていくというところに若干シフトしているという意味で、こういう体系で整理をさせていただいたということになります。

○鳥飼委員 わかりました。私としては、宮崎の野菜という発信力というのはまだ弱いんじゃないかと思しますので、所得向上とあわせて取り組んでいただきたいというふうに思います。

ブランドの関係で一つだけ、野菜ではないんですけど、予算書の314ページに茶業奨励費というのがあります。茶業経営構造改革総合対策事業2,500万ということで上がっております。これは従前からいろんな議論がされてきたところなんですけれども、宮崎のお茶は非常にいいお茶があるけれども、荒茶として出荷されて、静岡あたりでブレンドされて化けてくるというのがあるんです。それなりに取り組んできていただいていると思っているんですけども、茶のブランド確立といいますか、みやざき

茶の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○郡司農産園芸課長 お茶のブランド化のお話です。今、うちの県のお茶の生産量は3,850トン、全国4位というところにあります。これがどのように流れているかということを見てみますと、県内仕向けが4分の1、25%程度、県外仕向けが59%、約6割、それから、契約栽培でドリンク用に使われているもの、都城等でありまして、これが6%、農家の直売が10%というふうな状況でございます。私ども、今から、宮崎のお茶というもののことを考える際に、一緒くたに宮崎のお茶を考えるのではなくて、少し分けて考える必要があるのではないかと考えているのは、私どもの県のお茶というのは、南九州の畑作地帯に展開しているという意味で、機械化が容易で、割と低コストでできるという特徴がございます。一方に、中山間で釜いり茶等々の産地もあるわけですが、今後、みやざき茶の目指す方向というのは、全国で割と早い時期に出るという一番茶の前半は、品質を重視して、本県の特徴を生かした早出し茶であるとか、やぶきたが非常に多いんですが、違う品種のお茶であるとか、全国的には一番の産地であります釜いり茶、これらあたりをブランド茶として売っていくということをもう少ししっかりやらなければならないと思っております。一番茶以降のお茶については、むしろ低コストで効率的な栽培が可能であるという本県の特徴を生かして、ブレンド用、ドリンク用として安定価格での取引を目指すと、この2つの方向性をしっかりと位置づける。農家の中でもこの2つを組み合わせる中で所得確保を図っていくということが重要なのかなというふうに今考えているところです。

ブランド化についてというお話ですけれども、これをすべて一緒くたに考えてしまうと宮崎の特徴が出ませんので、やはり、特徴があるところをもっと全国的に売っていく必要があると。ややもすると、今、御質問の中にもありましたように、ブレンド茶一辺倒じゃないかという御意見もありますけれども、それはそれとして、特徴のあるお茶については、大消費地でしっかり名前をとっていくという活動に今後力を入れていきたいというふうに考えているところですよ。

**○鳥飼委員** 聞き漏らしたかもしれませんが、3,850トン、4位ということで、ブレンド茶なり、特徴のあるお茶を目指すということで、比率的にはどれくらいの比率を特徴のあるお茶として持っていこうとされているのか。それと、ブレンド茶は比率としては大体どんな感じになるのでしょうか。

**○郡司農産園芸課長** 今、県外仕向けは59%ぐらいあると言いましたけれども、このほとんどが実はブレンド用として使われているという実態です。ブランドとして県外でみやざき茶という名前が通っているのは、まだほとんどないと。点的にあるという程度ですので、量的に幾らという、余り大きな数字は最初から言えませんが、一つ一つ積み上げていくことが大事なんだろうというふうに考えているところです。

**○鳥飼委員** わかりました。都城茶とか五ヶ瀬何とか茶とかありますけれども、ぜひ力を入れて、せっかく宮崎はお茶の生産地ですから、取り組んでいただきたいと思います。

今度は畜産の関係でお尋ねをしたいと思えます。これは補正のときにもお尋ねをしたかもしれないんですけども、生産額では1,800億ぐ

らいということになるだろうと思うんですけども、生産の頭数、牛を先にお聞きしますけれども、肥育に出す子牛、家畜市場で競りに出しますよね、10カ月か12カ月ぐらい養ったのを。それを何頭ぐらい出荷をされて、現状、県内にとどまっているのは何頭ぐらいで、県外に行くのは何頭ぐらいでと、御説明をいただきたいと思えます。

**○山本畜産課長** 和牛の競り市場、県内に7カ所ありますけれども、7万6,000～7万7,000頭の子牛が1年間に市場に出荷をされているという状況であります。ここ最近では、県内保留と申しますか、県内での売買が非常にふえておまして、5割ぐらいを県内で保留しております。ただ、直近の平成20年、直近と申しましても古いんですが、20年は、全体に子牛の価格が少しずつ下がってきている状況もありまして、逆に県内の保留がふえておまして、60数%が県内保留ということで、県外が37～38%というような状況になっております。

**○鳥飼委員** 県内に残った4,000頭ぐらいは、1年ぐらい肥育農家で肥育をして市場に出していくわけですけれども、これはおおむね何頭ぐらい、県外から子牛を買ってこられるのもあるかもしれませんが、これが家畜市場でどれぐらい取引をされているのか。そして、県内消費といいますか、例えば経済連で購入をされて解体されて食肉として出される。県外に行く分もあるのかどうか。その辺についてお尋ねします。

**○山本畜産課長** 平成19年の数字でありますけれども、肉牛の出荷が、県内で約7万9,000頭、約8万頭近くございまして、県内へ4万7,500頭、県外に3万1,000頭ほど出荷をされております。逆に、県内の屠畜場には、別にま

た1万2,000頭ほどが移入ということで入ってきております。

○鳥飼委員 最後のところを。

○山本畜産課長 県外から1万2,000頭ほどが県内に入ってきていると。屠畜場への出荷ということですか。

○鳥飼委員 そうしますと、今、取引をされるのは8万頭で、4万7,500頭ですか、5万頭近くが県内で購入されるということですか。

○山本畜産課長 済みません、もう一回ちょっといいですか。

○鳥飼委員 私がお聞きしたいのは、子牛はそういうことで先ほど聞きました。県内に残った牛を肥育農家が養って、生産をして出していくわけですが、そのときに、宮崎牛というブランドで出荷をする。私がお聞きしているのは、宮崎牛というブランドのことに関連してお尋ねしているんですけど、親牛が8万頭近く競りに出されるということで、私の聞き間違いかもしれませんが、4万7,500頭近くが県内で購入をされる。残りの3万1,000頭が県外に出荷されるということですか。

○山本畜産課長 宮崎県産和牛の流通だろうと思うんですけど、先ほどと数字が違うんですが、黒毛和牛としては約5万頭ほどが肉になる牛として出荷をされる。そのうちの46%、半分近くが県外に出荷をされる。54%が県内に出荷をされるということで、ミヤチクあたりで屠殺をされるわけですが、それが約2万頭ほどございます。そのうちの約半分、1万頭ほどがいわゆる宮崎牛というA4、A5の肉質等級のものになっております。

○鳥飼委員 宮崎和牛が5万頭ということですか。

○山本畜産課長 宮崎県産の和牛です。

○鳥飼委員 先ほど8万頭と言われたのは何の数字になるんですか。

○山本畜産課長 これは競り市場での成牛の取引でございます。老廃牛もおりますので、そういったものも含めた頭数でございます。

○鳥飼委員 2万頭が宮崎牛として販売されていくと。

○山本畜産課長 宮崎牛という観点からいいますと、県内で約1万頭出荷、県外にも出荷をされておりますので、県外でも九州方面を中心に約1万頭ほどが出荷をされているということでございます。

○鳥飼委員 2万頭が宮崎牛ということで、1万頭は県内、1万頭が県外へということですね。そうしますと、成牛で、経済連で解体をして、検査員の人が行って検査をして、私も一回見せていただきましたけれども、そのときは、5級、4級とあると思うんですけど、それ以下の牛も出てくることは出てくるんですよね。

○山本畜産課長 基本的には、県内の上物率といいますA4、A5等級が約5割ぐらいですので、約半分は宮崎牛、半分はそれ以外のいわゆる宮崎和牛という名前で出ていると。

○鳥飼委員 そうしますと、県内に出荷をされる分で、解体をされた後、県外へ行く量というのはどのくらいあるのでしょうか。

○山本畜産課長 これも18年の数字でちょっと古いんですけど、基本的には、宮崎牛ということになりますと、ミヤチクのほうが取り扱いいたしますので、営業所別の販売量、これは重量になりますけれども、全体でミヤチクの販売量、いわゆる枝肉と部分肉の販売量が1万6,080トンほどございまして、そのうち東京

方面が204トン、大阪営業所が今一番多くて383トン、広島、福岡が200トンから250～260トンほどというような扱いになっております。あと、全国的にスターゼンとか全農とか日ハムというところの取引もございますので、そちらのほうもかなり多くなっておりまして、スターゼンは全国展開しておりますけれども、約4,000トンほど扱っていただいておりますし、全農も1,000トンほど扱っていただいております。以上です。

○鳥飼委員 今言われた1万6,000トンが宮崎牛という表示をされて、東京とか大阪のお店で販売されて購入をされるということになるんですね。

○山本畜産課長 基本的には、宮崎牛ということで私どもPRもしておりますし、そういう販売をしていただきたいんですが、先ほど言いましたスターゼンとか全農で購入されますと、必ずしも、末端の販売店で宮崎牛という取り扱いをしていただけないところも多うございます。現在は、指定店も首都圏を中心にかなりふえておりまして、知事のPR効果もありまして、宮崎牛の知名度も上がっておりまして、最近は、東京、福岡、大阪、そういったところのデパートの食肉販売店あたりでも、宮崎牛という名称で販売をしていただいているケースもかなりふえてきております。以上です。

○鳥飼委員 後はお聞きしませんけれども、みやぎブランド、宮崎牛ということで、私どもが食べるのはA3ぐらいが脂が少なくて一番いいのかなと、そんな感じが私はしたんですけれども、若い人は上物で、たまにはいいのかなと思っておりますが、いずれにしても、そういうブランド力をつけていく努力をお願いしておきたいと思っております。お茶とか野菜もそうなんで

すけど、せっかく立派なもの、おいしいものをつくっていただいておりますので、消費者にもわかってもらって買っていただくということが、所得のアップにもつながっていくというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと、県内で解体処分された経済連以外の部分の成牛としてよそに行く部分というのもあるんでしょうか。先ほどのお話では、家畜市場で競りがあって、1万頭は県内で、1万頭は県外で九州を主にとということだったんですけれども、成牛として熊本とか福岡まで運んでいって、そこで解体をして販売するということになるだろうと思うんですが、その辺の状況はどんな感じなんでしょうか。

○山本畜産課長 済みません、ちょっと時間をいただけませんか。

○鳥飼委員 私がお聞きをしたかったのは、野菜の中でも、キュウリ、トマト、ピーマン、カボチャ、いろいろありますし、非常に有名になったマンゴー、日向夏、完熟キンカンとあるわけですけれども、宮崎の野菜は安全ですということで買ってもらう。そのために名前を売っていく。牛肉もそうではないかというふうに思っていますし、豚肉もそうではないか。ハマユウポークという名前になっていると思うんですけれども、ハマユウポークの場合は、今はちょっと弱いのかな、鹿児島黒豚に負けているんじゃないかという感じもしまして、そういう思いが一つありますし、鶏は少ないですけれども、地頭鶏というブランドで勝負をしているところがあります。そういう意味で、ブランド力をつけていくといえますか、力は持っているわけですから、それを消費者にわかってもらう取り組みを県としてもやっていくべきで

はないかという意味で、いろいろと牛肉のこともお尋ねをしましたので、ぜひそういう取り組みをお願いしたいというふうに思います。

**○伊藤農政水産部長** おっしゃるとおりでありまして、ブランドというのは一朝一夕にできないところがあります。商品をどうつくっていくか。はっきり言いまして、今のブランドづくりは、スタートの段階から、まず一つは、特徴ある商品づくり、何をセールスポイントにするのか。そこを明確にきちっと、ほかの産地とどう違うというところを示しながら、消費者にもセールスポイントとして売っていくような商品じゃないといけないというのが一つあります。それと信頼される産地づくり。きちっと約束どおり、同じ商品を届けられるような産地にならないと、ちまちました産地ではなかなか続かないという問題があります。やっぱり信頼される産地づくりをしなきゃいかん。もう一つは安定的な取引づくり、所得につながるような取引。あるいは顔が見える販売とよく言いますけれども、商品の価値というのが取引の中で伝わるような仕組みをつくっていかなくちゃいかんと。この3つを一つの柱に今ブランドに取り組んでいます。そういうところを一つ一つの商品に当てたときに、トマト、キュウリに当てたときに、どういう切り口で勝負していくのか、ブランドづくりをしていくのかというところを、一つ一つ今積み上げを図っていますので、御指摘のあった点を踏まえて、今後とも積み上げをさらにPRも兼ねてやっていきたいというふうに考えております。

**○山本畜産課長** 先ほど県外の出荷の数字ということでございましたが、冒頭に私、申し上げましたように、平成19年の数字でちょっと古いんですが、これは和牛だけではなくて、ホルス

タインとか交雑種（F1）といったものも含めまして、県内で約7万9,000頭が出荷されまして、そのうちの約6割が県内で、県外が約4割の3万1,000頭というふうに申し上げましたけれども、これが生体という形で、大阪南港でありますとか名古屋の市場のほうに出されております。ただ、これも和牛だけではなくて、ホルスタインとか交雑種も入っておりますので、正確な数字は今持ち合わせておりません。以上です。

**○鳥飼委員** わかりました。いずれにしても、農業に深くかかわっていないものですから、こういう言い方ができて、そんなことを言われてもこれはなかなか難しいのよなどと言われるんじゃないかと思っているんですけど、生産をして、それがどういうふうに流れていって消費地に届いていくのかというのを、ある程度大きなところでは個別に把握していくということも非常に大事ではないかと思いましたので、お尋ねをしました。ブランドをつくっていくために御尽力いただきたいと思います。ありがとうございました。

**○外山三博委員** それでは、何点かお尋ねをします。最初に、290ページ、一番上の儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業、これは何を研究するのか、もう少し具体的に教えてください。

**○上杉農政企画課長** 新規事業の儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業でございますけれども、この事業につきましては、17年度から21年度の前身となる事業で、産学官連携による試験研究機能を強化する事業というのがございまして、具体的には、産学官連携の取り組みに向けた試験研究を支援していたんですけども、これが今のところ、行政機関の官と大学

側の学はある程度連携体制ができてきたわけですが、昨今しきりに言われています農工商連携を初めとした産業側からの技術、研究シーズ、要請にこたえる形、今、6次産業化と言っていますけれども、農業を中心に据えた総合産業という形で一つのビジネスチャンスとしてとらえております。そういった流れの中で、今後、産業のほうからのいろいろな要請にこたえて、産学官連携の体制を今後もしっかりやっていこうといった試験内容でございます。

実は、今後どんな試験内容をやっていくかはまだ決まっていないうですけれども、大きく分けて4つぐらいテーマがございます。1つは、新たな付加価値の創出といった大きなくくりでとらえるとすれば、今、宮崎牛の話が出ましたけれども、非常に脂が多いという中で、消費者の健康志向の中で、うまみ成分のオレイン酸というのが今しきりに言われていますけれども、そういったものを、肉用牛の改良技術の中でできないかといったことが今後考えられるかと思っております。それと、先月でしたか、これは別の事業でございますけれども、三鷹光器が、太陽熱発電ですね、太陽熱を蓄熱してハウス暖房に使うという新しい技術で今提案されていますけれども、そういった新しい環境問題に対応したようなものをこの事業の中で産学官連携という形でやっていくのかなというふうに考えております。

**○外山三博委員** 具体的に6,700万という予算が計上してありますね。何をやるかまだわからなくてこの計上というのは、具体的にこのお金はどこに行くんですか。

**○上杉農政企画課長** ちょっと説明が足りなかったんですけれども、前身となる産学官の事業の中で、ある程度テーマが既に上がっておる

のがあります。それをやっていたんですけれども、今後もそれを踏まえてこの研究をやっていくという形で……。前身の事業を踏まえまして、実は今、22課題提案が上がっておりまして、その中で具体的に今後決めていきますので、22課題を前提とした予算の組み方をしているところでございます。

**○外山三博委員** この予算は、民間の研究所なりそういうところに行くんですか。それとも、県の畜産試験場とかそういうところに行くんですか。

**○上杉農政企画課長** この予算につきましては、県の試験場のほうで連携してやりますので、そういったところに行くことになっております。

**○外山三博委員** ということは、例えば農業分野だったら、農業試験場の研究費の中に入ってもいいんじゃないですか。

**○上杉農政企画課長** 御指摘の291ページの一番下のほうに、農事試験費というのがございますけれども、これにつきましては、従来から、基本的、基礎的な研究に要する経費という形で、基礎研究に要するお金をここで見ているわけですが、ただいま御説明いたしました儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業につきましては、基礎的な研究とは別な形で、最近の産業界からの要請でありますとか、環境に対応した課題でありますとか、いわば2階建て部分と呼んでいますけれども、上積みする部分についてここで予算をとってしっかりやっていくという仕組みになっております。

**○外山三博委員** 後は要望にしておきますけど、新規事業で、先ほどの説明だけでは今聞いたような内容は全然わからない。本当はもう少し、この予算は具体的に何に使う、どういう研

究に使うということをここで説明するべきであって、聞いて初めて、言われて、余りはっきりしませんが、さっき言われたテーマをどこに流してするというのを、後ほど資料をください。

次に、同じページの一番下のほう、みやざき型集約物流体制確立事業、これはどこでどういう形でやる予定なんですか。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** この事業につきましては、経済連を事業主体として実施するというふうに考えております。経済連のほうで、今後の物流構想、県内の拠点施設に物を集めるといった考え方はございますけれども、さらにそれを一歩進めまして、既存の先進的な集荷施設等が各JAにございますので、そういったところも活用していく。品目別の集約体制も視野に入れながら、今後、集約化とコールドチェーン、大量輸送機関、いわゆるモーダルシフトを進めていくといった考え方でございますので、この事業につきましては、経済連のほうで県内の系統のものを集約化を図るといった形で考えております。

**○外山三博委員** そうしますと、この1,100万というのは何ですか、調査費——補助金じゃないよね。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** 一つには、品目別の拠点集約を図るといったことで、集約化に必要な資材がございまして。コンテナやパレット、こういったものの助成がございまして。それから、それぞれの拠点施設での冷蔵施設、いわゆるコールドチェーンに結びつくもの、こういったところの利用強化・拡充に向けた支援が一つございまして。それから、もう一点は、今回の場合は、初年度ということもございまして、ピーマンを主体に考えてございまして、海

上航路、フェリーを使っていただきたいといったことで、それに対する支援もあわせてやっていくということでございます。

**○外山三博委員** ということは、これから経済連が流通センターをつくっていく。今の話だとピーマン。そういうものをつくるときに、一部の資材に対する補助、プラスこれから施設をつくるわけでしょう、経済連は。

**○加勇田ブランド・流通対策室長** 新たな施設をつくるということではございません。広域集配センター、尾鈴の集荷施設を二大拠点施設という形で考えておりますけれども、すべての農産物をそこに集めることは、現実的になかなか難しいといったことがございます。例えばメロンでしたら、野尻のほうに非破壊選果機も入っておりますので、そういったところを活用していくといった点も一つございまして。そういった主産地の集荷施設も活用した形の品目別集荷施設ということで、新たな施設整備をするといった投資は抑えたいという考え方でございます。

**○外山三博委員** 次、307ページ、適正な農薬使用の推進と産地体制の確立に要する経費ということなんですが、少し具体的に説明をしてもらえませんか。

**○土屋営農支援課長** 農産物安全・安心日本一推進事業ということでございますが、この事業は、農薬の使用者や販売者に対する研修や、安全・安心に対する研修、残留農薬の分析を農業試験場で行ったり、あるいは生産量の少ない農産物、マイナー作物と言いますけれども、これらについては、農薬メーカーが農薬の試験をやりたがらないということもございまして、そういうものについても登録の試験をやるというものでございます。

○外山三博委員 適正な農薬使用の推進というのはわかるんですけど、その後の産地体制の確立ということとどういう結びつきがあるんですか。

○土屋宮農支援課長 やはり安全な農薬の使用ということがございますので、安全・安心を考えた場合に、適正な農薬を使用して農産物をつくるということで、県内そのものを、安全な作物をつくる体制を確立すると、適正な農薬の使用によって生産体制を確立すると。

○外山三博委員 とってつけたようにここに産地体制の確立とあるから、何でこういう表現がここに来るのがちょっと理解できないけど。

○土屋宮農支援課長 一つ大事なことを忘れておりました。系統外の出荷をする農家に対しまして、市場連を通じまして農薬の検査をするという事業でございます。系統出荷につきましては、経済連の検査センターで農薬の残留分析をしますけれども、それ以外の農家につきましては、市場関係の市場連というところが、試験場あたりにサンプルを持ち込みまして残留農薬の分析をするという事業でございます。

○外山三博委員 そのところが肝心なんですね。わかりました。

次に、畜産課の320ページ、地頭鶏の全国トップブランド対策事業というのがありますが、おととしかな、去年かな、委員会で試食会をしましたね。あのときに食べて、確かにまずくはない、おいしいんだけど、飛び抜けて食味やら味がいいというふうに私、感じなかったし、今、その物産館に行ってみると、地頭鶏はちょっと値段が高いんですね、地頭鶏じゃない焼き鳥がいっぱいあって、味つけの関係かもわからんけど、地頭鶏よりもうまいのが結構あるんです。県で開発した地頭鶏が果たして最高

なのか。これはこのままいくんですか、それともまだ品種改良していく予定はあるんですか。

○山本畜産課長 みやざき地頭鶏については、畜産試験場の川南支場のほうである程度品種の固定をいたしまして、維持を今図っているような状況にありますので、新たな血を入れていくということについても、試験的にはやっていく必要があるというふうに思っておりますが、品種としては、3種類をかけ合わせたという形で固定はいたしております。味につきましては、私どもは、ほどよいかたさととジューシーなおいしさがあるということで自信は持っておりますけれども、全国のいろんな名だたる地鶏にも決してひけはとらないというふうに思っております。

○外山三博委員 これは個人差があるでしょう。私はそっちを気に入って、いまいちだなどいう気がするし、今、課長が言われたように、これはこれで固定していかれるのもいいんでしょうが、ただ、この味だと、ほかの鶏にかわられていく可能性があるから、別個にやっぱり研究はされたほうがいいと思います。これは要望でとめておきます。

もう一点、当初予算の重点事業説明資料の20ページ、加工処理施設をつくるために、野菜等の産地形成がないことには処理工場ができないので、産地形成をしようという事業ですね。それじゃ、産地形成をしたら、そこに加工工場ができるけど、めどというか、これは当然行政がやるわけじゃないでしょうから、民間ですね。どうなんですか、そこあたりの、産地形成ができれば工場をつくりたいという動きはあるんですか。

○郡司農産園芸課長 この資料の一番上にも国産回帰ということを書いていますけれども、

今、冷凍野菜というのが、通常の今までの外食・中食だけではなくて、家庭調理の中でも非常に重要なアイテムになってきているという中で、これまでは、こういう工場は、ほぼ中国とかから輸入していたものが多かったんですけども、ぎょうぎ事件と書いていますが、そこらあたりから、安全・安心な国産品を使いたいという意向が非常に強くなってきているんです。一つ言われているのが、今御指摘のように、安定的にもらわないと工場は回らないということなので、安定的に供給できる産地があれば、若干値段は国産のほうが高いわけですが、国産品を使いたいという食品業界の方の意見というのは非常に強くなっています。今現在、先駆けは、具体的に言いますと、イシハラフーズさんあたりがやっていたいていたんですが、県内で9ぐらいの事業体が、加工をして県外のいろんなところに納める。生協であるとか、病院給食であるとか、そういうところに納めるというふうな形をやっています。我が県にとっては、畑かんが来て、何をつくるかというのが一つ大きな課題であったんですが、出先がしっかりと値段が決まれば、ある程度規模の大きな経営もできるというようなことで期待をしているところです。

今回、この事業は、新しい農産物加工処理施設を契機にということを書いていますが、補正のときに申しあげました、くみあい食品であるとか、今回の強い農業づくり交付金で予定しています経済連の、新聞にも載りましたが、そういう大きなところにしっかりと安全で安心な農産物を供給していく体制をつくらうということで、ここがうまくいけば、ほかのところからももっと宮崎に来ていただけるのではないかと期待感も、実際にえびので一つそんな

話も来ています。しっかりした産地体制ができれば、都会で加工するよりも、賃金の問題、廃棄物の問題等々考えると非常に有利な面もありますし、私どもとしては、余計なものまで都会に送らなくて、遠隔主産地として加工していった利益を得られるというメリットがあるので、今後しっかりと取り組んでいきたいというふうなことであります。

**○外山三博委員** 私もこの事業は非常に評価しているんです。宮崎県の農業で一番足りないのが加工工場だったんですね。この前、給食会に委員会で行きまして、あそこでも、加工された農産物じゃないと県産品がなかなか使いづらいと。業務用にしても。だから、こういう工場を早くつくりたいなと思っていたら、ここにぽんと出てきましたから、工場をつくってもらったところが出てきたら、補助を含めたバックアップも視野に入れたPRというか動きをぜひお願いをします。

**○上杉農政企画課長** 先ほど外山委員から御指摘ありました儲かる農水産業の試験研究の事業で、念のため補足を。研究テーマが決まっていないという説明で申しわけございませんでした。具体的に申し上げますと、この事業で今のところ23課題をテーマとして考えております。そのうちの22課題につきまして、既に前身の事業の成果も踏まえまして決まっております。残り1課題につきましては、先ほど説明がつかないままだったんですけども、今後、産業界のほうからのニーズとか突発的な課題とかあれば、こちらの予算の範囲内で対応していくといった形になっております。

**○緒嶋委員** 外山委員も言われましたけれども、農政の今度の予算は、一つの言葉で言えば、連携がキーワードになっておると思うんで

す。今言われたのも農商工連携みたいな形になるわけです。そこでお尋ねしますが、297ページ、みやざき農商工連携ビジネスチャンス発掘事業、165万、たったという用語弊があるかもしれないけど、連携事業というのは、発掘も含めて、農商工連携関係の予算というのは、いろいろなものをすべて連携といえ、みやざきブランドの連携型とかあるわけですが、農商工連携という意味合いからとらえると、予算的にはこれだけですか。どういうふうにとればいいですか。

**○山内連携推進室長** まず、この事業でございますけれども、165万円の事業でございますが、これにつきましては、地域段階で農商工連携の活動等を促進しようという体制づくりが中心になってございます。農商工関係の事業につきましては、先ほどから出ております加工関係とか、営農支援課サイドの加工事業等も入ってございますし、それから、先般の6月補正で、宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル事業ということで、5億円の基金を農業振興公社に積みまして、今後5年間で事業推進を図っていこうというような取り組み、そういったものが中心になってくるということで、基本的に予算の事項立てはあれですけれども、いろんな事業を活用してこういった農商工連携活動を推進していこうというような考え方でございます。

**○緒嶋委員** 基金に積むのはいいんですけど、具体的に22年度の予算としてはどれだけありますか。

**○山内連携推進室長** まず、297ページのところで申し上げますと、私の所管で構造政策推進対策費というのがございます。3番目のみやざき発・業務用農産物生産拡大事業の中に、農業

振興公社のほうに農商工連携の推進の窓口等を整備するという事業等も入ってございます。それから、ちょっと上になりますが、1番のみやざきフロンティア農地再生事業の中に、農商工連携活動等に取り組む法人等の育成支援対策等を織り込んでおります。

**○緒嶋委員** そういうのをわかりやすく、やはりキーワードが連携という中で、農商工連携を進めにかいかんということになっておるけど、これだけ見るとわからんわけです。あんたたちはわかっておっても、我々にもわかるようなものが欲しいと思いますので、そのあたり、農商工連携のために農政水産部として、商工のほうの部ともどもどれぐらいの推進費を計上しておるかというのを整理してみてください。

**○山内連携推進室長** 整理して御説明申し上げたいと思います。

**○緒嶋委員** それと、296ページの地域連携グリーン・ツーリズム、これも連携があるわけですが、特に今からは、農山村のよさというのを都会の人に知ってもらおうというのも、農業振興の理解を得るための一つの手法になるわけです。そういう意味では、このグリーンツーリズムというのは、農村に来ていやされる、景観を見て満足感も得られる、そういうものを含めた場合に、この支援事業というのは私は強化していくべきだと思います。特に、今、五ヶ瀬町の桑野内地区なんか、農家民泊までやって外国との交流まで進めておられるわけです。そういうことを含めたら、これは今後強力に、モデルではなくてもうちょっと積極的に対応すべきだと思いますが、どのように考えておられるかお伺いいたします。

**○山之内地域農業推進課長** まさに委員御指摘のとおりだと思っております。農山漁村のよさ

というのを都市住民の皆さんに知っていただいて、それで農山漁村の活性化につなげようというような事業でございまして、例えば、ことしでございすけれども、地域連携のグリーンツーリズムのビジネスモデル事業ということで、旧北郷町や延岡の北浦、それから川南、そういったところのいろんなグループや協議会が手を挙げて、いろんな取り組みをやっていただいております。予算的には200万という金額でございすけれども、こういう小さな芽を大きく育てていこうと思っております。先週は、グリーンツーリズムをやっていらっしゃる県内の方を集めまして、ネットワーク交流会というのを諸塚で開催いたしました。その中で、元気のいい方もたくさん育ってきていらっしゃると思いますので、そういうのをどんどん広げていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** ぜひそういう姿勢で努力していただきたいと思っております。

次に、担い手育成総合対策事業費ですけれども、これは<sup>⑧</sup>になっておりますが、経営資源継承モデル事業、その下の円滑化事業、これは具体的にどういう形で進められるのか、説明を願いたいと思っております。

**○山之内地域農業推進課長** まず、10ページの担い手経営資源継承総合対策事業でございす。これは先ほども申しましたように、県内に地域担い手協議会が13ございまして、そちらのほうでモデル産地を選定していただいて、具体的に経営資源継承計画というものをつくっていただくわけでございます。先ほど部会のお話を申しましたけれども、部会の会員が何十人かいらっしゃいます。その中で、将来的に自分たちの農地や施設をだれに引き継ぐのかというのをある程度明確にさせていただく。その産地におい

てどのような担い手を育成していくのかをしっかりと位置づけていただくということで、これはどちらかというと、一種の運動的なものと我々は理解しております、それを行政としてバックアップしていきたいと思っております。何しろ経営資源というのは個人的な資産ではありますけれども、自給力の向上という観点からも、社会的な資産でございすので、それを次世代につなげていくような取り組みを支援していきたいと思っております。

それから、もう一つの経営資源継承円滑化事業と申しますのは、一つは、就農相談体制の強化ということで、新規就農者あるいは就農希望者に対していろんな支援をしていきたいと思っております。それについても、産地というのを一つのポイントに置きまして、産地がどういう就農者を希望するのかというのを主体として置きたいと思っております。それから、認定農業者の育成あるいは集落営農の法人化の研修会も、この事業の中で取り組んでいきたいと思っております。

**○緒嶋委員** どちらかというと運動という、漠然とした言葉で言われたんですけど、これはソフト的な意味合いの事業というふうにとっていいんですか。

**○山之内地域農業推進課長** これは基本的にはソフトの事業でございすけれども、先ほども御説明いたしましたように、継承計画に位置づけましたハウス等については、それをJA等が移設なり補修する場合は、リース方式により新規参入者に対して貸し付けるという取り組みも支援していきたいと思っております。

**○緒嶋委員** いずれにしても、言われたように資産、資源であります、優良農地を守り、経

営体を守るということは重要なことでもありますので、今後力を入れていただきたいというふうに思います。

それと、農業科学公園運営事業、これは年間どれくらいあの農業科学公園に、入園というか入場というかどちらの表現がいいのかわかりませんが、どのくらい年間おられるんですか。

○米良農業大学校長 約28万から30万の間で、だんだん減ってきておりまして、現在28万人程度でございます。

○緒嶋委員 あれは指定管理者で運営しておるんですか。管理状況。

○山之内地域農業推進課長 農業大学の農業科学公園につきましては、指定管理者ではございませんで、直営方式ということでやっております。

○緒嶋委員 であれば、この運営費というのは主に人件費ですか、何ですか。

○山之内地域農業推進課長 基本的には、人件費につきましては、295ページの職員の人件費の中の農業大学の35名の内数ということでございますけれども、農業科学公園の管理に要する経費が基本でございます。芝の管理とか、水光熱費とか、そういったものが主な内容でございます。

○緒嶋委員 28万の入園者が多いか少ないかいろいろあると思うんですけど、今後の運営もこのままの形で将来的に運営していかれるつもりなのか。これについてはいろいろ検討されておるのかどうか、そのあたりはどうですか。

○山之内地域農業推進課長 農業科学公園につきましては、いろんな御意見等をいただいております。昨年度、農業大学のあり方検討会を設置いたしまして、その中でいろんな検討をしていただいたんですけども、そこでは、生

産者、消費者の交流を活性化して、農業・農村の理解者を育成する施設として位置づけております。一方では、東児湯地域の皆さんからいろんな御意見もいただいております。東児湯観光ネットワークという商工会議所を中心とした組織・団体があるわけでございますけれども、そちらのほうからも、地域の振興を図る上での拠点施設として関心が寄せられているところでございます。ことしでございますけれども、平成21年度は、初めての試みとして、農業大学と地元の団体との協働で、食のセミナーや農のセミナーという取り組みもやっているところでございます。それから、レストランあるいは物販施設でございます「うまい館」というのがあるんですけども、そちらについては、ことしの2月から、土曜日、日曜日に地元の生産者の方あるいは加工グループの方が、生産物や加工品を販売するスペースとして活用もしていただいているところでございます。そういうような取り組みを少しずつではありますけれども、進めていきまして、地元と一体となって地域の振興のためになる施設として活用していったら、もちろん農業・農村の理解を深める施設でございますので、それが前提でございますけれども、そういうような取り組みをやりたいと思っております。

○緒嶋委員 私が言うのは、あれだけの施設はもったいないというか、もっと活性化した使い方をしなきゃだめじゃないかという思いがありますので、今後とも、近隣の市町村、児湯の皆さん方とも力を合わせて、あれが地域活性化に役に立つような農業公園にならなきゃ、宝の持ち腐れという語弊があるかもしれませんが、そういう感じがしないでもない。そして、28万の入園者の内容がどうなのか。子供の遠足的

なものか、修学旅行の中でちょっと立ち寄ったというぐらいのことか、いろいろあると思うんですけど、地域活性化のために、あれだけの農業公園、本当にもったいないと思うんです。その辺を今後とも検討していただきたいということを要望しておきます。

それから、農家も今、農業がこれだけ低迷し、所得も厳しいわけでありましたが、負債農家というか、宮崎県で厳しい局面を迎えておる農家というのは、指数のとらえ方はいろいろあると思うんですけど、農政水産部としてはどういうふうにそのあたりをとらえておられますか。

**○井上農業改良対策監** 負債農家のとらえ方というのは、確かに大変わかりにくいところもあるかと思いますが、我々が把握しておりますところでは、農家経営支援センター、県と中央会でつくっておりますけれども、そちらで負債農家として指導しておる農家が、平成18年から20年までで、数えられるだけですけれども、170戸ほどおります。その方の負債を見ますと、もともと55億程度負債がありました、その中で指導しまして、それを51億に圧縮したというようなこともしております。

**○緒嶋委員** 55億が4億減って51億になったということは、経営が改善されたというふうに見るべきなんですか。

**○井上農業改良対策監** 確かに、完全に負債農家から立ち上がるというところまでは行っておりませんが、少しでも改善はされたかというふうに見ておるところです。

**○緒嶋委員** 170戸というのは、これは極端に言えば、どうにもならない農家だと思うんです。実際は、言葉が悪いけど、ボーダーラインという失礼ですけど、きわどいというか、それには連帯保証人がおって、連帯保証人までそ

の負債の影響で厳しい状況になるような、例えば、整理したほうが、破産宣告したほうがいいんじゃないかという農家がほとんどだと思うんです。そういうことを考えた場合に、負債整理資金337万5,000円というのは、どの程度このことで負債の解消に役立つんですか。

**○土屋営農支援課長** 負債整理資金でございますけれども、一応融資枠は10億円というふうに計上しております。21年度まで新農業経営サンパワー資金という上乗せ資金がございましたけれども、これも継続をいたしまして、農家経営支援センターや県の畜産会のコンサルを受けるという条件で、利子補給期間5年間で1.5%の利子にするというふうな上乗せをすることで、少しでも経営改善につなげたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 本当にこれは深刻だと思うんです。負債額だけで50何億。1戸当たりによれば3,000万ぐらいの負債がある農家が、何年すれば経営改善になりますか。

**○土屋営農支援課長** 個々の農家によっていろいろ条件が違ふと思いますので、そこはなかなか難しいところでございますけれども、経営の指導といいますのは、先ほど委員がおっしゃいました、どうにもならない農家というのもおりますけれども、我々としては、やはり、どうにもなくなる以前に指導して、それ以上落ちないような対策を打っていききたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** これはJAとの絡みが強いわけなんです。その辺でJAに対する指導もなされておると思うんですけど、個々の農家の営農計画を含めて基本的なものから進めない、この厳しさの中で、農協の場合は、負債がふえたら、証書の書きかえだけでいくわけです。目の前に現金

がなく、あんだのところの負債は1,200万と。これに金利をつけたら翌年は1,300万になりますから、証書をそれに書きかえてくださいというようなことだから、負債に対する実感とか、それが欠落しておるから、改善計画もなかなか思うとおりにいかんのかなという気がするわけですが、実情というのはどういうふうに理解されておりますか。負債農家の実態というのは。金融感覚とかそういうもの。

**○土屋営農支援課長** 普及センターとしても、それぞれの農家に対する負債関係の指導をしておりますけれども、例えば金を借りる場合には、自分のところの経営をもう一回ちゃんと見直して、借りられるところと借りられないところをはっきりさせた上で実行するように指導をしているところでございます。

**○緒嶋委員** 170戸というのは、1JAグループだけでもそれ以上本当はあると思うんです。これはどうにもならない農家の戸数だと。県の段階で、170戸を対応すれば大丈夫というふうに考えておられるわけですか。その実態というのがどうも理解できないんです。

**○土屋営農支援課長** 先ほど対策監が申し上げました170戸という数字でございまして、それだけを指導しておればよいということではもちろんございまして、県と中央会で共同事業でやっております農家支援センターの指導の範囲というのが、キャパシティーがあるものですから、実際にコンサルをやっている数字がその程度になるものでありまして、実際にそれぞれの農協が指導している農家というのは、もちろんもっとたくさんおるわけでございます。確かに農協の金融の指導の体制というものが十分でないというところがございますので、これからは、県とJAグループのほうで一体とな

りまして、もっとそこらあたりを重視しながら支援していきたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** これは、農業所得が上がらない、そのあたりがますますもって、投資はするけど、投資をしたことでかえって負債農家をつくっておるといふ一面もあるわけです。農機具の高価なものを購入して、採算に合うだけの収支がとんとんにいかない。そういう農家ばかりです。農協は農機具を売ればよいという一面もあるわけでしょうけど、農家サイド、農業者サイドでの物の見方とか、経営感覚とか、そういうのを農協にも逆に指導しなきゃ、1ヘクタールぐらいの農家が、230万のトラクターを買い、田植え機を買い、乾燥機を買い、そのほか皆買くと、500万、600万の初期投資が要るわけです。それが10年すれば更新だと。負債が終わったところに新しいのを買い、負債を新たに起こさなきゃいかん、資金を借り入れなきゃいかんと。何のために農業をしているかわからんという経営形態のところが多いわけです。そこを何とかして、機械を共同購入することによってコスト削減を図るとか、そういうようなJAの姿勢に持っていかなければ、私は、農家の人たちが農協によって厳しく搾取されておるような感じがせんでもないんです。実際、私が農業をやっていて、根本的に、農協というのはだれのための農協かと。その原点を忘れた経営をしてもらっては困るし、そのための指導というのは県が当然やるべきじゃないかという気がしますので、ぜひ今後そういう点での努力をしていただきたいと思います。部長、どうか、そのあたりは。

**○伊藤農政水産部長** 私も農村地帯におりまして、その辺の実情はわかっているんですが、先

ほど言いました品目ごとの資源の継承あたりも、部会組織をつくって、農協がきちっとつかんでおくというところが基本になると思うんです。その辺の中で、何人やめていく、じゃ、新たなシステム、地域の営農システムをどうしていくかというところは、農協が基本に今後はやっていかないと、個人ではカバーできないところがいっぱい出てくると思います。正直言います、例えばJA宮崎中央は60名営農指導員がおります。1人もやめさせていません。ところが、一方では、営農指導ではもうからんからということで、技術者、指導員を減らしているJAもかなりあります。農協によってスタンスが物すごく違います。その辺に対しましては、私も常々言っているんですけども、やっぱり営農指導が原点じゃないかと。農協組織というのは、組合員とのつながりの中でそこが原点じゃないかと。そこをきちっとしながら今後の農業展開を、先ほど言いました営農システムの構築を含めて、農協がきちっとやるべきじゃないかということで、我々としてもそういう方向で提案をし、指導もしていきたいと思っています。

**○河野委員** 重点事業説明資料の8ページ、9ページ、中山間地域等直接支払制度、地元の方々が継続ということで喜んでいらっしゃると。3期対策ということで、要件緩和、新設の部分もあって、見直し等もされているんですけど、お聞きしたいんですけど、この交付金は前期と比べて、要件緩和とか新設とかあるということは、交付金については増額なんですか。

**○山之内地域農業推進課長** 中山間地域等の直接支払制度の交付金についてのお尋ねですが、県のほうの予算額で見ますと、平成21年度が5億5,800万、22年度の予算額が5億7,800万

で、2,000万円ほど増額しております。これを集落への交付額ベースに直しますと、平成21年度が7億4,600万、22年度が7億7,300万で、2,700万交付額がふえると我々は見込んでおります。その内容については、要件が緩和されたことによりまして、8割単価から10割単価への移行が半分ぐらいあるかもしれない。あるいは1ヘクタールの要件緩和分というのが、市町村等からお聞きしますと、一定程度見込まれるということで、交付金総額は増加するんじゃないかというふうに考えております。

**○河野委員** 296ページ、それを含めた中山間地域活性化推進費、21年度の予算と比べると4,000万の減になっているんですけど、こちら辺は何か理由が。

**○山之内地域農業推進課長** 21年度は、きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業ということで、7,500万円を予算に上げていたわけでございますけれども、こちらのプロジェクト事業は基金に積み増す事業でございますので、この基金が活用できるということで、22年度は予算に上げていないものですから、その分が減っております。

**○濱砂委員** さっきの緒嶋先生の関連で話をしようかと思ったんですが、ちょっと教えてください。固定化負債は県内でどのくらい。これは中央会から県に上がってきて、報告せにやいかんようになってますね。農政企画課のほうですか。検査されているでしょう。今どのくらいありますか。JAの、一般に農家の貸し付けの固定化負債。

**○上杉農政企画課長** 平成20年度のデータでございますけれども、県内のJAのいわゆる不良債権、リスク管理債権と申しますけれども、その額につきましては、貸し出し総額2,178億円

のうち、リスク管理債権につきましては104億円、パーセントにしますと4.78%になっております。

○濱砂委員 件数で何件ですか。

○上杉農政企画課長 済みません、件数は今持っておりません。

○濱砂委員 説明資料の17ページ、農業経営負担軽減支援資金というので、負債整理資金を貸し出すように今回出てきているんですが、これは償還期間が何年ぐらいで、金額の幅はどのくらいなんですか。貸し付け限度額。

○土屋営農支援課長 最大で15年となっております。営農負債額の額そのままでございます。

○濱砂委員 上限はないんですか。

○土屋営農支援課長 上限はございません。

○濱砂委員 無条件に総額を15年償還に切りかえるということなんですか。信用保証協会を通さんでもいい。

○土屋営農支援課長 これは農業経営管理支援センターとか畜産協会のコンサルテーションを受けるという条件でやっておりますので、経営改善計画が成り立つという条件のもとでございますけれども、このようにするというにしております。

○濱砂委員 不良債権の104億円はこの対象になりますか。

○土屋営農支援課長 先ほどの104億円の中で、農家によってこの対象になるかどうかというのはそれぞれ違うと思います。

○濱砂委員 恐らくならんだろうと思うんです。ずっと続くんですね、先ほどの話のとおりなんですが、それで、農政企画課長、昨年20年度の農家に対する資材の販売高と農家の生産高、生産物の販売高はどうですか。

○上杉農政企画課長 平成20年度におきまして

は、JAの販売品取扱高につきましては1,315億円でございます。

○濱砂委員 資材は。

○上杉農政企画課長 購買品の取扱高になりますけれども、そちらは910億円になります。

○濱砂委員 もう御承知のとおりなんですが、固定化負債がずっと続いて、どうにもならないというようなところはたくさんあるんです。先ほど話があったとおりですけれども、改善に向けて努力をいただきたいと思います。なかなか難しいでしょうけど。

それから、23ページ、中山間果樹産地再構築事業なんですが、実は、東米良のユズ生産組合の総会に行くんです。そのときも話をしたんですが、ことしはユズが異常に豊作で、とれば売れるんです。キロで100円ぐらい平均して加工で売れるんです。反当で3トンぐらい平均でできますから、反当30万の収益という収益なんです。畑作でも30万というと、永年ですから、非常にいい収入なんですが、これがとれないんです。とれないというのが、物すごく急峻なところに植えてあるものですから、30年ぐらい前に植えたときは、非常に元気なころで、いい収入になって固定した収入になっていたんですが、それこそ先ほどの話じゃないけど、これに書いてあるようにすべての人が70歳を超している。そうすると、ようたらんのです。いっぱいとれなくて捨ててある。道路にいっぱい出てきているんです。転げて出てくるんです。そのときも話をしたんですが、道路を抜いて、軽トラがせめて入るぐらいのものができんのかなと。振興局にも話をしたんですけどね。せっかく植えて30年もして産地化ができて上がって、出るんですが、なった実をとれない。非常に効率が悪い。せっかく目の前に現金収入があるのにとれ

ないんです。そういう実態ですから、ぜひひとつ。この図面では示してありますけど、いつごろこういうとれるような状態になるんですか。

**○郡司農産園芸課長** この事業の構築に当たっては、西米良のユズ産地、何度も足を運ばせていただきました。西米良と東米良に行かせてもらいました。クリ産地は、日之影と須木に行って、実際を見せていただきました。実態は、ここに書いてあるとおり、今御指摘のとおりなんですけど、わかっているんですけど、一步が踏み出せない状況だというふうにお聞きしてこの事業を考えました。

ビジョンのところにありますように、ユズについては、今、9割が加工向けになっています。加工向けで100円なんですけど、青果では300円程度はすると聞いていて、個々の対応では難しいんだろうと思っております。そういう意味で、園地を一つの、集落営農と言っているんですけども、農場と見立てた組織経営体のやり方を入れられないかということで、東米良の場合は森林組合さんになりますけれども、西都市の方々ともお話をし、西米良では西米良村ともお話をしながら、一步を踏み出そうということにしております。

青果用園地については、割と条件のいいところに集約して300円とりにいくということなんです。加工向けについては、加工専用で省力低コスト管理をするんですけど、ちぎられないということに対しては、具体的な対策の1の一番下のぽつにありますように、果樹産地再生作業隊——これは場合によってはNPO等々を使いながらも収穫するというのをやってみたいと、構想として持っております。一たん植えた果樹は、やはり山に住んでいるの方々にとっては財産だというふうには考えています。30年の時を

経ているわけですが、これを生かしていくのは我々の知恵と努力ということになるのかなと思って、しっかりやりたいというふうに考えているところです。

**○濱砂委員** ぜひお願いしたいんですが、青果用は、昔の田んぼとか畑の中に植えてあるところもあるんです。いいところもあるんです。ところが、ほとんどは急峻な山の中に植えてありますから、そこにトラックが入るように道路を掘ってもらわなきゃいけませんよ。今は、背中にかごをかついで、それにとったユズを入れているんです。行ったときに元気な人が手伝いに来ていたんです。「どのくらいちぎれますか」と言うと、1本の木に30キロから50キロなるんですが、ことしは多いから50キロぐらいなっていたんですけど、朝からかかって一人で3本うちぎらんとするんです。とげがありますし、大変みたいです。そうすると、50キロとったときに1万5,000円です。人を雇ってとると、とてもじゃないけど採算に合わないという状況ですから、そうなれば、そのユズ園のユズを半分ぐらいに落としてでも、全部軽トラが入れるような状況に道路網をつくっていけば、何とか家族ぐらいでとれるかなという状況なんです。ぜひひとつ早くして、もうおらんようになりません。あと10年したら、本当にもういなくなりますよ。もうみんな死んでしまうというか、年をとっていく。今でさえそういう状況ですから、ぜひ早急に進めていただきたい。よろしく願います。何かありましたら。

**○郡司農産園芸課長** 問題意識は一緒です。70歳を超えた方々が一生懸命やられているという現状であります。園内道についても1,400万の事業費は一応持っていますので、これのできるころはやるし、足りないところは少しお願い

をしながらも、早急に条件整備のほうも一緒にやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。

○緒嶋委員 説明資料の14ページ、鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業、営農支援課、この中で、④のアに追い払い体制整備ということが書いてあるんですが、有害鳥獣を追い払う体制整備というのは、具体的にどういうことをするわけですか。

○小川消費安全企画監 追い払いというのは、鳥獣の防止さくを設置するだけでは対策がもう一つと。なおかつ、集落内には気がつかないようなえさもあるということで、やはり地域ぐるみで、集落に近づかないように、農家、それ以外の方も含めて、近づいたときには気がついた人が集落外に追っ払っていくと。例えば音のなるような爆竹とかそういうもので、集落に近づくと怖いというようなことを学習させていくとか、そういうのを地域ぐるみでやっていくような形を、追い払い体制ということで表現しております。

○緒嶋委員 その体制というのも、それこそ高齢化しておるから、体制をつくる前に、向こうのほうが賢いから、これは猿なんかですけど、イノシシとかは追い払い体制といってもなかなか。シカは山の奥ですが、これは猿を考えたものですか。イノシシも追い払い体制ができるわけですか。

○小川消費安全企画監 おっしゃるとおり、主に猿が追い払い体制の対象になります。

○緒嶋委員 これはそれこそ連携で、環境森林部と力をあわせていかなければならないことですが、それこそ連携を十分やっていただいて被害を少なくする。そのためにはこのようなこと

をやっても、実際はなかなか容易ではないと思うんです。100%被害をなくすことはできんと思うんです。仕方がないと、それこそ被害を受けたほうがこれぐらいはというぐらいになればいいけど、今は壊滅的と。ユズなんかは余り被害がないんですね、猿もユズは酸っぱいから余り喜ばんし、シカもユズには余り近づかないということでありますが、それはそれでいいんですけど、これについては相当頑張ってるだけだかんと、イノシシなんかはどちらかといえば夜行性で、昼よりも夜出るわけです。被害を受ける地域は、これの体制にはみんな苦慮しておるわけでありますので、やはり電気さくを一次的には整備して、環境森林部では180キロとかそれぞれ整備されておりますが、農政のほうでは電気さくはこれの中に入っているんですか。

○小川消費安全企画監 ハード事業につきましては、14ページの④のイの被害防止施設整備支援ということで、侵入防止さくあるいは電気牧さくが可能となっております。

○緒嶋委員 これは環境森林部との連携の中で、パワーアップをするような体制をぜひ整えていただきたいというふうに思います。

○凶師委員 今の緒嶋委員の件と関連して、鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業ですが、これは部局横断で取り組まれる内容なんですけれども、営農支援課が出されている予算6,500万余り、環境森林部等の関連する事業費を足し合わせますと3億を超える、4億近い事業費になります。資料は、環境森林部の資料なんですけれども、農作物の被害額の総額が約2億7,000万というふうに数字が出ております。つまり、被害額を超える予算をつぎ込んでこの鳥獣対策に乗り出していくわけです。もちろん、作物被

害というのは、商業作物以外に、自分のところで食べる分も含めると、この額をはるかに超える額が今被害に遭っているんだろうという推測はできるわけです。ましてや今回の予算に關しましては、この被害対策とは別に、雇用創出というねらいも含まれておりますので、一概に費用対効果云々というのは言うつもりはありませんけれども、環境森林部のほうでは、特にシカの捕獲に關しまして、今、県内で推測頭数が7万8,000ぐらいだったんですが、それを5年間で半減させるという目標等も立ててこれに取り組まれていくようです。これは営農支援課だけに投げかけるわけではありませんが、今後、特命チームをつくられて臨んでいくこの事業に關しまして、先ほど申しました被害作物の被害額を年次的にここまで落としていきたいとか、将来的には中山間地に關しての所得をこの事業の成果によって何割アップしたいというような、大まかな方向性なりでも出ておれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○小川消費安全企画監** 獣種とか作目によってはなかなか決めがたい部分もあるんですけども、この事業の中で、特命チームが中心になって基本的指針の策定をすることにしております。ここで、3年後の被害の軽減目標とか対策をつくるんですけども、その中では、3年後にはおおむね3割は被害額を抑えたいというふうに持っていきたいと考えております。

**○図師委員** それを聞いて少し理解が深まりましたが、多分、作物に關しては、品目ごとの被害額も出ておろうかと思っておりますので、その計画を立てられるときには、地域に応じた、また作物に応じた今後の目標設定なりをされるのではないかと考えております。

それから、もう一点、予算の説明資料の321

ページ、畜産課のところですけども、食肉関係の宮崎県産牛肉流通販売対策事業というのがありますけれども、これは説明の中で、宮崎牛の中のさらなるブランド化を図りたいというような御説明もあったかと思うんですが、具体的にはどのような取り組みになりますでしょうか。

**○山本畜産課長** 先ほどもちょっとお話をいたしましたけれども、宮崎牛は、A4、A5の上位等級、2つの等級のものを言っておるわけございまして、現在、県内の黒毛和牛、ミヤチクに出荷する分でありますけれども、これの5割を占めております。残りの3等級以下のものについては、先ほど鳥飼委員のお話もありましたように、しっかり宮崎県産の牛肉として売っていこうということが大事だろうと思っておりますし、それ以外にも、交雑牛でありますとか、交雑種ですね、F1というふうに申しますけれども、そういった生産をされている方々も県内にいらっしゃいます。そういった宮崎牛以外の牛肉につきましても、今後は、こだわりの県産牛というような形で、粗飼料を100%宮崎県産の牛肉にするとか、今後ふえていくと思っておりますけれども、飼料米を給与した宮崎県産の牛肉でありますとか、オール宮崎産の牛肉であるとか、そういったこだわりを持った牛肉について、ある程度宮崎牛以外の部分ということで、できればブランド化という形でやっていければいいと思っております。交雑牛については、県の乳肥農協というのがございまして、ここで既にハーブを加えましたえさを使って、ハーブ牛ということもブランド化も取り組まれておりますので、そういったものも含めて、宮崎牛を一つの牽引役といたしまして、こういったものもブランド化ということで取り組んでいき

たいと思っております。

それと、どうしても今、サシ志向で、牛肉の脂の部分が健康に余りよくないのではないかという議論等もございますし、また、経営状況も、今、御案内のとおり、配合飼料が高どまりをしている状況では、畜産農家も非常に厳しいというような状況がありますので、今後は、サシ志向以外の部分、赤身に少し特化した部分についても検討していく必要があるだろうというふうに考えております。昨年の8月には市内に研究会を立ち上げまして、今、内部でいろいろ検討いたしております、年度が変わりましたら、できるだけ外部の有識者の方々も含めて、新たな方向性を検討する場を立ち上げていきたいというふうに考えております。以上です。

**○図師委員** 内容をよく理解できました。先ほど鳥飼先生もおっしゃっていましたが、健康志向というところにターゲットを当てて、A4、A5で品質だけではなくて、あらゆる志向にあわせた形のブランドづくりというのは大いに頑張っていたきたいと思います。

それから、同じ事業の中で説明があったんですが、東南アジアへの流通拡大というところも今後図られていかれるんでしょうけれども、心配するのは、行政が全面的に出ていってしまいますと、輸出規制の法的な壁にいずれ大きく当たるのではないかと。米、ナシ、リンゴ以外に関しては、中国とか東南アジアの消費地には表玄関から入りにくいところが出てくるんじゃないかという危惧があるんですが、そのあたりはいかがですか。

**○山本畜産課長** 少なくとも牛肉に関しましては、平成2年から対米、対香港、昨年の10月からは対マカオ輸出も始まっております。そういう中で、行政の関与ということになりますけれど

ども、基本的には、二国間の家畜衛生条件というものが一番大きな障壁と申しますか、課題になっておりますので、この点に関しては国際間の交渉になりますので、そこは国のほうにある程度委ねる分もありますけれども、ただ、例えばミヤチクも、経済連が出資しておりますけれども、昨年の夏場以降、香港にも宮崎牛の指定店を出しておりますし、直近でも、マカオに指定店を出すということで、経済連と一緒にあって、海外への売り込み、特に東南アジアへの売り込みをやっておられます。これは一つに、将来的に中国を見据えた足がかりとしての取り組みであります。行政のかかわりはなかなか難しいところはありますけれども、ただ、輸出にしましては、相手方の信頼性を確保するという観点は非常に重要でありますので、今回、先ほど申しましたように、ミヤチク、経済連、最近頻りに香港、マカオにも行っておりますけれども、私ども職員も一緒になりまして、行政と一緒にいきますと信頼性を持っていただけるということで、そういった面では、これまで3回ほど私どもの職員も行っております。今月も来週、職員を派遣するようにはいたしております。そういう意味では、行政のできる部分として今後とも積極的に協力はしていきたいというふうに考えております。

**○図師委員** 法的な規制緩和に関しては、我々も国のほうへの申し入れ等々さらに力を入れていかなくはいけないと思っておりますが、まずは二国間のパイプを徐々に広げていくという取り組みは大いに期待をしております。

あと、ふと思ったんですが、ページでいうとその一つ上のページですか、牛乳の消費量が減っておると。上海の市場調査等に行ったとき、北海道産の生乳はずらっと並んでいるんで

す。もちろん商社レベルのやりとりなんでしょうけれども、もし今後視野に入ることができるとするならば、県産の生乳なりもセットでといいますか、同じ陳列で売り込みがかけられればなと思いますが、いかがですか。

**○山本畜産課長** 牛乳については、今、委員お話ありましたように、上海あたりで日本国内の牛乳が大分出回っているというふうに認識をいたします。特に、中国国内は、例のメラミンのミルク事件がございまして、中国産の牛乳への信用というものが非常に低下をしているということで、逆に日本の乳業メーカーあたりへの信頼も非常に高いということでもあります。対中国に限って申しますと、ことしの1月1日に中国とは衛生条件が締結をされておりまして、これまでも一応輸出は可能でありました。品目ごとに個別の条件が設定されているものについては、一律の条件で輸出ができた状況がございましたけれども、今回、衛生条件も締結されたということで、門戸そのものは広がっていく方向にございます。全国的には、例えば近隣で言いますと、熊本の県酪連あたりが中国向けに輸出を開始いたしております。県内でも一部そういった動きもございます。やはり牛乳というのは非常に大きな供給素材になる。ただ、水物でありますので、輸送経費とかいろんな課題もございますけれども、そういった面では、私どもも積極的に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

**○図師委員** 上海の市場関係者と話すと、早い者勝ちだと言われるんです。とにかく中国市場はすり込みをしたところが定着してしまうと。チーズにしても牛乳にしても、日本産であれば安心なんですけれども、そこに地名がつく、地方都市名がつく製品に関していえば、日本とい

う名前よりも、さっき言った北海道とか熊本というもののほうが、中国では商品名としてメジャーになっている。そういう意味では、2番手、3番手になりますけれども、大いにそういう形での市場開拓には力を入れていただきたいと思えます。以上です。

**○十屋委員** 資料の18ページの稲作等生産構造改革促進対策事業なんですけど、19ページに示されているとおりに、生産費と農家収入のアンバランスがあるということは説明のとおりだと思いますが、成果目標として、農家の収入の向上、10%アップで10万6,000円、生産費が12万1,000円とあるんですけども、上の10アール当たりの単価と生産費を比較したときに、プラスになっているんですけど、所得補償のメリットを生かせる形態ということで、ここでもまだバランスがとれていないと思うんですけど、どういうふうに理解したらよろしいんですか。

**○郡司農産園芸課長** 本県稲作の状況のところに、全国と宮崎の稲作比較ということで書いてあります。1戸当たりの作付面積は、全国1.2ヘクタールに対して0.5ヘクタールと半分以下です。生産費が13万1,702円ということで、全国平均より1万円程度高いという状況で、農家収入もその程度低いという状況です。本県の場合は、米と園芸・畜産を組み合わせた複合経営が主流なわけです。そういう中で、先ほど緒嶋委員からもありましたけれども、米は、特に戸別に機械をそろえて作付していると。そこで赤字になった分は畜産とか園芸で取り返すという考え方だと思いますが、そういう中で、全国平均に比べて、機械の費用と労働費が非常に高いという状況です。

今回の対策ですけれども、所得補償対策というのは、全国の平均の生産費を全国一律に補償

していくという考え方なんです。そういう意味で言うと、もちろん平均概念の話ですけども、こういうふうに生産費が全国よりも高い我が県においては、幾ら1万5,000円足されたとしても、十分に生産費を補償するということにはならないということになるのではないかと。そういう中で、この対策においては、種々の対策を書いていますけれども、10%農家収入を向上させるということと、規模拡大でコストを低減させていくと。先ほど議論があったようなことなんですけど、個々で対応するのではなくて、集約営農法人を育成するとか、営農集団等の育成等々を図りながらコストを下げている中で、全国平均のところまで引き上げたいということです。そうすると、今回の所得補償制度のメリットを、全国平均になれば一応受けることができるというふうなスキームで論理立てをしているものであります。

**○十屋委員** 論理立てはよくわかりました。今まで、集約営農含めて、法人化も含めてやってきて、まだ行き届いていないというところで、一番上にありますように、宮崎県と全国の作付面積のパーセントの問題でそこまでいっていないと。この3年間の事業をやったときに、3年後にここに行き着くかということ、非常に厳しいものがあるんじゃないかなと。理念と考え方は賛成ですけども、そのあたりで、所得補償ということと、減反というところと、前にも言ったかと思うんですけども、宮崎が本当にこれでうまくいくのかと心配するところと、東北とか大規模なところは、所得補償でやって、減反もあわせてやりながら利潤を上げていくんですけど、宮崎がこれで本当に。心配ばかりなんですよ、稲作に関しては。

要はここにあるように、収穫量を上げたり、

質を上げたり、先ほどブランドの話もありましたが、そのあたりで競争していくような考え方も一方で。小さい田んぼでもブランド力があるようなもの。宮崎としては、規模拡大をやったらさらに投資も要るし、いろんな問題でコスト比較になってくると、どうしても面的に太刀打ちできにくいのかなと思うので、ここにあるように、超早場米とか一時期かなり高いところで売っていましたが、その辺の考え方としては、米のブランド化という方向には考え方としてなっていないというふうに理解していいんですか、宮崎としては。

**○郡司農産園芸課長** 対策を二本柱にしているように、おっしゃるように、高品質でおいしい米づくりというものはしっかり続けていく必要があると思います。同時に、やはりコストも下げていく努力をしないと、成果目標としているところまで行き着かないということです。米の消費というのが、昭和37年が一番高かったと言われていますが、その半分、1年間に60キロを切るという状況の中で、食べる米ということばかりではなくて、我々の主食である米をいろんな方面で使うという意味においては、米粉であるとか、ここに書いてあります焼酎原料用の米等々にもチャレンジする中で、農家の所得をしっかり確保していくという方向で、稲作については考えていきたいというふうに考えているところです。

**○十屋委員** 先ほど最初の説明のときに、収入向上対策の中で契約取引の話が出されたんです。結局、いろんなものもそうなんですけど、価格の安定というところでいくと、どうしてもそのあたりを深めていかなければならない。なおかつ言うと、実家の父も米を作っていますけど、機械代と肥料代と苗代で金にならないとい

う非常に矛盾したところがあって、じゃ、片一方で、機械化できるかという、1枚1枚が狭かったり。もう一つは、土地に対する日本人としての、農地なんか特にそうでしょうが、あぜをつくって隣との境界をつくって、一回一回それぞれに機械を入れていく。そのあたりの頭の切りかえも農家の方々にもしていただいて、できた収量の面積割りですとか、そういう方法もこれからはやっていかないと、一つ一つが小さいので、集落営農とか法人化もわかるんですけど、そのあたりの啓発というかそういうのもぜひ。我々も話をするときには、土地に関する話になると、うちの父たちもかなり怒るんですよ、感情的になって。そのあたりがなかなか難しいところではあるんですけども、そういうものと米のブランドというもの。畜産じゃないけれども。そういうところにもう少し力点を置くべきかなというので、これはあくまでも私の意見ですから、答えは要りませんけれども、そういうことも考えております。

もう一点は、農業大学の来年度の生徒さんの状況はどうなのかというところをお聞かせいただけますか。

**○米良農業大学校長** 22年度の入学生につきましては、今、推薦と1次の一般入試を行ったところでございますけれども、志願者数が91名で合格者が70名。そのうち、今現在、入学を意思表示している学生が63名ということになっております。

**○十屋委員** 平たく言うと、アルバイトはしていいんですよ。学生さんですから、休みの日はアルバイトしていいんですね。

**○米良農業大学校長** 当然、休みあるいは授業が終わった後は、全寮ですから、10時が門限ですけれども、9時ぐらいまではアルバイトでき

るようになっております。

**○十屋委員** なぜアルバイトの話をしたかといいますと、高鍋町は南九大がなくなりますね。そうすると、南九大の学生さんが力仕事、カンショとかそういうところでバイトしていた実態があるんです。もしそこがなくなったときに、高齢化している畑作のいろんなことをやっている方々が、力仕事をする人の確保ができなくなるんじゃないかという心配もあるんです。アルバイトしていいんですねと聞いたのは、夜のアルバイトじゃなくて、昼間の中で自分の経験にも役立つようなところがありますので、もし農家さんとかで困っていて、川南とか高鍋に聞いてもらえばわかると思うんですが、実際そういうバイトで働いている人たちがいるので、もしそういうものがあれば、学生さんたちに余裕があれば、少しでもそういう手伝いもしていただけるとありがたいのかなと。これはあくまでも要望ですので、実態も学校のほうで調べていただいて、そういう力仕事にそれこそ力をかしていただければというふうに思います。以上です。

**○米良農業大学校長** 土曜、日曜は休みでございますので。現に農家のアルバイトに行っている学生もおりますし、要望が来れば、学生で対応する者はおるだろうというふうに思っております。

**○松村副委員長** 十屋さん、ありがとうございます。高鍋のことを心配していただきまして。大学のほうも今、学生さんがしっかり定着しつつありますので、大いに期待しております。

最初に十屋さんから質問のあった新マルキンの件でお伺いしますけれども、肉用牛肥育経営のやつなんです。生産者の積立金の支払いも厳しい経営状況の中で、生産者の積立分に関し

て県が定額を横出しするという形ですけど、これは金額的にはどれぐらいの。

○山本畜産課長 1頭当たりの県の負担額といたしまして、区分が、肉専用種、交雑種、乳用種、本県独自の取り組みでありますけど……。

○松村副委員長 黒毛和牛。

○山本畜産課長 黒毛だけでよろしいですか。黒毛は肉専用種という形で、1,100円を県としては助成するつもりです。あと、ほか4区分ありますけれども、それぞればらばらです。

○松村副委員長 わかりました。あと、同じく豚のほうも定額という形で入っておりますけれども、これもお願いします。

○山本畜産課長 豚のほうは28ページの事業内容のところに書いておりますが、1頭当たり100円ということで、全体で86万頭でございますので、8,600万ということでございます。以上です。

○松村副委員長 わかりました。ありがとうございます。詳しくはまた総括質疑のほうでしていきます。

○鳥飼委員 1点だけ私のほうでお尋ねしたいと思います。303ページに新農業振興推進費というのがあります。まず1点目は、昨年は5,600万、今回1,800万ということですけども、減額の理由をお尋ねします。

○土屋営農支援課長 ちょっとお待ちください。済みません。調べまして後でお答えいたします。

○鳥飼委員 これは、みやざき食の安全・安心確保事業とみやざきモデル食育・地産地消推進事業に分かれておまして、みやざきモデル食育・地産地消推進事業のほうについてお尋ねしたいと思います。事業が、国定額で2分の1、県2分の1、県単ということになっております

が、食育・地産地消推進体制整備事業、食育・地産地消普及定着化事業、学校給食地域食材活用促進事業、簡単で結構なんですけど、御説明をお願いいたします。

○土屋営農支援課長 1番の推進体制整備事業につきましては、みやざき食と農を考える県民会議の活動でございまして、ホームページによる情報発信、民間企業との連携、あるいは市町村がそれぞれ活動しておりますけれども、それに対する支援でございます。2番目の普及定着化事業につきましては、地産地消コンクールを実施いたしましたり、農業体験の学習、大都市における大人の食育講座というものも開催をいたしております。3番目の学校給食でございますが、これは、学校給食に地域の食材を安定的に供給するモデル的な取り組みを行うということでございまして、JAから直接、給食の調理場へ農産物を届ける体制をつくったり、あるいは、直売所から調理場に直接農産物を供給できる体制を構築するという事業でございます。

○鳥飼委員 わかりました。1番は食と農県民会議、2番は地産地消コンクールということで、一般の人を対象にした地産地消についての普及ということ、定着化事業ということだと思います。3番目の学校給食地域食材活用促進事業は、JAから直接学校現場にということで、171万ですから、額的には非常に少ないんですが、食育が叫ばれまして、学校栄養士の方が食育教育もやりなさいということで、今、職種の転換も図られていますし、ほかの県では食育の先生を採用しているところもあるわけです。私が思いますに、この間、外山さんの提唱で学校給食センターに行ってきて、一回食事もさせていただいて、あのときに、綾から持ってきたチルドのカット野菜を使った料理も食べさ

せていただいたんですが、学校の給食の形態もいろいろなっていることはなっているんですけど、学校現場、これは教育委員会だと言われるかもしれませんが、子供たちに対する食育といえますか、食べるものの大切さというものが欠けてきているのではないかとというふうに思います。例えばカレーは、私のうろ覚えでいけば、食用油をさじ1杯ついで、それに豚肉なりのカットしたものをまぜて、ジャガイモを切ったものをまぜる。タマネギをまぜて、水を入れて煮てというようなことをやっていく。そうすると、カレーが何でできているのかというのがわかると思うんです。テレビでやっているのは何かカレーで、近ごろ私もそれでよく食べさせられておるんですけども、そういうふうになっているからこそ、なおさら、子供たちには食材の大切さ、先ほど申し上げた宮崎県の農産物のすばらしさというものを学ばせるということが大事じゃないかという気がいたします。しかし、現場としては、共同調理場方式もありますし、個別の学校方式もあるわけですけども、そこでもう少し生産者側のことを取り入れた教育を学校現場に、このモデル事業をやっておられますので、できないものかどうかということなんです。

具体的に申し上げますと、大きいところではやりにくいかもしれませんが、小さい町、地域でいけば、先ほど言ったようなものがきょうのお昼に出るということにすれば、このタマネギはかわのさんの農家でとれたタマネギですよということを学校で子供たちに教えるといえますか、表示をしておく。そうすると、子供たちも登校途中で、地域の人を知っている場合もありますし、あそこのだれさんがつくったトマトじゃげなということで、食材に物すごく

注目をしていく。それが食育ではないかと私は思っているんです。モデル事業ということでやっておられますので、そういう取り組みができないのかどうかということについてお聞きしたいと思っています。

**○土屋営農支援課長** 今御指摘の案件につきましては、現在も、実際の学校給食の現場で、きょうのタマネギは地元のだれだれさん、この人参はだれだれさんのところでできたものですよということは、校内放送で言ったり、担任の先生が給食を食べながら児童に説明するというのもやっておりますので、できるだけそういうものも広めていきたいというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 教育委員会のほうからもそういう御意見を聞いたりするんですけど、やはり具体的にそれを見ていく。例えば、総合庁舎の南側に保育園があるんですけど、給食の食材を、ガラスケースの外から見てもわかるようなところに並べてあるんです。トマトとかいろいろ野菜を見ると、特に僕らの世代というのはひもじかったというか、食べるものに非常に餓えていた時代だからなおさらなんでしょうけれども、やはりうれしくなると。子供たちがそれを見て、きょうの食材のブロッコリーというのはこんな形をしているんだなということを学ばせるということで、その保育園のやり方はすばらしいですね、ぜひ続けてくださいということでいろいろお話しするものですから、積極的に農政水産部としてもそういう取り組みを、モデルということですから、取り組んでいただきたいということで要望しておきたいと思います。

**○土屋営農支援課長** 今の取り組みは積極的に進めていきたいと思います。

先ほどの、昨年の予算から3,600万ほど減額

されているという案件でございます。これにつきましては、21年度で、延岡で農産物直売所と関連機器の整備をするということで予算化をしていたんですけれども、国の緊急経済対策で新たに創設されました森林整備加速化・林業再生事業というのが出てきまして、地元の延岡のほうで、こちらの森林整備のほうで事業をやったほうが有利であるということで、うちが計画していたものを取り下げたということで減額をしたものでございます。

失礼しました。昨年度はこの事業を上げていたわけなんですけれども、ことしその事業がなくなったという関係で3,600万が減額ということでございます。済みません。

○緒嶋委員 連携事業ですけれども、説明資料の24ページ、バイオマスエネルギー変換施設等整備、今、畜産の排せつ物の処理で、特に大淀川上流なんかは環境に負荷をかけておるということが言われておるわけですが、これを電気エネルギーに変えるということは大変いいことですけれども、具体的にどこでこういうことをされるわけですか。

○山本畜産課長 来年度お願いをいたしておりますのは、1つは、ことしの9月の補正でお願いをいたしました都城市にあります、具体的に言いますと南国興産株式会社、ここが既に平成13年度に発電施設を持っておりますけれども、ここの2基目の予算として、補正で9億2,500万、全体事業は30億円で、2カ年事業ということで、来年度は蒸気タービン、発電施設等の整備ということで、予算額11億5,000万なんですけど、その中の半分、国庫5億7,500万が入っております。

もう一つは、同じく都城市で、鶏ふんの堆肥化施設ということで、これも国庫でありますけ

れども、3億円の事業で1億5,000万が国庫補助ということで、全体事業としては7億2,500万がほとんどを占めておるんですけれども、ハードということで予算措置をさせていただいております。

○緒嶋委員 このことによって、排せつ物の処理がどの程度この発電のために投入というかわられるわけですか。

○山本畜産課長 私ども、平成18年現在で、県内で447万トンほどの家畜排せつ物の排出があるというふうに見込んでおりました、今、豚、肉用牛で若干頭数がふえておる関係もございまして、平成27年を、約30万トンほどふえるというふうに見込んでおりました、そのうちの半分の約15万トン程度、これは水分調整等いたしますので、量は減りますけれども、1日300トンを焼却するというので、これまでの鶏ふんに加えまして、牛ふん、豚ふん、こういったものも燃やすということで、先ほど言いました30万トンが水分を調整いたしますと約20万トンになりますので、20万トンのうちの半分の10万トンをこの焼却施設で焼却をして、蒸気あるいは電気に変えるということでございます。

○緒嶋委員 具体的に牛なんかの排せつ物をどういう。これは金は生産農家は出さなくていいんですか。どうなっているんですか、畜産農家のコストというか、収集とか含めて。

○山本畜産課長 2基目については、具体的な料金とかそういったものは設定しておりませんが、1基目につきましては、養鶏農家、ブロイラー農家が主体でありますけれども、トン当たり1,000円とか、それぐらいの負担をさせていただいて、燃料という形で購入をするということにいたしております。

○緒嶋委員 それは生産農家のほうが負担する

わけですか。どちらが負担するわけですか。

○山本畜産課長 生産農家が負担するということでございます。

○緒嶋委員 焼却した残りのスラグというか、それは圃場に転換できるわけですか。そこあたりのリサイクル的なものは。

○山本畜産課長 原料の10分の1が焼却灰になっておりまして、その中に含まれております燐とかカリ、こういったものが、今は特に海外から入ってくるのが難しくなって価格も高騰しているということがございまして、肥料の原料として有効に活用されているということです。

○外山衛委員長 では、以上で、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課、農産園芸課、畜産課の審査を終了いたします。

明日午前10時再開。休憩いたします。お疲れさまでした。

午後3時25分散会

平成22年3月11日（木曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	松村	悟郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		外山	三博
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		濱砂	守
委員		囃師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	伊藤	孝利
農政水産部次長 （総括）	緒方	哲
農政水産部次長 （農政担当）	原川	忠典
農政水産部次長 （水産担当）	関屋	朝裕
農政企画課長	上杉	和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田	誠
地域農業推進課長	山之内	稔
連携推進室長	山内	年
営農支援課長	土屋	秀二
農業改良対策監	井上	裕一
消費安全企画監	小川	雅行
農産園芸課長	郡司	行敏
畜産課長	山本	慎一郎
家畜防疫対策監	児玉	州男

部参事兼 農村計画課長	矢方	道雄
国営事業対策監	三好	亨二
農村整備課長	西	重好
工事検査監	溝口	博敏
水産政策課長	鹿田	敏嗣
漁業調整監	成原	淳一
漁港漁場整備課長	山田	卓郎
漁港整備対策監	坂元	政嗣
総合農業試験場長	村田	壽夫
県立農業大学校長	米良	弥
畜産試験場長	荒武	正則
水産試験場長	那須	司

事務局職員出席者

議事課主査	本田	成延
政策調査課主査	坂下	誠一郎

○外山衛委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

これより、農村計画課、農村整備課、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を行います。農村計画課から順次説明を求めます。なお、委員の質疑は、4課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○土屋営農支援課長 3月の10日から11日にかけての県内各地の低温等の状況について簡単に御説明をさせていただきます。

本日の県内各地の最低気温は、県北山間地及び県南・県西地区で氷点下に下がっております。一番下がっておりますのは、五ヶ瀬町の鞍岡でマイナス3.8度、えびの市の加久藤でマイナス2.3度、都城でマイナス2.4度、高千穂でマイナス1.1度、西都でマイナス1.2度、宮崎でマイナス0.5度というような状況でございます。

これに関連いたしまして、農作物で被害が予想されるんですけれども、まず、お茶ですけれども、一番茶が萌芽期になっておりますが、これによって新芽の低温被害が予想されます。それから、たばこが定植期になっておりますけれども、強風と低温の被害。それから、都城を中心にバレイショが植えてございますけれども、萌芽した芽の低温被害が予想されますが、具体的な被害につきましては、現在、普及センターを中心に調査に回っておりますので、詳細が判明次第、御報告をさせていただきたいと思いません。

それから、宮崎市のキュウリのハウス、高千穂のキンカンのハウスのビニールの一部が強風ではがれたという報告も受けております。

簡単ですが、以上でございます。

**○矢方農村計画課長** 農村計画課でございます。よろしく願いいたします。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の325ページをお開きください。農村計画課の当初予算額は、52億1,831万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

資料の327ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）公共工物品質確保強化対策費でございますが、1,197万7,000円をお願いしております。これは、公共工事の品質を確保するため、施工体制監視チームによる施工現場の重点点検を実施し、適切な現場指導を行うことにより、発注者及び受注者双方のさらなる技術力の向上と適正な品質の確保を図るものであります。

次に、下段の（事項）公共農村総合整備対策費でございますが、1億7,196万4,000円をお願

いしております。これは、農業生産基盤と農村環境基盤を計画的かつ総合的に整備するための計画策定や、農業の一層の発展を図るため、総合的に整備された国営造成施設等を適正に管理するものであります。まず、1の農村振興整備計画費につきましては、県営中山間地域総合整備事業を実施するための実施計画を策定するものであります。次に、2の国営造成施設管理体制整備促進事業につきましては、土地改良区が管理する国が造成した施設の管理体制の強化と、国で造成された農業ダム等の施設操作体制の整備を図るものであります。3の基幹水利施設管理事業につきましては、市町村が管理するダムなどの大規模な国営造成施設に対しまして、農業用水の安定供給や農村地域の防災、環境保全等の機能強化を支援する事業でございます。

次の328ページでございます。中ほどの（事項）国土調査費でございますが、7億8,430万円をお願いしております。これは、土地に関する最も基本的な調査である地籍事業を実施することにより、土地所有に関する権利の保全や明確化を図るものでございます。

次に、（事項）土地改良計画調査費でございますが、6,407万6,000円をお願いしております。これは、土地改良事業に関連する各種調査や事業計画策定に関する事業でございます。まず、2の県営ほ場整備等計画費につきましては、県営土地改良事業の計画を策定する市町村へ助成する事業でございます。次に、10の農業用水の自然エネルギー利活用促進事業でございますが、これは、農業用水の自然エネルギーとしての利活用を促進するため、マイクロ水力発電のタイプ別の課題検討や技術的手引き等を作成し、農業用水路の管理者である土地改良区等

への情報提供や啓発普及を行うものでございます。その下の11、新規事業、畑かん用水有効活用推進事業につきましては、後ほど、別冊の「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明いたします。

次に、329ページでございます。（事項）大規模土地改良計画調査費でございますが、1,748万円をお願いしております。これは、大規模土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地域農家への畑かん営農の啓発推進を行うものでございます。

次に、（事項）土地改良事業負担金でございますが、34億606万8,000円をお願いしております。1の国営土地改良事業負担金につきましては、大淀川左岸地区ほか6地区の国営土地改良事業に係る県及び地元の負担金であります。2の緑資源機構事業負担金につきましては、都城区域の緑資源機構営事業に係る県及び地元の負担金であります。

次に、（事項）農地調整費でございますが、586万円をお願いしております。これは、農地の売買や賃貸借などその権利移動に係る利用関係の調整を行うことにより、優良農地の確保等を図るものでございます。

次に、（事項）農業経営基盤強化事務費でございますが、677万2,000円をお願いしております。これは、自作農財産の管理処分及びこれに伴う債権の管理、徴収事務等を行うものでございます。

次に、主な新規・重点事業を御説明いたします。お手元の「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の32ページをお開きください。畑かん用水有効活用推進事業についてでございます。

昨年、畑地かんがい用水の畜産への利用につ

いて、構造改革特区の提案を行い、関係省庁と協議の結果、現行制度の枠組みの中で利用が認められたことから、当事業では、畑地かんがい用水の畜産への利用に向けた取り組みを行うことで、厳しい環境にある畜産経営の安定や、国営関連事業地区の合意形成を図ることといたしております。

事業の内容は、要望量調査から水利権の申請までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成や、利用者が行う手続に必要な経費に支援をいたします。予算額は530万円で、事業期間は平成22年度から26年度を予定いたしております。

農村計画課の当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第24号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。農村計画課からは、農地法による事務及び農業振興地域の整備に関する法律による事務について御説明をいたします。資料につきましては、お手元の環境農林水産常任委員会資料の12ページから15ページとなっております。

まず、12ページをお開きください。農地法でございます。（1）の改正の理由と（2）の改正の概要につきまして、あわせて御説明をいたします。

今回の条例改正の内容は、昨年12月に施行された改正農地法による事務のうち、新たに設けられた知事の権限に属する事務を宮崎市に権限移譲するためのものであります。全部で9事務あります。具体的には、下段の新旧対照表において下線で示すように改正するものであります。

移譲する事務の主な内容ですが、（2）は、農地法第3条の許可の例外で新設された権限

で、例えば農地の貸借の場合に限って、一定の条件を満たす場合には、農業生産法人でない法人であっても農地を借りることが可能となりました。この場合の許可の権限であります。

(3) から (6) につきましては、今、御説明いたしました (2) の許可に関連する一連の事務で、許可に当たっての市町村長への通知や、条件の付加及び報告の受理の権限、利用状況についての勧告、許可の取り消しについての権限に関するものでございます。

次に、13ページをお開きください。(9) と (13) につきましては、国が行う学校、病院、社会福祉施設等の建設に伴う公共転用についての事前協議制度に関するものであります。これは、公共転用をきっかけとして、無秩序な農地転用が広がることを防止する趣旨で今回導入されたものであります。(10) と (14) につきましては、これらの公共転用の許可について、県農業会議にあらかじめ諮問を求める権限であります。なお、今回の追加により、現在の別表に記載されている事務の事項番号に繰り下がりが生じますことから、それもあわせて改正をお願いいたしております。

また、(3) の施行期日でございますが、平成22年4月1日であります。

次に、15ページをお開きください。農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法による事務についてでございます。農振法による事務では、現在、農用地域内における開発行為の許可などを権限移譲いたしております。

(1) の改正の理由といたしましては、昨年12月に施行された改正農振法による事務のうち、新たに設けられた知事の権限に属する事務を、宮崎市に権限移譲するためのものであります。

次に、(2) の改正の概要であります。下段の新旧対照表において下線の示すとおり改正するものであります。2つの事務の具体的な内容といたしましては、1つ目、(3) の国、地方公共団体が学校、病院、社会福祉施設等の設置を行おうとする場合の協議に関する事、2つ目、(2) のこの協議を成立させようとする場合の県農業会議の意見の聴取に関する事でございます。

なお、(3) の施行期日につきましては、平成22年4月1日でございます。

農村計画課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西農村整備課長 農村整備課でございます。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の331ページをお開きください。農村整備課の当初予算額は、一般会計で117億8,448万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について説明いたします。

333ページをお開きください。中ほどの(事項) 公共農村総合整備対策費であります。これは、農村地域での農業生産基盤や農村環境基盤を総合的に整備するもので、3億7,500万4,000円をお願いしております。1番の農村振興総合整備事業では、宮崎市の佐土原地区ほか1地区を、3番目の中山間地域総合整備事業では、都城市の高崎地区ほか3地区で実施を予定しております。

334ページをお開きください。上から2番目の(事項) 農地集団化事業促進費であります。これは、農用地の集団化や土地改良財産の譲与を促進するもので、2億4,035万3,000円をお願いしております。3番目の県営土地改良事業換地清算金では、圃場整備事業の実施によりまし

て生じた不均衡や不平等を補完するため、土地改良法の定めにとり、金銭の支払いや収受を行うものであります。なお、本年度の換地区面積が、平成21年度の534ヘクタールから262ヘクタールへと半分以下に減少しましたことなどから、平成21年度の当初予算から約8億5,800万円余りを減額しておるところでございます。

次の（事項）県単土地改良事業費であります。小規模な団地の土地基盤などを整備するもので、5億2,742万8,000円をお願いしております。335ページをごらんください。1番目の県単土地改良事業では、国庫補助の対象とならない農地や農業用施設などの整備を行うものであります。3番目の改善事業、みんなでつくるいきいきふるさと事業におきましては、生活環境の改善や農村の持つ多面的機能などの保全によりまして、農村地域の活性化を図るものであります。5番目の農地・水・環境保全向上対策事業では、農地や農業用水路などの適切な保全と農村環境の向上を図るため、地域住民が一体となって取り組む活動に対して支援するものでございます。

次に、（事項）公共土地改良事業費であります。用水路や排水路の新設・改修及び圃場整備などを行うもので、42億3,486万5,000円をお願いしております。3番目の県営畑地帯総合整備事業につきましては、後ほど別冊資料で説明いたします。4番目の県営経営体育成基盤整備事業では、えびの市中央耕地地区ほか16地区での実施を予定しております。

次の（事項）公共農道整備事業費であります。農業経営の近代化及び農村環境の改善を図るために、農道の新設・改修を行うもので、15億1,915万1,000円をお願いしております。1番目の県営広域営農団地農道整備事業では、1枚

めくっていただきまして、336ページの一番上になりますけれども、門川町沿海北部5期地区ほか1地区で、また、2番目の県営基幹農道整備事業では、小林市の三の宮八所3期地区ほか6地区で実施を予定しております。御案内のように、去年の事業仕分けにおきまして、農道整備事業につきましては廃止とされておりましたが、継続路線につきましては、新たに創設をされます農山漁村地域整備交付金の中で対応できるよう措置をされましたので、引き続き整備促進に努めたいと考えております。

次に、（事項）公共農地防災事業費であります。農地や農業用施設の崩壊、侵食の発生を未然に防止するため、排水路やため池等の整備を行うもので、10億5,301万2,000円をお願いしております。1番の県営シラス対策事業では、串間市の第3秋山地区ほか1地区で、5番目の県営ため池等整備事業では、宮崎市の細江北ノ迫地区ほか14地区での事業実施を予定しております。

次に、337ページをごらんください。一番下の（事項）耕地災害復旧費であります。これは、農地や農業用施設の災害復旧事業費として29億5,909万1,000円、昨年と同額をお願いしております。なお、国の平成22年度の農林水産業公共予算が対前年度比65%と大幅に削減される中で、課の補助公共予算は対前年比69%の約72億円を計上させていただきました。この公共事業予算につきましては、先般の補正でお願いしましたきめ細かな臨時交付金の活用による県単公共事業約6億円余や、国の補助事業の追加割り当て10億5,000万円余により、前倒して実施できるものは取り組んでいくこととしております。この結果、当初予算と2月補正予算を合わせますと、課の予算は、対前年度比85.2%

の約134億円余を計上しているところでございます。

続きまして、平成22年度の新規・重点事業につきまして御説明いたします。「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の34ページをお開きください。県営畑地帯総合整備事業についてであります。

この事業につきましては、右側の35ページにありますように、農業生産基盤整備の中で、ⅠからⅢの農業用排水施設、農道、区画整理の事業のいずれかの事業を行い、これらの事業と、Ⅳの農地保全や、下のほうの生産集落環境整備の中の事業を総合的に実施するものでございます。

34ページの1の事業の目的にありますように、畑地帯において、担い手の育成強化を図りますとともに、多様な営農形態に対応するための生産基盤及び集落環境などの整備を総合的に実施するものでございます。

2の事業の概要にありますように、予算額は19億8,335万4,000円で、平成22年度につきましては、一番下のほうに書いておりますように、宮崎市七野・八重地区ほか25地区での実施を予定しております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。別冊の環境農林水産常任会資料の9ページをお開きください。下から2番目の農村整備課の欄の土地改良負担金償還平準化事業であります。土地改良区が借り入れる農業基盤整備資金の償還を後年度に繰り延べる際に発生する利子について県が助成するもので、限度額として29万2,000円をお願いしております。

次に、10ページをごらんください。議案第20号「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由につきましては、県営土地改良事業の事業改編などに伴うものでございます。

2の改正の概要にありますように、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業を新たに実施することに伴いまして、下の新旧対照表のように、改正後の欄の第2条第1項第8号に、事業名と負担率100分の20を追加するものであります。また、国の事業再編に伴いまして、農地集積加速化基盤整備事業が経営体育成基盤整備事業に統合されたことによりまして、下の新旧対照表のように、改正前の第2条第1項第8号から削除をするものであります。

施行期日につきましては、3番目にありますように、平成22年4月1日からでございます。

最後に、22ページをお開きください。議案第31号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

農村整備課の表の中にお示しをしておりますように、かんがい排水事業からシラス対策事業までの14の事業につきまして、それぞれ右側に記載をしております市町村負担金を予定しております。あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得ておりますが、土地改良法第91条第6項などの規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

農村整備課からは以上であります。

**○鹿田水産政策課長** 水産政策課でございます。

まず、歳出予算説明資料の339ページをお開きください。水産政策課の当初予算額ですが、一般会計で16億8,246万3,000円、特別会計で2億211万2,000円、合わせまして18億8,457万5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたしま

す。なお、新規事業、改善事業につきましては、後ほど別の資料でまとめて御説明いたします。

初めに、341ページをお開きください。一番下になりますけれども、（事項）水産金融対策費の説明欄1の漁業近代化資金利子補給金1億560万円でございます。この事業は、漁船の建造や改装、機器類の取得等を促進するための漁業近代化資金貸し付けに対します利子補給金となっております。

次に、342ページをお開きください。一番下の（事項）水産物流通加工対策費の説明欄3の「みやざきの魚」販売力強化・情報発信事業934万4,000円についてでございます。この事業は、本県水産物の付加価値向上と販路拡大を図るために、ブランド認証品等の効率的な販売方法の検討及び効果的な情報発信への取り組みを支援するものでございます。

次に、343ページをごらんください。上から2段目の（事項）地域漁業経営改革対策費の説明欄1の地域漁業経営改革対策事業1,403万9,000円についてでございます。この事業は、漁協や意欲のある担い手グループなどの連携によります新たな操業、生産体制の導入による収益性の向上や、経営の規模拡大等の取り組みを支援するものでございます。

次に、344ページをお開きください。上段の（事項）漁業取締監督費の説明欄3の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金2億5,000万円でございます。この事業は、財団法人宮崎県内水面振興センターに運転資金としまして無利子の短期融資を行うものでございます。

次に、一番下の（事項）水産業試験費1億3,843万2,000円についてでございます。こ

らは、水産試験場の本場及び小林分場の試験研究に要する経費でございます。水産資源の持続的利用や消費者ニーズに合った安全・安心な水産物を供給するための技術、資源の効率的な利用技術、種苗生産技術、藻場造成技術などの課題に取り組むこととしております。

それでは、346ページをお開きください。沿岸漁業改善資金特別会計2億211万2,000円についてでございます。この特別会計につきましては、議案の第11号としまして提出させていただいておりますが、このページであわせて説明させていただきます。

この資金は、沿岸漁業従事者などに対しまして、レーダーですとか魚群探知機などの機器類の取得等の資金を無利子で貸し付けるというものでございます。

次に、新規・改善事業について御説明させていただきます。お手元の主な重点事業等説明資料の36ページをお開きください。

まず、かつお一本釣り漁場予測システム実用化事業について御説明いたします。

1の事業の目的でございますが、本県の基幹漁業でありますかつお一本釣り漁業を取り巻く環境は非常に厳しいということを踏まえまして、平成18年度から水産試験場が開発を進めております漁場予測システムの実用化を促進し、効率的な操業体制の確立による収益の確保を図るというものでございます。

次に、事業の概要ですが、右側のフロー図のほうをごらんください。中段の右側になりますけれども、この漁場予測システムですけれども、漁船に搭載したパソコンを使いまして、過去の漁獲データ、水温、塩分濃度などの情報と、実際に操業する際に洋上で衛星通信により入手します海洋条件の予報データを組み合わせ

まして、漁場を予測するというものでございます。

このシステムの実用化によりまして、右下の図にありますように、より効率的に操業することが可能となり、漁場探索に要する時間の短縮による燃油消費の削減、また操業日数が短縮されますので、魚の鮮度がよくなるということで価格向上が期待できるということを考えております。

図の左側の事業の内容ですけれども、事業期間は3年間としております。なお、予算額ですけれども、742万円をお願いしているところでございます。

次のページをお開きください。みやざきの漁業を担う人づくり支援事業について御説明いたします。

1の事業の目的でございますが、この事業では、漁業への就業希望情報と漁業現場の求人情報の集約化及び両者のマッチング機能の強化を行うとともに、ニーズに対応した研修の実施などにより、本県漁業の担い手を育成したいというものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は497万4,000円、事業期間は3年間をお願いしております。

今回の改善点でございますけれども、右側のフロー図をごらんください。中段の網かけ部分の左側でございますけれども、今回、漁業に關します研修、就業、求人の問い合わせ窓口を一本化するということで、県漁連の宮崎県漁業就業者確保育成センターに新たに専任ポストを配置するというのを考えております。また、その右側になりますけれども、新たに長期実践研修という研修を設け、就業者研修を充実させたいと考えております。次に、下段の左側になりますけれども、地域の指導的役割を担っていた

だく漁業士、女性指導士の自主的な活動を促すために、研修活動等への支援を行うこととしております。これらの改善によりまして、漁業研修のあっせん及び人材の掘り起こし、また、就業希望者の受け入れ先となる経営体とのマッチングなどの機能を強化しまして、漁業就業者の確保と定着に努めたいと考えております。

次のページをお開きください。うなぎ稚魚流通等監視強化対策事業について御説明いたします。

1の事業の目的でございます。上から4行目あたりになりますけれども、一部の河川において、組織的な密漁や不正流通が依然として存在する実態がございます。このため、内水面振興センターの機能を活用しまして、河川の密漁監視活動と各流通段階におきますウナギ稚魚の取引の監視を強化することによりまして、一層の養鰻業の振興と内水面秩序の安定を図るということを目的としております。

予算額ですけれども、7,648万8,000円をお願いしております。事業期間は26年度までの5年間をお願いしております。

続きまして、右ページのフロー図の右側をごらんください。事業の内容を記載しておりますけれども、県の補助的業務を内水面振興センターに委託しまして、ウナギ稚魚の効果的な密漁対策、不正流通対策を実施することとしております。まず、①の密漁監視強化対策事業ですが、大淀川、一ツ瀬川の常駐監視に加えまして、新たに密漁横行河川の重点的監視を実施しますとともに、秩序安定河川についても密漁の拡散を防止するという観点から、定期的な巡回監視を実施いたします。また、②の流通監視強化対策事業では、県条例に基づきます帳簿等の調査に加えまして、稚魚の池入れに至るまでの

各流通段階での監視の強化とともに、県外産の稚魚の流通監視を実施するということしております。③のうなぎ稚魚流通等対策指導事業ですが、内水面振興センターが実施します密漁・不正流通監視業務の立案、進捗管理等に要する経費に対し、補助することとしております。

最後に、債務負担行為につきまして御説明いたします。お手元の常任委員会資料の9ページをお開きください。9ページ一番下の枠が水産政策課になりますが、平成22年度の漁業近代化資金利子補給及び漁業経営維持安定資金利子補給について、期間及びその限度額を設定させていただきます。

水産政策課は以上です。

**○山田漁港漁場整備課長** 漁港漁場整備課でございます。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の347ページをお開きください。漁港漁場整備課の平成22年度の当初予算は、一般会計で34億9,926万8,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

349ページをお開きください。下から2番目の(事項)漁場保全対策費の453万9,000円でございます。これは、漁場環境の保全や養殖魚の安全対策を図るほか、3の改善事業であります漁場環境監視強化対策事業では、漁場改善計画を実践する養殖漁場の漁場環境評価を実施するとともに、突発的に発生する赤潮に対しては、漁業者等による迅速な調査の実践及び情報伝達体制の強化支援により、発生時の被害軽減を図るものでございます。

次に、350ページをお開きください。上から2番目の(事項)栽培漁業定着化促進事業費の1億169万4,000円でございます。これは、つく

り育て管理する漁業を推進するため、宮崎県水産振興協会等において、カワハギの量産化技術の開発や、カサゴ種苗の生産・放流を実施するほか、3の改善事業であります宮崎県沿岸資源育成強化事業で、マダイやヒラメについても種苗生産・放流を実施するもので、後ほど別冊の「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)種子島周辺漁業対策事業の2億5,090万円でございます。次の351ページをごらんください。これは、ロケット打ち上げ実験に伴う影響緩和のための漁業用施設整備に対して助成するもので、平成22年度は日南地区の漁船漁具保全施設整備などを予定しております。

次に、下から2番目の(事項)沿岸漁場整備開発調査事業費の401万円でございます。これは、漁場の開発整備のための事前調査等を実施するもので、1の新規事業でありますマグロ養殖種苗供給基地実証事業で、沿岸漁業振興のために、今後高収益が見込めるマグロ種苗の採捕漁業に着目し、日向灘海域で実証することにより、新たな高収益漁業の構築を図るものであります。

次に、一番下の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費でございますが、これも後ほど別冊資料で御説明いたします。

次に、352ページをお開きください。下から2番目の(事項)県単漁港維持管理費の1億2,283万3,000円でございます。これは、漁港区域内施設の維持補修や航路・泊地のしゅんせつを行い、漁港施設の機能回復を図るものでございます。

次に、353ページをごらんください。上から2番目の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費

でございますが、これも後ほど別冊資料で御説明いたします。

次に、354ページをお開きください。一番下の（事項）漁港災害復旧事業費の1億7,422万8,000円と、次のページの（事項）水産施設災害復旧事業費の6,859万4,000円でございます。これらは、台風等で災害が発生した際の調査費や復旧工事費に要する経費をそれぞれ計上させていただいております。

歳出予算説明資料の説明は以上でございます。

続きまして、平成22年度新規・重点事業について御説明いたします。

別冊の「平成22年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の42ページ、43ページをお開きください。43ページの資料で御説明いたします。

これまで、沿岸資源の維持増大を図る取り組みとして、沿岸主要資源であるマダイ、ヒラメ等を種苗生産し、放流することにより、安定した漁獲を目指してまいりました。また、沿岸資源の産卵・育成の場であります藻場を保全するため、食害生物の駆除や母藻展開技術等の開発に努めてまいりました。しかし、より効果的な主要資源の維持増大を図るためには、漁業者ニーズに対応した放流対象種の選定と集約化が必要であり、また、効率的な放流効果の把握が求められております。また、藻場、干潟等の機能保全は、沿岸生態系の維持に不可欠であり、その保全活動を漁業者等によるボランティアに依存してまいりましたけれども、それらの保全活動を継続するためには、活動を実践する漁業者負担を軽減させることが求められております。

そこで、今回の改善事業では、沿岸資源育成強化事業として、漁業者ニーズの強いヒラメに

重点を置いた種苗放流に努めるとともに、簡易モニタリングによる放流効果の効率的な把握に努めます。また、環境生態系保全活動を維持するために、国の支援制度を活用し、県内で藻場等の保全活動に取り組む組織を支援することとしております。

なお、予算額等につきましては、左の42ページの2の事業概要に示しておりますとおり、予算額を2,007万4,000円、事業期間は、平成22年度からの5年間で予定しております。

次のページをお開きください。水産基盤（漁港・漁場）整備事業でございます。45ページで御説明いたします。

左の漁港整備事業ですが、本事業では、以下に示します4つの体系により整備に努めてまいります。1つ目の安全と機能性の高い漁港整備では、漁業者の財産保全、港内の静穏度、航路の安全性確保などのために、防波堤や岸壁等の整備を行うほか、既存施設の長寿命化では、老朽化施設の更新コスト平準化や縮減を図るために、漁港施設の機能保全計画策定を行います。また、働きやすい漁港づくりでは、高齢漁業者や女性漁業従事者の作業負担軽減のために防風さく等の整備を行うとともに、快適な漁村生活環境の創出では、住みよい生活基盤の形成のために、緑地広場や休息所等の整備を行います。

次に、右の漁場整備事業ですが、1つ目の効率的な漁場の整備では、安定的な漁獲や燃油等のコスト削減を図るため、高層魚礁や浮き魚礁を用いた漁場整備を行うほか、基礎生産力の向上のための漁場整備では、えさ環境の向上や資源の増大を図るため、マウンド型魚礁による増殖場整備を行うこととしております。

これらの事業を実施することによりまして、豊かな資源の確保や快適な漁村の創造に努めて

まいります。具体的には、前に戻りまして44ページの2の(4)の事業内容にありますように、①の広域水産物供給基盤整備事業では、広域的に水産物の生産及び流通の拠点整備を図るための漁港・漁場施設の整備を行うこととしております。また、②の水産物供給基盤機能保全事業では、老朽化により更新が必要となった漁港施設の長寿命化を図るための機能保全計画を策定することとしております。そのほか、以下に示しております③から⑥の4つの事業によりまして、漁港施設や生活環境施設等の整備を行うこととしております。

なお、平成22年度の予算額は、2の(1)に示しておりますとおり、これらの6つの事業を合わせて22億9,729万6,000円をお願いしております。

次に、議案第27号「宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」についてであります。常任委員会資料の19ページをお開きください。

この条例は、県の管理します23漁港の維持管理について、必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正の理由は、1に示しておりますとおり、漁港において、多くのプレジャーボートが無秩序に放置係留されており、係留場所をめぐるトラブルの発生や、漁業活動、周辺環境等にさまざまな問題を引き起こす原因となっております。このようなトラブルを解消し、漁業と海洋性レクリエーションとの共存等を推進するために、改正に取り組みます。

2の改正の概要でございますが、漁港管理者が、プレジャーボート係留施設を指定することができるように改正し、係留施設の使用に際しては許可制を導入し、あわせて、利用者に応分の負担を求めることとしております。また、許

可を受けた者には、許可された場所を使用することや、他人への譲渡・転貸などの禁止を課すとともに、許可なく使用した者へは、行為の中止を命ずることができるように改正しており、許可を受けないで使用した場合には、5万円以下の科料に処することとしております。

3の施行期日につきましては、周知期間等を考慮いたしまして、平成22年7月1日といたしております。

最後に、議案第31号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。常任委員会資料の22ページをごらんください。漁港漁場整備課分は、下の表にありますように、水産基盤整備事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収するもので、地方財政法第27条第2項の規定によりまして、議会の議決に付すものでございます。この負担金の設定に当たりましては、あらかじめ対象となる市や町の意見を聞き、その結果、異論がないとの回答を得たものであります。なお、負担金の割合は、事業費の100分の10としております。

漁港漁場整備課は以上であります。よろしくお願いたします。

**○外山衛委員長** 説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございますでしょうか。

**○函師委員** まず、328ページの説明にありました土地改良計画調査費の中の10番、農業用水の自然エネルギー活用促進事業ですが、これはマイクロ水力発電等の今後の啓発を図るための事業内容と理解したんですが、今後、畑かんの用水路なりが整備されていく中で、マイクロ発電が可能な箇所というのは、県のほうとしては何箇所ぐらい設置できるものなのか。もちろん改良区との調整もあるでしょうけれども、そういうものを含めて何カ所ぐらいあるか推測され

ていますか。

**○矢方農村計画課長** 今回の小水力発電につきましては、21年度から事業を始めておりまして、21年度、本年度に7カ所について可能性調査をやったところでございます。その中に、委員が今おっしゃいました畑地かんがいの部分では、減圧をする部分で1カ所可能性調査を実施いたしております。全体でどれぐらいになるかということについては、今の調査結果を踏まえた上で、可能性のあるところについては、今後、土地改良区や市町村と連携をとりながら、実現に向けて対応してまいりたいと考えているところでございます。

**○函師委員** 初歩的な質問で申しわけないんですが、マイクロ水力発電を導入した場合の受益者へのメリットと申しますか、改良区へのメリットというのは具体的にどんなものがあるんですか。

**○矢方農村計画課長** 例えば加圧ポンプの電気利用に使うとか、防霜ファンの電気利用に使うとか、鳥獣害防止の電気さくを使うとか、そういった意味と、あわせて、土地改良区の維持管理費等の軽減につながるのではないかと考えております。

**○函師委員** このマイクロ発電を導入する場合の受益者負担というのは発生しないんですか。

**○矢方農村計画課長** 実現に向けてどういう手続が必要か、採算性がとれるか、そういったことを今回の事業の中で明らかにしてまいりたい。そして、マニュアルをつくっていききたい、手引書みたいな形で整理をしていききたいと思っておりますので、実際に具体的な地区で実施するときについては、今後、検討の材料になるかと思っております。

**○函師委員** 今後検討ということで、できるだ

け受益者に負担が及ばないような策を講じていただければと思います。要望です。

**○濱砂委員** 先進地でこのマイクロ発電を実施している県はないんですか。

**○矢方農村計画課長** 既に全国では土地改良区が小水力をやっている地域もございますし、本県では日之影土地改良区が日之影用水をやっておりますし、大淀川左岸地区では広沢ダムを活用した小水力発電をやっているところがございます。

**○濱砂委員** それは実用化されて、売電しているというのもあるんですか。

**○矢方農村計画課長** 日之影と広沢につきましては、売電をされて、その分を維持管理費軽減に充てられているということでございます。

**○濱砂委員** ちなみに、設備費はどのくらいかかるんですか。

**○矢方農村計画課長** 広沢は国営事業でやりましたし、日之影については、電気事業法関係の農山村電気活性化事業ですか、ちょっと事業名は忘れましたが、そちらのほうで過去にやられておまして、設備費用については手元に持ってきておりません。

**○原川農政水産部次長** 先ほどの設備費の話なんですけれども、県内では日之影と広沢ダムを使ってやっていますけれども、あれは比較的大きな小水力発電ということで、今回は、普通の水路に流れている水の落差、もっと小さなのを検討しようとしているわけでございます。比較的大きなものは結構事例がありますけれども、小さなものは余り事例がないということで、いろんなタイプがありますので、落差だけを活用するタイプ、流速だけを活用するタイプ、そういうタイプを7タイプに分けて、どのくらいかかるのか、どういう課題があるのかということ

をまさにやっ払いこうとしているところがございます。

**○濱砂委員** 前にテレビで、長崎だったかな、市役所の前の水路でやっているのが出たことがあるんです。どこの市か覚えていないんですけど。そういった小規模な水力発電を今度マイクロ発電ということで導入しようとしているところなんですね。そういった小規模のものということですね。

**○矢方農村計画課長** まさにおっしゃるとおり、マイクロ発電ということで100キロワット以下の発電を考えておりまして、今、委員おっしゃるように、今回の7カ所の調査の中でも、用水路の流速を活用できないかという箇所も含めて、実態調査をやっているところでございます。

**○凶師委員** 337ページの耕地の災害復旧費の関係ですけれども、災害によって農地が壊れたり、乱れたりしたところの復旧なんですけど、農地を復旧していただくに当たっての条件と申しますか、どれぐらいの規模の災害であればすぐ対応できるとか。もうちょっと具体的に申しますと、河川に隣接している農地が年々河川によって侵食をされていると。まだ壊れてはいないけれども、近い将来壊れる。明らかにのり面は削られているというようところが結構県内にあると思うんですが、その場合に、予防的な措置というか、予防的といいますか、せめて削られているところの原形復旧なりの措置はこういう事業で対応できないものか、いかがでしょうか。

**○西農村整備課長** 災害復旧事業につきましては、一定の要件がございますので、1日の雨量で申しますと、最大雨量で80ミリ以上の雨量が降ったとか、それとか、時間雨量で申しますと20

ミリ以上ですか、そういう雨による災害。それと、1カ所当たりの被害額が40万円以上というのが、国庫補助対象の災害の要件になってございます。そういう要件に合致しないと、災害復旧事業では対応できないということがございます。先ほど委員がおっしゃいましたように、河川のほうの原因なのか、それとも農地が自然と壊れていくのかということもあります。河川の災害で対応する場合もございます。増水等によりまして河川のほうが畦畔が壊れていくということであれば、土木のほうの河川災害の対応になってくるんじゃないかということもございますので、出先のほうでは農林振興局なり土木事務所が、どちらの災害で対応できるかということで調整をさせていただいております。

**○凶師委員** 生産者の方から、現地を見てくれということで、私も、今言われたとおり、土木事務所と振興局と一緒にいって見てもらっておるところなんですけど、やはりまだ明確な基準がないがゆえに、もうちょっと崩れてからじゃないと判断できませんと。生産者としては、今やっておかんと、崩れてからじゃ遅いというのがあるものですから、もう少しそのあたりの連携といいますか、線引きを、部局は横断しますが、ある程度基準なりをつくられるといいのかなと思いますけど、いかがですか。

**○西農村整備課長** 先ほども申しましたように、災害につきましては、ある一定の要件に達しないと災害復旧事業にのらないということがございますので、雨量の確認とかそういうもので、災害にのるものはできるだけ災害で復旧していくということを原則にしております。災害復旧事業にのるものは、割と国庫補助の補助率が高いものですから、そういう観点で災害にのるものは災害で対応していくことを考え

ております。

○**函師委員** 柔軟かつ迅速な対応を心がけていただきたいと思います。

○**伊藤農政水産部長** 今、函師委員から話がありましたような話が、僕も北諸におるときにしょっちゅうありまして、どっちがするかとなるんですね。土木が下にありましたので、即、土木と一緒に行って、農家の人も立ち会ってもらって、その場で、予算があるとかないとかの話もあるんですよ。嫌がったりするから、やめろと、どっちかやれるほうでやれという形でやらせた経緯があります。その辺はできるだけ連携をとらせて柔軟に対応させていきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思いません。

○**函師委員** 実際、現場の担当の方々はずごく動きもよくて、現地確認をお願いしたら即座に動いていただけますので、今の部長のような認識も持たれておると助かると思います。

続きまして、最後に議案第27号ですが、港のプレジャーボートと漁船との乗り入れ状況というのは、クレームも私のところに届いておりまして、特にプレジャーボートを持たれている方々がどうも権利意識が強いのか、先に停泊している方が優先的に使用されていたり、船の大きさにかかわらず停泊地を、小さい船でも大きい船がつけられるところに勝手につけられておったり、そういうような状況を聞いておったんですが、今後は、許可制を導入されるということは、もちろん漁船が優先というエリアも設けられるんでしょうし、一般的な個人的なボートについても、優先順位と申しますか、大きなり、適正な停泊地を、県のほうがある程度示した上で許可を出していくという形で理解してよろしいでしょうか。

○**山田漁港漁場整備課長** 今、委員の言われましたとおり、漁港内におきまして、プレジャーボートが、例えば漁船と漁船の間に入ることによって、今みたいなトラブルが起こっているということが問題化しまして、プレジャーボートは漁港以外に港湾にもございますので、平成19年度に、河川課のほうでプレジャーボート対策基本方針を定めました。その中で、港を使っております漁業者、プレジャーボートの方、県等が入りまして、利用調整協議会というプレジャーボートの協議会をつくりまして、その協議会の中で、自分たちのプレジャーボートはここに泊めましょう、漁船はこちらに泊めましょうという話し合いのもとで、その話し合いが調ったところについてこういう許可制を導入しようというふうに考えております。今回、都農漁港におきましてそういうお話がまとまりましたので、条例の改正をお願いしたところでございます。

○**函師委員** 今、プレジャーボート用の規約と申しますか、停泊基準を設けられようとしていて協議が進んでおると。協議がついたところが都農漁港という話ですが、ほかの漁港についてはいかがですか。

○**山田漁港漁場整備課長** ほかの漁港についても随時協議させていただいております。ただ、漁港の中のプレジャーボートの数が多いところ、少ないところといろいろございますので、その進捗については若干差がございますけれども、今、すべての漁港において協議をすることで進めさせていただいております。今のところ進んでおりますのが、都農漁港は大体調ったんですけれども、そのほか、宮崎市ですと青島地区とか、日南地区のほうについてもかなり進捗が進んでおりますので、協議が調いま

したら、速やかにこの条例の適用をしていきたいというふうに考えております。

○**函師委員** この条例の施行が7月1日ですので、ここまでは全漁港、その協議が終わって許可制の導入が進むと理解してよろしいでしょうか。

○**山田漁港漁場整備課長** 先ほど申し上げましたとおり、現在調べておりますのが都農漁港だけですので、当面は都農漁港を先行させていただこうと考えております。先ほど言いましたプレジャーボートと漁業者との協議が調いまして、利用計画が整ったところから随時させていただこうと思っております。

○**鳥飼委員** 確認なんですけれども、プレジャーボートは、漁港、河川とかいろいろなところに泊めているんですけれども、河川とかそういうところの規制、今回の漁港以外のところの規制については、宮崎県として取り組みの現状はどうなっていましたか。

○**山田漁港漁場整備課長** 平成19年度にプレジャーボート対策基本方針を定めましたが、そのときに、漁港漁場整備課と港湾課、河川課が一緒になりまして基本政策を定めておりますので、三者の連携を図りながらプレジャーボート対策を進めていきたいというふうに考えております。

○**鳥飼委員** そうしますと、今回は漁港でこういうような合意ができて、都農がそれぞれ了解がいったということなんですけど、河川とかそういうところは、話し合いをしましょうというところで、まだ進んでいないというふうに現状は理解すればよろしいんですか。

○**山田漁港漁場整備課長** 漁港・港湾につきましては、出先の港湾事務所が両方とも所管しておりますので、実態を調査しまして、どうい

方たちがそれぞれの港について係留されているかの把握が今ほぼ終わったところです。そういう中で、利用されているプレジャーボート及び漁協、県が入りまして、その利用調整のための協議を今進めているところでございます。河川につきましても、この協議会を年1回開いております。一緒に進めていくということで協議を進めております。漁港、港湾、河川が一緒になって今進めているところでございます。

○**鳥飼委員** 宮崎港もかなりプレジャーボートが係留されていますし、たんぼりもあります。それから宮崎港の漁港の部分があります。車を買うときは車庫証明があつて、車庫がないと車を買えないということなんですけれども、プレジャーボートは車庫がなくても買えるような現状ですから、やはり一体的に規制をしていくということが今後の課題ではないかと思っております。

それと、これは何年か前にも御相談したんですが、宮崎漁港にもプレジャーボートが係留してあるんですけれども、台風が来ますと、東風が非常に強くなるということで、漁協の反対側のほうに係留をしないと船が動くということです。しかし、そこにプレジャーボートがあるということでいろいろいさかいがあつたように聞いているんです。プレジャーボートについては、一部といいますか、北側のほうに係留をすることで合意ができたということで、宮崎漁港についても合意ができていないかと思うんですけど、現状をお聞きしたいと思います。

○**山田漁港漁場整備課長** 宮崎港につきましては、港湾になっておりまして、所管は中部港湾になりますけれども、そちらのほうで進めております。ただ、詳細につきましては、うちのほ

うで把握しておりませんので、御説明できない状況です。

**○鳥飼委員** わかりました。漁船が並んでいるからといって漁港ではないということですね。一体的に取り扱うように3課連携して、プレジャーボートを規制する部分で一定程度の規制が必要だと思いますので、連携して進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○関屋農政水産部次長** プレジャーボートは、先ほど話がありましたように、漁港区域、港湾区域、河川区域にそれぞれ係留しているわけです。それが一気に合意が得られればいいんですが、なかなかそういう環境というのは難しいところがございますので、まずできるところからということで考えております。まず、漁港について条例を改正させていただきまして、合意が調ったところから適用していくという形で考えております。今のところ、都農がまとまりましたので、第1号として都農をまずそういう形にして、合意が形成され次第、順次それを広げていくという形で、全体的に調和がとれるように今進めているということで御理解いただけたらありがたいと思います。以上でございます。

**○十屋委員** それこそ、漁港と港湾の違いの話も聞こうかと思っていたんですけど、ということは、この条例に関しては、まず漁港をやって、合意形成をして、港湾のほうも将来的にはあり得るというふうに理解してよろしいんですか。

**○山田漁港漁場整備課長** 先ほど言いました漁港、港湾、河川での協議を進めておる中でも、港湾につきましても、プレジャーボート対策を進めるということで進めておりますので、方向性は同じだというふうに考えております。

**○十屋委員** ちなみに、漁港の中で合意形成で

きたのが都農だけということなんですが、7月1日施行されて、漁港に係留しているプレジャーボートが県内にどのくらいあって、ここには6,000円以内で規則で定める額というふうにあるんですけども、これでどのくらい県の収入があって、それをどういうふうに使われるのかというところを教えていただきたいんです。

**○山田漁港漁場整備課長** まず、県内のプレジャーボートの状況ですけれども、平成18年度に県内のすべてのプレジャーボートの調査を行っておりまして、県内で3,718隻のプレジャーボートがございます。そのうち漁港に1,268隻が在隻しております。

収入の面でございますけれども、現在、都農漁港及び青島漁港、日南の漁港におりますプレジャーボートのうち、362隻程度が平成22年度からこの許可制を受けるということで想定いたしております。これらの予算につきましては、これらのプレジャーボートの管理を各漁協等に委託しようと考えておりまして、それらの経費に使う予定にしております。

**○十屋委員** 続けて、水産関係をお尋ねしたいと思います。まず、予算書の341ページの漁業近代化資金利子補給金なんですが、サンマリン漁業推進、新サンマリン、サンマリン21、新サンマリン21と、予算が4つ出ているんですけど、中身がないんですが、どうしてこういう掲載の仕方になっているか、教えていただけますか。

**○鹿田水産政策課長** こちらの近代化資金に伴う県の利子補給のサンマリンのシリーズなんですけれども、平成3年から5年ごとに更新して事業名を変えて継続しております。その際に利子補給対象になった融資の償還がまだ続いてい

るということで、この事業での利子補給の予算が残っていると。現在、新たな案件はないんですが、過去の融資に対する利子補給が残っているためにこのような名前も一緒に残っているということです。現在は、新サンマリン21というもので現行の融資に対する利子補給を行っているという状況です。

**○十屋委員** 次に、説明資料の36ページ、かつお一本釣り漁場予測システム実用化事業、右のページにカツオの不漁というふうに大きく書いてあるんですが、ここにグラフが出ていますように、非常に少なくなってきたということでは理解するんですが、基本的にどういう影響で少なくなっているかという1点と、それから、漁場が遠くなっているという話も聞いたりするんです。そのあたりを詳しく御説明いただけますか。

**○鹿田水産政策課長** カツオの不漁の原因ということですが、国の研究機関が、日本のカツオ資源については調査研究を行っているところなんですけど、まだ公式的な見解というのは出されておられません。可能性としまして、海洋の環境、海流とか水温の環境変化によって、たまたまここ数年間漁場がこれまでのとおりに形成されていない、まとまった漁場が形成されていない。あるいは日本沿岸に来るカツオ資源というのが、東南アジアの熱帯域を起源とする資源でございますので、そちらの分布の中心での資源状況の変化があるのか。まだ可能性ということで、どういった要因があるのかというのははっきりわかっていない状況です。

また、漁場が遠くなっているということなんですけど、実際に遠方にあるというよりも、魚群を探すために相当な探索距離を要すると。今までであれば、もう少し簡単にまとまったものが見

つかったんだけど、今現在は操業する規模の群れを探すのが大変だということ、漁場が遠くなったと表現しているのかなというふうに考えております。

**○十屋委員** ということで、魚群を探すということでこのシステムを導入されるわけですが、最終的には、少なくなると単価が上がればいいんですけど、最初に書いてあるように魚価が上がらないという悩みがあって、水産の方に聞くと、野菜とか、畜産も含めて、きのうから議論がありましたが、価格補てんがあったり、青果物価格安定対策事業というものがあつたりして、何で魚にはないんだというふうな率直なストレートな意見を聞くんです。そういう場合は、しょうがないねという話で我々聞いた段階で終わるんですが、そういう対策は打てないものなのかどうか。もう一つは、考え方として、農業に関していえば、自分の手をかけて育てていって物を売っていく。魚をいえば、漁場に行くと、自然が育てたものを、わかりやすく言うと、漁をしてとってきてそれを売る。その違いなのかどうかかわからないんですが、その辺のところの考え方、そういう対策を打てないのかどうか、どうなんですか、それは。

**○鹿田水産政策課長** 魚価の低迷ですとか、不漁時の経営体に対する支援ということだと思うんですが、もともと漁業は非常に不安定です。国の共済制度というものがございまして、収入が減った際の補てんという仕組みはございますが、非常に掛金が高いということで、実際、不漁になった際に、経営体にとってメリットのある規模の加入というものがなかなかないという現状がございまして。また、現在、国のほうでは、所得補償制度の導入を検討されておりますけれども、その中でも、共済制

度の見直しですとか、より対象範囲を広く、加入を促されるような掛金の低い仕組みにできないか、そういった検討もされているようですので、現在では、農業と同じように、所得補償をいかにするかという仕組み導入に向けて国で検討されていると理解しております。また、過去、不漁時に、県の単独の事業として、融資制度を中心に、経営を持続するための低利の運転資金の融資なども緊急的に行ってきた事例もありますので、何も手が無いというわけではないと理解しております。

**○十屋委員** 所得補償制度を当てにするというのが正しいかどうかは別問題として、先ほど言われた、過去は運転資金の融資をしたということで、現在は無いわけですね。

**○鹿田水産政策課長** カツオの不漁対策という切り口で言いますと、今漁期がどうなるか、不漁になるのか、それとも例年並みにとれるようになるのか、まだわかっていない状況ですので、そういった意味では、緊急的な対策、措置というものが設けられていないと。ただ、昨年来から国の緊急保証制度を利用した利子補給を行っておりますので、そちらで経営的には負債の負担を軽減しているということで、経営を継続するための支援にはなっていると考えております。

**○十屋委員** 昨年の利子補給については我々も感謝しているんですけど、それはあくまでも運転というか、今までの負債に関してのいろんな意味での利子補給で、魚価に対してというものとは視点が違うと思うんです。だから、これをやれ、やらないじゃなくて、なかなか厳しいので、カツオという資源が枯渇しないように全体的な取り組みもしなきゃいけないと思うんですけども、システムが入ってたくさんとれ

ば、魚自体が少なくなってしまうのかなという反面の心配もあったり、いろいろ悩ましいところでもあるんですが、そういう意味でお聞きしました。

**○外山三博委員** 関連でちょっと聞きたいんですが、この観測システム、どうもイメージがもう一つわからないんですが、前は、みやぎき丸で、衛星からデータをとって、海温を調査して地図をつくることによって、カツオがこの辺の海温のところにいるんだということでやってきましたね。今度は、これに漁業者の協力を得てデータを入れて、ここにカツオがいるということだろうと思うんですが、しかし、これはリアルタイムで漁船に流していかないと、1時間もするとそこにはいなくなると思うんです。どうかすると、半日もたてば10キロぐらい先に行ってしまう。カツオがその辺にずっといるんだらともかく、動いていきますね。有効的にこのシステムが機能していくイメージがわからないんです。

**○那須水産試験場長** 今の外山委員の質問ですけれども、今までは、カツオの漁場を見つけるのに、最初に試験場がやったときには、漁獲情報7万件をベースにしておりました。水温のデータや、今言われましたように、塩分濃度とか海面の高度とかいろんな情報で、この辺で漁ができますよと言ったんですけども、漁業者もそれを信用してくれなかったんです。しかし、だんだんそれが当たってきて、そのために何をしたかといいますと、まず、みやぎき丸が行って釣ってみせんと漁業者は振り向かなかった。しかし、今、その精度も上がってきまして、こういう不漁の時代になってきたときに、その情報に対して敏感に反応して、今言われましたように、1時間とか2時間で動くときもあります

から、朝釣れたときにはすぐ情報を流す。そう  
いった形できたときに、資料の37ページの真ん  
中にありますけれども、左側の情報では、太平  
洋全体が色がついて、非常に広いんですね。こ  
れを、塩分とかそういうので絞り込むことによ  
って漁場を予測すると、小さくなります。こ  
のデータで釣ってみせて初めて行っていたと。  
今回のこのシステムは、その判断を漁業者にし  
てもらおうという形になっているんです。釣っ  
てみせなくても、この情報に対する信頼性が非  
常に上がってきたと。ますます漁業者からいい情  
報が入ってきております。今、10万件ぐらいの  
データからこういうのを絞り込んでいける状態  
になっていますので、もう一歩進めて、試験場  
の情報で動くんじゃないかと、彼らとその情報  
を自分たちでつくり出す。それが試験場に返っ  
てくる。また精度が上がっていく。そういうこと  
で、操業のコスト削減にもつながるし、非常に  
いい効果が上がってくるのではないかとというふ  
うに、試験場としても非常に期待しているところ  
でございます。

**○外山三博委員** ということは、年中この監視  
システムを稼働させていくということですか。

**○鹿田水産政策課長** このシステム自体は、カ  
ツオ一本釣りに活用するものですので、個々の  
漁船にパソコンをこのシステムを搭載してもら  
いまして、洋上で衛星通信で、リアルタイム含  
めて、1週間先、1カ月先の予報のデータも取  
得することができますので、洋上で最新のデー  
タを踏まえて漁場予測するというシステムにな  
ると思います。

**○外山三博委員** 私、ちょっと勘違いしてお  
た。陸上の試験場かどこかでデータを全部集め  
て、解析をしてそういう情報を流すと思ってい  
たけど、今の話だと、そういうデータを漁船に

全部送って、漁船が自分で解析して漁場に直行  
するという事なんですね。

**○那須水産試験場長** そのとおりです。今ま  
では試験場の情報で動いていた。それを今度は漁  
労長の判断で入れていく。その判断を試験場が  
逆にもらうと。より精度を高めていこうという  
形で一歩進めたいと思っております。

**○十屋委員** 続きまして、次の38ページのみや  
ぎきの漁業を担う人づくり支援事業です。これ  
は教育委員会じゃないからわかっていないかも  
しれないんですが、漁業に従事された水産高校  
卒業生、また、ことしの予定者がわかれば教え  
てください。

それと、港によって担い手の温度差がある  
と思うんですが、どの程度の人数、この事業に  
よって何人ぐらいを目的にというか目標にされ  
ていらっしゃるのか。

それともう一点は、フロー図にあるように、  
卒業者、サラリーマン、離職者等というふう  
にあるんですが、これは国の緊急雇用対策の関  
係もあるのかどうか、教えていただけますか。

**○鹿田水産政策課長** まず、この事業での就  
業者確保の目標ですけれども、全体で毎年60名  
ほどの新規加入を期待しているところですが、  
この事業では40名、あとの20名というのは、も  
ともと自分の親が漁業をやっているそのまま継  
ぐと、自然に加入してくる方もいらっしゃいます  
ので、それ以外の新規加入を対象にやるという  
ことを考えております。

あと、海洋高校の就職先ですが、海洋高校は  
就職率は非常によい状況なんですけど、海に関  
係では、漁業というよりも、一般の海運関係、  
国内の商船の就職が多いと聞いておまして、漁  
業については毎年10名いかない。数名程度とい  
うふうに聞いております。

あと、一般のサラリーマン、離職者等を対象にした事業もするんですが、それは国の緊急雇用とは直接リンクしておりません。ただ、水産庁のほうで就業者確保のための研修制度というものがございますので、こちらの研修とそちらの研修を組み合わせるといことも考えられると思っております。

**○十屋委員** わかりました。ありがとうございました。高校生も10名程度ということで、この前もテレビか何かでもあっていましたが、一般職に流れる傾向にあるということで、なかなか難しいのかなというふうに理解しました。

次に、41ページのウナギの関係ですが、ことは稚魚がとれなくて高いということは御案内のとおりだと思うんですが、フロー図の右の事業内容のところ、新規事業で密漁横行河川と秩序安定河川、これはどういう線引きをされるのか。言葉どおりなのかというのと、どういうふうな巡回視察をされるのか、ちょっと教えていただけますか。

それから、その下にある②のところ、改善事業で、稚魚の池入れに至るまでの流通段階での監視強化、これはどういうふうにするのかわからないので、そのあたりも教えてください。

**○成原漁業調整監** まず、右側の事業の内容の1番の密漁監視の強化の部分の⑩というところでございますが、上の密漁横行河川についての概念といいますか、定義につきましては、これまで取り締まり等を県のほうがやっております状況から、県北の河川あるいは県央の河川等で、袋網、地獄網とも申しますけれども、そういう網が仕掛けられているとか、県警とも合同取り締まりをやっております関係上、密漁をやっている者がどのようなグループかという情報も入っております、そのような反社会的な

グループや組織的な背景を持った密漁というのが引き続き起こっているところを、密漁横行河川というふうに定義づけております。それから、秩序安定河川につきましては、内水面振興センターのほうで、大淀川と一ツ瀬川については、操業しながら監視をするし、県も取り締まりをやっておりますので、ほぼ秩序は安定しているというふうに考えておりますけれども、その周辺河川もあわせて巡回をしております関係上、比較的安定しているということで、これらの河川を安定している河川というふうに定義づけております。密漁横行河川については、できるだけ常駐に近いような形で監視を強めていきたいというふうに今回考えているところでございます。

それから、2番目の流通監視の強化対策事業につきましては、一昨年、摘発事案がありまして、県内で密漁されたもの、あるいは許可者が採捕したものでも正規のルートに流れていないものが、県外産として稚魚を扱う問屋のほうに入ってきた事例がありまして、こういったところから、取引先を中心とする伝票等の細かな帳票のチェックまでやる必要があるということを考えまして、そのような形でやらせていただくということと、県外産の入ってくるルートを中心にチェックをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○十屋委員** ことしの夏の土用のうしの日ウナギは相当高くなるかなと心配しながら聞いていたんですけども、トカゲのしっぽ切りで後を絶たないということで大変苦労されていると思うんですが、ぜひ重点的に監視強化もやってほしいというふうに思っております。

**○鳥飼委員** ウナギ稚魚の対策のことで関連してお尋ねをしたいと思っております。これは補正のと

きにもお伺いしたと思うんですけども、ことは不漁ということで、3月まで漁期を延ばして、多いときは大淀川で100隻ぐらい出ているのかなという感じがするんですけど、現状をお聞きしたいと思います。

**○成原漁業調整監** 3月10日現在で申し上げますと、センターのほうは134キロ余り、一般の手たものほうが308キロぐらい。トータルしますと、端数の関係で443キロぐらいが県内で今採捕されているという状況でございますが、この採捕量につきましては、過去と比較しますと、やはり最低のレベルという状況でございます。

**○鳥飼委員** 原因をお聞きしますと長くなるので、省略をいたしたいと思いますが、予算で見ますと、漁業取締監督費が、昨年が4億1,700万、新年度が3億6,000万ということで、約5,700万減になっております。どこが減になっているのかわからないんですけども、内水面漁業振興センター、これは大変な御苦勞をいただいて、この制度が発足をした当初、果たしてこれがよかったかどうかという議論がありますけれども、それは別に置いておきまして、暴力団等がかかわっているということで、身の危険を覚える場合もあるということで、事務所と転々とされた経緯がございまして、事務所を設けても看板を出さないとか、そんな御苦勞があったというふうにお聞きをいたしております。それとあわせまして、昨年でしたか、取り締まりに当たっておられる方が亡くなられるという事故も、あれは新富のほうの川だったと思うんですけども、そんな話もお聞きをしたりしたんですが、現状の内水面振興センターの体制についてお尋ねをしたいと思います。

**○成原漁業調整監** 設立が平成6年でございます

すけれども、直ちに暴力団等に対応するために非常に警備経費を要したということで、多額の負債を抱えることとなり、平成11年以来、経営改善に取り組んできているという状況でございます。現状においては、トータルの財務状況を評価する手法として、正味財産が3,000万を切るぐらいの赤字になっておりまして、経営の改善は進んでいるという状況でございます。その経営改善の進みぐあい、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております一方、予算の削減も、県の財政的な関与あるいは人的な関与も含めまして適切にしていこうということで、今回の予算につきましても、昨年度から約4,000万程度削減をしているところであります。経営改善と縮減という2つのことから、4,000万という予算の削減というものが出てきたということでございます。

**○鳥飼委員** OBの方も行かれていますし、警察からの出向もあるというふうに聞いております。それと非常勤の方なんですか。メンバー構成、そこを、財政的に苦しいから少なくしていった事故が起きたりしてはとんでもないことですし、夜間で寒いときの作業で大変つらい仕事だと思うんです。その要員といいますか、体制について、おおまかで結構なんですけれども、お尋ねします。

**○成原漁業調整監** 現在の体制につきましては、常勤役員が2名でございます。職員のほうが11名おります。この中で県職員が2名派遣をされているという状況でございます。

**○鳥飼委員** 警察は今おられないんですか。

**○成原漁業調整監** 県職員2名のうちの1名が県警からの派遣ということになっております。

**○鳥飼委員** 職員の方は非常勤職員なんですか。それ以外の方ですね、取り締まりで実際現

場に出られる方。

○成原漁業調整監 現場に参りますのが、11名はすべて常勤の職員でございますが、これは取り締まり等警備に従事しますけれども、それプラス、採捕期間中は、経費の削減ということもありまして、臨時職員として6名ほど雇って体制を保っているということでございます。

○鳥飼委員 この間事故に遭われた方は、臨時職員の方になられるんですか。詳しく覚えていないんですけれども。

○成原漁業調整監 亡くなられた方につきましては、センターの採捕に従事する方でございますが、警備を担当する職員ではございません。

○鳥飼委員 済みません、ちょっとわからなくて。県が採捕しますね、センターが採捕する側もおられるのと、警備といいますか、密漁の防止に当たられる方とおられるんですけれども、センターの採捕に当たられる方がということなんでしょうか。

○成原漁業調整監 採捕の体制につきましては、センターの職員という形ではなくて、とっていただける方に委託をするという形で実施をしておりますが、センターの組織そのものとして職員がやっているという体制ではありません。

○鳥飼委員 大体わかりました。大変きつい仕事で、寒くて真っ暗なときにやらずにちゃんないということで、財政的な問題も一つあるんですけれども、しっかり体制をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、いろいろ予算の折衝をする場合も、その辺は十分配慮をお願いしたいと思います。

○十屋委員 42ページ、これは簡単なことなんですけれども、沿岸資源育成強化事業の中で、課題と背景があって、期待される効果の取り組

み内容の中で、環境・生態系保全支援事業ということですが、保全活動組織の活動、ウニとか、藻場の設置、干潟等の支援とあるんですが、これはどういう組織をイメージされているのか、お聞きしたいんです。

○山田漁港漁場整備課長 環境・生態系のこの事業について、どういう組織が取り組んでいるのかということだと思えますけれども、漁業者を中心とした方たちの中で、藻場を造成するために今までいろんな対策をとっておられます。ウニの駆除であったり、母藻投入による藻場造成であったり、そういう方たちが地域ごとに組織をつくります。そういう組織の方たちを今回支援の対象にしたいというふうに考えております。市町村単位で今考えておりますけれども、11カ所の活動組織を支援したいというふうに考えております。

○十屋委員 漁業者がやっている組織というふうに理解してよろしいんですか。

○山田漁港漁場整備課長 この事業で対象になりますのは、漁業者以外に、例えば地域のNPO法人の方たちが参加することも認めておりますので、そういう方たちも対象になり得ます。今回は、漁業者が主体の組織になっております。

○十屋委員 上の説明では、藻場、干潟の保全は、漁業者等に依存し、継続が困難というところがあって、下の取り組みの内容としては、NPOとかも参加できるけど、現状はそういう組織の方々に補助しながらやっていただくというふうな制度なんですね。わかりました。

最後に、マグロ養殖種苗供給基地実証事業で401万円なんですけど、今、テレビ、新聞で大々的に、日本人の食べるマグロに規制をされかけています。それとは別に新しくこうやって新

事業でやられるんですが、実際、養殖技術も確立されていると思うんですけども、今から取り組んでいって、世界的な流れとこの事業とが、日本人としては、マグロはおいしいのでずっと食べ続けたいというのはだれしも同じなんですけれども、稚魚を採取して育てていくということは、世界的な流れの中で、それを反映した、養殖をやらなきゃ自然界のものはとれなくなるかもしれないというふうな考えがあるのかどうか。

**○山田漁港漁場整備課長** 今、マグロの規制のことが新聞等と言われておりますけれども、現在、マグロ規制につきましては、大西洋における資源が減っているということで、規制をしようという動きになっております。確かに資源的には横ばいということで、大西洋はかなり資源が減っているという科学的データもございます。ただ、日向灘は中西部太平洋の区域になりますけれども、この区域については、正式には出ておりませんが、現在、国のほうでその資源状態についての把握に努められているところです。現状におきまして、少ないというような科学的データはございませんので、現時点ですぐに規制という話ではないのかなというふうに考えております。

反面、本県の沿岸漁業につきましては、魚価の低迷、漁獲量が少ないということで、大変厳しい状況でございます。その中で、日向灘には、クロマグロの稚魚になりますけれども、ヨコワが来遊してきていると。そういうような状況がございますので、本県沿岸漁業者に新たな所得源ということを県としても進めるべきだというふうに考えておきまして、そういう採捕事業を定着させるために実証化させたいと考えております。ただ、ヨコワというのは高度回遊す

る魚で、結構速い魚で、それを生かすには、そのとり方から、生かし方についてかなり技術を要します。そのリスクが大きいということがございますので、県としても支援をしながらその事業を推進したいというふうに考えております。

**○十屋委員** これはどこでやられる計画なんですか。

**○山田漁港漁場整備課長** 現在考えておりますのは、県北を想定して考えております。

**○十屋委員** というと、実証事業ですから、これからでしょうけど、400万というのはちょっと少ないような気もするんですが、どういう事業を展開されるのか、詳しくわかれば教えてください。

**○山田漁港漁場整備課長** 現在考えておりますのは、一人一人で行うのでは情報が集まりませんので、まずグループ化させましょうということ。今回想定しておりますのは、5人の漁業者で1つのグループをつくりまして、その方たちにとっていただこうと。とった魚は、即、養殖用種苗とはなりませんので、とってきた魚を一時畜養して、ある程度養殖用の種苗としてならせるための畜養をしましょうということで、採捕される方が5名、畜養される方1名の6名で組織をつくりまして、その中で、まずパイロット的にやりたいというふうに考えております。

**○外山衛委員長** では、時間ですので、午前中はここで一回閉めまして、午後1時再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時1分再開

**○外山衛委員長** 委員会を再開いたします。

引き続き質疑をお願いしたいと思います。その後、総括質疑になりますので、よろしく願いいたします。

○外山三博委員 1点だけお尋ねします。335ページの一番上の県単土地改良事業費の中の一番下、農地・水・環境保全向上事業、これは去年と比べて予算額はどのようなふうになっているんですか。

○西農村整備課長 この予算につきましては、昨年度と同額の予算措置をさせていただいております。

○外山三博委員 これは国も出すんですね。

○西農村整備課長 ここに計上しております予算につきましては、県単分だけを計上させていただいております。実際、活動組織に交付します分は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ほどの助成金額になります。

○外山三博委員 ということは、ここで1億4,000万出ていますね。プラス事業費がこれ以外にあるということですか。

○西農村整備課長 この経費につきましては、県が予算措置をしている4分の1相当額がこの金額になりますので、実際活動組織に行きますのは、4倍の金額、協定面積に応じた単価が水田の場合は10アール当たり4,400円という単価になりますので、実際取り組みをしていただきます面積に応じて、水田の場合は4,400円の10アール当たりの単価を掛けまして、活動組織のほうに交付をすることになります。その4,400円の内訳が、国が2分の1で2,200円、県が1,100円、市町村が1,100円という負担で組織を支援するという形になります。

○外山三博委員 ということは、国の支援額は直接どこに行くんですか。土地改良区、それとも市町村。

○西農村整備課長 県のほうで、農地・水・環境保全向上対策推進協議会という組織をつくっておりますけれども、そちらのほうに直接国のほうから交付をされます。

○外山三博委員 これは市町村は負担ないんですか。

○西農村整備課長 先ほどから説明していますように、4分の1相当分は市町村の負担がございますので、市町村のほうは県の協議会に負担をしていただくということになります。

○外山三博委員 今、この事業に取り組んでおる箇所は、県下でどのくらいあるんですか。

○西農村整備課長 この事業は平成19年度からスタートしております。平成19年度が、県内で189地区、面積にしまして1万3,470ヘクタールです。20年度につきましては、261地区、面積にしまして1万2,763ヘクタール、21年度が、298地区の1万4,550ヘクタールになっております。

○外山三博委員 このうち、宮崎市は何カ所ですか。

○西農村整備課長 ちょっと時間をいただきますでしょうか。

○外山三博委員 後でまた教えてください。私もこの事業はなかなかいい事業だなと思ってずっと見ておるんですが、この経緯でいくとふえてきていますね。これは時限立法なのかな。どこかで切るんですか。

○西農村整備課長 先ほどもお話ししましたように、19年度から5カ年間の事業ということで取り組みをしております。年度を過ぎまして、先ほども説明しましたように、19年度から20年度にかけて、活動組織的には197が261ということで、20年度に約64ふえておりますし、21年度につきましても、261が298ということで37

地区ほど増加をしております。事業は19年度からですので、5カ年間、23年度までということになります。

**○外山三博委員** これだけふえてきたということは、これは有効な事業という地域の取り組みがあると思うんです。23年度で終わった後、私はこれは続けるべきだと思うんですが、どうなんですか、県の姿勢としては。

**○西農村整備課長** 私の口からはなかなか言いくいんですけど、国の制度事業で始まっておりますので、地域の声を国のほうにも要望していきまして、次期対策が取り組めるように我々としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○原川農政水産部次長** この対策については、中山間直払いと似ていまして、19年度に始まりまして、5年間で、一応23年までということになっています。今、国のほうで食料・農業・農村基本計画の見直し作業が行われていますけれども、その中でも、23年度に今なっていますが、来年度22年度に中間評価をやった上で、課題とか、どういうやり方がいいのかというのを検討した上で、今後どうするかということを整理していくという今方向づけになっています。

**○外山三博委員** 次長は国のほうにつながりがおありですから、言っておきますが、この事業は、土地改良が減ってくる中で、これをやることによって——やっぱり日本の農業というのは水なんですね、特に田んぼの米、水。水路の維持管理を非常にスムーズにこの事業を入れてやっておるんです。だから、これは何としてでも国のほうでもこの事業は続けてもらうように、ひとつ私が言ったことを背中にしよって帰ってください。

**○原川農政水産部次長** 私も同じ思いです。

**○西農村整備課長** 先ほどの宮崎市の取り組みの状況でございます。宮崎市におきましては、71地区、面積的には3,354ヘクタール、金額にしまして1億2,124万円ほどの交付がございます。

**○緒嶋委員** 国の仕分け等によって、農業・農村整備の国のトータル的な予算が、5,700億が今度2,100億になったわけです。63%減、残りが37%と。こういう形にいくことによって、継続的な農道整備事業とか、今後まだ採択を希望する地域等もあるわけです。そういうものが今後うまくいくのかなという気がするわけですが、後で総括でまたお聞きしますけれども、公共農道あるいは一般農道等含めて、それぞれ希望する箇所がこの予算に計上されておるのは当面順調に進むと。この前、補正でもちょっと触れられましたが、そういうふうに理解していいわけですか。

**○西農村整備課長** 農道整備事業につきましては、平成21年までは14路線で取り組んでおりました。21年度に3路線ほど完了が出てきます。広域農道につきましては沿海南部地区が完了しますし、基幹農道につきましては、清武町の船引地区と新富町の新田地区という3路線が完了いたしますので、22年度からは11路線で取り組むことにしております。先日の補正のときにもお願いをしておきましたけれども、県単のふるさと農道緊急整備事業を、単年度限りでございまして、活用しまして、現在取り組んでおります路線について、できるだけ早い時期に完成できるように取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 今後、きめ細かな交付金で85%ぐらいの事業量は確保したと言われるわけですが、今後の新規的なもの、22年度は新規採択と

というのは、国の方針で、今のところ見込みは全然立たないというふうに我々は考えていいわけですか。

○西農村整備課長 現在のところ、県営事業と団体関係の事業を合わせまして、県内にも、新規地区としまして23地区ほど22年度からの要望が上がってきております。今回、23地区の中には農道関係は入っておりませんが、その他の事業につきましては、22年度から実施ができるように、国のほうにも重点的な予算の配分等を働きかけていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 仕分けの中で農道建設は廃止と言われた。それはもう完全に農道という項目では、今まで考えておった農道というものは建設できないということでもいいわけですか。それぞれ交付金事業がありますけど、名目的には、今継続しておる農道が完了したら、農道という項目は款としては上げられんわけですか。

○西農村整備課長 新たに創設をされます農山漁村地域整備交付金、そちらの中で農道整備という事項が出てきますので、そちらのほうでの対応になるかと思えます。

○緒嶋委員 それは、農山漁村地域整備交付金というような形の財源でしか対応できないということですか。

○西農村整備課長 農山漁村整備交付金と、過去に宮崎県の中では、内閣府が所管しております道整備交付金が、沿海南部地区なり沿海北部4期地区を対応してきておりますので、そちらのほうの対応も検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○緒嶋委員 その場合、そういう事業でやる前提を、町村でルールをつくらなければ事業に入れんという感じもするわけですが、そういうこ

とは関係ないわけですか。というのは、地域指定をして、その地域振興町村の計画がなければだめというのは。

○西農村整備課長 道整備交付金につきましては、地域再生計画の中に、広域農道も今後何年度ぐらいから実施をしていきますと織り込んでいく必要がございます。

○緒嶋委員 その計画決定の認可というか、最終的には国の許可が要るわけですか。

○西農村整備課長 内閣府のほうに申請をいたしますので、国も内閣府のほうが決定的ということになるんじゃないかと思っております。

○緒嶋委員 であれば、農水省とは直接関係ないということになりますか。

○西農村整備課長 所管が内閣府になりますので、事業の調整等は農水省のほうとされるんだろうと思えますけれども、決定権は内閣府が持っているということで伺っております。

○緒嶋委員 次長、そういうこといいんですか。

○原川農政水産部次長 今回の御質問は、道整備交付金もありますけれども、今回、農道事業が廃止になって、新たに農山漁村地域整備交付金できたということでございます。これの制度の詳細については、我々のところにはまだ正式には来ていないんですけれども、現在、継続中の地区につきましては、この交付金を使うのに新たな計画を策定する必要はないということ聞いています。

○緒嶋委員 そういうことであれば、今後はそういう方法で取り組むことはできるということですね。

それと、次に、中山間地の総合整備事業なんかについても、これも大変地域にとってはありがたい制度でありますけれども、仕分けの中で

は、こういうのは余り議題にはなっていないわけですか。中山間地総合整備事業等ありますね、公共農地防災事業。

○西農村整備課長 中山間事業につきましては、仕分けの対象になっていないということです。

○緒嶋委員 ありがとうございます。

○外山衛委員長 そのほかございますか。

○松村副委員長 今、緒嶋先生から農道の話もありましたけれども、畑地かんがいの予算も、補正もありましたけれども、今回もかなり少なくなっています。この実施に関しては、どこかをやめるとか、あるいは全体的にバランスをとってスピードを遅くするという、実施するに当たっての考え方があると思うんですけれども、今度の事業を実施するに当たっては、どういう考え方でそれぞれの畑かん地区に当たっていくのかということをお聞きしたいと思うんです。

○原川農政水産部次長 先ほどから公共事業の削減についていろいろ御質問があるんですけれども、もともと今回、政権が交代しまして、10月に概算要求の出し直しという作業がございました。そのときに、今、御質問の農業・農村整備事業につきましては、対前年マイナス15%ということで概算要求の出し直しがございました。11月に仕分け委員会がありまして、農道の廃止というのがうたわれたわけでございます。その後、12月の末に、今度は土地改良の半減という民主党の要望が出まして、最終的に閣議決定で、農業・農村整備事業については対前年36.9%ということになったわけでございます。最終的に決まったのは12月末でございます。我々県といたしましては、12月末に決まりましたので、時間はありませんでしたけれど

も、2月補正を早急に組みまして、22年度の予算についてもこういうふうな形で組んだということで、とりあえず22年度につきましては、極力、影響がほとんどないような形で事業が執行できるというふうに思っております。ただ、23以降についてはどうするかというのは、国のほうでも今後、一括交付金の話とかいろいろな議論がございますので、そこの国の動きを見ながら、極力影響がないように、知恵を絞りながら、国にもいろいろなことを要望しながら、23以降については考えていきたいというふうに思っています。

○松村副委員長 やっと農村整備、畑かん関係も、1年間で、特に尾鈴あたりは農家の皆さんの意見を集約したり、理解を求めながらやってきたわけでございますし、そのほか都城、まだまだの整備でございますので、今の次長の話のように、十分知恵を絞りながら宮崎県の考え方を理解していただいて、ぜひとも予算が来る形で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○原川農政水産部次長 特に畑地かんがいににつきましては、重点事業というふうに宮崎県は考えていまして、そういうことも含めて、12月末に概算決定が終わった後、通常は行わないんですけれども、あえて知事が、畑地かんがいの推進について農水副大臣に要望をしたところでございます。そういうことも含めながら、今後とも、畑地かんがいを計画どおり進めるように最大限の努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

○濱砂委員 関連なんですけど、その他で教えていただきたいんですけど、土地改良事業がどんどん縮小される。6割ぐらいにという話ですが、その場合に、土地改良連合会あたりの運営の内

容はどうなるんですか。あれは、収入は国からの費用は入っていないんですか。

○西農村整備課長 土地改良連合会の収支の内容ですけれども、県から行く補助金もございまずし、国から直接行く補助金もございまず。あとは、県営事業の測量設計委託業務を受託したり、圃場整備関係の換地業務というのがございまずけれども、そういうものの受託が主な収入になってございまず。

○濱砂委員 事業費の中に人件費等が入ってくる事業というのもありますね。この影響力ですよ、どこがどうじゃなくて。国の事業が少なくなることによって、土地改良区それぞれでしょうけど、わかりやすく連合会なら、土地改良連合会あたりの収入源というのは変化がないのかということなんです。

○原川農政水産部次長 今、議論されている公共事業の削減ということでございまずますが、土地改良事業の予算が削減されたわけございまずけれども、土地改良連合会自身は公共事業をやっているわけではございまずせん。そういう意味で直接、土地改良連合会の運営に影響があるということではありませぬ。ただ、先ほど農村整備課長が言いましたとおり、一部、工事をやる前の設計を受託している分がありますので、その分は減ると。その点については多少影響があるというふうな認識でございまず。

○濱砂委員 土地改良連合会も土地改良区も、経営についての問題点というのは、事業量が減少することによる問題点というのではないということですね。

○原川農政水産部次長 土地改良が半減になったので、その分、改良区の運営が厳しくなるという直接の関係はございまずせん。

○濱砂委員 土地改良区は収入源はどこなんで

すか。どこから収入を得ているんですか。

○西農村整備課長 個々の土地改良区につきましては、受益農家というのがございまず、組合員になりますけれども、組合員の賦課金なりが主な収入になってございまず。

○濱砂委員 国、県の補助金は入っていないんですね。

○西農村整備課長 末端の小さいところにつきましては、それぞれ組合員の方の賦課金が収入になっていまして、国、県からの補助金が直接行くところはございまずせん。

○濱砂委員 いや、だから、連合会も含めてです。

○三好国営事業対策監 国営事業関係をやっているような大きな土地改良区等につきましては、予算の中でお願いしておりますけれども、基幹水利施設管理事業でありますとか、国営造成施設管理体制整備促進事業ということで、いわゆる維持管理に関係するようなものについての補助事業等が用意されております。ただ、これにつきましては、概算決定の中身を見ますと、対前年並みということで、こちらのほうの影響はないのではないかというふうに考えております。

○外山衛委員長 では、以上で、農村計画課、農村整備課、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 25 分休憩

---

午後 1 時 26 分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

これから総括質疑を行います。農政水産部の当初予算関連議案全般についての質疑がござ

いましたら、お願いいたします。

**○緒嶋委員** 今度政権がかわったことで、戸別所得補償方式という国の農政の大転換、いえば、農村の基盤整備よりも、直接農家に所得を補償しますという制度に変更したことによって、宮崎県の今まで進めてきた農政の方針、集落営農とか規模拡大した農業経営ということに認定農業者制度を含めて進めてきたわけです。その方針は私たちは間違っていなかったと思うんですけども、今度、所得補償方式という形になって、個々の小さな農家でもそれなりに補償しますよということになれば、宮崎県農政の今後の方針は、国との関係によってある程度方向転換しなきゃならんのかなと。その中で、特に今度米の関係では、直接的な補償によって20何億、合わせて59億ぐらいの補てんの金がこしは入る。ところが、来年から本格的にそういう方向に進むということになれば、宮崎県にとっては、米だけが宮崎県の主幹的なものじゃなく、畜産、野菜、花、果樹等含めて、全体的なものを補償していただかなければ、宮崎県の農業というのはなかなか方向の未来性が見えてこんのじゃないか。そういう中で、宮崎県の長期的な農業の振興計画もあるし、国のほうもそういう方針を今後検討されておるわけですが、宮崎県の農政の今後の進むべき方向というのをどういうふうにかじをとっていかうとされておるのか。国のそういう所得補償というのが出てきた関係で。そのあたりについて基本的なことを。

**○上杉農政企画課長** 先般の補正予算の説明のときにも、農業・農村長期計画のビジョンという形でお示ししたとおりでございますが、御指摘のとおり、今、国が3月に——3月ももうすぐ終わりますけれども、新たな食料・農業・農

村基本計画というのをつくろうとしております。その原案が今、日本農業新聞に時々出ておりますが、今までの担い手の考え方を否定するというか、今までやっていた効率的かつ安定的な経営体の育成ではなくて、もうちょっとすそ野を広げた、最近では、多様な農業者、担い手というような表現を使っておりますけれども、例えば兼業農家も含めた形で、をやっていくと。その一つの手段として、戸別所得補償制度で幅広く補償していくという話になっております。

我が県の目指すべき方向につきましては、先般申し上げたとおり、今後、具体的な姿をこの長期計画の中で定めていくことになるんですけども、先ほど委員から御指摘がありましたけれども、基本的には、経営として成り立つような経営体をもちろん育てていかなければいけませんので、認定農業者とか、効率的かつ安定的な経営体というのは基本となると思うんです。片や、先般も御説明したとおり、高齢化が進行する中で、地域における営農システム、例えば高齢者なども含めた役割分担をしながら、全体として、産業として産地として成り立つようなシステムをつくっていかなくならないという、ちょっと抽象的な考え方になりますが、そこを今後具体的に詰めていくということになるかと思えます。

**○緒嶋委員** 特に、所得が上がらないから農家経営が厳しいわけです。ところが、今までは兼業農家の皆さん方も、農業で働きながら公共事業的な農村整備事業等によって雇用の場を生み出して、結果として農家所得を上げておられた。兼業収入のほうが多いわけです。ところが、今後は、その片一方の公共事業的なものがなくなれば、農業だけの収入でその地域を守る

だけの、自分で生活するだけの所得を上げられるかどうか。極端に言えば、補償・補てん単価を上げて、米でも反当10万補てんしますというなら別ですよ。財源も明確にしないままそういうことを国がやる中で、宮崎県の農業は、遠隔地でもあるし、流通コストもかかる。宮崎県は条件不利地域の農業ですね、消費地から見れば。そういう中で、農業振興が、兼業的な収入をある程度視野に入れた中で、小さい農家と言われれば、何とかその対応を考えていかなければ、私は、ますます疲弊するんじゃないかという気がしてならんわけです。そのあたりをどう農業の立場で確立していくかというのは大変難しいと思うんです。特に中山間地は。そのあたりのビジョンも含めて検討されるということですか、長期的には。

○上杉農政企画課長 御指摘のとおりだと思います。我が県は、農政サイドからこういうことを言うのも何ですけれども、農水産業以外に重立った産業というのはない中で、農家についても、ある面、農外の所得につきましては、公共事業に依存したような関連性があると思っております。今後そういった公共事業が縮減される中で、ますます厳しい農業所得の状況になるということも考えられると思います。繰り返しになりますが、先般、御説明いたしました本県農業の将来ビジョンの中でも申し上げましたけれども、今現在、片や、産業全体ですね、農業だけじゃないんですが、新たな成長産業が見出せない中で、農業に対する注目も集まっております。国のほうでも今、6次産業化ということがしきりに言われておりますけれども、農業を基点とした関連産業との連携によって、農業者の所得を上げるようなビジョンをつくっていくということを考えております。

○緒嶋委員 特に、10年後は50%の自給率、20年後は60%、そういうビジョンが本当に描けるのかと。描いてほしいんですよ、具体的に実現性のあるビジョンを。そして、そこで生活できなきゃいかん。また、高齢化していく中で、後継者もそこで育たなければいけない中で、自由経済の中でのあれだから、働いて頑張る人が報われなければ、働かなくても働いても同じような政策を進めることは、自給率の向上等にも結びつかないんじゃないか。極端に言えば、植えつけて収入がなかった。所得を補償してくださいと言え、補てんの補償費というのは増すわけです。今までは自由で、努力した人は報われます。今は、努力しなくても、極端に言えば、植えつけてある程度そこに労力を入れて、結果として収穫はなかった。所得は補償しますということであれば、日本の財政からいって成り立つのかと。しかし、選挙ではそういうことを言ったほうが勝ちなんです。できんことでも言うたほうが勝ち。それがマニフェストの中で今度ははっきりしておるわけです。

そういう中で、特に農業というのは、ほかの政策、子ども手当とかじゃなくて、そこには農家、農民というのがおるわけです。その人たちの気持ちになって体制を整えなければ、絵にかいたもち的な発想では、私は農家は守れんんじゃないか、農業は守れんんじゃないかという気がするので、そのあたりはやはり県として国に、どういう日本の将来のビジョン——50%といたら、今から10%上げにゃいかんですね。今は40前後です。50%の食料自給率を60%にするために、どれだけ国としての支援体制をつくるか。片一方では、基盤整備を充実しなきゃいかんのに、基盤整備の予算はつけません。自給率は上げます。これでできますかと私は言いた

いわけです。そのあたりを基本的に考えていかなければ、農業振興は成り立たんのじゃないかという気がするわけです。

○伊藤農政水産部長 緒嶋先生が言われる意味はわかるんですが、基本的にその辺の将来ビジョンがまだ見えない。今回、国のほうも3月末をめどに食料・農業・農村基本計画を出してくると思うんです。その中で、どの辺までその辺が盛り込まれるかというところは注目しなきゃいかんと思います。

ただ、一方では、小泉さんが構造改革という流れの中である程度突っ走ってきたところがあった。そこを民主党さんが今度は底辺を広げたというところがあると思うんです。ただ、うちの県としては、はっきり言いまして、やはりいろいろありました。自民党さんというか、小泉さんが出された構造改革のときも、宮崎県は農業県だから、もっと意欲のある人、もう少し底辺を広げてもいいんじゃないかと言ってきました。基本的には、本当に農業で生活する、あるいは農業所得で食える農業をつくっていかなくちゃいけない。前向きに取り組むような意欲のある農業者であれば、行政的には積極的に支援もしていくべきではないかというのを言ってきました。今回、政権がかわって、サラリーマンも農業者というところまで広げてきました。それがいいとは僕は思いません。ただ、前向きに農業のために頑張る人、所得が稼げるような人には、これまでどおり積極的に支援していく。そういう人たちをきちっと担い手として位置づけながら農業を展開していく方向が、うちの県の基本的な考え方じゃないかと思っています。

○緒嶋委員 所得を補償してもらうことはありがたいわけですよ。しかし、本当に所得補償の体制が整えられるかどうかというのを私は一番

懸念するわけです。全体的に基盤整備も含めた中で事業を進めることによって、農業に意欲を持つ人が育つ。今の形でいえば、兼業農家まで含めて支援を広めますということは、すそ野を広めるということは悪いことじゃないが、実際問題として、そういう形の中で、日本の農業が、50%、60%の自給率の体制ができるのでしょうかと私は思っているわけです。やっぱり規模を拡大し、ある程度効率的な農業に持っていかなければ、具体的に農業の振興策というのはなく、所得を補償しますだけで今来ておるから、先が見えないわけです。片一方では、基盤整備をやらなきゃいかんのはブレーキをかけるということで、今度の農水省予算でも、農水省全体では2兆5,000～2兆6,000億で、前年と変わらんわけですけど、一方では所得補償で5,600～5,700億とられるから、基盤整備がおくれるという形で、農水省内の金の回しだけで今度は予算が組んである。所得を上げるためには、別枠で5,700億持ってきておればわかるけど、農水省の予算の片一方を減らして予算を組んだだけだから、それで本当に自給率が上がりますか、宮崎県の農業はどうなりますかというのが私の懸念だから、その辺も含めて農業長期計画も十分考えていかにゃいかんのではないですかと私は言いたいわけです。

○上杉農政企画課長 昨年の一連の国の予算要求につきましては、御指摘のとおり、政府全体の中で目玉政策が出ている中で、予算が足りないという中で、全体の整合性がなかなかとれていない中で、所得補償をやりますと。だけど、基盤整備の予算は減らしますと。いった、いわば整合性がとれていない、全く御指摘のとおりかと思っています。いずれにしましても、我が県といたしましては、整合性をとらなければ所得は上

がりませんので、そこもしっかり長期計画の中でやっていくということを考えております。

**○鳥飼委員** 今、所得補償制度についていろいろと議論が出ているんですけど、宮崎の場合はいろんな基盤整備がおこなわれている。小規模の農家が比率として多いということで、資料の中にも書いてありますけれども、平均すれば0.5ヘクタール、全国は1.2ヘクタールということを出ているわけです。一律1万5,000円ということなんです。戸別所得補償方式自体は、私ども社民党もそういう制度をつくっていこうということで主張してきました。ただ、基盤整備がおこなわれているところ、進んでいるところ、規模の拡大が進んでいるところ、おこなわれているところを含めて1万5,000円ということになれば、かなりの負担感といいますか、格差が出てくるんじゃないか。今後の所得補償のあり方について、そういうような区分を設けていくべきではないかというふうな思いがするんですけども、そこらあたりはどんな議論に進んでいくんでしょうか。

**○伊藤農政水産部長** とり方でいろいろあるんですが、うちがおこなっているというのは、どちらかといいますと、米の減反政策が46年に始まって、宮崎らしい、特性を生かした農業に転換していかにかん、米から変えていかにかんという基本的な流れがありました。その中で、施設園芸あるいは畜産あたりの施設型、集約型に変えてきました。一番おこなっていた分が土地利用型の部分なんです。水田とか畑作とかその辺の部分が、畑かん含めて、基盤整備含めておこなわれてきている。なおかつ農家数としては、畜産・野菜プラス米という複合経営の中で、全体の所得から見れば、50万円以上の販売農家でいけば、北海道に次いで2番目です。そ

れなりに伸びてきた。ただ、今回、戸別所得補償で米の部分で1万5,000と出ました。その部分が非常におこなっているのをはっきり言って我々としては心配しています。それは東北・北陸の大きいところに金は行くでしょう。しかし、それ以外の部分、まさに畜産、施設園芸あたりの部分——施設園芸はまだ見通しがついていないところがあるんですが、畜産も戸別所得補償にシフト化していく。あるいは水産まで含めてやろうという考え方が出ています。その辺の中で、米だけじゃなくて、全体として所得の位置づけというところを今後は十分我々も訴えながら、宮崎の中にどれだけ所得政策が位置づけられるかというところを考えていく必要があるというふうに思っています。

**○鳥飼委員** そうですね。宮崎でいえば7%ぐらいですか、米の生産量としても10万トンぐらいですから、占める比率は非常に低いというのはあります。ことしはモデルで米をやると。今後、野菜とか畜産に入っていく。しかし、なかなか難しいという議論も一つある中で、全体として農家経営がしっかりやられていくということが大事だろうと思うんです。例えば農産園芸課の資料では、きのう議論になりましたけれども、稲作等生産構造改革促進事業というのがありまして、成果目標では、12万1,000円でとんとんになると。うまくいくのかなというような思いもしながらこの図を見て、2ヘクタール未満が60.8%となっておりますけれども、現実的には、上の表にあるように、かなり頑張らんとこういうふうにはならないというのが一つあるわけです。今回の所得補償制度を続けられていくと思いますので、宮崎県の農業経営、農家で飯が食えていくという体制づくりをどうつくっていくのか。だから、これからは正念場なのか

なという思いがしているんです。国のつくる食料・農業・農村基本計画、県もつくられるということですから、そこでそういう主張なり、全国的な農政の中での位置づけなりが出てくると思いますが、ここはそれぞれの意見になると思いたすけれども、しっかり頑張っていただきたいということを申し上げるしかないのかなというふうに思っております。

**○外山三博委員** 宮崎の農業の将来はどうあったらいいのか、考えるんですが、私は、営農者もですが、県民も、宮崎の農業・農産物に対する誇りを持つところが一番基本じゃないかと思うんです。宮崎の農業の特質は何かといたら、すばらしい気候、太陽、恵まれた太陽ではぐくまれた新鮮な野菜等々農作物を新鮮な状態で食べてもらう。それが地産地消につながっていくし、子供たちの食育というところ。その中から初めて、宮崎の農業が将来非常に夢のある農業になっていくんじゃないかと思うんです。私はそう思うんですが、代表して、部長、どんなお考えでしょうか。

**○伊藤農政水産部長** まさに御指摘のとおりだと思います。やっぱり農業に誇りを持つことが基本だと、それが一つのやる気にもつながってくると思っています。そうした場合に、本県の条件を生かしながら、誇りを持ちながらやっていくんですが、基本は、一定の所得がないと後継者もできないと思っています。ただ、それだけでいいのかと。もうちょっと長期的に見て、今、先生が言われたように、まさに食育とか地産地消、その辺の中で、小さいころから、あるいは教育の中で農業に対する魅力を植えつけていくというか、そういう教育をしていく。それが農業につながっていく。そういう取り組みも今後は非常に大事じゃないかと思っています。ただ

単に、現段階の農業者が飯を食えるか食えんかというだけじゃなくて、もうちょっと子供たちに、地産地消なり、食育、農業のよさ、魅力というのをきちっと伝えていく。そういう取り組みは極めて大事だと。長期計画の中にもそういったところは織り込んでいければというふうに思っています。

**○外山三博委員** そこで、今、部長もまさに言われたように、子供のころから、おいしいものはおいしい、新鮮なものは新鮮な状態で食べていく。それが食育になるし、宮崎の農業の連続性につながっていく。ところが、ここは農政だから、部長には答弁は求めませんが、学校現場で給食を食べるときに、野菜サラダは全部熱を加えておるんです。ここにおられる県の幹部の方は皆さん御存じかどうかわからんけど、知らない方もおられると思う。私もこの前初めて知りまして、キュウリでもレタスでも全部熱湯をかけるか煮るかせんとだめだと。しかし、こんなことをやっておったら、一番うまいものをうまい状態で子供は食べられないわけです。ちょっとこれはおかしいなと。教育現場が自分たちの保身というか、食中毒か何かあったときの逃げ道としか考えられないんです。それじゃ、町の総菜屋さんやスーパーに行って、生野菜を売ってないかといったら、弁当にも全部入っていますね。学校現場だけそんなことをやっておることは、非常に私はおかしいなと思って、ここに教育長がおられたら、教育長に言いたいんだけど、ここでは私の気持ちだけ言って終わりますが、そういうことを私は感じておるから、どうか皆さん方、ちょっと意識の中に、農政を引っ張っていく皆さん方はおわかりになると思いますから、ちょっとおかしなことがあるかなと思っております。

きょうが最後の委員会になると思うので。きょうは試験場の場長さんもおいでだと思いますが、試験研究というのはいろんなものを先取りしていく一番大事な部門なんですね。農業試験場、水産試験場、畜産試験場も見えておりますね。短くていいですから、来年に向けての取り組み、こういうことをうちの試験場でやりたいんだということを一人ずつお聞かせをいただきたいと思います。

**○村田総合農業試験場長** 発言の機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。農業試験場におきましては、農事試験場として明治31年にスタートいたしましてから、110年たちました。その間、宮崎県の農家の皆さん方の技術力のアップ、県民ないし国民に対する食料の安定供給という立場で、試験研究に取り組んでまいりました。特に10年ぐらい前から、議会の皆さん方の御協力も得まして試験場の整備もさせていただきまして、今、新しい形で、最先端の技術の研究の場という形で進めております。特に、今お話がありましたような食の安全・安心という立場での取り組み、それから、今からの流れとしましては、加工野菜ですね、今まで施設野菜専門でやってきましたけれども、露地野菜を中心とした加工野菜を畑作園芸支場等では進めていきたいというふうに思っております。また、地球温暖化の中で、亜熱帯の食物、果物等、マンゴーにかわる新しい品目の面にも取り組んでいって、新しい付加価値のある宮崎の特徴のある農産物をつくっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

**○荒武畜産試験場長** 畜産試験場でございます。畜産試験場も、第9回の全共で宮崎牛が日本一になりましたけれども、それをサポートす

るような技術開発に取り組んできたところでございます。次年度につきましては、今まで肉用牛の改良につきましては、脂肪交雑——サシに重点を置いた改良を進めてきておりましたけれども、これからは、おいしい牛肉というんですか、それについて技術的な対応をしていかないといけないということがあります。その中で、オレイン酸という脂肪酸がそれに関係しているということもあります。宮大のほうがおレイン酸を簡単に測定する装置もつくりましたので、そこら辺と共同しながら、新しいスタンダードといいますか、サシにプラスして、おいしさの基準をつくりながら新しい技術を開発していきたいと、そのように考えておるところでございます。以上です。

**○那須水産試験場長** 農政水産部に3つ試験場がございますけれども、水産試験場では、本県の漁業を見ますと、非常にのっぺりとした海岸線で、その中で500億近い水揚げを上げているうちの3分の2はカツオ、マグロでございます。どちらかというと、今までつくり育てる漁業を中心に取り組んできた経緯はあるんですけれども、たまたまことし、かつお一本釣り漁場予測システムということで上げておりますけれども、まさに今、漁業全体が危機に陥っております。しかし、こういったのも、今まで地道に底辺を積み上げてきた結果として、昨年そういったことに漁業者自身が支援してくれまして、試験場が追いかけなくても、漁業者と一緒にやっ払いこうということで現場におろして、今仕事を進めております。大きなことを言うつもりはありませんけれども、今、委員おっしゃいましたように、水産試験場は漁業者に夢を与えるところだと思っております。若い優秀な研究者もいっぱいおります。彼らと一緒に宮崎県

の漁業を技術的に引っ張っていったらと思っております。以上でございます。

**○緒嶋委員** 私、ちょっと忘れたというか、お願いしておきたいんですけども、やはり県の立場からいえば、農業振興、そのほか水産振興も含めて、職員の能力を高めていかにやいかんと思うんです。指導力というか。そういう中で、普及事業にしても、今、農家の皆さんが言うのは、例えが悪いかもしれませんが、農家の皆さんのほうが指導員に指導しよると。おれたちが教えて一人前になったら出ていくというようなことで、逆転した指導力になっている。ある意味では、部分的に。みんながみんなじゃない。だから、やっぱり指導者としての自覚と責任を持って指導できるように能力を高めていただかなければ、本当の指導者じゃないんじゃないか。そういう指摘を受けるわけです。農家の人は何十年もそれで頑張っている人もいて、エキスパートになっているわけです。花でもキンカンでも何でも。県の職員は3年で担当が変わる関係で、自分は初めてですがというような指導者がいる。ある程度継続性のある中で指導していかにや、農業土木で、ほかの立場に行ってもまた農業土木に帰るとかいろいろすると、技術的なものは今はコンサルのほうが能力があるんじゃないか。コンサルを逆に指摘するような能力、農業土木でもほかの土木でも同じだが、そういうような形の中で指導ができる、あるいは適正な判断ができるという体制が今整っているのかというのが、農家の皆さんから私なんかには言われる意見なんですけど、このあたりはどうでしょうか。

**○伊藤農政水産部長** そういうところもないとは言いません。現実には農家の人の実態を見ますと、優秀な農家の人もおられます。ただ、全体

で見ますと、例えばキュウリでいきますと、うちのハウスの10アール当たりの反収というのが大体14トンです。多い人は25トンとっています。とっていない人は7～8トンしかとっていない。この格差は非常に大きいんです。優秀な人から見たら、普及員というのは、もうちょっと勉強せいというところがあるかもしれませんが、僕は、ここを、特に下のほうをどう引き上げるかということが非常に大事だと思います。そういう意味で、普及員のレベルは高いほうがいいです——そこまで我々も教育はしていかにやいかんと思います。そういう努力はしていきたいと思うんですが、農家のほうももうちょっと考えていただくというか、1トン違えば30万所得が違うわけです。その辺が、経営能力というか、単なる農家の技術だけじゃなくて、経営指導も含めて普及員の能力を高めていく取り組みはやっていかにやいかんというふうに思います。それともう一つは、継続性も大事だと思います。その辺の一定の配慮は、試験場も含めて、くるくるかえていたってそれなりの能力は高まらないという問題もあります。ただ、一方では、レベルが低いのでどこか回してくれという人もおったりして、その辺は難しいと思うんですけども、継続性も考慮しながら職員の配置もやっていかにやいかんというふうに思っています。

**○緒嶋委員** これは農協の指導員にも言えることですね。だから、そういう連携をとりながら、何を生産農家に指導しなきゃいかんのか、また、自分は何のためにここで働いておるのかという自覚を持って努力していただくという姿勢の問題だと。その辺を十分皆さん方で指導していく必要があるというふうに思います。

それともう一つ。これは私から言いにくいん

ですけれども、部長は長年勤めてこられました。ことし最後だということを聞いておりますので、何名かそういう立場で、3月で定年というか60歳になられる方もおられます。長年農業一筋で頑張ってきた人を代表して、農政水産部長、思いを一言。

○外山衛委員長 最後に入っているんです。

○緒嶋委員 最後に入っているんですか（笑声）。済みません。打ち合わせを聞いてなかったものだから。

○外山衛委員長 済みません。ごめんなさい。

○十屋委員 部長のごあいさつは最後にいただきますけど、今回の予算、いろいろお聞かせいただいて、まだ中身が固まっていないというのが随所ありまして、農政も水産もですけど、国との関係が非常に強いということを改めて感じたところなんです。その中にあっても宮崎の農業というのは、今までも、「らしさ」という言葉を使いながら、「ならでは」というのも使いながらやってきたわけです。政権が変わって新たに方向転換をせざるを得ない。先ほど部長が言われましたけど、土地を利用する土地利用型の畑も田んぼも、そこが宮崎としてはちょっとおくれたというような話がありました。私は近ごろつくづく思うんですけれども、国にきちんと、九州なら九州、東北なら東北に合った制度、一律1万5,000円ではなくて、それぞれのものを要望してほしいと思います。それが新しい政権の方向性だと思いますので、それを宮崎から情報発信していただきたいのが1つと、もう一つは、自分の両親も含めて見ていると、農耕民族であるがゆえに、どうしても土地に固執してしまうんです。規模拡大と言いつつなかなかできないのは、個人が持っている資産、財産としての価値をどう見るかというので、ど

うしてもそのところができない。さっき条例改正の中でもありました——農業法人だけでなく、一般の会社にも法人にも貸し出しができると。しかしながら、反面、流動化によって転売されるんじゃないかということも声高に言われるわけです。農業の中で意識も効率化を図っていくためには、農家の方々の、我々もそうですけど、意識を変えていかないと、これからの高齢化、少子化、人口減少の中では、面積を広くしていかないとやれないんじゃないか。そういう一面もこれからの農政の中で頭の隅に置いておいていただければありがたいというふうに思います。これは私からの要望です。

○鳥飼委員 先ほど緒嶋委員からありました普及員の方の専門性のことなんですけれども、部長が言われたことも一理あると思いますが、私は、緒嶋委員の言われることにも納得できる部分があるんです。それはなぜかといいますと、花卉とか畜産とかいろんな専門があって、自分はこれでやってきたのにとこのところがある。異動というのはある程度やむを得ないんですけれども、私、以前も申し上げたかもしれないんですけど、それぞれの農業改良普及センターで、やはり行財政改革2007の影響が非常に効いてきていると思っているんです。机はあるけど人はいないというところがかかりふえてきて、農業改良指導員の方たちも減ってきている。そういう意味では専門性が問われる。もっと幅広くとなったりしますので、そこはやはり、県のそういう計画との兼ね合いもあるんでしょうけど、農政は農政でしっかり主張していただいで、宮崎県の基幹産業ですから、ぜひそういう専門性を高めるという意味で努力をお願いしたい。私、地元のバラ農家の人と話していたら、県庁職員のだれだれと名前が出るんですね。

「天敵ではすごいとよ、あの男は」と、こう言われるんです。名前と顔がすぐ浮かぶんですけど、そういう方はたくさんおられると思うんです。そういう人たちを生かしていく体制をつくっていただきたい。それは部と部の関係になりますけれども、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

**○外山衛委員長** そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

では、委員会を終了する前に、さっき緒嶋委員からもございましたが、本当に気さくなお人柄でもって長年県の運営に携わってこられた伊藤部長に、この場で、委員の了承を得まして、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

**○伊藤農政水産部長** 委員会の席で時間をとっていただきましてありがとうございます。一言、私のほうからお礼を申し上げたいと思います。

私、1973年、昭和48年に県庁に入庁させていただきました。農家の息子として生まれまして、農業を何とかせにゃいかんという思いで正直県庁に入らせていただきました。一つは、今お話ございました、国、県、市町村という流れの中で、県の立場で何ができるのかというのを、常に現場目線からどう上に、ここに2人国から来ていますけれども、常にそこを意識しながらいろんな面でやってきたんですが、私の力不足で、十分な仕事もできなくて本当に申しわけなく思っております。そういう中で、議会の先生方にはいろんな面で御指導をいただきました。まずもお礼を申し上げたいと思います。

若干振り返りますと、36年のうち、30年、本庁で仕事をさせていただきました。常に農業は、一般的に、議会答弁でもそうなんですが、

厳しいと言いながら、一方では、きちっと新たな施策あたりを模索しながら、提案しながら、まさに議会と向き合ってきた。ある面では闘ってきたというのが僕の実感でございます。

本県の農業は、御案内のとおり、昭和35年の防災営農計画、黒木博知事のときからちょうど丸50年であります。40年代に、まさにうちの県は食料供給基地づくりということで、長期計画を立てながら食料供給基地づくりに取り組んできた。50年代は、団地営農村づくりと。本県の特性を生かした農業を団地営農という視点でどう取り組んでいくかということ。それから、平成に入りまして、みやざきブランドづくり、国際化に対応した農業をどうするか。米の自由化、牛肉・オレンジの自由化等々あって、ブランド、国際化。それから、今、食の安全・安心という流れで来ております。

そういう中で、いろんな情勢の変化によりまして、長期計画もつくりながら、方向性を示しながら、各般の施策に議会の御協力を得ながら取り組んできたというふうに思っております。

この間、御案内のとおり、本県の農業産出額は、35年に30位でありました。これが今、5位ということで、この点は、若干手前みそですけども、一定の評価はさせていただきたいと思うんですが、ただ、先ほどからお話が出ているとおりでございます。力としては確かに大きくなってきましたけれども、来年の方針、あるいは緒嶋先生もよく言われますけれども、所得を基本とした、産業として自立できる農業といった観点から見ますと、まだまだやるべきことはいっぱいあるんじゃないかというふうに思っております。これも議論になりましたように、国のほうも今回政権がかわりました。新たな視点で所得補償政策、今、議論がなされておりま

す。まさにこれからが本県農業、食料供給県として、本県の農業の真価と申しますか、底力が問われてくるんじゃないかと思っています。さらに、ある面では飛躍するチャンスじゃないかというふうに私は思っております。今後は、新たな長期計画の中できちっと県が方向を示しながら、地域経済に貢献できるまさに成長産業として、農業をさらに発展させていただければというふうに思っております。

農業は官製であると。官の力がなくなかなか伸びないと。農業は官製であるということ先輩からいろいろ言われてきました。県の行政の力と申しますか、大きいものが農業の中には多々あると思っています。ぜひ、県がきちっと方向性を示しながら、本県の農水産業をさらに発展させていただければありがたいと思っております。

ここまでのいろんな面で支えていただきました議会の先生方に心からお礼を申し上げまして、簡単ですけども、お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○外山衛委員長** 部長も本当に気さくなお人柄ですから、これからもいろんな場面でアドバイスをいただきたいと思っております。

では、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

---

午後 2 時11分再開

**○外山衛委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日の13時30分にいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山衛委員長** では、そのように決定をいたします。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山衛委員長** では、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時12分散会

平成22年3月12日（金曜日）

---

午後1時29分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	松村	悟郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		外山	三博
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		濱砂	守
委員		囗師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主査	本田	成延
政策調査課主査	坂下	誠一郎

---

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第4号から第6号、第10号、第11号、第20号、第21号、第23号から第27号、第30号及び第31号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第4号から第6号、第10号、

第11号、第20号、第21号、第23号から第27号、第30号及び第31号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 御異議ございませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等がございますでしょうか。

暫時休憩をいたします。

午後1時31分休憩

---

午後1時34分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、皆様の御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、そのようにいたしたいと思えます。

そのほかで何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時35分閉会